

# 里親委託等の推進について

# 令和4年度予算における里親委託の推進に向けた支援の内容

里親委託・施設地域分散化等加速化プランを策定し、里親委託を推進する自治体の取組を強力に支援するため、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ等を行うとともに、施設と連携した里親養育への支援体制を強化する。

## ①補助率の嵩上げなど、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充等

加速化プランに基づく里親委託に向けた取組を強力に推進するため、以下により自治体の取組を支援する。

### ①補助率の嵩上げ

令和6年度末までの「**集中取組期間**」において、以下の要件のいずれも満たす場合に**補助率を嵩上げ（1/2 ⇒ 2/3）**

（要件）

(1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること

(2) 加速化プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること

i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体

ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体

(3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること

i フォスタリング体制の構築 ii 里親リクルート iii 研修・トレーニング iv マッチング v 委託後の相談支援

### ②提案型補助事業の実施（里親等委託推進提案型事業）

意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、**提案型補助事業を実施**（定額（国10/10相当））

### ③障害児養育に係る里親等の負担軽減（障害児里親等委託推進モデル事業）

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、**障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施**

### ④里親家庭養育協力支援の創設《新規》

新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、**経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組を創設**

### ⑤養育児童預かり支援の創設《新規》

里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、**フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援を創設**

## ②施設と連携した里親養育への支援体制の強化（参考：令和3年度予算による拡充）

施設の専門性・ノウハウを活用し、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、児童入所施設措置費による支援を引き続き実施。

### ①里親養育への支援の拡充

里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、**里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置**

### ②里親等への巡回支援の実施

施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム等への**巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置**

### ③ファミリーホームの養育負担の軽減

ファミリーホームの養育負担を軽減するため、児童養護施設等における**一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加**

## 里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：令和2年4月～令和12年3月）を依頼。
- 令和2年8月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、**国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施。**
  - 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）先駆的な取組みを行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
  - 令和3年1月～ 個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表
- 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末（※）までの期間を「**集中取組期間**」として位置付け、毎年度、「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン**」の提出を求める。
  - （※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
  - （※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
  - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、**補助メニューの拡充等**を図るとともに、
  - ii **集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）**を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、**意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。**

# 里親委託加速化プランに基づく財政支援の採択について（概要）

- 各都道府県等から提出された里親委託加速化プランを集計した結果、74自治体中、**39自治体を財政支援の対象として採択**する予定。
- 採択予定の39自治体のうち、令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率の見込みについて、①75%以上の自治体が**17自治体**（15自治体）、②令和元年度末実績と比較して3倍以上増加した自治体が**22自治体**（20自治体）となっている。
- （※）（）内は令和3年度採択自治体数
- 今回採択をしなかった自治体について、今後、プランの見直しがあった場合には**追加で採択を行う予定**。

採択の可否	自治体名	令和元年度末（実績）			令和2年度末（実績）			令和3年度末（見込）			令和6年度末（見込）		
		代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
●	1 北海道	71人	51人	71.8%	88人	46人	52.3%	74人	51人	68.9%	72人	61人	84.7%
	2 青森県	30人	7人	23.3%	35人	7人	20.0%	28人	8人	28.6%	26人	10人	38.5%
●	3 岩手県	39人	6人	15.4%	29人	7人	24.1%	32人	10人	31.3%	44人	21人	47.7%
●	4 宮城県	14人	0人	0.0%	15人	4人	26.7%	26人	8人	30.8%	26人	10人	38.5%
●	5 秋田県	19人	3人	15.8%	17人	3人	17.6%	20人	7人	35.0%	19人	11人	57.9%
●	6 山形県	17人	6人	35.3%	21人	2人	9.5%	22人	6人	27.3%	21人	16人	76.2%
●	7 福島県	39人	27人	69.2%	34人	23人	67.6%	37人	26人	70.3%	38人	29人	76.3%
●	8 茨城県	74人	12人	16.2%	65人	6人	9.2%	64人	15人	23.4%	60人	44人	73.3%
●	9 栃木県	76人	14人	18.4%	78人	13人	16.7%	82人	25人	30.5%	81人	43人	53.1%
	10 群馬県	64人	19人	29.7%	61人	23人	37.7%	75人	20人	26.7%	77人	26人	33.8%
	11 埼玉県	179人	33人	18.4%	206人	34人	16.5%	203人	53人	26.1%	199人	72人	36.2%
	12 千葉県	106人	35人	33.0%	115人	48人	41.7%	116人	52人	44.8%	114人	65人	57.0%
	13 東京都	431人	65人	15.1%	374人	66人	17.6%	-	-	-	490人	69人	14.1%
●	14 神奈川県	89人	11人	12.4%	78人	20人	25.6%	108人	30人	27.8%	106人	37人	34.9%
	15 新潟県	29人	8人	27.6%	27人	9人	33.3%	22人	6人	27.3%	22人	9人	40.9%
●	16 富山県	14人	0人	0.0%	11人	4人	36.4%	13人	3人	23.1%	13人	6人	46.2%
	17 石川県	22人	5人	22.7%	24人	2人	8.3%	20人	6人	30.0%	18人	8人	44.4%
●	18 福井県	10人	1人	10.0%	23人	1人	4.3%	10人	1人	10.0%	12人	4人	33.3%
●	19 山梨県	34人	17人	50.0%	31人	16人	51.6%	44人	24人	54.5%	46人	35人	76.1%
●	20 長野県	69人	21人	30.4%	48人	20人	41.7%	65人	27人	41.5%	59人	45人	76.3%
●	21 岐阜県	52人	20人	38.5%	46人	15人	32.6%	55人	21人	38.2%	54人	41人	75.9%
	22 静岡県	48人	17人	35.4%	53人	17人	32.1%	43人	14人	32.6%	40人	18人	45.0%
	23 愛知県	106人	29人	27.4%	94人	24人	25.5%	154人	-	-	158人	45人	28.5%
	24 三重県	53人	15人	28.3%	41人	9人	22.0%	46人	13人	28.3%	64人	31人	48.4%
	25 滋賀県	22人	10人	45.5%	21人	3人	14.3%	23人	9人	39.1%	23人	12人	52.5%
	26 京都府	22人	3人	13.6%	20人	4人	20.0%	30人	4人	13.3%	30人	7人	23.3%
	27 大阪府	132人	30人	22.7%	134人	27人	20.1%	166人	-	-	165人	-	47.0%
	28 兵庫県	98人	18人	18.4%	100人	18人	18.0%	104人	25人	24.0%	104人	39人	37.5%
	29 奈良県	28人	5人	17.9%	26人	3人	11.5%	34人	6人	17.6%	33人	9人	27.3%
●	30 和歌山県	28人	3人	10.7%	20人	1人	5.0%	36人	7人	19.4%	35人	12人	34.3%
●	31 鳥取県	22人	1人	4.5%	27人	0人	0.0%	38人	2人	5.3%	36人	5人	13.9%
	32 島根県	25人	8人	32.0%	23人	5人	21.7%	23人	6人	24.8%	25人	9人	36.0%
	33 岡山県	40人	14人	35.0%	30人	8人	26.7%	74人	39人	52.7%	70人	53人	75.7%
	34 広島県	56人	7人	12.6%	59人	16人	27.1%	55人	11人	20.0%	56人	16人	28.6%
●	35 山口県	31人	2人	6.5%	31人	5人	16.1%	30人	8人	26.7%	29人	10人	34.5%
	36 徳島県	24人	9人	37.5%	22人	8人	36.4%	30人	11人	36.7%	30人	18人	60.0%
	37 香川県	23人	6人	26.1%	25人	10人	40.0%	27人	11人	40.7%	25人	13人	52.0%

採 択 の 可 否	自治体名		令和元年度末（実績）			令和2年度末（実績）			令和3年度末（見込）			令和6年度末（見込）		
			代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率
	32	島根県	25人	8人	32.0%	23人	5人	21.7%	23人	6人	24.8%	25人	9人	36.0%
	33	岡山県	40人	14人	35.0%	30人	8人	26.7%	74人	39人	52.7%	70人	53人	75.7%
	34	広島県	56人	7人	12.6%	59人	16人	27.1%	55人	11人	20.0%	56人	16人	28.6%
●	35	山口県	31人	2人	6.5%	31人	5人	16.1%	30人	8人	26.7%	29人	10人	34.5%
	36	徳島県	24人	9人	37.5%	22人	8人	36.4%	30人	11人	36.7%	30人	18人	60.0%
	37	香川県	23人	6人	26.1%	25人	10人	40.0%	27人	11人	40.7%	25人	13人	52.0%
●	38	愛媛県	39人	5人	12.8%	36人	11人	30.6%	50人	16人	32.0%	50人	24人	48.0%
●	39	高知県	28人	1人	3.6%	20人	2人	10.0%	37人	9人	24.3%	51人	21人	41.2%
●	40	福岡県	86人	13人	15.1%	79人	11人	13.9%	67人	21人	31.3%	63人	33人	52.4%
●	41	佐賀県	35人	18人	51.4%	26人	11人	42.3%	28人	16人	57.1%	28人	21人	75.0%
	42	長崎県	28人	9人	32.1%	26人	4人	15.4%	29人	12人	41.4%	29人	18人	62.1%
●	43	熊本県	20人	0人	0.0%	21人	2人	9.5%	29人	4人	13.8%	28人	13人	46.4%
●	44	大分県	35人	19人	54.3%	28人	13人	46.4%	33人	21人	63.6%	33人	25人	75.8%
●	45	宮崎県	38人	1人	2.6%	32人	2人	6.3%	35人	9人	25.7%	34人	13人	38.2%
	46	鹿児島県	68人	16人	23.5%	63人	9人	14.3%	59人	15人	25.4%	58人	23人	39.7%
	47	沖縄県	43人	26人	60.5%	42人	29人	69.0%	48人	26人	54.2%	47人	27人	57.4%
●	48	札幌市	60人	23人	38.3%	55人	28人	50.9%	57人	30人	52.6%	58人	44人	75.9%
	49	仙台市	23人	4人	17.4%	25人	8人	32.0%	35人	9人	25.7%	36人	14人	38.9%
	50	さいたま市	32人	7人	21.9%	26人	5人	19.2%	36人	15人	41.7%	36人	27人	75.0%
	51	千葉市	13人	4人	30.8%	19人	6人	31.6%	19人	6人	31.6%	18人	10人	55.6%
	52	横浜市	86人	18人	20.9%	77人	21人	27.3%	122人	32人	26.2%	130人	43人	33.1%
●	53	川崎市	38人	9人	23.7%	36人	14人	38.9%	51人	31人	60.8%	52人	39人	75.0%
●	54	相模原市	26人	8人	30.8%	18人	6人	33.3%	26人	11人	42.3%	24人	18人	75.0%
●	55	新潟市	16人	11人	68.8%	16人	11人	68.8%	13人	8人	61.5%	12人	9人	75.0%
	56	静岡市	16人	9人	56.3%	16人	8人	50.0%	16人	8人	50.0%	15人	8人	53.3%
●	57	浜松市	19人	12人	63.2%	14人	11人	78.6%	15人	12人	80.0%	18人	15人	83.3%
●	58	名古屋市	93人	16人	17.2%	77人	23人	29.9%	97人	31人	32.0%	100人	45人	45.0%
●	59	京都市	38人	8人	21.1%	31人	9人	29.0%	36人	15人	41.7%	35人	26人	74.3%
●	60	大阪市	159人	8人	5.0%	144人	12人	8.3%	188人	16人	8.5%	188人	48人	25.5%
	61	堺市	33人	11人	33.3%	25人	7人	28.0%	51人	0人	0.0%	51人	16人	31.4%
●	62	神戸市	47人	7人	14.9%	67人	11人	16.4%	49人	6人	12.2%	51人	19人	37.3%
	63	岡山市	40人	14人	35.0%	16人	2人	12.5%	74人	39人	52.7%	70人	53人	75.7%
	64	広島市	56人	7人	12.6%	59人	16人	27.1%	55人	11人	20.0%	56人	16人	29.0%
	65	北九州市	44人	10人	22.7%	32人	6人	18.8%	35人	9人	25.7%	44人	17人	38.6%
●	66	福岡市	24人	16人	66.7%	21人	15人	71.4%	38人	25人	65.8%	35人	27人	77.1%
●	67	熊本市	20人	0人	0.0%	21人	2人	9.5%	29人	4人	13.8%	28人	13人	46.4%
	68	横須賀市	9人	1人	11.1%	4人	0人	0.0%	11人	0人	0.0%	14人	1人	7.1%
	69	金沢市	22人	5人	22.7%	24人	2人	8.3%	20人	6人	30.0%	18人	8人	44.4%
●	70	明石市	3人	1人	33.3%	3人	2人	66.7%	6人	3人	50.0%	7人	6人	85.7%
●	71	世田谷区	-	-	-	12人	4人	33.3%	19人	10人	52.6%	26人	20人	76.9%
●	72	江戸川区	24人	3人	12.5%	25人	1人	4.0%	28人	5人	17.9%	30人	12人	40.0%
	73	荒川区	0人	0人	0.0%	11人	0人	0.0%	12人	1人	8.3%	15人	3人	20.0%
●	74	港区	-	-	-	4人	1人	25.0%	2人	1人	50.0%	4人	3人	75.0%
39		全国計	3,596人	802人	22.3%	3,279人	795人	24.2%	3,460人	991人	28.6%	3,990人	1,652人	41.4%

## 1. 事業内容

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

### ①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

### ②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

### ③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

### ④里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

また、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制の整備を行う。

### ⑤里親等委託児童自立支援事業

フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、児童養護施設等と同様、里親・ファミリーホームにおいても委託解除前から自立に向けた支援を行う。

### ⑥共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

### ⑦障害児里親等委託推進モデル事業

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

### ⑧里親等委託推進提案型事業

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

## 2. 拡充内容（令和4年度予算）

### <里親訪問等支援事業（拡充）>

#### ○里親家庭養育協力支援の創設（加算分に追加）

- ・新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組を創設 → 1回当たり：4,860円（経験豊富な里親の家庭に、新規に登録した里親が出向き、里親委託による養育を体験することも可能）

#### ○養育児童預かり支援の創設（加算分に追加）

- ・里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援を創設。  
→ ①受入準備経費：8,000千円、②宿泊を伴う一時預かり：13,980円（日額）、③宿泊を伴わない一時預かり：5,500円（日額）

### <里親等委託児童自立支援事業（拡充）>

- ・自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直しを行う。

2,906千円（年額） → 【要求】事務費 2,906千円、事業費 1,082千円 ※対象者10人以上かつ支援回数120回以上の場合

令和3年度予算より、令和6年度末までの「集中取組期間」で以下の要件のいずれも満たす場合に補助率の嵩上げを実施（1/2 ⇒ 2/3）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
  - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
  - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
  - i フォスタリング体制の構築
  - ii 里親リクルート
  - iii 研修・トレーニング
  - iv マッチング
  - v 委託後の相談支援

### 3. 補助基準額等

①統括責任者加算・ . . . . . 1か所当たり	5,865千円	⑥里親訪問等支援事業 . . . . . 1か所当たり	9,796千円
②市町村連携加算・ . . . . . 1か所当たり	5,700千円	里親等委託児童数	
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		20人以上40人未満・ . . . . . 1か所当たり	2,340千円加算
都道府県等が実施する場合・ . . . . . 1自治体当たり	1,932千円	40人以上60人未満・ . . . . . 1か所当たり	4,308千円加算
委託して実施する場合・ . . . . . 1か所当たり	1,288千円	60人以上80人未満・ . . . . . 1か所当たり	7,777千円加算
里親リクルーター配置加算・ . . . . . 1か所当たり	5,736千円加算	80人以上・ . . . . . 1か所当たり	10,496千円加算
新規里親登録件数		心理訪問支援員配置加算（常勤）・ 1か所当たり	5,098千円加算
15件以上25件未満・ . . . . . 1か所当たり	1,306千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）・ 1か所当たり	1,552千円加算
25件以上35件未満・ . . . . . 1か所当たり	1,862千円加算	里親家庭養育協力支援・ . . . . . 1日当たり	4,860円 <<新規>>
35件以上・ . . . . . 1か所当たり	2,417千円加算	養育児童預かり支援	
④里親研修・トレーニング等事業		受入準備経費・ . . . . . 1か所当たり	8,000千円 <<新規>>
都道府県等が実施する場合・ . . . . . 1自治体当たり	7,759千円	一時預かり（宿泊を伴うもの）・ . . . 1日当たり	13,980千円 <<新規>>
委託して実施する場合・ . . . . . 1か所当たり	5,173千円	一時預かり（宿泊を伴わないもの）・ 1日当たり	5,500千円 <<新規>>
里親トレーナー配置加算（常勤）1か所当たり	5,431千円加算	⑦里親等委託児童自立支援事業	
里親トレーナー配置加算（非常勤）1か所当たり	2,604千円加算	アフターケア対象者10人以上かつ	
研修代替要員費・ . . . . . 1人当たり	38千円	支援回数120回以上の場合・ . . . . . 1か所当たり	3,988千円 <<拡充>>
⑤里親委託推進等事業 . . . . . 1か所当たり	6,476千円	アフターケア対象者20人以上かつ	
新規里親委託件数		支援回数240回以上の場合・ . . . . . 1か所当たり	7,898千円 <<拡充>>
15件以上30件未満・ . . . . . 1か所当たり	1,126千円加算	⑧共働き家庭里親委託促進事業 . . . 1自治体当たり	3,749千円
30件以上45件未満・ . . . . . 1か所当たり	2,882千円加算	⑨障害児里親等委託推進モデル事業・ . 1か所当たり	2,100千円
45件以上・ . . . . . 1か所当たり	3,947千円加算	⑩里親等委託推進提案型事業・ . . . . . 1自治体当たり	10,000千円

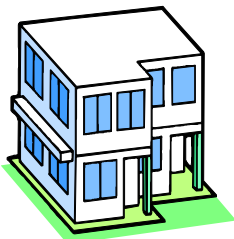
【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】①～⑨の事業 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

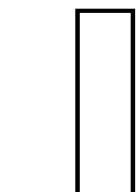
⑩の事業 定額（国：10/10相当）



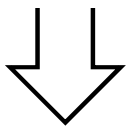
# 里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ



都道府県  
(児童相談所)



事業の全部又は  
一部を委託可能



社会福祉法人  
NPO 等



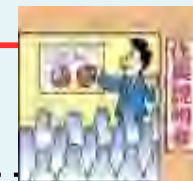
リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

統括責任者<<常勤>>

リクルート



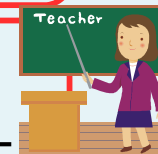
- ・ 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発



里親リクルーター<<常勤>>、リクルーター補助員<<非常勤>>

研修・トレーニング

- ・ 登録前研修、更新研修の実施
- ・ 委託後や未委託里親へのトレーニングの実施



里親トレーナー<<常勤又は非常勤>>

マッチング

- ・ 子どもと里親とのマッチング
- ・ 自立支援計画の作成



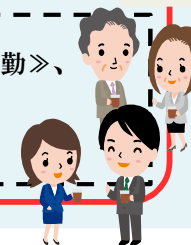
里親等委託調整員<<常勤>>、委託調整補助員<<非常勤>>

委託後支援・交流

- ・ 委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・ 定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る



里親等相談支援員<<常勤>>、相談支援員補助員<<非常勤>>、  
心理訪問支援員<<常勤又は非常勤>>、  
自立支援担当支援員<<常勤又は非常勤>>



# 障害児の里親等委託の推進について（障害児里親等委託推進モデル事業）

（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）

## 事業内容

- 「家庭養育優先原則」に基づき、障害児も含め里親等委託を推進しているところであり、里親・ファミリーホームに委託された子どもの中には障害児も多く含まれている。今後、さらに里親等委託が進展していくに伴い、障害児の受け入れを行う里親・ファミリーホームの割合は増加することが見込まれる。一方で、養育者である**里親等は障害児の養育について不安や負担を感じている**ことから、里親等に対する**支援体制の構築が課題**となっている。

（参考）障害等のある児童の割合（平成30年10月1日時点） 里親：24.9% ファミリーホーム：46.5%

- このため、里親等包括支援機関（フォスタリング機関）が、障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する**児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携**し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、**障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施**する。

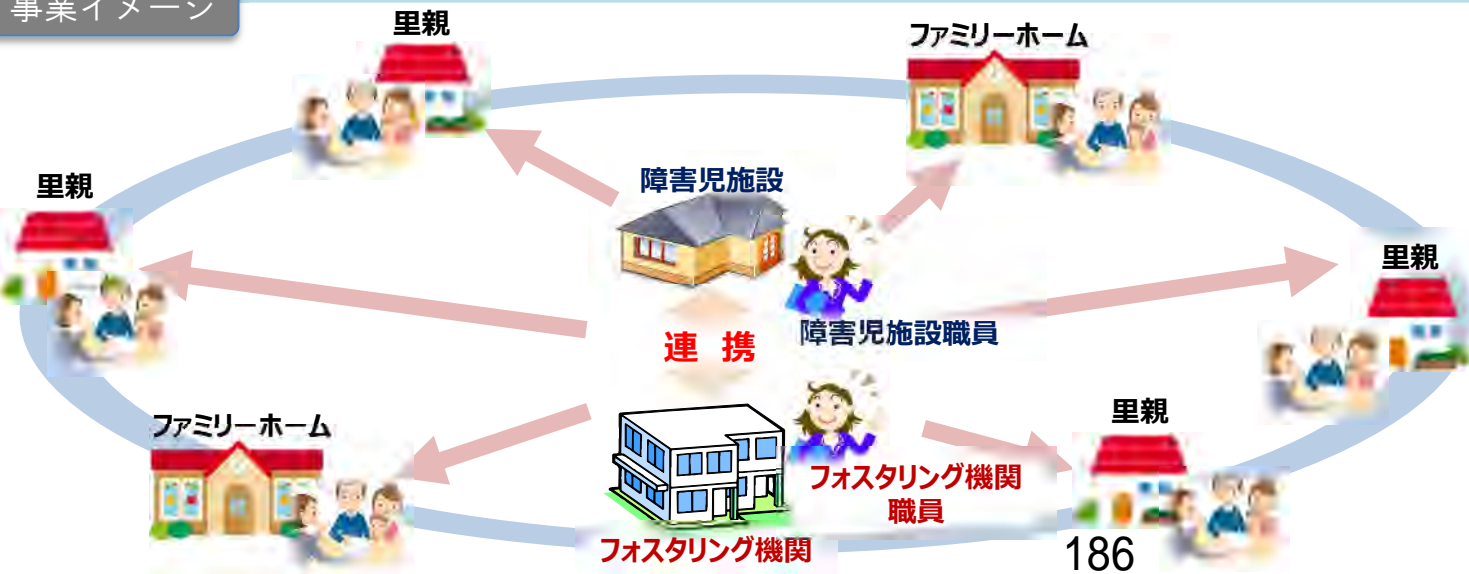
（参考）障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書（令和2年2月10日）

- ・ 障害児においてもできる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で育ちを保障することでウェルビーイングの向上を目指す必要がある、より家庭的な環境として里親やファミリーホームの活用を一層推進するための検討をすべき。
- ・ 厚生労働省においては、提言を受けて関係部局で施策をさらに一層推進することが極めて重要であり、これに関して障害児支援を担当する障害保健福祉部は、社会的養護施策を担当する子ども家庭局と共に施策を進めるべきである。

## 補助額等

- (1) 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- (2) 補助額 1か所当たり 210万円
- (3) 負担割合 国1/2、実施主体1/2

## 事業イメージ



## 障害児施設職員の業務イメージ

- ① 障害児への専門的な支援の実施
- ② 里親等への養育に関する相談支援
- ③ 地域社会との交流支援
- ④ 他の障害福祉サービスとの連携支援
- ⑤ 障害児養育に知見のある里親のリクルート

## フォスタリング機関職員の業務イメージ

- ① 支援ニーズの把握
- ② 障害児施設との連絡調整
- ③ 障害児施設職員との連携による支援
- ④ 他の児童福祉サービスとの連携支援

# 里親等委託推進提案型事業

(里親養育包括支援(フォスタリング)事業)

## 概要

- 家庭で適切な養育を受けられない子ども等に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保するため、里親等への委託を推進する必要があることから、里親委託等の推進に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

## 事業内容

- 里親委託の推進に当たっては、都道府県等・児童相談所のみならず、市町村、里親会、児童養護施設・乳児院などの入所施設、フォスタリング機関はもとより、地域の商店やマスコミ等の多様な主体が連携した取組を行うことが必要。
- このため、従前の補助事業にとらわれない先駆的な取組について提案型で募集し、モデル的に支援するとともに、効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

## <支援イメージ>

※ 地域の実情に応じ、多様な民間主体、入所施設やフォスタリング機関等と連携した効果的な取組を支援。

【フォスタリングチェンジ・プログラムでの  
ファシリテーターと里親の様子】



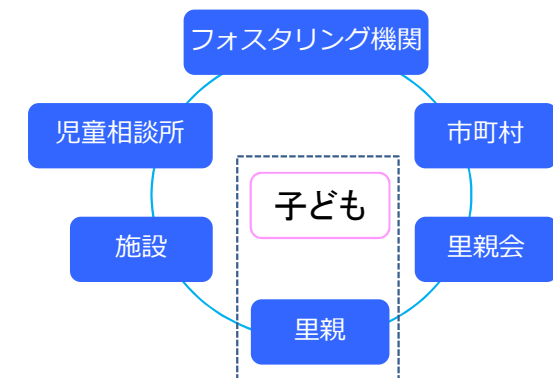
【ショッピングモールでの  
制度説明会】



【里親サロンの様子】



【フォーラムの様子】



# 令和3年度里親養育包括支援(フォスタリング)事業 事例集

障害児里親等委託推進モデル事業  
里親等委託推進提案型事業

## 札幌市の障害児里親等委託推進モデル事業の取組

- 札幌市では、障がい児を有する児童の里親等（里親及びファミリーホーム）への委託件数は毎年増加しており、障がい児を受託し養育する里親等の支援体制を整備する必要性が高まっていた。
- このため、「障害児里親等委託推進モデル事業」の実施を計画し、厚生労働省の採択を受け、令和3年10月～令和4年3月までの期間で実施した。
- 本事業は、札幌市内の社会福祉法人妻の子会に業務委託して行った。同法人は、障がいのある未就学児から成人まで、広く在宅支援事業を行っており、併せて障がいのある子どもの社会的養護ニーズに対し、法人職員による里親登録と法人立ファミリーホームを運営している。
- 具体的な事業内容として、「障がい児を養育する里親等の支援ニーズの把握」、「障がい児通所施設との連絡調整」、「児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援」を実施した。

### 1. 障がい児を養育する里親等の支援ニーズの把握の取組

- ・札幌市内の里親等で、現に障がいのある子どもを養育している、里親21世帯（子ども30人）及びファミリーホーム4カ所（子ども20人）と面接。
- ・外部からの支援としてどのような対応が必要かを調査し、これから里親養育を進めていく上での課題や解決を必要とする要素の把握に努めた。

### 2. 障がい児通所施設との連絡調整の取組

- ・面接後、継続支援が必要なケースについて、障がい児通所施設のほか、医療機関、幼稚園、学校等から情報収集を実施。
- ・各機関より、障がいの程度、施設での状況、里親家庭での養育状況、里親家庭の状況、学校等での状況、児相等の支援状況について聴取。
- ・その後、課題と支援案を整理の上、児童相談所の子ども担当職員と共有した。

### 3. 児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援

- ・必要に応じ、障害福祉サービスに関し、地域資源の情報提供や活用促進を図った。
- ・里親等の要望に応じ、障害福祉サービス利用までの一連の手続きサポートにも対応することとした。

### 4. 事業効果の実績

- ・調査の結果一般的な里親等に委託された児童20人では14人（70%）で療育サービス利用が認められる等、実態や支援ニーズが明らかとなった。
- ・医療機関や幼稚園と必要な連絡調整を行った。里親ソーシャルワーカーの定例会議にも出席し意見交換の場を設けた。

#### 【課題と令和4年度からの支援体制】

##### ・リクルートの課題

リクルートの中で、障がい児について触れられることが少なく、障がい児の養育についてイメージを持たせられていない。

##### ・里親登録研修の課題

法定科目の「発達心理学」、「小児医学」の中で障がいの種類や基礎知識を学ぶのみで、「障がい福祉」を具体的に学ぶ機会がない。

##### ・マッチング、委託後支援の課題

委託前の児童の障がいの状況や障がい支援ニーズについて、里親に対するの説明が不十分。事後アセスメントが未実施の割合が多い。里親と委託児童双方の障がい受容や療育機関の選定作業は、里親の自主的努力に委ねられている。

→上記の課題に対応するため、札幌市では令和4年度から障がい児に特化した民間フォスタリング機関を設置し、障がい児の養育を希望する養育里親のリクルート、障がい福祉論を含む里親登録研修、マッチングを含む委託前後の支援を包括的に実施し、体制強化を図る。



(面接の様子)



(札幌市児童相談所)

# 江戸川区の障害児里親等委託推進モデル事業の取組

- 訪問型の保護者支援及び子どもの発達支援に実績と強みを持つ株式会社LITALICOパートナーズへ業務委託し、令和4年1月から、児童相談所管内の里親家庭を対象にモデル事業を実施。里親家庭のニーズに即して事業を展開するため、事前にアンケートを実施し、導入を丁寧に行った。
- 事前アンケートで特にニーズが多かった「子どもの学習場面の支援」や「生活を共にする里親が子どもの発達のつまずきを知るための知識提供」について、LITALICOに支援を依頼し、小学校の選択や学習支援についての個別相談、社会資源の情報提供を行ったほか、発達障害や学習支援についてのオンライン研修を実施し、里親の疑問や不安に応えた。
- 里親家庭へのこれまでの支援との連続性や担当児童福祉司のケースワーク（自立支援計画）の流れを妨げるものとならないよう、フォスタリング機関がLITALICOとの打合せや訪問支援に参加し、また、子ども担当の児童相談所との連絡を行い、情報のつなぎの役目を果たした。

## 1. 江戸川区児童相談所の取組

- ・里親の困り感やニーズを把握し、具体的な支援につなげることを目的として、「江戸川区障害児里親等委託推進モデル事業の実施に係るアンケート」を、診断を受けている児童に限らず、**児童を養育中の全ての養育家庭、親族里親及び養子縁組里親に送付**し、21家庭中11家庭から回答を得た。
- ・アンケートの結果（※）、里親の主な相談ニーズは、学習支援、思春期のコミュニケーション及び進学・進路についての情報提供であることがわかった。
- ・アンケートでは、子どもの発達の遅れや不安について、子どもが小学生や中学生の時に家族が気づいたという回答が複数あったことから、里親が子どもの育ちについての知識を持っておくことが必要と考え、発達についての気づきが得られる内容の研修を、委託事業者に依頼した。  
(※ アンケートの結果の概要 各設問で最も多かった答え ①心配、不安なこと…学習面②発達の不安に気づいたきっかけ…家族③充実させるべき支援…学習支援④将来の就職に必要なこと…意識啓発⑤悩み…進学⑥受けてみたい支援…思春期の関わり方)

(支援内容のチラシ)



## 2. フォスタリング機関の取組

- ・アンケート回答でニーズのあった家庭について、江戸川区児童相談所と協議の上、**子ども担当の児童相談所に連絡し、情報提供の協力を依頼しながら進めた。**
- ・子ども担当の児童相談所の理解が得られた家庭について、委託事業者が作成した里親向けの支援内容のチラシや委託事業者の紹介パンフレットを送付し、関心を示した家庭に、フォスタリング機関が委託事業者を紹介する形で訪問を行った。
- ・フォスタリング機関は、江戸川区児童相談所の里親担当や地域の里親支援専門相談員とともに里親家庭を年2回以上訪問しており、訪問等による**これまでの支援や自立支援計画の内容を妨げないように実施**するため、委託事業者と打合せを行った。

(オンライン研修の案内)



## 3. 委託事業者の取組

- ・**家庭訪問を4家庭に合計10回、オンライン研修会を1回実施**した。訪問家庭の内訳は、養育家庭2家庭、養子縁組里親1家庭及び親族里親1家庭。対象児童は、未就学児1名及び小学生3名
- ・訪問は1回1時間で、初回は丁寧にニーズの聞き取りを行った。その後、支援計画を作成し、1家庭当たり2回から3回の訪問を行った。相談内容は、学習や就学に関すること、家庭でのコミュニケーション等が中心
- ・オンライン研修では、「お子さまへの学習面のサポートのコツ」、「発達障害ってなあに？」と題し、**発達に関する気づきや学習支援に役立つ内容を取り上げた。**
- ・研修は、家庭の状況や都合により、1回は研修会形式ではなく、動画を作成し、家庭訪問時に解説をしながら視聴してもらう形で実施した。

## 4. 事業効果の実績

- ・家庭訪問の中で、里子への伝え方や学校への意見の伝え方について、表にして目に見える形で行うことを里親へ提案し、里親の整理・実践につながった。
- ・里子が就学を迎える里親へ、**具体的な情報提供を行い、非常に好評を得て、就学先の検討に役立てることができた。**
- ・里子に家庭で勉強してほしいと望む里親へ、里子に任せることも必要であることを伝え、**里子自らの実践・学習意欲の向上につながった。**

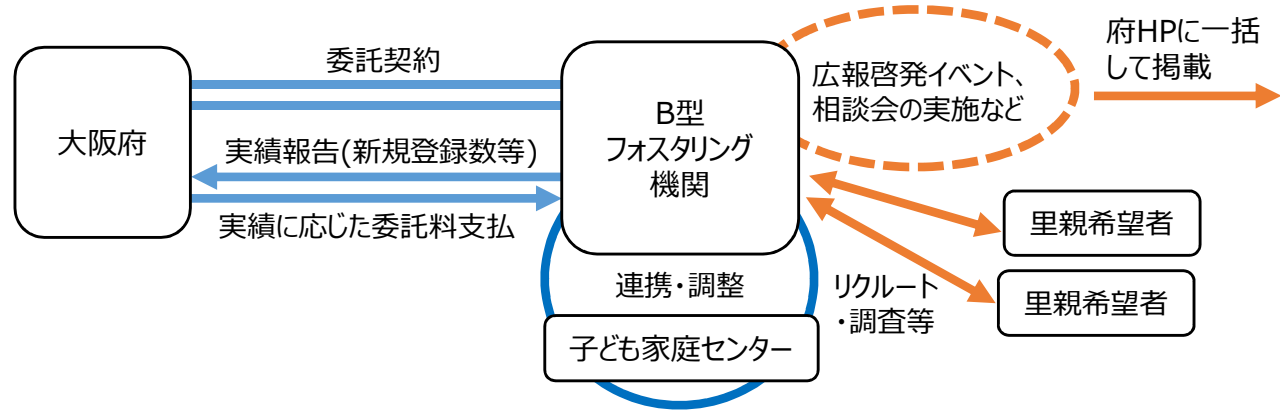
# 大阪府の里親等委託推進提案型事業の取組

- 大阪府における里親委託の推進を図るために、A型フォスタリング機関とB型フォスタリング機関を計画的に整備し、包括的な里親支援体制の構築と充実を図る。
- 里親支援専門相談員を配置する乳児院・児童養護施設をB型フォスタリング機関として指定し、子ども家庭センター（児童相談所）と連携し、これまで施設が培ってきた養育スキルや子どものケアなどの専門性を活かしながら里親支援を行っており、今後、これらの取組みがより適切に、より積極的に展開されるよう、大阪府として支援。
- 具体的には、里親制度の普及啓発活動等を行うための必要経費を支援するとともに、里親の新規登録数に応じ加算措置を講じることで、施設における里親支援の取組みを促進。

## 里親登録推進事業 ～B型フォスタリング機関による里親支援の取組を促進～

- ◆対象：里親支援専門相談員を配置し、B型フォスタリング機関として指定した乳児院・児童養護施設（R3年度：21施設）
- ◆支援内容
  - ① 新規登録里親数に応じた報酬の加算  
B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、里親登録された実績数【単価：1件あたり25万円】
  - ② 里親登録に向けた取組み
    - (i) 広報啓発に係る諸経費【1機関あたり上限20万円】
    - (ii) 里親のリクルート活動（家庭調査・面接など）に係る経費【単価：1家庭あたり5万円】
 B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、子ども家庭センターとガイダンス実施後、登録前調査を実施した実績数
- ◆期待する事業効果
  - ・広報啓発活動を積極的かつ計画的に実施することを可能とし、里親の新規開拓の拡大が期待できる。
  - ・里親希望者の調査の段階からB型フォスタリング機関が子ども家庭センターと協働することで、登録前から里親希望者との関係性を構築し、登録後の里親への一貫した支援につなげられる。

(事業のスキーム図)



結果：1施設あたりの普及啓発イベント数 平均2回→平均7回へ増加  
 B型フォスタリング機関による登録里親家庭数 7家庭→11家庭へ増加

# 佐賀県の里親等委託推進提案型事業の取組

○令和2年度よりフォスタリング機関を民間に事業委託。児童相談所、民間フォスタリング機関、各施設里親支援専門相談員、令和3年度より里親等相談支援員を各4地区ブロックに配置し、協働・連携しながら里親養育包括支援事業を展開中。  
○OTVCM広告、SNS広告等の発信は、新たな広報啓発となり、今までにない県民の反響があった。また、スポーツスポンサーでは、HP事業内容紹介の場があり、里親制度への応援メッセージ等も寄せられる。  
○県内の里親家庭にご協力をいただき、里親パネル、冊子、里親子文集を作成。里親の生の声、里親子の生活状況を知ることができるものであり、地域の中で里親家庭を身近に感じてもらい、里親家庭への理解と里親に対するハードルを下げる効果があり、里親登録者増加。また、里親自身のリフレクション、里親間の一体感、親近感、安堵感など里親間のネットワークが広がり、里親支援従事者にとってもより深い理解に繋がり、リクルートの士気が高まった。

## 「さとおや それは子どもを未来につなぐひと」取組内容

### ◇ 里親子文集作成 ▶パネル展開催

佐賀県内の里親・里子・実子を対象に作文・作品を公募  
里親家庭をより身近に感じ、里親のハードルを下げたい  
里親自身のリフレクションも兼ね地域社会へ向けての発信  
となっている内容(作文、写真、子どもの作品など)

### ◇ 里親パネル・冊子の制作 ▶パネル展開催

佐賀県内の里親子の協力を得て里親家庭の写真パネル、  
同時に、里親家庭の取材を行い冊子制作

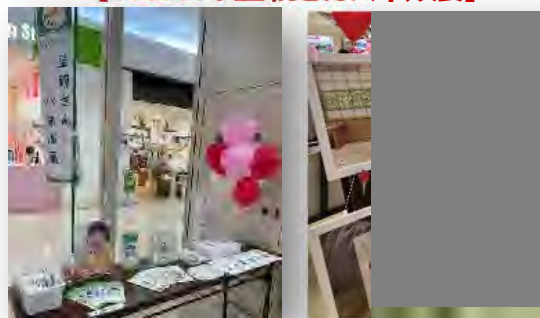
### ◇ SAGAの里親さんパネル展開催

大型商業施設にて、里親パネル展示、里親子文集、冊子等設置  
里親支援専門相談員と協働し開催

#### 【里親子文集】



#### 【SAGAの里親さんパネル展】



### ◇ CM制作 民放TVにて放映

養育里親登録不足を踏まえ養育里親の周知CMを制作  
令和4年1月、3月に民放TVにて全119本放送

#### 【CM養育里親編】

「私 里親しているの...」



### ◇ SNSインストリーム広告

SNS媒体においてCM里親動画を表示(県内20~55歳対象)  
140,000回中 約14,000回→10%が動画視聴

### ◇ 佐賀県養子縁組里親の会「特養チーム」サポート

佐賀県内の養子縁組の会「特養チーム」の交流支援  
縁組成立家庭、未委託縁組希望家庭、養子縁組希望家庭  
とのネットワーク構築サポート



スポーツチーム  
スポンサー広告



結果：

年間登録里親家庭数

20家庭→33家庭へ増加



# 大分県の里親等委託推進提案型事業の取組

- 県の事業名：「市町村連携コーディネート事業」
- 事業概要：里親委託の推進のため、市町村と連携し、市町村の地域資源をターゲットに、きめ細やかなリクルート活動を行う。
  - ・具体的には、県内18市町村のうち、人口規模の大きい4市に「家庭養護推進員」を配置し（補助金）、里親リクルート活動の業務を行う。
  - ・ターゲット層が集まりそうな行事やイベント、各種団体の研修会等でのミニ講座やチラシの配布、ブースの設置など行う。
  - ・里親ショートステイにかかる利用の調整、実施にかかる対応、里親の状況把握等を行い、里親ショートステイの活用を図る。
  - ・県本庁主催で、県、児童相談所、里親支援のNPO等との情報共有、連携のため、定期連絡会を開催する。

## ● 目標値：大分県社会的養育推進計画

	R6	R11
里親等委託率(全体)	38%	40%
里親等委託率(3歳児未満)	75%	75%
里親登録数	230組	280組

## << ポイント >>

※「家庭養護推進員」は児童相談所ではなく、市役所の中に市の職員として配置。市の裁量により、自由にリクルート活動を展開することで、きめ細やかな活動が可能になる。

県全域への広域的広報→県・児童相談所・NPO

市での地域限定広報→市（家庭養護推進員）・NPO ※重層的な広報を展開

## 1. 里親リクルート業務の取組

- ・市で把握した各種研修会での説明（ミニ講座）→ファミサポ研修会、主任児童委員研修、幼稚園教諭研修会等
- ・関係機関への訪問：市内の高等学校、公民館、子どもルーム、児童育成クラブ、地区のネットワーク会議等
- ・ポスター・チラシの掲示及び配布：上記の訪問先及び市内の駅構内、市役所の各支所、図書館等
- ・市報、市のHP、Facebook、LINE、市役所内ネットワーク等での里親募集説明会の周知
- ・地元放送局からの取材対応、ケーブルTV、地区のラジオ放送への出演
- ・地域情報紙への里親募集説明会の記事掲載
- ・ブースの設置：里親月間中に市役所ロビーにブースを設置し、募集説明会のチラシ等を設置

市役所内に設置したブース⇒



## 2. 里親ショートステイの取組

- ・里親登録者のうちで、ショートステイが可能な里親の情報共有を行い、ショートステイの体制整備を行う
- ・里親登録者の中から、ショートステイ里親、短期里親、長期里親等に分化していくことを共有し、協働する

NPO作成の里親募集チラシを協働して配布⇒



## 3. 県・市・NPO等関係者連携の取組

- ・県本庁の主催で県、児童相談所、里親支援のNPO等との情報共有、連携のため、定期連絡会を開催
- ・内容：リクルート活動の予定の共有、役割分担の確認、意見交換ほか。月1回～2ヶ月に1回開催

結果：里親募集説明会の参加者（組数）70組（R2）→125組（R3）へ増加

雇児福発第 0331002 号  
障障発第 0331009 号  
平成 21 年 3 月 31 日

一部改正  
子家福発 0615 第 1 号  
障障発 0615 第 1 号  
令和 4 年 6 月 15 日

都道府県知事  
各指定都市市長 民生主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長

#### 被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）

児童養護施設等の児童福祉施設における子どもの権利擁護については、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号）が平成 21 年 4 月 1 日に施行されること等を踏まえ、被措置児童等虐待対応ガイドラインを別添のとおり作成したので、貴管内においては、被措置児童等虐待に関して関係部局の連携体制や、通告等があった場合の具体的対応についての体制整備に加え、対象施設の協議会等との連携の強化及び被措置児童等虐待対応の周知等を図られたい。また、被措置児童の権利が侵害されている場合は、子どもの福祉を守るという観点から、子どもの保護や、児童福祉法に基づく施設等への適切な指導等をお願いする。

すべての関係者が子どもの最善の利益や権利擁護の観点をしっかり持ち、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

被措置児童等虐待対応ガイドライン  
～都道府県・児童相談所設置市向け～

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課  
厚生労働省 社会・援護局 障害福祉部障害福祉課

令和4年6月

## 目次

I	被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点	
1.	被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨	1
2.	基本的な視点	4
	1) 虐待を予防するための取組	
	2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
	3) 施設における組織運営体制の整備	
	4) 里親による子どもの権利保障と養育実践	
	5) 発生予防から虐待を受けた子どもの保護、安定した生活の確保までの継続した支援	
3.	留意点	8
	1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応	
	2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携	
II	被措置児童等虐待に対する対応	
1.	被措置児童等虐待とは	10
2.	児童虐待防止法との関係	12
3.	被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）	15
4.	早期発見のための取組と通告・届出に関する体制	16
	1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関	
	2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
	3) 早期発見のための体制整備	
	4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備	
5.	初期対応	18
	1) 相談・通告・届出への対応	
	ア 情報の集約・管理の仕組みの整備	
	イ 通告等の受理時に確認する事項等	
	ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取扱いの禁止等について	
	2) 通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知	

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応	
4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合	
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	26
7. 被措置児童等に対する支援	27
8. 施設等への指導等	28
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応	34
1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告	
2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等	
3) 都道府県児童福祉審議会の体制	
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表	36
11. 被措置児童等虐待の予防等	37
1) 風通しのよい組織運営	
2) 開かれた組織運営	
3) 職員の研修、資質の向上	
4) 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点	
5) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等	
Ⅲ 参考資料	
・被措置児童等虐待通告等受理票（例）	42

## I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

### 1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があります。施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されており(平成21年4月施行)、この枠組みに基づいた取組が進められています。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、子どもの意見が聴かれ、その一人一人の育ちのニーズが満たされる適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、都道府県内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

こうした児童福祉法における被措置児童等虐待対応の制度化は、施設等における被措置児童等虐待の防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、子どもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※施設等～小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所

(経緯)

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成19年5月にとりまとめられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」において、「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されています。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんですが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある」ことが指摘され、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）」においても、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが附則で規定されて、政府における検討事項とされました。

さらに、平成19年11月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書においては、「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」ことが指摘されました。

これらを受け、平成20年の児童福祉法改正においては、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備しました。

また、平成28年の児童福祉法改正においては、児童の権利に関する条約の一般原則である第12条「子どもの意見の尊重」および第3条「子どもの最善の利益」がその総則に位置づけられました（児童福祉法第2条第1項）。これに伴い、子どもはおとなから一方的に保護されるだけの存在ではなく、意見表明と参加の権利を行使する主体として尊重される存在であること、それを通しておとなは子どもの最善の利益を目指しうることが確認されました。社会的養護のもとにある子どもの権利擁護についても、その理念に基づき、更なる推進が求められているところです。

これに伴い、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、「親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。」ことが規定されました。

## (主な内容)

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が対応していない、施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定されています。

- ・ 被措置児童等虐待の定義
- ・ 被措置児童等虐待に関する通告等
- ・ 通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・ 被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

そもそも、保護を要する子どもたちの権利擁護を図るということは、当然、施設等の役割に含まれているものであります。児童福祉法においても、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」ことが明確に規定されています（児童福祉法第33条の11）。

さらには、事業者や施設の設置者、里親は、子ども、事業を利用する者及び施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、忠実に職務を遂行しなければならないことも明確に規定されています（児童福祉法第44条の3）。

都道府県においては、このような基本となる考え方を踏まえ、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設、里親を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応を採る必要があります。

本ガイドラインは被措置児童等虐待に着目したものであることから、指導監査全般に係る具体的内容には言及していませんが、都道府県における指導監査体制を見直し、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかを確認するなどの各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることも重要です。

子どもの権利擁護を図り、子どもの福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応や再発防止のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。



## 2. 基本的な視点

### 1) 虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、保護者から虐待等を受けて心身に深い痛手を受け、保護された子どももあり、また、そのような背景はなくても、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、被措置児童等虐待を予防するため、子どもの権利擁護の観点も踏まえた取組を進めることであるといえます。

被措置児童等虐待の予防については、直接的に被措置児童等虐待に対応するという観点だけではなく、被措置児童等に対するケアについて、子どもの意見を施設職員等一人一人がしっかりと受け止め、施設等では組織として対応し、里親は子どもの意見を尊重する姿勢を常日頃から心がけることで被措置児童等の様子を見守り、コミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制整備を進めることが被措置児童等虐待の予防へつながることになります。

具体的には、施設等での養育実践において負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、施設内外からスーパービジョンを受けられるようにすることや、里親に対し、里親支援機関や里親会などが関わること等により、施設職員や里親等が一人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情や意見（願いや希望、提案）に対して適切な解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制（苦情解決責任者、第三者委員の設置等）を確保するほか、第三者による評価や子どもの意見聴取の機会を導入するなどの取組が必要です。

被措置児童等は学校に通ったり、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅の子どもと同じように、固有の権利が認められ、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。

また、都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関・児童委員など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けることなども必要です。関係者が普段から子どもの権利の実現に向けた共通の認識を持ち、具体的な取組が図れるように積極的な取組を進めることが重要です。

### <被措置児童等虐待予防のための取組例>

- ・ 子どもの育ちの背景を勘案する養育実践
- ・ 研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上
- ・ 「子どもの権利ノート」の作成、被措置児童等への配布
- ・ 被措置児童等虐待について説明するための「しおり」などの作成、施設等を利用している子どもの保護者や子どもへの説明、配布
- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」を活用することなどによる子どもの権利についての学習会の開催（年齢に応じた理解・周知の反復）
- ・ 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- ・ 第三者による定期的な意見聴取の機会の設定と意見の実現に向けた取組の実施
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり
- ・ 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- ・ 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ・ ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
- ・ 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- ・ 法人・施設や団体で定める倫理綱領、行動規範などについて、保護者や子どもに説明する
- ・ 子どもの所有する物品・金銭等の適切な管理
- ・ 子どもの現状に即した養育の見直し

など

- \* 例えば滋賀県においては、子どもが施設等で安心して生活できるよう、子どもの権利擁護部会が全ての施設等を対象に実地調査を行い、施設職員および子どもと意見交換を通じて子どもの権利の実態を評価し、子どもの権利擁護に向けて必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実施されています。

特に被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所や里親支援機関（フォスターリング機関）は平素から被措置児童等と面接を行い、その意見や状況を適時に把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段から子どもの権利の実現に向けた共通の認識を持つことが、虐待の防止と早期発見につながります。

その上で、虐待が起こった場合には、早期に事実関係を確認し対応することが、最も重要です。

## 2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自身の置かれた状況をよく理解できるように日頃から説明するとともに、被措置児童等の意見や意向等の実現も含め、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要です。(暮らしのここちよさ)

このような子どもの意見や意向等に沿った支援を行う際、子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もありますが、大人の義務として子どもの意見や意向等を適切に受けとめ、子どもと向き合って客観的な視点で、かつ、子どもの最善の利益の視点から支援していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの意見や意向等をしっかりと受けとめつつ、自分(子ども)の置かれた状況や今後の支援の見通しを可能な限り分かりやすく説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意見や意向等を確認し、確実に反映すること、子どもが理解できていない点があれば、さらに分かりやすく繰り返し説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、子どもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

このほか、都道府県や都道府県児童福祉審議会による電話相談を周知する、「子どもの権利ノート」にはがきを添付する、第三者による意見聴取の機会を設定するなど、権利侵害があった場合や、子どもの意見と施設職員の意見が異なる場合に被措置児童等が都道府県児童福祉審議会や第三者に意見を表明しやすい仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が護られるようにするなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設、里親等それぞれがケアの質の向上という観点からも、子ども自身の意見や意向等を尊重しつつ、支援を進める必要があります。

## 3) 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、養育者としての責任意識と個別の職員のケア技術が必要です。その上で施設の管理者は、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要です。

施設運営そのものについては、子どもと施設職員、施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々のケア技術の向上のための研修、スーパービジョンやマネジメント

の仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組等も進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた組織とすることによって、より質の高い子どもへの支援を行うことが可能となり、被措置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない施設で被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員のケア技術や資質の不足等の問題にとどまらないことが想定されます。都道府県においては、子どもの保護や施設に対する指導等を行った後にも、法人・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々の子どもに対する個々の職員のケア技術の不足等の問題と決めてかからず、組織運営とその体制に関し、必要な検証を行い、改善を図ることが重要です。

#### 4) 里親による子どもの権利保障と養育実践

里親は、社会的養育機関としての役割にあることを自覚するとともに、主体となる子どもの最善の利益保障を念頭に暮らしの保障を追求することを意識することが大切です。個別対応を基本とする分、自己の裁量が日常的に求められることから、子どもの課題対応や養育の悩み等を抱え込み、第三者に相談しづらくなる恐れがあるため、平時から里親会、児童相談所、里親支援機関、里親支援専門相談員等、支援を得られる相談者との関係を構築しておくことが大切です。

また、里子がどのような思いを持ちながら家庭生活を送っているかを確認できるよう、日頃から子どもとのコミュニケーションを図ることを習慣として、子どもとの関係構築に努めることも大切です。

#### 5) 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心できる環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設等の複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても、適切で分かりやすい経過説明ときめ細かなケア

を実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が責任主体となります。施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県（担当部署）が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求められます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会の委員等からの協力を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支援を行うという姿勢が必要です。

### 3. 留意点

#### 1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされた場合には、都道府県における迅速・的確な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や通告・届出に対応できる仕組みを整え（緊急的な一時保護体制も含め）、関係者や住民などに十分周知する必要があります。

#### 2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）においては、担当者が1人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や届出（情報提供、連絡も含む）があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、都道府県（担当部署）はその内容等を速やかに都道府県児童福祉審議会へ報告することとされていることから（児童福祉法第33条の15第2項）、報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応が取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、同じ施設を利用している他の被措置児童等についても適切な支援を行うことができる体制を組むこと、施設運営等の見直しに関し、施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど組織全体に関わる対応が必要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組むことが求められます。

都道府県（担当部署）において、それらを確実なものとするためには、具体的な事態を想定したマニュアル等を作成しておくことも有効であり、関係機関とも連携し、実践事例の収集や蓄積、研修等の取組を通じて被措置児童等虐待に対する認識の共通化を図るとともに、都道府県内における関係機関の連携及び体制についてあらかじめルールを定めておくことや、適宜その見直しを行い、確認することなどが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所等の被措置児童等虐待の通告・届出の受理機関においては、改めて、被措置児童等からの権利侵害の声を都道府県知事へ通知すること（児童福祉法第33条の15）、それについて速やかに児童福祉審議会に報告することによって、はじめて子どもが意見や苦情を述べやすい環境を保障することになります。都道府県児童福祉審議会の第三者的、客観的な視点に基づいた公正な判断によって、子どもの権利の救済が図られることを念頭に置いた対応が求められます。

<被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、関係機関の間で認識の共有等を進めている自治体の取組例等>

- ・ 事件、事故           ～埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- ・ 被措置児童虐待   ～大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

## II 被措置児童等虐待に対する対応

### 1. 被措置児童等虐待とは

被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第2章第6節）における「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。「施設職員等」については、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に規定される事業者・里親・入所施設・医療機関・一時保護施設で業務に従事する者（同居人も含む。）が対象となります。

○ 「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいいます。

- ①小規模住居型児童養育事業に従事する者
- ②里親若しくはその同居人
- ③乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- ④指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

○ 被措置児童等とは、以下の①～③をいいます。

- ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
  - ・小規模住居型児童養育事業者
  - ・里親
  - ・乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設
  - ・指定発達支援医療機関

※なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については契約により入所する施設であり、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じた対応をするものとします。

②以下の施設等に保護（委託）された児童

- ・児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
- ・第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

③①、②については、児童福祉法第31条第2項から第3項及び第33条第8項に定める18歳を超えて引き続き在所期間の延長等をした者についても含むものとします。

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為などを指します。

② 性的虐待

- ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・ 被措置児童等の性器を触るまたは被措置児童等に性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなどの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・ 学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児のみを残したままにするなど
- ・ 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
- ・ 同居人や養育家庭等に出入りする第三者、生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・ 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ・ 泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
- ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う



などの行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
  - ・ 被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すなど
  - ・ 被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
  - ・ 被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
  - ・ 他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
  - ・ 適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
  - ・ 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
  - ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする
- などの行為を指します。

## 2. 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、子どもを現に監護する者とされており、子どもが施設を利用している場合又は里親に委託されている場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設等養育者として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

- ① 施設等養育者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、被措置児童等虐待の対象に該当することになります。
- ② 里親や施設長については、子どもを現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待に該当することになります。

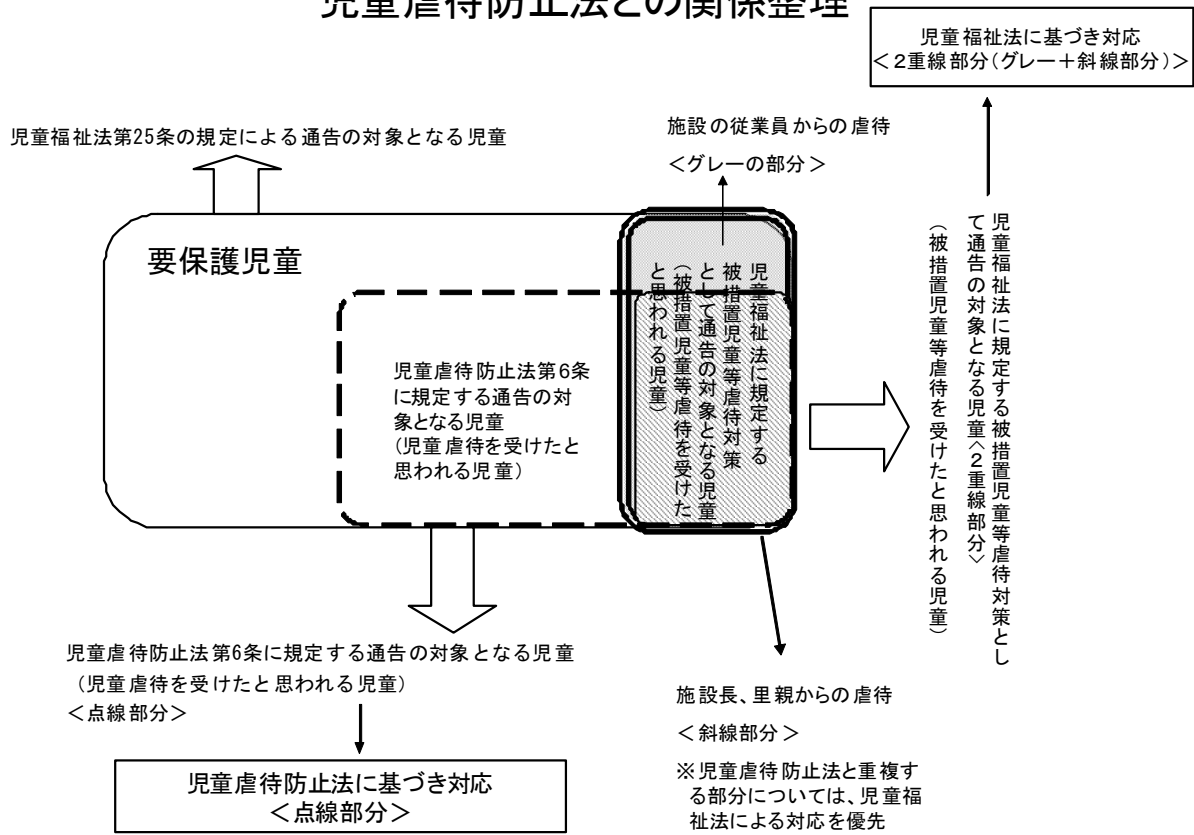
児童虐待防止法及び児童福祉法の双方が適用される里親や施設長による虐待については、行政が措置した子どもについて措置や委託中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置を行う根拠法である児童福祉法において被措置児童等虐待の対策を講じるという法律の趣旨を踏まえ、第一義的には、児童福祉法に基づく措

置を優先して講じることとします。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜索等の対応も行うことが可能です。

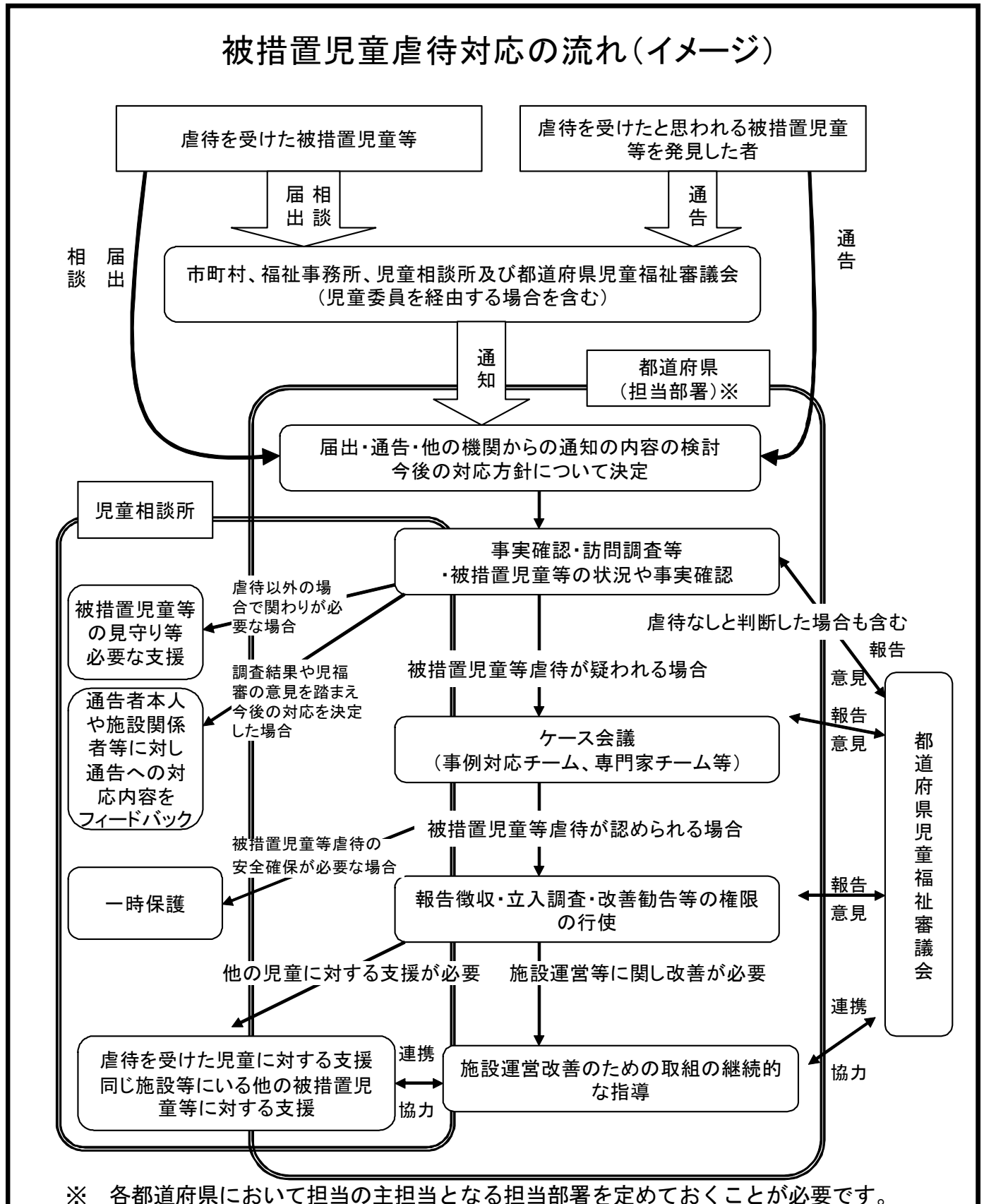
なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しないものとされています。(児童福祉法第33条の12第2項)

# 児童虐待防止法との関係整理



### 3. 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

以下4. ～9. に記載する対応等に関する全体の流れのイメージは以下の通りとなります。



#### 4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、1)の①の通告受理機関へ通告しなければならないこととされています。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。この際、施設等が被措置児童虐待か否かに判断を要するといった理由で、適切な措置を講じず、いたずらに疑わしい状態を放置するということがないようにしなければなりません。このうち「都道府県の設置する福祉事務所」及び「市町村」（政令市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）は、都道府県（担当部署）に通知します。「都道府県（担当部署）」、「都道府県児童福祉審議会」及び「児童相談所」は、1)の③の対応を行います。

また、被措置児童等は、1)の②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出ることができます。

これらの詳細や通告の前段階としての取組等については、2)以下のとおりとなっています。

なお、都道府県によっては、施設等の監督を行う部署、都道府県児童福祉審議会を所管する部署など担当課が複数にまたがることもあるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておくことが必要です。

##### 1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関

###### ①発見者からの通告受理機関

- ・ 都道府県の設置する福祉事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）（あらかじめ主担当を都道府県において定めること）
- ・ 都道府県児童福祉審議会
- ・ 市町村

（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）

###### ②被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）
- ・ 都道府県児童福祉審議会

###### ③通告等への対応を行う機関における対応

- ・ 都道府県（担当部署）は、発見者からの通告、通告受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査や必要に応じて児童相談所に対し一時保護等の子どもの安全確保の指示、事案の内容や調査結果について都道府県児童福祉審議会への報告、同審議会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。

- ・都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・児童相談所は、通告や届出を受理した場合には必ず都道府県（担当部署）への通知を行うとともに、都道府県（担当部署）の求めに応じ、被措置児童等の調査や一時保護等の子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族、関係機関との調整等を行います。

## 2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、施設等で被措置児童等虐待を受けた場合は、児童自身からも、都道府県児童福祉審議会の担当部署等の第三者に相談・通告ができることを、連絡先電話番号等と併せて、各施設等において周知する等により、児童の年齢や障害等の状況も考慮した方法で被措置児童等へ確実に届くよう工夫する必要があります。併せて被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要もあります。

具体的には、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用する（相談先電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出を行いやすくする）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する等

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務がかかることについて、十分な周知・広報を行います。具体的には、通告受理機関の機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告受理機関は、都道府県（担当部署）と都道府県児童福祉審議会以外は、児童虐待防止法の通告受理機関と同様の機関としていることから、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）などによく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

## 3) 早期発見のための体制整備

都道府県（担当部署）においては、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図

るため、虐待が起こる前から、関係者の連携と対応の体制を整え、被虐待児童等も地域の子どもと同様地域で見守るという共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所は、定期的に関係者が集まる場（例えば、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会））などを活用し、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、子どもの通う学校と、子どもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制としておくことが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、勉強会の開催等を通じて子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることが必要です。

こうした取組を通じて、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要であるとともに、それぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、具体的な対応のシミュレーションをしておくことが考えられます。

#### 4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

被措置児童等虐待について、都道府県児童福祉審議会は、通告受理機関、届出受理機関とされています（児童福祉法第33条の12第3項）。同審議会が受理した通告や届出については、都道府県（担当部署）へ速やかに通知することになります（児童福祉法第33条の15第1項）。

また、都道府県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告しなければなりません（児童福祉法第33条の15第2項）。

被措置児童等虐待に対応するため、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を拡大するのか等）については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理を適切に行うことや都道府県（担当部署）からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は9. を参照

#### 5. 初期対応

## 1) 相談・通告・届出への対応

### ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係る子ども等の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じるのは都道府県（担当部署）であるので、各都道府県（担当部署）が主体となって、本ガイドラインを参考に、通告や届出があった際に何を把握する必要があるのか、受理機関は、都道府県（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等についてあらかじめ定め、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県（担当部署）へ必要な事項を連絡することができるようにしておくことが重要です。

### イ 通告等の受理時に確認する事項等

（通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について）

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなどの不安をもっている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの通告の場合には、自分のことではなく、友人のこのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子ど



もが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握できるまで、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。さらに、相談の電話に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話がある場合もあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、通告者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合がありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

この場合、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とします。

このほか、措置解除後に被措置児童等虐待の相談が寄せられることも想定されます。施設利用や里親委託中には、通告や届出が困難であり、措置や委託解除直後や一定期間を経たのちに被措置児童等本人が虐待経験について表明し、又は周囲からの助言等により相談、通告や届出等に至ることもあります。その場合にも通常の被措置児童等虐待に準じた受理手続きやその後の対応を行います。

(通告受理機関及び届出受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票の例については、「被措置児童等虐待通告等受理票」(Ⅲ参考資料)を参照して下さい。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際に最低限確認すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)

- ・ 被措置児童等の心身の状況
  - ・ 虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
  - ・ 相談者、通告者の情報（氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等）
- 特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人が届出を行ってきた場合には、届出受理機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握します。

- ・ 虐待の内容や程度
- ・ 被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・ 被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握します。

（児童相談所において確認する事項）

被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても、児童相談所から被措置児童等の居所に出向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、子どもに二次被害（届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと）が生じないように、配慮することが必要です。

手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に子どもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるかなどについて判断します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合でも、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益的取扱の禁止等について

前述のとおり、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられています。（児童福祉法第33条の12第1項）

通告義務と、公務員や医師等の守秘義務、行政機関や事業者等における個人情報保護の関係は以下のとおりです。また、施設職員等による通告については、通告を理由として不利益な取扱いを受けないこととされています。

#### (守秘義務との関係)

都道府県職員や市町村職員は、法律で守秘義務を課せられています。地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第34条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第60条で罰則がかかります。さらに、児童相談所の職員の場合は、児童福祉法第61条で、「児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

医師、助産師、弁護士等についても、刑法第134条で、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

在宅の児童虐待に関し、児童福祉法第25条（要保護児童発見者の通告義務）の通告を行うことは、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないとの解釈が平成9年の厚生省児童家庭局長通知（平成9年6月20日児発第434号）で示されていましたが、現実には通告者が躊躇することがあり得るのではないかとの観点から、児童虐待防止法の制定の際に、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」ことが規定されました。

（児童虐待防止法第6条第3項）

被措置児童等虐待についても、児童福祉法に通告義務が規定されていますので、地方公務員や医師等が通告を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解されますが、さらに、児童虐待防止法と同様の観点から、被措置児童虐待を発見した者が都道府県等に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うこととしています。（児童福祉法第33条の12第4項）

なお、児童福祉法第33条の13においては、「・・・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されています。

これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあつてはな

らないとの趣旨から設けられたものです。

#### (個人情報保護との関係)

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいいます。(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、以下「個人情報保護法」という。)

被措置児童等虐待の通告は、こうした個人情報を含むことが通常ですが、民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が、被措置児童等虐待の通告を行う場合、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」として、同法の規制との関係が生じます。公立学校等地方公共団体の機関の職員等が被措置児童等虐待の通告を行う場合も、各自治体の個人情報保護条例の規制との関係が生じます。

民間事業者については、個人情報保護法で、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと(同法第18条第1項)、②個人データを第三者に提供してはならないこと(同法第27条第1項)が規定されています。ただし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされているので(同法第18条第3項第1号、第27条第1項第1号)、被措置児童等虐待の通告を行う場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはならないものと考えられます。

地方公共団体の機関については、各自治体の条例の規定によりますが、個人情報の目的外の利用や外部への提供の制限についてはほとんどの自治体の条例で「法令等に定めのある場合」は制限の対象外としているなど、基本的には支障が生じることはないものと考えられます。

#### (通告による不利益取扱いの禁止)

児童福祉法第33条の12第5項においては、「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」が規定されています。

この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、この規定が適用される「通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要です。(児童福祉法第33条の12第4項カッコ書き)

被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告した場合には、そもそも同法第33条の12第1項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」について通告したことにはなりません。通告が「虚偽であるもの」については、不

利益取扱いを受けないとする第33条の12第5項は適用する理由がないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解されます。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはなりません。

都道府県においては、施設職員等に対して、虚偽や過失によるものでない限り、通告を理由とする不利益な取扱いを受けないことを周知し、施設や法人に対しても啓発に努めることが必要です。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱は、通告と守秘義務との関係を規定した同法第33条の12第4項でも規定されています。法律で守秘義務を課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われうることとなります。

## 2) 通告受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）において通告や届出を受けたものについては、通告や届出の受理機関は速やかに都道府県（担当部署）に通知する必要があります（児童福祉法第33条の14第3項、第33条の15第1項）。

このため、通告受理機関及び届出受理機関は、都道府県（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。通告受理機関及び届出受理機関と都道府県（担当部署）は互いに連携し、通告等に対応する必要がありますので、あらかじめ各都道府県でルールを定め、それぞれの担う役割を明確にしておくとともに、通告対応時にはその規定に基づき、適切な対応がとれるような体制を構築しておくことが重要です。

具体的には、都道府県（担当部署）は、通告受理機関及び届出受理機関からの通知を速やかに受け取ることができるよう、通知を受け取る体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出を受理する機関は児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会ですが、仮に、市町村等に相談があった場合には、届出受理機関ではないからと言って、当該子どもからの話を聞かないということではなく、可能な限り子どもからの聴き取りを行い、通告された場合と同様に速やかに都道府県（担当部署）へ連絡する必要があります。

さらに、虐待されている子どもを「被措置児童等」と通告者が認識せずに通告し、通告受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該子どもが被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童等虐待としての対応を講じることが必要

です。

### 3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

都道府県（担当部署）は、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県（担当部署）へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等を利用する他の被措置児童等についても危険がある
- ・被措置児童等が精神的に追いつめられている

など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

### 4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が利用等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県の受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行うこととし、措置等を行った都道府県内にある受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県内にある受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が実際に在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道府県が異なる場合は、通告や届出への具体的な対応は、里親認定を行った都道

府県（担当部署）が行います。当該都道府県（担当部署）においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行った後、被措置児童等について措置変更等が必要な場合には、措置を行った都道府県が、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）と連携を図りながら、対応することとします。

## 6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組み、対応することとします（都道府県の施設監督担当者と児童相談所の児童福祉司等がチームを組むなど）。

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望まれます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性が担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

（調査手法の例）

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聴き取り
- ・施設職員等への聴き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

（把握が必要な情報の例）

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等虐待が疑われる事案に対する施設としての判断（被害の訴えの内容に対する認識、意見）

- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聴き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等に実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないように、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。また、聴き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要です。

場合によっては、被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員が聴き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもが、聴き取りを拒否したりするなどの場合も考えられますが、改めて聴き取りを行う、他の子どもや職員からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要です。また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告者や届出者をはじめできるだけ詳細に聞き取りを行い、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。また、施設等において通告された内容に疑義のある場合や子どもからの被害の内容と施設との受け止めが相反する場合には、問い合わせや追加報告を求めるなどして、客観的な判断を行えるよう情報を精査し、都道府県児童福祉審議会に報告します。

なお、事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

## 7. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護



- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・被措置児童等同士の間での加害－被害等の問題※がある場合には、被害を受けた子どもはもちろん、加害した子どもへのケア

など

#### ※施設等における子ども間の性的暴力等の事案への対応

子ども間の性的暴力等の事案を施設職員が放置することは、児童福祉法第33条の10第1項第3号の規定により、被措置児童等虐待に該当すると考えられます。こうした事案への対応については、現行の被措置児童等虐待対応や施設職員以外の者の関与等の仕組みの中で、子どもから都道府県担当課やその他の窓口安心して相談できるよう、各施設において子どもへの周知・説明に関する取組を進めて行く必要があります。

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設を利用している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等があることから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、都道府県（担当部署）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

また、子どもの意見表明や知る権利などにも配慮し、都道府県（担当部署）は児童相談所、施設等と連携し、当該被措置児童等や施設関係者等に対し、都道府県による事実確認の結果や児童福祉審議会での検討の結果及び今後の対応方針等について、適切にフィードバックを行います。

## 8. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設の場合は、引き続き利用を継続する被措置児童等への影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人として子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県（担当部署）としても人選などについて協力・アドバイスしたり（例：弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等）、委員会の議論をフォローすること（再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言）等が必要です。

また、都道府県において施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分等、組織としてどのように対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要があります。

都道府県においてこれらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、都道府県（担当部署）は、都道府県児童福祉審議会ともよく連携を図りながら、当該施設等や法人のケアのあり方、運営のあり方の見直しの進捗状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要です。

里親・ファミリーホームについては施設と異なり、児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者と認定された場合は、里親の欠格事由に該当することとなり（児童福祉法第34条の20第1項3号）、これに基づき里親登録の抹消の処分が行われます。そうした対応に至る前に、里親・ファミリーホーム養育者には、自らが行った養育に関し、委託児童からの苦情その他の意思表示について、迅速かつ適切に対応すること、都道府県（児童相談所等）から指導又は助言について必要な改善を行うことが定められています（里親が行う養育に関する最低基準第13条）。

こうした初期の対応は、問題の深刻化や被措置児童等の傷つきを早期に回避できる

ことに加え、他の委託児童等への影響を最小限にとどめられることから、必要と判断される場合には躊躇せず対応することが肝要です。

また、児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門員等は、里親・ファミリーホーム養育者への定期的な訪問や委託状況調査を行い、里親の状態に応じたスキルアップのための研修等への参加の勧奨などを行います。

<児童福祉法による権限規定>

第30条の2		都道府県知事	小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の4	第1項	都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の5		都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」、「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要です。（なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

## 被措置児童等虐待事案の対応例

### ①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	○施設を利用している3名の子ども（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。
事実確認（調査）	○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、子どもの通っている学校に出向き、事実確認を実施 ○3名の子どもからの聴き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたき、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった子ども以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。 ○県児童福祉課は、施設長の懲戒権濫用の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。
被措置児童等に対する支援	○最初の訴えを行った子どもらは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導 ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画
施設の対応	○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施。 ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施

フォロー	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県児童福祉課による施設の改善状況の確認</li> <li>・ 児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア</li> </ul> <p>○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認</p>
------	--

## ②職員による性的虐待の事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している子ども（中2女兒）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談</p>
事実確認（調査）	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、子どもの通っている学校で事実確認を実施</p> <p>○子どもからの聴き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明</p> <p>○女兒は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始</p> <p>○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害を受けた子どもがいなかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害を訴えた子どもからの具体的な聴取内容を突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の子どもへの被害については確認されなかった。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○被害を受けた子どもに対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施</p> <p>○被害を受けた子どもの意向を十分聴取した上で刑事告訴を支援し、後日男性職員が強制わいせつ罪で逮捕された。</p> <p>○施設を利用している他の子どもに対し、同様の被害を受けていなかどうか確認するとともに、本件について、被害を訴えた子どもの立場に配慮しつつ説明を行った。</p>
児童福祉審議会への報告・意見聴取	<p>○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
都道府県による指導	<p>○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人に対し改善勧告</li> </ul>

施設の対応	<p>○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該職員の処分（懲戒免職）</li> <li>・施設運営についての改善計画書の作成、提出</li> </ul>
フォロー	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県児童福祉課による施設の改善状況の確認</li> <li>・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア</li> <li>・子どもの権利擁護をテーマとした研修会の開催</li> </ul>

### ③他の被措置児童等による身体的虐待と心理的虐待を放置した事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している子ども（小1男児）が、同じ施設を利用している子ども（中1男児）から暴力をふるわれ、言葉の暴力もあると施設職員に相談した。施設職員が子ども（中1男児）に確認したが事実を否認したため特に指導せず、被害が継続する。小学校の担任が、子ども（小1男児）の顔面に内出血があることから、確認したところ、これまでの経過について担任に話した。校長は施設長に事情を説明し、子ども（中1男児）への指導をするよう話をしたが、施設長からも子ども（中1男児）に事実を確認するも否定したため、その後は特に指導をしなかった。その後、再度子ども（小1男児）が足に怪我をしていたため、担任が確認すると、子ども（中1男児）から蹴られたと判明し、校長が児童相談所に相談</p>
事実確認（調査）	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司による子ども（小1男児）からの聴き取り調査の結果、1年間にわたる暴力・暴言の被害を確認</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、施設長及び施設職員に調査</p> <p>○児童相談所児童福祉司は、子ども（中1男児）に事実を確認したところ、加害行為を否認したが、他の子どもに対し、被害を受けていないかどうかについても確認したところ、他の子どもも含め数名が子ども（中1男児）からの暴力被害を継続的に受けていたことが判明した。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○子ども（小1男児）に対しては、児童心理司による面接と心理検査の実施後、施設の心理療法担当職員が心理ケアを実施</p> <p>○子ども（中1男児）については、心理検査や行動観察のため一時保護を実施。子ども（中1男児）は、これまで言わなかった在宅時の父親からの被虐待経験について話し出し、一時保護解除後は</p>

	施設から児童相談所に通所し、心理ケアを継続的に実施
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・職員研修の実施（テーマ：児童間暴力、児童相談所との連携）
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被害児童の経過観察と加害児童への心理ケア

## 9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

### 1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合は、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。（児童福祉法第33条の15第2項）

<報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報  
（名称、所在地、施設種別等）
- ②被措置児童等虐待を受けた（または受けたと思われる）子どもの状況  
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤都道府県において行った対応の内容
- ⑥虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、数か月に1回程度定期的で開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

こうした被措置児童等虐待の通告・届出等の対応について、都道府県（担当部署）は都道府県児童福祉審議会にその内容を報告するといった一連の手続きを経ること

が求められています。これは、届出・通告がなされたことについて、行政が行う手続きとしての客観性・透明性を確保するとともに、子どもの権利を擁護し、適切な対応が講じられるために重要であることを意味します。

都道府県は、社会的養護のもとにある子どもの最善の利益を護るという観点から、こうした手続きが確実に行われるよう確認に努める必要があります。

## 2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます（児童福祉法第33条の15第3項）。

これは、被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組みです。

都道府県（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聴き取り内容と被措置児童等からの聴き取り内容に乖離がある場合、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県（担当部署）や児童相談所だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。（児童福祉法第33条の15第4項）

こうした多様な視点からの資料や情報を収集することは、都道府県児童福祉審議会においての事実確認をより進めやすくするとともに、事案発生の原因や過程を検証するための重要な判断の材料となり、また施設等においても改善や再発防止に資するものにもなります。

虐待等の問題が起こったときに、被措置児童等を含む関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

## 3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割があります。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること。
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること。
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること。
- ④必要に応じ、調査を行うこと



都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する。
- ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する。
- ③①、②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置く。などいくつかの方式が考えられます。それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

都道府県児童福祉審議会の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）、ケアリーバーも含め、子どもの心の状態やアタッチメント、発達について専門的に分析できる方や施設の状態を適切に判断できる方になっていただくことが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
- ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件については権限の範囲内で対応・事後報告し、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み

等の対応が考えられます。

なお、電話以外にもはがきやメール等の手段を活用し、委員が速やかにその内容を確認できるようにするなどの仕組みも有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出もあり得ることから、電話受付の際、審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、審議会事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出が行われた場合には、事実確認等の段階から審議会委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。

## 10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表

都道府県は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています（児童福

祉法第33条の16)。

この定期的な公表制度は、各都道府県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものです。したがって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではありません。

こうした点に留意しつつ、制度を運用することが必要です。

公表の対象となる被措置児童等虐待は、都道府県が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とし、次の項目を集計した上で、公表します。

(都道府県が公表する項目)

①被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢階級、心身の状態像 等）
- ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

②被措置児童等虐待に対して都道府県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等）

③その他の事項

- ・施設種別・小規模住居型養育事業・里親・一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種

なお、この制度は、個別の被措置児童等虐待の事案の発生・発覚の際に、都道府県が虐待を受けた被措置児童や他の子どもへの影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものでもありません。

## 1 1. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うことなどを通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

## 1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当職員一人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要です。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員のケア技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しのよい組織作りに努めます。

また、小規模化を進めている施設のグループホームや地域小規模児童養護施設については、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、子どもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあるといったことに留意する必要があります。

そのため、施設のグループホーム等については、応援職員の派遣や管理職員らの巡回等により本体施設との連携・連絡を密にするといった配慮に加え、グループホーム等職員の資質向上を目指した子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修の機会を確保したりすることやスーパービジョンの体制を整えたりすることも重要です。

## 2) 開かれた組織運営

都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。被措置児童等虐待の防止に向けた体制整備状況について確認することはもちろんのこと、指導監査時に被措置児童等虐待の端緒を把握する事案もあることから、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかという視点を持って確認することに加え、必要に応じて、被措置児童等から聴き取りを行うなどして点検に努めます。

また、施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをバラバラに使うのではなく、第三者委員

が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもって、取り組むことなどが重要です。

### 3) 養育者の研修、資質の向上

養育者の子どもに対する対応方法が未熟であったり、養育者が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員のケア技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネジメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

### 4) 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点

里親家庭やファミリーホームにおいては、里親や養育者及び補助者のみの限られた者による養育であるため、子どもの問題を里親や養育者等だけで抱えこむといった状況に直面することが多くなります。養育に関する悩みを感じ始めた場合には、なるべく早い段階で児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、所属する里親会等の相談支援を活用することが重要です。そのためには、日頃からそれら相談機関との連携を密にし、軽微な問題や養育以外の問題についても気軽に話せる関係性を構築しておくことが望まれます。

日々の養育疲れ等のストレスにより、一時的なリフレッシュが必要と感じた場合には、積極的にレスパイトのサービスを活用することも効果的です。

また、子どもが委託されて間もない段階では、子どもの試し行動として、敢えて養育者を困らせるような問題行動を起こすこともあります。子どもとの関係で困難場面に陥った場合には、タイムアウトの手法を用いることで、子どもと養育者双方にクールダウンの効果が図られます。こういったアンガーマネジメントの手法を取り入れるといった工夫も、不適切な養育に陥らないためにも有効であると考えられます。

このほか、社会的養育機関が開催する研修・学習会へ積極的に参加して、養育

の在り方、課題対応等について学習をすすめ、家庭の暮らしに反映させる工夫も大切です。

## 5) 子どもの意見を実現する仕組み等

子どもの意見や意向等を聴き取り、子どもが置かれている状況を可能な限り説明すること、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援の方向性について理解できていない点があれば、児童相談所の児童福祉司の協力を得るなどして再度分かりやすく説明すること、暮らしの環境や日々の過ごし方に子どもの意見を確実に反映していくこと、子どもが持つ自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

具体的には、

- ・措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする。
- ・定期的に個別に子どもとコミュニケーションを持つ機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える。
- ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴き取り、確実に反映させる。
- ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえて話し合うこと。
- ・子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える。
- ・第三者による子どもの意見聴取の機会を設け、暮らしの環境や日々の過ごし方について、子どもたちと話し合いながら、子どもの意見を確実に反映させる。
- ・施設等の運営について、子どもたちの意見を反映させる機会を設ける。

等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託を行う際や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように分かりやすく丁寧に繰り返して説明することが必要です。これらの取組を進めるためには、管理者や職員等に対して定期的に子どもの権利に関する学習機会を設け、研修を実施することが必要です。

<具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置、第三者による意見聴取機会の設定、意見を実現するための委員会の設置等、子どもの意見を聴き取る仕組みづくり（再掲）

なお、自らの力では被害を訴えることが難しい子ども（例：乳児・重度の障害児）もいます。そうした子どもの状況に配慮し、意見を察知するといったことも重要であり、そのためには子どもの権利の実現に向けて、職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがより一層望まれるところです。

### Ⅲ 参考資料

#### 被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------	-----	--

#### 通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
通告の内容及び子どもの状態 （虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）	

#### 子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	令和 年 月 日
学校等	保育所・幼稚園・（ ）学校・その他				学年等	
施設等名称						
施設等住所						
施設等代表者			担当者名・職名			

#### 虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	
児童との関係				役職名	

#### 通告者について

氏名		男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先

子 発 0323 第 3 号  
社 援 発 0323 第 30 号  
令 和 4 年 3 月 23 日

各 都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

### 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(以下「第三者評価指針」という。)を踏まえながら社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。)における第三者評価については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成30年3月30日付子発第0330第8号、社援発第0330第42号(以下「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。))により実施されているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、社会的養護関係施設第三者評価通知に示すとおり、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、今般、前回の見直しから4年が経過することから、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に要請し、各施設における支援の質の向上の観点から当該基準の見直しの検討を行ったところである。

これを踏まえ、第三者評価基準の改定を行い、本通知により令和4年4月1日から適用することとしたので、第三者評価指針のほか下記の事項に留意の上、社会的養護関係施設の第三者評価の適切な実施にご配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

### 記

#### 1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項により、「社会福祉事業



の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において、社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

これらにより、社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

## 2. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- (1) 社会的養護関係施設は、第三者評価指針及び本通知に基づき、第三者評価を令和4年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行わなければならない。

## 3. 第三者評価の推進組織

### ① 全国推進組織（全社協）

全国推進組織である全社協は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」による業務に加え、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

### ② 都道府県推進組織

第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務に加え、本通知に定める事項に係る業務を行うことができる。

## 4. 第三者評価基準

### (1) 全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準に分かれており、今般、別添1－1

から別添6-4までのとおり改定したところである。

共通評価基準は、都道府県社会的養育推進計画に関する内容を踏まえ、施設経営を取り巻く環境と経営状況の把握・分析、職員育成の意義、地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みに関する内容の加筆等を行い、改定した。自立援助ホームについては、平成22年に評価基準を策定後、初めての改定となるため、平成30年に改正された全施設種別の共通の第三者評価指針の別添3の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び同通知の別添4の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける評価項目の判断基準に関するガイドライン」に合わせて評価項目の組み替え等の見直しを行ったほか、自立援助ホームは第2種社会福祉事業であることや児童の対象年齢を超えた者も入居している等の特性・実態を踏まえた言葉の置き換え、整理を行った。

また、内容評価基準については、子どもの権利擁護に関する項目の加筆や、評価基準の一部に2段階評価が用いられたものを3段階評価に修正する等の見直しを行った。自立援助ホームについては、利用者からの申し込みによる入居であり、他の施設種別と異なるため、入居者の年齢や実態を考慮した修正を行った。

## (2) 都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護関係施設の施設運営指針に基づくとともに、(1)の全国共通の第三者評価基準に基づいて定めるものとする。

## (3) 第三者評価基準の見直し

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況を見ながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。

## 5. 第三者評価機関

### (1) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関は、社会的養護関係施設の特質等を十分把握し、一定以上の評価実績を積むことが必要であるため、他の都道府県など広域で活動できることが適当である。

このため、社会的養護関係施設第三者評価機関については、全国共通の「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けなければならないこととし、この認証は、次の要件により原則として全国推進組織が行い、全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあっては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。
- ② ①以外の評価機関にあっては、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三

者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

#### (2) 認証の有効期間と更新

当該認証の有効期間は、令和4年度から始まる3か年度毎の年度末日までの期間とする。

なお、認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。

#### (3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることとする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織において、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

#### (4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。

なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度、全国推進組織に対し第三者評価事業の実績等を報告し、また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

### 6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、

③乳児院の現状と第三者評価、④児童心理治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知見を有する講師により、講義・演習を行うものとする。演習科目においては、社会的養護関係施設の第三者評価の実施に係る訪問調査や利用者調査等の実践事例等を組み入れるよう工夫を講ずること。

継続研修は、4.(3)による第三者評価基準の見直しに応じて講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針の別添6の「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

## 7. 利用者調査の実施

社会的養護関係施設については、利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、別添7-1から別添7-9までのとおりである。

## 8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果(すべての評価細目ごとのa, b, cの3段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント)を記述して公表し、その様式は別添8-1から別添8-6までのとおりである。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針の別添5の「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

## 9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織においては、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設ける。

## 10. 自己評価の実施

(1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価基準に基づき、

自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三者評価機関で協議し決定する。

(2) 第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、第三者評価基準に基づき行う。

#### 1 1. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の第三者評価については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により、受審等の努力義務が規定されているところである。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の実施については、社会的養護関係施設第三者評価機関が行うこととする。

#### 1 2. 第三者評価の受審費用

社会的養護関係施設及びファミリーホーム、自立援助ホームの第三者評価の受審費用については、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

第三者評価共通評価基準（児童養護施設解説版）改定について（新旧対照表）

改正後	現行
<p><b>I 養育・支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>I 養育・支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>	<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>
<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>2</u> I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> <u>○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>2</u> I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「<b>4</b> I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します</p>	<p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>
<p><b>3</b> I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <div data-bbox="120 544 1093 628" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○<b>2</b> I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。  (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (<b>2</b> I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p>	<p><b>3</b> I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <div data-bbox="1137 544 2110 628" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。  (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p>



改正後	現行
<p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、<b>4</b> I-3-(1)-①で評価します。</p>	<p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。</p>
<p>I-3 事業計画の策定 I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>	<p>I-3 事業計画の策定 I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>
<p><b>4</b> I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	<p><b>4</b> I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> ○施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標(ビジョン)を職員や関係者に周知することが必要です。</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> ○都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。</u></p> <p><u>(社会的養護共通)</u>  <u>○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、里親の支援（里親への研修の実施や里親からの相談の受付、週末里親の調整等）、一時保護委託の体制整備、地域の子育て支援（在宅支援やショートステイ、トワイライトステイ等）、退所児童の自立支援等が考えられます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(児童養護施設)</u>  ○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>
<p><u>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</u></p> <div data-bbox="120 922 1093 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 1187 546 1225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><u>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</u></p> <div data-bbox="1137 922 2110 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 1187 1563 1225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (4) I-3-(1)-①が「c評価」の場合は、「c」評価とします。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (I-3-(1)-①が「c評価」の場合は、「c」評価とします。</p>
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>
<p>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し が組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し が組織的に行われ、職員が理解している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通) ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p>	<p>(5種別共通) ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>

改正後	現行
<div data-bbox="120 193 1093 279" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<div data-bbox="1137 193 2110 279" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>
<div data-bbox="103 320 282 360" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <p>(略)</p>	<div data-bbox="1122 320 1301 360" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <p>(略)</p>
<div data-bbox="103 464 546 504" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(5種別共通)</u> <u>○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(児童養護施設)</u> <u>○たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料の作成、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(児童養護施設)</u></p>	<div data-bbox="1122 464 1568 504" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説  ○事業計画は、<u>子どもや保護者等への養育・支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>○保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p>I-4-1 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p>	<p>I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p>I-4-1 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>II 施設の運営管理</p> <p>II-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>II-1-1 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>	<p>II 施設の運営管理</p> <p>II-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>II-1-1 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>
<p>II-1-2 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 II-1-2-1 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的</p>	<p>II-1-2 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 II-1-2-1 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(5種別共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p> <p>(略)</p>
<p>13 II-1-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>(略)</p>	<p>13 II-1-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>(略)</p>
<p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-1(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>14 II-2-1(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-1(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>14 II-2-1(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(5種別共通)</p>

改正後	現行
<p>□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通) ○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>15</b> II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><b>15</b> II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度については<sup>17</sup> II-2-(3)-①、教育・研修制度については<sup>18</sup> II-2-(3)-②、<sup>19</sup> <u>II-2-(3)-③</u>で評価します。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはII-2-(3)-①、教育・研修制度についてはII-2-(3)-②、③で評価します。</p>
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p><sup>16</sup> II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> ○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。</p> <p>(略)</p>	<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p><sup>16</sup> II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>



改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通) ○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<u>5種別</u>共通) ○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>
<p>Ⅱ-2-1(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	<p>Ⅱ-2-1(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>
<p>17 Ⅱ-2-1(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>17 Ⅱ-2-1(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通) <u>○職員一人一人が目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>(略)</p>	<p>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>(略)</p>
<p>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p> <div data-bbox="120 429 1093 512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p> <div data-bbox="1137 429 2110 512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○スーパービジョンの体制として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる</li> <li>・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる</li> <li>・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する</li> <li>・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる</li> </ul> <p>といった取組が考えられます。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○スーパービジョンの体制として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる</li> <li>・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる</li> <li>・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する</li> <li>・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる</li> </ul> <p>といった取組が考えられます。</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-2-1(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ-2-1(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-3 運営の透明性の確保</p> <p>Ⅱ-3-1(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>21 Ⅱ-3-1(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>Ⅱ-3 運営の透明性の確保</p> <p>Ⅱ-3-1(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>21 Ⅱ-3-1(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」<u>(26 27)</u>で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>
<p><u>22</u> Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>	<p><u>22</u> Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p><u>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</u></p> <p><u>23</u> Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p>	<p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p><u>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</u></p> <p><u>23</u> Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<u>5種別</u>共通)</p>

改正後	現行
<p>○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>24</u> II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>	<p><u>24</u> II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p><u>25</u> II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <div data-bbox="120 815 1093 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 1082 546 1121" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p><u>25</u> II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <div data-bbox="1137 815 2114 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 1082 1563 1121" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>(<u>社会的養護</u>共通)</p> <p>○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p> <p>(略)</p>	<p>(<u>5種別</u>共通)</p> <p>○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-4-1(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	<p>Ⅱ-4-1(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>
<p><u>26</u> Ⅱ-4-1(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <div data-bbox="120 624 1093 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p><u>26</u> Ⅱ-4-1(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <div data-bbox="1137 624 2110 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通) □施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>(<u>5種別</u>共通) □地域住民に対する相談事業などを通して、多様な相談に応じる機能を有している。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (<u>社会的養護</u>共通)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (<u>新設</u>)</p>

改正後	現行
<p><u>○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(児童養護施設)</u></p> <p><u>○施設の職員が積極的に地域に出向く取り組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p><u>(5種別共通)</u></p> <p><u>○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</u></p> <div data-bbox="120 1193 1093 1273" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p><u>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</u></p> <div data-bbox="1137 1193 2110 1273" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、<b>21</b> II-3-(1)-①で評価します。</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(5種別共通)</b> ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。</p>
<p><b>Ⅲ 適切な養育・支援の実施</b></p> <p>Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援</p> <p><b>Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</b></p> <p><b>28</b> Ⅲ-1-1 (1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>(略)</p> <p><b>29</b> Ⅲ-1-1 (1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>Ⅲ 適切な養育・支援の実施</b></p> <p>Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援</p> <p><b>Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</b></p> <p><b>28</b> Ⅲ-1-1 (1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>(略)</p> <p><b>29</b> Ⅲ-1-1 (1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>



改正後	現行
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。  <b>45</b> Ⅲ-1-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。  Ⅲ-1-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>
<p><b>Ⅲ-1-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</b></p>	<p><b>Ⅲ-1-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</b></p>
<p><b>30</b> Ⅲ-1-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>	<p><b>30</b> Ⅲ-1-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>
<p><b>31</b> Ⅲ-1-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>31</b> Ⅲ-1-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準(30 Ⅲ-1-(2)-①)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p>(社会的養護共通) ○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準(Ⅲ-1-(2)-①)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p>(5種別共通) ○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p>	<p><u>32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-1-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> <p>33 Ⅲ-1-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。子ど</p>	<p>Ⅲ-1-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> <p>33 Ⅲ-1-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。子ど</p>

改正後	現行
<p>もや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○施設における満足は、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>もや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○施設における満足は、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>
<p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>	<p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>
<p>35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	<p>35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="103 161 544 193"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="118 225 250 292">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="118 339 338 406">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="118 454 367 521">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="118 569 349 601"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="129 609 1066 676">○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p data-bbox="118 724 349 756"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="129 764 1066 831">○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p data-bbox="118 879 349 911"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="129 919 1066 1018">○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p data-bbox="118 1066 349 1098"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="129 1106 1066 1173">○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。</p>	<p data-bbox="1120 161 1561 193"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1135 225 1267 292">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1135 339 1355 406">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1135 454 1384 521">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="1135 569 1305 601"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1146 609 2083 676">○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p data-bbox="1135 724 1305 756"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1146 764 2083 831">○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p data-bbox="1135 879 1305 911"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1146 919 2083 1018">○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p data-bbox="1135 1066 1305 1098"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1146 1106 2083 1173">○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。</p>
<p data-bbox="103 1182 1084 1249"><b>36</b> Ⅲ-1-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div data-bbox="118 1294 1093 1382" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="147 1303 293 1370">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="103 1426 282 1458"><b>評価の着眼点</b></p>	<p data-bbox="1120 1182 2101 1249"><b>36</b> Ⅲ-1-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div data-bbox="1135 1294 2110 1382" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1164 1303 1310 1370">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 1426 1299 1458"><b>評価の着眼点</b></p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>	<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>
<p>Ⅲ－１－（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>	<p>Ⅲ－１－（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>
<p>37 Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>37 Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「<b>38</b> Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>	<p>(略)</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p> <p>(児童養護施設)</p> <p>○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>
<p><b>38</b> Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p><b>38</b> Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>(略)</p>
<p><b>39</b> Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div data-bbox="120 1043 1093 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p><b>39</b> Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div data-bbox="1137 1043 2110 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業など実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-2 養育・支援の質の確保</p> <p>Ⅲ-2-1 (1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p>40 Ⅲ-2-1 (1) -① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u></p>	<p>Ⅲ-2 養育・支援の質の確保</p> <p>Ⅲ-2-1 (1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p>40 Ⅲ-2-1 (1) -① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(児童養護施設)</u></p>



改正後	現行
<p>○養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>○養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが<u>確立している。</u></p> <div data-bbox="120 504 1093 592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>	<p>41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが<u>確立している。</u></p> <div data-bbox="1137 504 2110 592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>	<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="103 156 1088 228">42 Ⅲ-2-1(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> <div data-bbox="120 272 1093 357" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="147 280 293 347">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="103 395 282 432">評価の着眼点</p> <p data-bbox="147 461 208 496">(略)</p> <p data-bbox="103 536 546 572">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="116 601 253 671">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="116 716 340 786">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="116 831 353 866"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="129 871 1070 1018">○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p> <p data-bbox="116 1062 353 1098"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="129 1102 1070 1209">○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p data-bbox="116 1254 353 1289"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="129 1294 1070 1441">○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p>	<p data-bbox="1120 156 2105 228">42 Ⅲ-2-1(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> <div data-bbox="1137 272 2110 357" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1164 280 1310 347">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 395 1299 432">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1164 461 1225 496">(略)</p> <p data-bbox="1120 536 1563 572">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1133 601 1270 671">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1133 716 1357 786">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1133 831 1308 866"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1146 871 2087 1018">○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p> <p data-bbox="1133 1062 1308 1098"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1146 1102 2087 1209">○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p data-bbox="1133 1254 1308 1289"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1146 1294 2087 1441">○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(社会的養護 共通) ○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5種別 共通) ○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p> <div data-bbox="120 579 1093 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護 共通) ○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p> <p>(社会的養護 共通) ○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p>	<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p> <div data-bbox="1137 579 2110 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別 共通) ○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p> <p>(5種別 共通) ○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p>

改正後	現行
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
Ⅲ-2-1(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	Ⅲ-2-1(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。
44 Ⅲ-2-1(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	44 Ⅲ-2-1(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  ○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。  (社会的養護 共通) ○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。  (社会的養護 共通) ○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  ○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。  (5種別 共通) ○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。  (5種別 共通) ○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。
(3) 評価の留意点	(3) 評価の留意点

改正後	現行
(略)	(略)
45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。
(略)	(略)

改正後	現行
<p>A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</p> <p>A-1-(1) 子どもの権利擁護</p> <p>A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <div data-bbox="120 491 1093 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。</u></p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>徹底されていない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>○自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。</u></p>	<p>A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</p> <p>A-1-(1) 子どもの権利擁護</p> <p>A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <div data-bbox="1135 491 2107 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>十分ではない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>を踏まえた適切な評価が求められます。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</u></p> <p>(略)</p>
<p>A-1-(2) 権利について理解を促す取組</p> <p><u>A② A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</u></p> <p>(略)</p>	<p>A-1-(2) 権利について理解を促す取組</p> <p><u>A② A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</u></p> <p>(略)</p>
<p>A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組</p> <p>(略)</p>	<p>A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組</p> <p>(略)</p>
<p>A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等</p> <p>(略)</p>	<p>A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等</p> <p>(略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮</p> <p><u>A⑤ A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。</u></p>

改正後	現行
	<div data-bbox="1160 209 2114 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。</p> <p>b) 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に取り組もうとしているが、子ども自身が十分に主体的に取り組んでいるとはいえない。</p> <p>c) 職員と子どもが共生の意識がなく、共に考える機会を持たず、快適な生活に向けた取組を行っていない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。</p> <p><input type="checkbox"/> 余暇の過ごし方について、子ども自身が自由に選択し、一人ひとりの趣味や興味に合った活動が行えるように支援している。</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じて、金銭の管理や計画的な使い方などを学び、金銭感覚や経済観念が身につくよう支援している。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>



改正後	現行
	<p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本評価基準では、子どもとの共生の意識や子どもの意向を尊重する姿勢で生活改善に取り組む職員のかかわりについて評価します。また、余暇の過ごし方、金銭の管理や使い方など、子どもが主体的に生活を営むことができるような支援について評価します。</li> </ul> <p>(2) 趣旨・解説</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが主体的に自分たちの生活について検討する意識を持つ事ができるように、日ごろから定期的に話し合いの機会を持ち、話し合いの風土の定着に心がけておく必要があります。</li> <li>○余暇時間の過ごし方を子ども自身が選択し、子どもの興味や趣味に合わせて自発的活動ができるよう、新しい体験や世界を広げるような活動への参加の機会を提供することも大切です。</li> <li>○経済観念の確立は子どもが社会化していくために基本となるものであり、発達状況に応じて小遣いの管理や使い方等を通じて、具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。</li> <li>○金銭の管理方法、買い物を通じて物の値段の相場を知る、小遣い帳をつけて計画的な使い方を学ぶ、通帳を使って貯金をするなど、日常生活において具体的な体験をさせることが求められます。</li> </ul> <p>(3) 評価の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもからの要望等十分に聞く姿勢を持ちつつも、実施困難な事項については十分な説明をする機会を設けているかを確認します。</li> <li>○余暇時間の過ごし方においても、子どもの主体性を尊重しつつ支援していることを評価します。</li> </ul>
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア	A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア

改正後	現行
<p data-bbox="103 161 1097 244">A⑤ A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p> <div data-bbox="118 300 1093 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="147 312 293 389">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="103 456 282 496">評価の着眼点</p> <p data-bbox="147 531 203 563">(略)</p> <p data-bbox="103 627 544 667">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="147 700 203 732">(略)</p>	<p data-bbox="1120 161 2116 244">A⑥ A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p> <div data-bbox="1135 300 2110 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1164 312 1310 389">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 456 1299 496">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1164 531 1220 563">(略)</p> <p data-bbox="1120 627 1561 667">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1164 700 1220 732">(略)</p>
<p data-bbox="103 746 1097 882">A⑥ A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p> <div data-bbox="118 938 1093 1042" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="147 951 293 1027">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="103 1094 282 1134">評価の着眼点</p> <p data-bbox="147 1169 203 1201">(略)</p> <p data-bbox="103 1265 544 1305">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="118 1339 248 1418">(1) 目的 (略)</p>	<p data-bbox="1120 746 2116 882">A⑦ A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p> <div data-bbox="1135 938 2110 1042" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1164 951 1310 1027">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 1094 1299 1134">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1164 1169 1220 1201">(略)</p> <p data-bbox="1120 1265 1561 1305">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1135 1339 1265 1418">(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報提供することも大切です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2 養育・支援の質の確保</p> <p>A-2-(1) 養育・支援の基本</p> <p><u>A⑦</u> A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動を<u>しっかり受け止めている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>A-2 養育・支援の質の確保</p> <p>A-2-(1) 養育・支援の基本</p> <p><u>A⑧</u> A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動を<u>しっかり受け止めている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A⑧ A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を いとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	A⑨ A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を いとなむことを通してなされるよう養育・支援している。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)
A⑨ A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るとい姿勢を大切に し、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができる よう支援している。	A⑩ A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るとい姿勢を大切に し、子どもが自ら判断し行動することを保障している。
【判断基準】 a) 子どもの力を信じて見守るとい姿勢を大切にし、子ども自身が自	【判断基準】 a) 子どもの力を信じて見守るとい姿勢を大切にし、子どもが自ら判

改正後	現行
<p><u>らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</u></p> <p>b) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、<u>子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。</u></p> <p>c) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にせず、<u>子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。</u></p>	<p>断し行動することを保障している。</p> <p>b) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、<u>子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。</u></p> <p>c) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にしていない。</p>
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。</p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。</p> <p><u><input type="checkbox"/> 職員は必要以上の指示や制止をしていない。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。</p> <p><u><input type="checkbox"/> 朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるよ</u></p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、日常生活において職員が子どもの力を信じて見守る姿勢を大切に<u>し、子どもが主体的に生活を営むことができるように支援が行われているか</u>を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>○子どもが主体的に自分たちの生活について検討する意識を持つ事ができるように、日ごろから定期的に話し合いの機会を持ち、話し合いの風土の定着に心がけておく必要があります。</u></p> <p><u>○余暇時間の過ごし方を子ども自身が選択し、子どもの興味や趣味に合わせて自発的活動ができるよう、新しい体験や世界を広げるような活動への参加の機会を提供することも大切です。</u></p> <p>○子どもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験するさまざまなつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。</p> <p>○施設では一般家庭と比して、一人の職員が<u>掌握、援助しなければならぬ</u>子どもの数が多いことも一因となって、子どもが、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまうことがあります。子どもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めてあげることで自己肯定感を高めていきます。</p> <p>○こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのた</p>	<p><u>うに、職員の配置に配慮している。</u></p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、日常生活において職員が子どもの力を信じて見守る姿勢を大切に<u>しているか</u>を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○子どもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験するさまざまなつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。</p> <p>○施設では一般家庭と比して、一人の職員が<u>掌握、援助しなければならぬ</u>子どもの数が多いことも一因となって、子どもが、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまうことがあります。子どもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めてあげることで自己肯定感を高めていきます。</p> <p>○こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、子どもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解</p>

改正後	現行
<p>めにも、子どもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○本評価基準については、直接養育の場面に立ち会って評価することが重要です。</p> <p>○「見守り」、「放任」、「管理」、「過干渉」の意味について、評価者は理解しておく必要があります。</p> <p><u>○子どもからの要望等十分に聞く姿勢を持ちつつも、実施困難な事項については十分な説明をする機会を設けているかを確認します。</u></p> <p><u>○余暇時間の過ごし方においても、子どもの主体性を尊重しつつ支援していることを評価します。</u></p>	<p>決していく力をつけていくのです。</p> <p><u>○国が認める小規模グループケアの生活単位は、子どもが6～8人で職員が2.5人とされています。</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○本評価基準については、直接養育の場面に立ち会って評価することが重要です。</p> <p>○「見守り」、「放任」、「管理」、「過干渉」の意味について、評価者は理解しておく必要があります。<u>見守りの姿勢を持ちながらも、子どもの育ちを守るために管理しなければならないこともあることに留意します。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>A⑩ A-2-(1)-④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</u></p> <div data-bbox="120 1121 1093 1225" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)。</p>	<p><u>A⑪ A-2-(1)-④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</u></p> <div data-bbox="1137 1121 2110 1225" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="100 156 548 199">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="112 231 257 311">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="112 375 347 454">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="112 518 369 598">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1120 156 1568 199">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1131 231 1276 311">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1131 375 1366 454">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1131 518 1388 598">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="100 606 1097 742"><b>A⑪</b> A-2-(1)-⑤ <u>生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</u></p> <div data-bbox="123 798 1086 901" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="145 805 302 885">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="100 949 280 1061">評価の着眼点 (略)</p> <p data-bbox="100 1117 548 1157">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="112 1189 257 1268">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="112 1332 347 1412">(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p data-bbox="1120 606 2116 742"><b>A⑫</b> A-2-(1)-⑤ <u>生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</u></p> <div data-bbox="1142 798 2105 901" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1164 805 1321 885">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 949 1299 1061">評価の着眼点 (略)</p> <p data-bbox="1120 1117 1568 1157">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1131 1189 1276 1268">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1131 1332 1366 1412">(2) 趣旨・解説 (略)</p>



改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(2) 食生活</p> <p>A<sup>12</sup> A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A-2-(2) 食生活</p> <p>A<sup>13</sup> A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(3) 衣生活</p> <p>A<sup>13</sup> A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】</p> </div>	<p>A-2-(3) 衣生活</p> <p>A<sup>14</sup> A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】</p> </div>

改正後	現行
<p data-bbox="120 161 1093 209">(略)</p> <p data-bbox="103 264 282 300">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 339 203 371">(略)</p> <p data-bbox="103 432 546 467">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 507 250 587">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="114 651 340 730">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="114 794 369 874">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1135 161 2112 209">(略)</p> <p data-bbox="1120 264 1299 300">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1160 339 1220 371">(略)</p> <p data-bbox="1120 432 1563 467">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1131 507 1267 587">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1131 651 1357 730">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1131 794 1386 874">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 895 398 930">A-2-(4) 住生活</p> <p data-bbox="103 943 1093 1070">A<sup>14</sup> A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p> <p data-bbox="120 1134 1093 1230">【判断基準】 (略)</p> <p data-bbox="103 1286 282 1321">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 1361 203 1393">(略)</p>	<p data-bbox="1120 895 1415 930">A-2-(4) 住生活</p> <p data-bbox="1120 943 2110 1070">A<sup>15</sup> A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p> <p data-bbox="1135 1134 2112 1230">【判断基準】 (略)</p> <p data-bbox="1120 1286 1299 1321">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1160 1361 1220 1393">(略)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="100 159 548 199"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="112 231 257 319">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="112 375 347 462">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="112 518 369 606">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1120 159 1568 199"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1131 231 1276 319">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1131 375 1366 462">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1131 518 1388 606">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="100 606 459 646"><b>A-2-(5) 健康と安全</b></p> <p data-bbox="100 654 1097 790"><b>A<sup>15</sup></b> A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p> <div data-bbox="123 845 1086 949" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="145 853 302 893"><b>【判断基準】</b></p> <p data-bbox="168 901 235 941">(略)</p> </div> <p data-bbox="100 997 280 1037"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="145 1077 212 1117">(略)</p> <p data-bbox="100 1173 548 1212"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="112 1244 257 1332">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="112 1388 347 1476">(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p data-bbox="1120 606 1478 646"><b>A-2-(5) 健康と安全</b></p> <p data-bbox="1120 654 2116 790"><b>A<sup>16</sup></b> A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p> <div data-bbox="1142 845 2105 949" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1164 853 1321 893"><b>【判断基準】</b></p> <p data-bbox="1187 901 1254 941">(略)</p> </div> <p data-bbox="1120 997 1299 1037"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="1164 1077 1232 1117">(略)</p> <p data-bbox="1120 1173 1568 1212"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1131 1244 1276 1332">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1131 1388 1366 1476">(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮した支援が行われているかを確認します。</p> <p>○子どもが自分の体調や病気、障害についてことばで表現でき、必要な治療や服薬についても理解できるよう支援が行われているかにも留意します。</p> <p><u>○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。</u></p>	<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮した支援が行われているかを確認します。</p> <p>○子どもが自分の体調や病気、障害についてことばで表現でき、必要な治療や服薬についても理解できるよう支援が行われているかにも留意します。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p> <p><u>A<sup>(16)</sup> A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p>	<p>A-2-(6) 性に関する教育</p> <p><u>A<sup>(17)</sup> A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p> <p>A<sup>(17)</sup> A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題 に対して、適切に対応している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p> <p>A<sup>(18)</sup> A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題 に対して、適切に対応している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A<sup>(18)</sup> A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが 生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>A<sup>(19)</sup> A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが 生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>

改正後	現行
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。</p> <p>□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。</p> <p>□課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。</p> <p>□大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。</p> <p>□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。</p> <p><u>□子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。</u></p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。</p> <p>□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。</p> <p>□課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。</p> <p>□大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。</p> <p>□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子ども間の暴力(性的暴力を含む)やいじめ、差別などが生じないように、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底しているかを評価します。</p> <p>○子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することができているかも確認します。</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないように、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底しているかを評価します。</p> <p>○子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することができているかも確認します。</p>
<p>A-2-(8) 心理的ケア</p> <p>A<sup>(19)</sup> A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>A-2-(8) 心理的ケア</p> <p>A<sup>(20)</sup> A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>	<p>A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>
<p>A<sup>(20)</sup> A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>A<sup>(21)</sup> A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p>	<p>評価の着眼点</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A<sup>(21)</sup> A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	<p>A<sup>(22)</sup> A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>
<p>【判断基準】</p>	<p>【判断基準】</p>



改正後	現行
<div data-bbox="120 156 1093 236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="103 288 282 325" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="138 363 208 395" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="103 456 546 493" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="114 531 250 563" style="padding: 5px;">(1) 目的</div> <div data-bbox="138 579 208 611" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="114 676 340 708" style="padding: 5px;">(2) 趣旨・解説</div> <div data-bbox="138 724 208 756" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="114 821 369 853" style="padding: 5px;">(3) 評価の留意点</div> <div data-bbox="138 869 208 901" style="padding: 5px;">(略)</div>	<div data-bbox="1135 156 2112 236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 288 1299 325" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="1155 363 1225 395" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 456 1563 493" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="1131 531 1267 563" style="padding: 5px;">(1) 目的</div> <div data-bbox="1155 579 1225 611" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="1131 676 1357 708" style="padding: 5px;">(2) 趣旨・解説</div> <div data-bbox="1155 724 1225 756" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="1131 821 1386 853" style="padding: 5px;">(3) 評価の留意点</div> <div data-bbox="1155 869 1225 901" style="padding: 5px;">(略)</div>
<div data-bbox="103 919 1093 999" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A<sup>(22)</sup> A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</div> <div data-bbox="138 1067 297 1099" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】</div> <div data-bbox="170 1115 239 1147" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="103 1214 282 1251" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="138 1289 208 1321" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="103 1382 546 1418" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div>	<div data-bbox="1120 919 2112 999" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A<sup>(23)</sup> A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</div> <div data-bbox="1155 1067 1314 1099" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】</div> <div data-bbox="1184 1115 1254 1147" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 1214 1299 1251" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="1155 1289 1225 1321" style="padding: 5px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 1382 1563 1418" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div>

改正後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p> <p>A<sup>(23)</sup> A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、 家族からの相談に応じる体制を確立している。</p> <div data-bbox="120 735 1093 839" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p> <p>A<sup>(24)</sup> A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、 家族からの相談に応じる体制を確立している。</p> <div data-bbox="1137 735 2110 839" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>

改正後	現行
(略)	(略)
A-2-(11) 親子関係の再構築支援	A-2-(11) 親子関係の再構築支援
A <sup>(24)</sup> A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	A <sup>(25)</sup> A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>
評価の着眼点	評価の着眼点
(略)	(略)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)

## 第三者評価共通評価基準（児童養護施設版）

### I 養育・支援の基本方針と組織<sup>1</sup>

#### I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

#### I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

#### I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

### II 施設の運営管理

#### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

#### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

#### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

#### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-1 (1) -① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-1 (1) -② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

Ⅲ-1-1 (2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-1 (2) -① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-1 (2) -② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-1 (2) -③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-1 (3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-1 (3) -① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-1 (4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-1 (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-1 (4) -② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

36 Ⅲ-1-1 (4) -③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-1 (5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-1 (5) -① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-1 (5) -② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-1 (5) -③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-1 (1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-1 (1) -① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-1 (1) -② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-1 (2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-1 (2) -① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定し

ている。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

## 第三者評価内容評価基準（児童養護施設版）

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

#### A-1-（1）子どもの権利擁護

A① A-1-（1）-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

#### A-1-（2）権利について理解を促す取組

A② A-1-（2）-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

#### A-1-（3）生い立ちを振り返る取組

A③ A-1-（3）-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

#### A-1-（4）被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-（4）-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

#### A-1-（5）支援の継続性とアフターケア

A⑤ A-1-（5）-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

A⑥ A-1-（5）-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーピングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

### A-2 養育・支援の質の確保

#### A-2-（1）養育・支援の基本

A⑦ A-2-（1）-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

A⑧ A-2-（1）-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

A⑨ A-2-（1）-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

A⑩ A-2-（1）-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

A⑪ A-2-（1）-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

#### A-2-（2）食生活

A⑫ A-2-（2）-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

#### A-2-（3）衣生活



A13 A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

#### A-2-(4) 住生活

A14 A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

#### A-2-(5) 健康と安全

A15 A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

#### A-2-(6) 性に関する教育

A16 A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

#### A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A17 A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

A18 A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

#### A-2-(8) 心理的ケア

A19 A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

#### A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

A20 A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

A21 A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

A22 A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

#### A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A23 A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

#### A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A24 A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

# 第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童養護施設解説版)

## 目 次

I 養育・支援の基本方針と組織	1
I-1 理念・基本方針	1
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1
1 I-1-1 (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	1
I-2 経営状況の把握	5
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	5
2 I-2-1 (1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	5
3 I-2-1 (1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	7
I-3 事業計画の策定	9
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	9
4 I-3-1 (1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	9
5 I-3-1 (1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	12
I-3-2 (2) 事業計画が適切に策定されている。	14
6 I-3-2 (2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	14
7 I-3-2 (2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	17
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組	19
I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	19
8 I-4-1 (1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	19
9 I-4-1 (1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	22
II 施設の運営管理	24
II-1 施設長の責任とリーダーシップ	24
II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。	24
10 II-1-1 (1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。	24
11 II-1-1 (1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	26
II-1-2 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	28
12 II-1-2 (2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	28

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	30
	Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	32
	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	32
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	32
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	34
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	36
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	36
	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	39
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	39
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	41
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	43
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	46
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	46
	Ⅱ-3 運営の透明性の確保	48
	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	48
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	48
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	50
	Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	53
	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	53
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	53
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	55
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	57
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	57
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	60
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	60
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われて	

いる。	63
<b>Ⅲ 適切な養育・支援の実施</b>	66
Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援	66
<b>Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</b>	66
28 Ⅲ-1-1 (1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	66
29 Ⅲ-1-1 (1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	68
<b>Ⅲ-1-1 (2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</b>	70
30 Ⅲ-1-1 (2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	70
31 Ⅲ-1-1 (2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	72
32 Ⅲ-1-1 (2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	74
<b>Ⅲ-1-1 (3) 子どもの満足の向上に努めている。</b>	76
33 Ⅲ-1-1 (3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	76
<b>Ⅲ-1-1 (4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</b>	79
34 Ⅲ-1-1 (4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	79
35 Ⅲ-1-1 (4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	81
36 Ⅲ-1-1 (4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	83
<b>Ⅲ-1-1 (5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</b>	85
37 Ⅲ-1-1 (5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	85
38 Ⅲ-1-1 (5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	88
39 Ⅲ-1-1 (5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	90
Ⅲ-2 養育・支援の質の確保	92
<b>Ⅲ-2-1 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</b>	92
40 Ⅲ-2-1 (1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援	

が実施されている。 .....	92
41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 .....	94
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。 .....	96
42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 .....	96
43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 .....	99
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。 .....	101
44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 .....	101
45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 .....	103

## I 養育・支援の基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

#### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

##### 1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

###### 【判断基準】

- a) 法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
- b) 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

#### 評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく養育・支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。
- 法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

### 【理念と基本方針】

- 養育・支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、養育・支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、施設における施設経営や養育・支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、養育・支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、養育・支援への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、養育・支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、子どもや保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

### 【職員の理解】

- 理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。



(社会的養護共通)

- 社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【子どもや保護者等への周知】

- 理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、子どもや保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、養育・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

(3) 評価の留意点

- 複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置づけています。
- 職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 子どもや保護者等への周知については、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある子どもなど、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。
- 理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。
- 理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

(5種別共通)

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。
- 「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。
- 法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

《注》

\*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

\*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

## I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

### 【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

### 評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な養育・支援に努めることが求められます。

○社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。

○施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

### (社会的養護共通)

○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「**4** I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 2** I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

### (3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (**2** I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、**4** I-3-(1)-①で評価します。

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

#### 【判断基準】

- a) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

#### 評価の着眼点

中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。

中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。
- 中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

### (社会的養護共通)

- 都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に依拠して、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

### (児童養護施設)

- 施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、里親の支援（里親への研修の実施や里親からの相談の受付、週末里親の調整等）、一時保護委託の体制整備、地域の子育て支援（在宅支援やショートステイ、トワイライトステイ等）、退所児童の自立支援等が考えられます。

### 【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。養育・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。
- 中・長期計画については、以下を期待しています。
  - i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
  - ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
  - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
  - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。



【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「Ⅰ－2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(児童養護施設)

- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、養育・支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。
- 中・長期計画が策定されていない場合（[4](#) I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に  
行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子ども等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

### (社会的養護共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

### (3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。
- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、子どもや保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (5種別共通)

- 事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。
- 事業計画の主な内容とは、養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。
- 子どもや保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。
- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、子どもや保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

#### (児童養護施設)

- たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料の作成、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。
- 子どもや保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。
- 保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。
- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。



#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 養育・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 養育・支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 養育・支援の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、養育・支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 施設においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分になされていないことが課題とされています。養育・支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 養育・支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 養育・支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に養育・支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

### (3) 評価の留意点

- 日常的な養育・支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な養育・支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(児童養護施設)

○企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの養育・支援の質の向上に関する取組やしくみを確認して総合的に評価します。

- 9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、  
計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

## Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

#### Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を  
図っている。

##### 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

#### 評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い養育・支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。
- 施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。

施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。

施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が養育・支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り込まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な養育・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

### (5種別共通)

- 社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

### (3) 評価の留意点

- 施設長が養育・支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (社会的養護共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い養育・支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な養育・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

## Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

### 【判断基準】

- a) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

### 評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

### （社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い養育・支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、心理職等の養育・支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

### (社会的養護共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

### (児童養護施設)

- そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

### (児童養護施設)

- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については17 II-2-(3)-①、教育・研修制度については18 II-2-(3)-②、19 II-2-(3)-③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 養育・支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

### (社会的養護共通)

- 特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、養育・支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

### (社会的養護共通)

- 職員一人一人が目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、養育・支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。
- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

### (3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 養育・支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、養育・支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設による養育・支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。



19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の養育・支援技術の向上等に取り組んでいる状況の評価します。

### (2) 趣旨・解説

○職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。

○教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。

○教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが必要です。

○養育・支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。

○必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。

○施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

### (社会的養護共通)

○スーパービジョンの体制として、

- ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
  - ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
  - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
  - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる
- といった取組が考えられます。

### (児童養護施設)

○小規模化や地域分散化に伴い、施設本体と各拠点（グループ）等との連携・調整が重要になるため、そこでスーパーバイザーが果たす役割も必要となります。

### (3) 評価の留意点

○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

- 研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

- 階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。
- スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

Ⅱ－２－（４） 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉の人材を育成すること、また、養育・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。
- 実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の養育・支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

### (3) 評価の留意点

- 受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。
- さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

## Ⅱ－3 運営の透明性の確保

Ⅱ－3－（1） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ－3－（1）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

### 【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。

### 評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設においては、養育・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による養育・支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 養育・支援を実施する施設に対する、子どもや保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの養育・支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26)(27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 養育・支援に関わる施設においては、質の高い養育・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、養育・支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 施設（法人）の経営・運営は、養育・支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

### (3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

### 【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

### 評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

### (児童養護施設)

- 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

### (社会的養護共通)

- 子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

### (児童養護施設)

- 施設の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々が、法人や施設を支える会、後援会等を組織している場合もあります。

### (児童養護施設)

- 子どもの地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

#### (5種別共通)

- 本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。
- 施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。
- 多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。
- ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。
- マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、子どもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。
- 原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。
- 評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

### (児童養護施設)

- 施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしているか確認します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設として、子どもによりよい養育・支援を実施することと、退所後の養育・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもによりよい養育・支援を実施し、退所後も養育・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの養育・支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する養育・支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

### (児童養護施設)

- 児童相談所と施設は子どもや保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

### (児童養護施設)

- 幼稚園、学校との連携を図るために、役員等をしてPTA活動に参加する、学校や幼稚園の行事に積極的に参加する、施設での行事に招待するなどの取組が大切です。

### (3) 評価の留意点

- 社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

### (社会的養護共通)

- 退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。



- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (社会的養護共通)

- 国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

- 施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、養育・支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

- また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

- さらに、日常的な養育・支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。

- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

#### (児童養護施設)

- 施設の職員が積極的に地域に出向く取組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。

(3) 評価の留意点

(5種別共通)

- 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。
  
- 施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

### (社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

- 施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

##### Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

##### 28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

###### 【判断基準】

- a) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

### 評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○養育・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、養育・支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

### (3) 評価の留意点

○施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した養育・支援における重要事項です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な養育・支援においては、施設の子どもや養育・支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや保護者等に周知することも求められます。

### (児童養護施設)

- 規程・マニュアル等に基づいた養育・支援と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーに配慮した養育・支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
- 養育・支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、養育・施設の子どもや支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
- 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ-2- (3) -②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援を必要とする子どもや保護者等が、養育・支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にしていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、子どもや保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 養育・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 養育・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の子どもや保護者等に対して、パンフレットを渡すだけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
- 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
- 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、養育・支援の開始及び過程において、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 養育・支援の開始や過程においては、子どもや保護者等の自己決定に十分に配慮し、養育・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 養育・支援の開始や過程における説明は、子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準（30 Ⅲ-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 施設における説明は、どの子どもや保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- また、書面を確認することとあわせて、子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。
- b) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの養育・支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、子どもや保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、子どもや保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも養育・支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

### (社会的養護共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

### (児童養護施設)

- 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

### (児童養護施設)

- 里親、児童自立支援施設などへ措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応することも大切です。また18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない養育・支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。
- 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
- 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。
- 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども本位の養育・支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。養育・支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを養育・支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足は、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な養育・支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

- 養育・支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

- 組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

### (3) 評価の留意点

- 施設の事業種別や養育・支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に養育・支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

(5種別共通)

- 保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。
  
- 具体的には、子どもの満足に関する調査、子どもへの個別の聴取、子ども懇談会における聴取等があります。子どもの満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
  
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、子どもや保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、子どもや保護者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、養育・支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり養育・支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて養育・支援の質の向上を図る必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した子どもや保護者等への経過や結果の説明、申出した子どもや保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、養育・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

- 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもが必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の養育・支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、子どもや保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

### (3) 評価の留意点

- 子どもの相談、意見に関する取組については、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。



36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 子どもからの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、子どもからの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、養育・支援の内容や生活環境の改善等に関する子どもからの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、養育・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、子どもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、養育・支援の質と子どもからの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、子どもの意見や要望、提案等にもとづく養育・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもへの経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に養育・支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組みと一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう子どもの意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し養育・支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設におけるリスクマネジメントの目的は、養育・支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、養育・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 養育・支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した養育・支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には養育・支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

### (児童養護施設)

- 施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

### (社会的養護共通)

- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

（社会的養護共通）

- 保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。
- 感染症の予防・対応についても、養育・支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- 感染症については、季節、養育・支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。
- 対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に  
行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、養育・支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「事業（養育・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

### (児童養護施設)

- グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じているか確認します。

### Ⅲ－２ 養育・支援の質の確保

Ⅲ－２－（１） 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ－２－（１）－① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

#### 【判断基準】

- a) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。
- b) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。
- c) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

#### 評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて養育・支援が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、養育・支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な養育・支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な養育・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による養育・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に見現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、養育・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、養育・支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない養育・支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

### (社会的養護共通)

- 養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

### (3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた養育・支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった養育・支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○標準的な実施方法については、子どもが必要とする養育・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、養育・支援の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、養育・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

### (社会的養護共通)

○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別な自立支援計画が策定されているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた養育・支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な養育・支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 養育・支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①養育・支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から子どものより良い状態を検討する必要があります。

### (社会的養護共通)

- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

### (社会的養護共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

(社会的養護共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決めます。

(5種別共通)

- 発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生リスクやメカニズム等の知見に基づいて、子どもの抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(社会的養護共通)

- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

- 子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子どもの希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく養育・支援がなされているか、養育・支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
- 自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
- アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 子どもの意向の反映については、自立支援計画に子どもの意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- 施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。
- 子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。



43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、養育・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での養育・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、養育・支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

### (社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

### (社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

### (3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な養育・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する子どもの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。
- 子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、養育・支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

### (社会的養護共通)

- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

### (社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

### (3) 評価の留意点

- 引継ぎや送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

# 社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童養護施設版)

## 目 次

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援	1
A-1-(1) 子どもの権利擁護	1
A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A-1-(2) 権利について理解を促す取組	4
A② A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	4
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組	6
A③ A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	6
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等	8
A④ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	8
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア	10
A⑤ A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	10
A⑥ A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	12
A-2 養育・支援の質の確保	14
A-2-(1) 養育・支援の基本	14
A⑦ A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	14
A⑧ A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	16
A⑨ A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	18
A⑩ A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	20
A⑪ A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	22
A-2-(2) 食生活	24
A⑫ A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	24
A-2-(3) 衣生活	27
A⑬ A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	27



A-2-(4) 住生活	29
A <sup>14</sup> A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	29
A-2-(5) 健康と安全	31
A <sup>15</sup> A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	31
A-2-(6) 性に関する教育	33
A <sup>16</sup> A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	33
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応	35
A <sup>17</sup> A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	35
A <sup>18</sup> A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	37
A-2-(8) 心理的ケア	39
A <sup>19</sup> A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	39
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等	41
A <sup>20</sup> A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	41
A <sup>21</sup> A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	43
A <sup>22</sup> A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	45
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり	47
A <sup>23</sup> A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	47
A-2-(11) 親子関係の再構築支援	49
A <sup>24</sup> A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	49

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した養育・支援への取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取組は重要です。
- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

### (3) 評価の留意点

- 子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。

○児童養護施設では宗教の理念を施設の理念として運営されていることがあります。その結果、宗教行事等への参加や宗教的行為を日常生活の中で奨励している施設もあります。しかし、これらのことは強制してはならず、子どもや保護者等の信教の自由は保障されなければなりません。

A-1-(2) 権利について理解を促す取組

A② A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。
- b) 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。

評価の着眼点

権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。

子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。

職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。

子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。

年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもが有するさまざまな権利や人間の尊厳について、生活やさまざまな学習機会を通じて理解を促す取組がなされていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもの中には、自分がさまざまな権利を有していることを理解できないままに、あるいは大切にされた経験がないままに入所してくる子どもがいます。権利ノートやそれに代わる資料などを使用して、生活の中で守られている具体的な権利について、分かりやすく、随時説明がなされることが重要です。

○子どもの年齢や状態に応じて、権利と義務・責任の関係について理解できるように説明し、話し合う機会をもつ取組が求められます。

○子どもが自己評価を高めて成長していくためにも、自分の権利について理解していることが必要です。

○特に、不適切な養育を受けた子どもは、権利について意識することは少ないと思われるので配慮が必要です。

### (3) 評価の留意点

○日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深める取組を評価します。

○職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることを評価します。

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組

A③ A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。
- b) 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。
- c) 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っていない。

評価の着眼点

子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。

事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。

伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。

事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。

子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。

成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供や成長の過程を職員と一緒に振り返る取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの成長や自立、また、自己形成の視点からも、自分自身の出生や生い立ち、家族の状況等を把握できていることは重要であり、それらの情報や認知について、子どもが職員と共に把握できるように努める必要があります。
- 子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等は慎重な検討が必要です。また、職員及び組織としての専門性やチームでの対応が求められます。
- 親をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることや親の意向も十分考慮する必要があり、児童相談所との十分な連携と親や家族との協働作業で進められることが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設に来てからの成長の記録にとどまらず、保護者等や過去に養育にあたった人に協力を求め、生まれてから現在までの成長の記録が整理されており、子どもが見たい時にいつでも見ることができる環境にあるかを確認します。



A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。

不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。

子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。

被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。

被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設における体罰や子どもの人格を辱めるような行為も含み、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 身体的暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、ハラスメント等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。
- 児童養護施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 不適切なかかわりに迅速に対処できるように、子どもからの訴えには組織的な対応を図るとともに、サインを見逃さないよう留意していることが重要です。また、不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにすることが必要です。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしていることが重要であり、子どもの権利を擁護する風土が施設全体に行きわたっていることが重要です。
- また、子ども間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止・早期発見しなければなりません。
- 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っていることを評価します。
- 被措置児童等虐待対応ガイドラインについて施設長や職員が十分知っていることを確認します。

A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア

A⑤ A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。
- b) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。

評価の着眼点

子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。

入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。

子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。

家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、入・退所に際して揺れる子どもの気持ちを汲み取り、不安の軽減を図ることや、子どもの生活の連続性を大切に、ケースに応じて必要と思われる取組がなされていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもにとって生活場所が変わることは大きな負担を強いられる出来事です。その不安を一つでも解消するためにも、温かく迎える準備をしているなどさまざまな工夫を凝らし、受け入れについてホーム全体また、施設全体で歓迎する姿勢を示すことが重要です。

○受け入れの準備として、一時保護所への面会訪問や乳児院等との連絡調整、子どもに関わる職員との人間関係づくりを始めることなど、入所前から不安を軽減するための具体的な取組を行うことも重要です。

○また家庭復帰後や施設変更後も、子どもの状況の把握に努め、子どもの気持ちに寄り添った支援をしていくことが大切です。

### (3) 評価の留意点

○入・退所に際して、子どもの不安を理解し受け止めてサポートしますが、人的な環境の変化にも留意して、人間関係の継続性を担保できているかを確認します。

**A⑥** A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

**【判断基準】**

- a) 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。
- c) 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。

**評価の着眼点**

- 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。
- 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。
- 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。
- 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。
- 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。
- 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、退所した子どもが安定した社会生活を送ることができるようになるための、リービングケアとアフターケアについて、施設の支援体制と内容や関係機関との協力がどのように構築され実践されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもは、施設を退所し社会的自立すると、仕事とその人間関係、一人暮らし、金銭管理など、未経験の体験を強いられ悩みます。より家庭的支援を必要とする子どもにとって頼りになるのは今まで暮らしてきた施設であり職員です。

○退所後の社会生活を想定した自立支援であるリービングケアと退所後のアフターケアは施設にとって重要な業務として捉え、施設の支援体制を整え、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係を構築し実践する必要があります。

○施設が退所者の相談に応じることは、特別な配慮ではなくて施設の業務であることを退所者に説明します。また、退所者からの相談が関係の深かった職員に寄せられる個人的相談にとどまることなく、施設が組織として情報を共有し対応するためにも、その記録を整備し活用する必要があります。

○相談には、金銭、住居、就労などや各種トラブルなど、施設で支援できる範囲を超えるものもあります。そのような場合は、行政機関や福祉機関等と連携を図りながら支援を行うことが大切です。

○生活に本当に困った段階になって相談が寄せられても、有効な手立てが見当たらないこともあります。小さな問題でも気軽に相談できることが大切です。そのためにも、OB会のように退所者が集まれる機会を設けるなどの取組等も有効です。

○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報提供することも大切です。

### (3) 評価の留意点

○個別ニーズに沿った自立の目標に向けての養育の一環として、退所後の社会生活を想定したリービングケアが行われているかを、児童生活記録および自立支援計画を確認します。

○近年、施設等の退所者が中心となって組織をつくり、退所者を支援する活動が見られるようになりました。こうした活動に協力し、退所者に参加を促す取組も評価します。

## A-2 養育・支援の質の確保

### A-2-(1) 養育・支援の基本

#### A⑦ A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。

##### 【判断基準】

- a) 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。
- b) 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めようとしているが、十分ではない。
- c) 子どもを理解しようしていない。

##### 評価の着眼点

- 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。
- 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。
- 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。
- 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員が子どもを理解しようとする態度、又は職員が受容的・支持的な態度で寄り添っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援は、子どもとの信頼関係を基盤に行われなければなりません。信頼関係を築いていくうえで前提となるのが、子どもの理解です。
- 子どもの存在そのもの（ありのままの姿）を受け入れ、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、その理由や背景を理解することが大切です。そうすることで子どもに「自分のことがわかってもらえている」という信頼の気持ちが芽生えていきます。
- 子ども一人ひとりが抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもの理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合う姿勢が大切です。
- 「受容的・支持的な態度」とは、職員が子どもを都合のいい理論にあてはめて無理に理解しようとするのではなく、「その子の人生に何があったのか」に思いを馳せながら寄り添い、時間をかけ、理解できる部分を増やしていこうとすることです。

### (3) 評価の留意点

- 養育・支援にかかわるケース会議の記録や自立支援計画を確認します。



**A⑧** A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

**【判断基準】**

- a) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。
- b) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。
- c) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。

**評価の着眼点**

- 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。
- 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
- 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
- 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。
- 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。
- 夜目覚めたとき大人が存在が感じられるなど安心感に配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、日常生活のいとなみを通して基本的欲求の充足がなされているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 食事、睡眠、排泄といった生理的欲求（一次的欲求）と、所属と愛情・承認といった心理的欲求（二次的欲求）を総称して基本的欲求と言います。
- 子どもは、基本的欲求の充足を通して、養育者との間に基本的信頼感を獲得します。児童養護施設でも、基本的欲求の充足のプロセスにおいて子どもと職員との関係性が深まっていくことが大切です。
- 基本的欲求の充足は、ルーティンワークに沿って進めていくのではなく、子どもが信頼を寄せる職員によってなされるとともに、子どもと職員が共に作り出す日常生活の中で自然な形でなされることが大切です。
- 安全の欲求、承認の欲求など、子どもの発達段階やそのときどきの状況によって充足すべき基本的欲求は異なるため、子ども一人ひとりの基本的欲求を把握していることが大切です。
- 子どもが生活力を高めていくためには、その欲求を自主的に充足できる環境が必要です。その意味では、高齢児の生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものであることが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 「生活の決まり」を確認するとともに、身近な職員が一定の裁量権を有し、柔軟に対応できる体制となっているかどうかを確認します。

**A⑨** A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
- b) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にせず、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。

**評価の着眼点**

- 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。
- 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。
- 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
- 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
- つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、日常生活において職員が子どもの力を信じて見守る姿勢を大切に、子どもが主体的に生活を営むことができるように支援が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもが主体的に自分たちの生活について検討する意識を持つ事ができるように、日ごろから定期的に話し合いの機会を持ち、話し合いの風土の定着に心がけておく必要があります。
- 余暇時間の過ごし方を子ども自身が選択し、子どもの興味や趣味に合わせて自発的活動ができるよう、新しい体験や世界を広げるような活動への参加の機会を提供することも大切です。
- 子どもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験するさまざまなつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。
- 施設では一般家庭と比して、一人の職員が掌握、援助しなければならない子どもの数が多いことも一因となって、子どもが、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまうことがあります。子どもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めてあげることで自己肯定感を高めていきます。
- こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、子どもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準については、直接養育の場面に立ち会って評価することが重要です。
- 「見守り」、「放任」、「管理」、「過干渉」の意味について、評価者は理解しておく必要があります。
- 子どもからの要望等十分に聞く姿勢を持ちつつも、実施困難な事項については十分な説明をする機会を設けているかを確認します。
- 余暇時間の過ごし方においても、子どもの主体性を尊重しつつ支援していることを評価します。

**A⑩** A-2-(1)-④ 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。

**【判断基準】**

- a) 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。
- b) 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。
- c) 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障していない。

**評価の着眼点**

- 施設内での養育が、年齢や発達の状態、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。
- 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに答えている。
- 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。
- 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。
- 子どもたちのニーズに答えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。
- 幼稚園等に通わせている。
- 子どもたちの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○子どもはそれぞれ、その年齢や発育状況に応じた発達的な課題を有しています。本評価基準では、施設が子どもの発達の状況に応じた適切な環境を用意しているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもの発達保障は養育の目的としてとても重要なことです。子どもの権利に関する条約では「第 27 条 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する」と明記されています。

○児童養護施設に入所してくる子どもの多くが、さまざまな要因で自らの能力を発揮、伸ばすことができない場合もあります。子どもの背景や年齢・発達状態により、子どもに必要な学びや遊びへのニーズは異なります。固定概念に捉われず、子どもがこれまで満たされなかったニーズを充足していくことで、学力やコミュニケーションスキルの習得につながります。

○特に、子どもにとって、好きなものや打ち込めるものができるると精神的にも安定しやすくなります。自分から中々見つけられない子どもには、様々な機会を提供してみるのが大切です。

### (3) 評価の留意点

○子どもは自ら環境に働きかけて発達の課題をクリアしていきます。児童養護施設では入所している子どもの年齢幅が大きいので、それぞれの年齢段階にあった学びや遊びの環境が用意、利用されているかを確認します。

○発達保障のために社会資源を積極的に活用されているかを確認します。

**A⑪** A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

**【判断基準】**

- a) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
- b) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。
- c) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。

**評価の着眼点**

- 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。
- 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
- 発達状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。
- 発達状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、子どもと共に日常生活をいとなむことを通して、基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、さまざまな生活技術が習得できるよう養育・支援しているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

○そのような学びの根幹は、職員との関係性を基盤にした生活にあります。穏やかで安全性や快適さに配慮された生活によって、子ども自身が決まりや約束を守ることと施設生活そのものを守ろうとする意識が醸成されることが大切です。

○日頃から職員がその振る舞いや態度で模範を示すことが大切ですが、入所して短い時間で子どもが基本的生活習慣等を習得するのは難しいと思われるので、子どもたちの状況を把握することが大切です。また、外来者へ常識ある対応がとれることも重要です。

### (3) 評価の留意点

○基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術の習得のために、どのような工夫がなされているかを評価します。部屋の飾り付けや家電、家具の配置等の生活感のある雰囲気にも目を向けることも重要です。

○健康の保持や衛生管理、安全（事故防止）について子どもが理解し、その方法を身につけることができるような支援が行われていることを評価します。

○SNS やインターネットの知識や実体験を得る取組が行われているかを聞き取りなどから確認します。



A-2-(2) 食生活

A⑫ A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

【判断基準】

- a) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。
- b) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。
- c) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。

評価の着眼点

- 楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。
- 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 食事場所は明るく楽しい雰囲気です、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。
- 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
- 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、評価者は食事の時間を共有し、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。
- 食事が、変化に富んだ献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量が確保されていることはもちろんのこととして、子どもの嗜好や子ども一人ひとりの健康状態に配慮した食事を提供するための取組や食育の取組についても評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 食事は、単に空腹を満たし栄養を摂取するためだけのものではありません。おいしく楽しく食べることにより、幸福感や精神的な充足を得ることができ、心の安定のために重要な役割を果たします。
- 児童養護施設では、日々の生活援助と食事の提供とを別々の職員が担ってきました。家庭的養護の推進の中、これらを同一の職員が行う取組が増えてきています。例えば地域小規模児童養護施設では、献立について子どもの状況に応じて柔軟に対応できるのですが、そうした場合であっても、配慮のこもった食事を提供するとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を勘案する必要があります。
- 発育に必要な栄養をしっかりと摂るためには、食事が楽しい時間であること、年齢等にあった調理方法や味付けに配慮すること、そして子どもの嗜好を考慮した食事を提供することが必要です。
- 児童養護施設では、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達状況に応じた食習慣が身につけていない子どもも少なくありません。ここでの食習慣は食事の場面にまつわるだけでなく、食材の買い出しから後片付けに至るまで食事に関わるすべてのことが含まれます。
- 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。発達の状況に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、また職員が範を示すことで、基本的な食習慣の習得に向けた支援が行われることが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 食卓に、人間関係などその生活集団の雰囲気や関係性が反映されることを踏まえれば、食事の時間が、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気となっているかどうかを確認します。

○児童養護施設では子どもの年齢幅も大きく、食物アレルギーを持つ子など食事に特別な配慮が必要な子が増えています。病気の時など健康状態に配慮した食事を含めて、子ども一人ひとりの状況に応じた食事の提供が行われているかを確認します。

A-2-(3) 衣生活

A⑬ A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

【判断基準】

- a) 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 衣類が十分に確保されているが、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。
- c) 衣類が十分に確保されていない。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
- 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。
- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。
- 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。
- 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子ども一人ひとりの身だしなみが配慮の届いたものとなっているのか、また子どもが衣習慣を習得し、衣服を通して自己表現できるよう支援がなされているのかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○衣類は、子ども一人ひとりに対して量的に十分確保され整理整頓されていることが大切です。そのうえで TPO に合わせた適切な身だしなみ、服装ができること、自己表現の手段として個性が尊重されることが大切です。

○あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが必要です。

### (3) 評価の留意点

○画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給ではなく可能な限り子どもの個性に合ったもの、子どもの好みに合ったものを購入するような配慮が行われているかも確認します。

○高年齢児においては、衣類を自分自身で選び、購入できるような機会が確保されていることを確認します。

A-2-(4) 住生活

A⑭ A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。
- b) 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの居場所が確保されていない。

評価の着眼点

子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。

小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。

中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。

身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。

食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。

設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。

発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、施設の中に子ども一人ひとりの居場所が確保され、安心して生活できる場所となるように配慮しているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもは、自身が所属するグループの一員であることが実感できるような住環境の中で安心して生活することで、自己肯定感を育むことができ、そのことが自己アイデンティティの確立へとつながっていきます。

○子ども一人ひとりの居場所が確保され、「自分が大切にされている」と感じる場所があり、帰るとほっとできる家庭的な空間が用意されていることは大切なことです。

○食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができない子どももいますが、発達の状況や子どもの状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。

### (3) 評価の留意点

○子ども一人ひとりに個室を提供することが物理的に難しい場合であっても、大切な人の写真を遠慮なく飾ることができるなど、個人の空間が確保されていることを評価します。

○子どもを取り巻く住環境が、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などにいたるまで、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるように工夫されていることを評価します。

○破損箇所をそのままにしたり、壊れた物が放置されていたりすることで、生活の潤いがなくなり、子どもの心がすさんでしまいます。不適切な環境を放置し、その環境が当たり前になってしまわぬよう、速やかな修繕が行われていることを確認します。

A-2-(5) 健康と安全

A⑮ A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。

健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。

受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。

職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な子どもの健康状態の把握状況や、医療機関との連携等について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設入所前の不適切な養育環境により、心身の健全な発達上、課題のある子どもたちが多くいます。職員は一人ひとりの状態を常に把握し、健康な生活を送ることができるよう、支援をすることが求められます。

○子どもの健康状態は、日々変化します。病気やケガだけでなく、心の悩みや友人関係のつまずきや家族関係等で健全な状態が急変することもあります。健康管理は、日頃から注意深く観察することで適時に適切な対応が求められます。

○子どもの体調に変化のあった時は、職員間で情報交換をし、職員の勤務の交替（あるいは担当者の交替）があっても、確実に継続して支援を行える体制を整えなければなりません。

### (3) 評価の留意点

○身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮した支援が行われているかを確認します。

○子どもが自分の体調や病気、障害についてことばで表現でき、必要な治療や服薬についても理解できるよう支援が行われているかにも留意します。

○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑯ A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価の着眼点

他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。

性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。

性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。

必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。性をめぐる諸課題について正しい理解を糸口にして、自分自身のいのちと向き合うことは重要な意味を持ちます。そしてそのことを大前提として、他者のいのちも尊重できるようになる支援が求められます。

○児童養護施設における性をめぐる諸課題への支援は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達の状況に応じて性についての正しい知識、理解が持てるよう支援していくことが求められます。

○また、実生活のうえでも年齢にふさわしい関係において他者の性を尊重し、思いやりのある心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けることが必要です。

○日頃から職員の間でも性をめぐる諸課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

### (3) 評価の留意点

○集団生活において、年長の子どもから年少の子どもへの性的な加害・被害関係が起こることのないよう、異性間のみならず、同性間においても日常生活場面での十分な注意が行われているかを確認します。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A⑰ A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。
- b) 子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。
- c) 子どもの行動上の問題及び問題状況に対応できていない。

評価の着眼点

□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。  
また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。

□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。

□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。

□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけて出そうと努力している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、行動上の問題をとった子どもへの対応だけでなく、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直し、暴力を受けた職員への配慮など子どもの行動上の問題により引き起こされる状況への対応について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもたちは人間不信に陥っていたり、それにより他の子どもとの関係を築いていくことが困難な場合があります。家庭的養護が推進され職員の存在が身近になる中で、子どもは抱え込んでいた感情や心理的なストレスを問題行動として、ときに暴力という形で職員に表出することもあります。

○子どもが訴えたいことの受容と、行動上の問題の表出を許容してしまうことを混同しないことに留意が必要です。

○暴力や不適切な行動をとる子どもの要因や課題を分析し、支援するとともに、一緒に生活して被害を受けた子どもへの対応も同時にすることが必要です。とくに、守られるはずの施設で暴力にさらされてしまうダメージは深いからです。また、被害を受けた子どもの保護者等への説明も必要です。

○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行うなどして子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を守ることも必要です。

○子どもの暴力が自分自身に向かってくることも職員にとってはとても辛いことであり、大きな無力感に職員がさいなまれることもあります。適切な対応のためには、子どもを理解するとともに職員相互の支援体制が求められます。

### (3) 評価の留意点

○行動上の問題を生じやすい子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしておくことや、くり返し児童相談所、専門医療機関等と協議を行うなどの対応を、自立支援計画や記録等からも確認して評価します。

A⑱ A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。

評価の着眼点

- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
- 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
- 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
- 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
- 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。
- 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子ども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策や、発生した場合の要因の把握、その後の対応策や問題克服に向けた施設の取組などを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○暴力や不適切な行動をとる子どもへの対応として、「悪いことは悪い！」と毅然と伝え、そうした行動を起こすに至った心情にも目を向けます。子どもにとって信頼できる職員は、悪いことは悪いと言い、守るべき時は守り、子どもの心情をしっかり受けとめてくれる職員です。

○小規模化が進む中では、職員一人で小規模グループ全体の生活援助を担う場面が多くあるため、子どもが暴れだし対応に苦慮するとき、どのようにSOSを出すのか、またSOSを受けて、誰がどのように対応するのかなど、職員間の協力体制を築いておくことが求められます。

○ケアニーズの高いケースが増え、その子自身・周囲の子への個々の支援が必要となります。児童相談所・病院・学校・市町等の関係機関との連携や活用を積極的に展開し、予防も事後の対応も速やかに行える体制があることが求められます。

○子どもは周囲の大人の関係から人との関係性を学ぶため、職員間の人間関係や情報の共有とともに、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことも必要です。

### (3) 評価の留意点

○子ども間の暴力（性的暴力を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底しているかを評価します。

○子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することができているかも確認します。

A-2-(8) 心理的ケア

A⑱ A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。

評価の着眼点

- 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。
- 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。
- 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
- 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。
- 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。
- 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、虐待体験、分離体験などによる心理的ケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定とそのプログラムに基づく実施状況等を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 心理的支援の実施に当たっては、子どもの自立支援計画に明確に位置づけること、児童相談所等と連携しその指導・助言に基づくことに努めること、専用の部屋および設備を用意すること等が要件となっています。また、職員間の連携、ケース会議への出席、相談や助言、研修、さらに保護者等への心理的支援も求められています。
- 施設では、虐待等により心的外傷等を受けた子どもに、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を行い、心理的困難を改善し、安心・安全感の再形成、人間関係の修正等を図る目的で、心理療法担当職員を配置することができます。
- 心理療法担当職員は任意配置であり、心理療法を行う必要のある10人以上の子どもがいることとされ、毎年実施計画書および報告書の提出が義務付けられています。
- 心理療法担当職員は、大学で心理学を専修する学科等の課程を修め、心理療法の技術を有する者である必要があります。勤務形態は、常勤あるいは常勤的非常勤、非常勤いずれでもよいとされています。

### (3) 評価の留意点

- 心理療法担当職員を核とし、施設全体で心理的支援の目的が共有され機能しているかを評価します。
- 子どもが落ち着いて心理的ケアを受けられる環境が確保されているかを確認します。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

A⑳ A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価の着眼点

静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。

学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。

学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。

忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。

障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○学習支援において、物理的な学習環境ばかりに注目するのではなく、その子とその子らしく力が発揮できる事を願うかがわりが大切です。

○学力が低かったり、本来持っている能力を十分発揮できていない子どもがについては、潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

○低学力の原因は、自己肯定感の低さが一因として考えられ、落ち着いた生活環境の中で、職員や家族から共感され「大切にされている」と安心感を抱くことで、自己肯定感は育まれていきます。この育みは、自分の将来に希望を持ち、目標を立てて努力していく力の源となります。

○子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが求められます。

### (3) 評価の留意点

○学習環境の整備として、一人ひとりのニーズに応じて、学習ボランティアや、家庭教師、地域の学習塾等を活用することも評価します。

○公立・私立にかかわらず高校、大学進学について子どもの学習権が保障されているかを確認します。

A⑳ A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 子どもが進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが進路の自己決定ができるように支援はしていない。

評価の着眼点

- 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。
- 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。
- 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。
- 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。
- 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの最善の利益にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもにとっての「最善の利益」を考え、子どもの希望と可能性、能力を把握したうえで、進路選択への支援を考えることが大切です。
- 特に、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が必要です。
- 通学手段や、学費の支援、アルバイトの奨励など、子どもの学習権を保障することが大切です。さらに高校卒業後も大学等へ進学を希望する子どもたちに進学の実現へ向け、特に資金面と生活面の支援が必要です。そのために、奨学金の活用や、保護者等への働きかけ、支援者を募るなど、施設としての取組が求められます。
- 大学等や専門学校に進学あるいは就職または福祉的就労をした後に生活が不安定であったり、障害や疾病等の理由により進学や就職がままならないため継続的な支援が必要であったりする子どもは少なくありません。このような場合は、18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができるとされているため、子どもの自立支援のために積極的な活用が望まれます。
- 原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」等の活用も考えられます。
- また、中学校卒業後就職する子どもや高等学校等の中退し就職する子どもについては、卒業、就職を理由に安易に措置解除することなく継続的な養育を行う必要性の有無で判断することが重要です。(平成23年12月28日厚児1228第2号、厚労省雇用均等・児童家庭局通知)
- 進路決定後のフォローアップや退学・就職等の進路変更等についての対応も必要です。

### (3) 評価の留意点

- 子どもの適切な自己決定を確保するため、十分な情報提供が行われているかを確認します。
- 継続・延長事例が多いか少ないかではなく、事例の個別性、多様性を聞き取り、判断が適正か否かを確認します。

**A(22)** A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

**【判断基準】**

- a) 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 社会経験の拡大に取り組んでいない。

**評価の着眼点**

- 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。
- 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。
- 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。
- アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた施設による社会経験の拡大に向けた取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 職場体験や実習は、子どもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となります。
- アルバイトはお金を稼ぐ大変さを知る機会となり、責任が発生し自分の姿勢態度が問われます。また、遅刻、早退無断欠勤などをすれば、信頼を失いアルバイトの継続ができなくなります。アルバイトはそうした社会の仕組みやルールを実感する意味でも大切な機会となります。
- 仕事を通して、人間関係や責任を果たすことなど、今までにないストレスを抱える子どもに寄り添い、社会の中で自己肯定感を保てるよう、精神的な支えとなることが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 子どもは、施設を巣立つことに大きな不安を抱えています。自立へ向けて、計画的な準備が行われているかを評価します。
- 社会経験の拡大に向けた取組を自立支援計画等で確認します。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A②③ A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。

評価の着眼点

- 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。
- 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。
- 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。
- 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。
- 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立しているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

○親、家族と子どもの関係調整には、支援方針を明確にし、家庭支援専門相談員を要にした相談窓口を設けて支援体制を整える必要があります。そして家族には子どもの成長をともに考え協力し合い常に相談に応じることを伝え、日常的に信頼関係づくりに努めます。そして、児童相談所等とも情報の共有化を図り、連携して家族と子どもとの関係調整に取り組みます。

### (3) 評価の留意点

○家庭支援専門相談員の役割が明確にされ、家族関係調整や相談受付が重要な機能として位置づけられているか、児童相談所や保護者等の居住する市町村との連携の状況を確認します。

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を記録や聴取で確認します。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A② A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。

面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。

児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、親子関係の再構築のために家族支援を積極的に行っているか。また、支援にあたって児童相談所等の関係機関と密接に連携して取り組んでいるかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設の最も重要な目標として親子関係の再構築が挙げられます。施設入所は子どもの最善の利益を念頭に置いた関係再構築の出発点であることを認識して、ケースの見立て、改善すべき課題は何かを絞り込み、児童相談所等との合意形成と連携を行い、多面的に家族支援を行うこととなります。また家族支援の核として家庭支援専門相談員を位置づけ、施設全体で取り組む必要があります。

○ただし、保護者等の「不当に妨げる行為」があるケースでは、「親子関係の再構築」よりも「入所している子どもの安定した監護」の確保が優先となる場合があるので、こうしたケースには留意が必要です。

### (3) 評価の留意点

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を聴取や記録で確認をします。

○家庭支援専門相談員を核とした再構築に向けた支援計画が明確であり、施設全体で共有化され取り組まれているか評価します。

○支援内容の共有が、児童相談所や保護者等の居住する市町村と図られ、連携して家族支援に取り組んでいるか評価します。

○必置ではありませんが、家族交流・宿泊施設があり、積極的な活用をされているかを参考にします。また、家族療法事業に取り組んでいるかも参考にします。

改正後	現行
<p><b>I 養育・支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>I 養育・支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>	<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>
<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>2</u> I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> ○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された</p>	<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>2</u> I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された</p>

改正後	現行
<p>情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「<b>4</b> I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>	<p>情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>
<p><b>3</b> I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>	<p><b>3</b> I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○ <b>2</b> I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (<b>2</b> I-2-(1)-①が「c」評価の場合)は、「c」評価とします。 ○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、<b>4</b> I-3-(1)-①で評価します。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○ I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I-2-(1)-①が「c」評価の場合)は、「c」評価とします。 ○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。</p>

改正後	現行
I-3 事業計画の策定	I-3 事業計画の策定
I-3-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	I-3-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。
4 I-3-1(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	4 I-3-1(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
<u>(社会的養護共通)</u> <u>○施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標(ビジョン)を職員や関係者に周知することが必要です。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(社会的養護共通)</u> <u>○都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。</u>	<u>(新設)</u>

改正後	現行
<p><u>(乳児院)</u> ○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、<u>フォスタリング機能の拡充（里親への研修の実施や里親からの相談の受付、週末里親の調整等）、親子関係の再構築支援、一時保護委託の体制整備、地域の子育て支援（在宅支援やショートステイ、トワイライトステイ等）、等が考えられます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(乳児院)</u> ○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>
<p><u>5</u> I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div data-bbox="120 847 1093 932" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 1112 546 1153" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>5</u> I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div data-bbox="1137 847 2110 932" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 1112 1563 1153" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>



改正後	現行
<p>○中・長期計画が策定されていない場合(4) I-3-(1)-①が「c評価」の場合は、「c」評価とします。</p>	<p>○中・長期計画が策定されていない場合(I-3-(1)-①が「c評価」の場合は、「c」評価とします。</p>
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>
<p>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通) ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p>	<p>(5種別共通) ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>

改正後	現行
<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(5種別共通)</u> ○事業計画は、<u>基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を</u>保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>○保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○事業計画は、<u>保護者等への養育・支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>
<p>I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p>I-4-1 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p>	<p>I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p>I-4-1 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>II 施設の運営管理</p>	<p>II 施設の運営管理</p>

改正後	現行
<p>Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>Ⅱ-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>Ⅱ-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 Ⅱ-1-1 (2) -① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>Ⅱ-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 Ⅱ-1-1 (2) -① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p>

改正後	現行
(略)	(略)
13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。
(略)	(略)
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2 福祉人材の確保・育成
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。
14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点	評価の着眼点
(略)	(略)
(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	(5種別共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(社会的養護共通)	(5種別共通)

改正後	現行
<p>○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>15</u> II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <div data-bbox="120 504 1093 587" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 767 546 807" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度については<u>17</u> II-2-(3)-①、教育・研修制度については<u>18</u> II-2-(3)-②、<u>19</u> II-2-(3)-③で評価します。</p>	<p><u>15</u> II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <div data-bbox="1137 504 2110 587" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 767 1563 807" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはII-2-(3)-①、教育・研修制度についてはII-2-(3)-②、③で評価します。</p>
<div data-bbox="103 1302 869 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> </div>	<div data-bbox="1120 1302 1886 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> </div>
<p><u>16</u> II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p><u>16</u> II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>

改正後	現行
<div data-bbox="120 193 1093 277" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="103 316 282 355" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="147 379 203 416">(略)</p> <div data-bbox="103 456 546 496" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="120 520 248 595">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="120 639 338 715">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="120 754 353 786" style="color: red;">(社会的養護共通)</p> <p data-bbox="120 791 1070 938" style="color: red;">○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。</p> <p data-bbox="147 983 203 1019">(略)</p> <p data-bbox="120 1059 367 1134">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="120 1174 353 1206" style="color: red;">(社会的養護共通)</p> <p data-bbox="120 1211 1070 1286">○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>	<div data-bbox="1137 193 2110 277" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1120 316 1299 355" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="1164 379 1220 416">(略)</p> <div data-bbox="1120 456 1563 496" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="1137 520 1265 595">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1137 639 1355 715">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1137 754 1236 786" style="color: red;">(新設)</p> <p data-bbox="1164 983 1220 1019">(略)</p> <p data-bbox="1137 1059 1384 1134">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="1137 1174 1303 1206" style="color: red;">(5種別共通)</p> <p data-bbox="1137 1211 2087 1286">○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>
<div data-bbox="103 1289 981 1329" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅱ-2-1(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</div>	<div data-bbox="1120 1289 1998 1329" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅱ-2-1(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</div>
<div data-bbox="103 1369 1088 1444" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">17 Ⅱ-2-1(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</div>	<div data-bbox="1120 1369 2110 1444" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">17 Ⅱ-2-1(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</div>

改正後	現行
<div data-bbox="120 156 1093 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div> <p data-bbox="103 277 282 316">評価の着眼点</p> <p data-bbox="147 344 206 376">(略)</p> <p data-bbox="103 418 546 456">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="120 485 250 555">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="120 600 340 670">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="120 715 353 746"><u>(社会的養護共通)</u></p> <p data-bbox="129 753 1070 823"><u>○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。</u></p> <p data-bbox="147 868 206 900">(略)</p> <p data-bbox="120 944 367 1015">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1137 156 2114 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div> <p data-bbox="1120 277 1299 316">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1164 344 1223 376">(略)</p> <p data-bbox="1120 418 1563 456">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1137 485 1267 555">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1137 600 1357 670">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1137 715 1236 746"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1164 868 1223 900">(略)</p> <p data-bbox="1137 944 1384 1015">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 1024 1093 1094">18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p data-bbox="120 1139 179 1171">(略)</p>	<p data-bbox="1120 1024 2110 1094">18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p data-bbox="1160 1139 1218 1171">(略)</p>
<p data-bbox="103 1184 1093 1254">19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p> <div data-bbox="120 1295 1093 1375" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div>	<p data-bbox="1120 1184 2110 1254">19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p> <div data-bbox="1137 1295 2114 1375" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div>
<p data-bbox="103 1423 282 1461">評価の着眼点</p>	<p data-bbox="1120 1423 1299 1461">評価の着眼点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○スーパービジョンの体制として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる</li> <li>・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる</li> <li>・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する</li> <li>・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる</li> </ul> <p>といった取組が考えられます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○スーパービジョンの体制として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる</li> <li>・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる</li> <li>・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する</li> <li>・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる</li> </ul> <p>といった取組が考えられます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>
<p><b>Ⅱ-2-1(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>Ⅱ-2-1(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</b></p> <p>(略)</p>



改正後	現行
<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p><u>21</u> II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」<u>(26)</u> <u>(27)</u>で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>	<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p><u>21</u> II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>
<p><u>22</u> II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>	<p><u>22</u> II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>II-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>	<p>II-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>

改正後	現行
<p>23 II-4-1(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>23 II-4-1(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通) ○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>24 II-4-1(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>	<p>24 II-4-1(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>
<p>II-4-1(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	<p>II-4-1(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>

改正後	現行
<p>25 II-4-1(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。 (略)</p>	<p>25 II-4-1(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。 (略)</p>
<p>II-4-1(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-1(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <p>【判断基準】</p>	<p>II-4-1(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-1(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <p>【判断基準】</p>

改正後	現行
(略)	(略)
<p data-bbox="103 272 282 308"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="147 339 208 371">(略)</p> <p data-bbox="118 416 353 448">(社会的養護共通)</p> <p data-bbox="129 453 1070 523">□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p data-bbox="118 568 286 600">(5種別共通)</p> <p data-bbox="129 606 1070 676">□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p>	<p data-bbox="1120 272 1299 308"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="1164 339 1225 371">(略)</p> <p data-bbox="1135 416 1240 448"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1135 568 1240 600"><u>(新設)</u></p>
<p data-bbox="103 719 546 754"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="118 786 253 818">(1) 目的</p> <p data-bbox="147 825 208 857">(略)</p> <p data-bbox="118 901 342 933">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="118 940 353 971">(社会的養護共通)</p> <p data-bbox="129 978 1070 1240">○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。</p> <p data-bbox="147 1284 208 1316">(略)</p> <p data-bbox="118 1361 237 1393"><u>(乳児院)</u></p> <p data-bbox="129 1399 1070 1469">○施設の職員が積極的に地域に出向く取り組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や</p>	<p data-bbox="1120 719 1563 754"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1135 786 1270 818">(1) 目的</p> <p data-bbox="1164 825 1225 857">(略)</p> <p data-bbox="1135 901 1359 933">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="1135 940 1240 971"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1164 1284 1225 1316">(略)</p> <p data-bbox="1135 1361 1240 1393"><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(5種別共通)</u> <u>○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>27</u> II-4-1(3)-2 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <div data-bbox="120 694 1093 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 959 546 997" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>27</u> II-4-1(3)-2 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <div data-bbox="1137 694 2110 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 959 1563 997" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(5種別共通)</u> ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">21</span> II-3-(1)-①で評価します。</p>	<p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。</p>
<p><b>Ⅲ 適切な養育・支援の実施</b>  Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援  Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>	<p><b>Ⅲ 適切な養育・支援の実施</b>  Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援  Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>(略)</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span> Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span> Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。  <b>45</b> Ⅲ-1-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>	<p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。  Ⅲ-1-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>
<p>Ⅲ-1-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	<p>Ⅲ-1-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>
<p><b>30</b> Ⅲ-1-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>	<p><b>30</b> Ⅲ-1-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>
<p><b>31</b> Ⅲ-1-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p><b>31</b> Ⅲ-1-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準（<b>30</b> Ⅲ-1-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準（Ⅲ-1-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p>(5種別共通)</p>

改正後	現行
<p>○保護者等の自己決定にあたっては、必要に応じて保護者等の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>○保護者等の自己決定にあたっては、必要に応じて保護者等の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>32</u> Ⅲ-1-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div data-bbox="120 580 1093 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 844 546 884" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p><u>32</u> Ⅲ-1-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div data-bbox="1137 580 2110 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 844 1563 884" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>



改正後	現行
(略)	(略)
Ⅲ-1-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。	Ⅲ-1-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。
<p>33 Ⅲ-1-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、<u>取組を行っている。</u></p>	<p>33 Ⅲ-1-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、<u>取組を行っている。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p>	<p>評価の着眼点</p>
<p>(乳児院) □子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p>	<p>□子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p>
<p>(乳児院) □職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護者等の満足を把握している。</p> <p>(略)</p>	<p>□職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護者等の満足を把握している。</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通) ○施設における満足の把握は、保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p>	<p>(5種別共通) ○施設における満足の把握は、保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p>

改正後	現行
<p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○施設における満足は、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○施設における満足は、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-1-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	<p>Ⅲ-1-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>
<p><b>34</b> Ⅲ-1-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>	<p><b>34</b> Ⅲ-1-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>
<p><b>35</b> Ⅲ-1-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p><b>35</b> Ⅲ-1-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護 共通) ○保護者等が自由に意見を表明できるよう、保護者等と職員の間関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護 共通) ○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護 共通) ○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護 共通) ○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを保護者等が理解していることを確認します。</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別 共通) ○保護者等が自由に意見を表明できるよう、保護者等と職員の間関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(5種別 共通) ○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(5種別 共通) ○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(5種別 共通) ○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを保護者等が理解していることを確認します。</p>
<p>36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div data-bbox="120 1153 1093 1235" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div data-bbox="1137 1153 2110 1235" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○意見、要望、提案等への対応は、保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○意見、要望、提案等への対応は、保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>
<p>Ⅲ-1-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>	<p>Ⅲ-1-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>
<p>37 Ⅲ-1-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>37 Ⅲ-1-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p>	<p>評価の着眼点</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p>

改正後	現行
<p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">38</span> Ⅲ-1-1-(5)-②」で評価します。</p> <p>(略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>	<p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「Ⅲ-1-1-(5)-②」で評価します。</p> <p>(略)</p> <p><b>(乳児院)</b> ○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">38</span> Ⅲ-1-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">38</span> Ⅲ-1-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>(略)</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">39</span> Ⅲ-1-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> </div>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">39</span> Ⅲ-1-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> </div>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業など実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-2 養育・支援の質の確保</p> <p>Ⅲ-2-1 (1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p>40 Ⅲ-2-1 (1) -① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p>	<p>Ⅲ-2 養育・支援の質の確保</p> <p>Ⅲ-2-1 (1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p>40 Ⅲ-2-1 (1) -① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(乳児院)</p> <p>○養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが<u>確立している。</u></p>	<p>41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが<u>確立している。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>(社会的養護共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>	<p>(5種別共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>	<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>
<p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を<u>適切に策定している。</u></p>	<p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を<u>適切に策定している。</u></p>
<p>【判断基準】</p>	<p>【判断基準】</p>

改正後	現行
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p>	<p>評価の着眼点</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的</p>	<p>(1) 目的</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説</p>	<p>(2) 趣旨・解説</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(社会的養護 共通)</p>	<p>(5種別 共通)</p>
<p>○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p>	<p>○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p>
<p>(社会的養護 共通)</p>	<p>(5種別 共通)</p>
<p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p>	<p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p>
<p>(社会的養護 共通)</p>	<p>(5種別 共通)</p>
<p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、保護者等に理解できる目標として、表現し、努力目標として保護者等に説明し、合意と納得を得て決まります。</p>	<p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、保護者等に理解できる目標として、表現し、努力目標として保護者等に説明し、合意と納得を得て決まります。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(社会的養護 共通)</p>	<p>(5種別 共通)</p>



改正後	現行
<p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>43 Ⅲ-2-1(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p> <div data-bbox="120 464 1093 549" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 727 546 767" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p> <p>(社会的養護共通) ○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>43 Ⅲ-2-1(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p> <div data-bbox="1137 464 2110 549" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 727 1563 767" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通) ○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p> <p>(5種別共通) ○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-2-1(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>	<p>Ⅲ-2-1(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="103 193 1093 268">44 Ⅲ－2－（3）－① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> <div data-bbox="120 312 1093 395" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="147 320 295 387">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="103 435 282 472">評価の着眼点</p> <p data-bbox="147 499 206 531">(略)</p> <p data-bbox="103 576 546 612">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="120 643 250 710">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="120 756 340 823">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="132 871 1070 978">○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p data-bbox="120 1024 353 1056">(社会的養護 共通)</p> <p data-bbox="132 1062 1070 1129">○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p data-bbox="120 1176 353 1208">(社会的養護 共通)</p> <p data-bbox="132 1214 1070 1281">○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。</p> <p data-bbox="120 1327 371 1394">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1120 193 2110 268">44 Ⅲ－2－（3）－① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> <div data-bbox="1137 312 2110 395" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1164 320 1312 387">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 435 1299 472">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1164 499 1223 531">(略)</p> <p data-bbox="1120 576 1563 612">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1137 643 1267 710">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1137 756 1357 823">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1149 871 2087 978">○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p data-bbox="1137 1024 1308 1056">(5種別 共通)</p> <p data-bbox="1149 1062 2087 1129">○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p data-bbox="1137 1176 1308 1208">(5種別 共通)</p> <p data-bbox="1149 1214 2087 1281">○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。</p> <p data-bbox="1137 1327 1388 1394">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 1409 1059 1476">45 Ⅲ－2－（3）－② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p data-bbox="1120 1409 2076 1476">45 Ⅲ－2－（3）－② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>

改正後	現行
(略)	(略)

改正後	現行
<p>A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</p> <p>A-1-(1) 子どもの権利擁護</p> <p>A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <div data-bbox="120 491 1093 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。</u></p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>徹底されていない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>○自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。</u></p> <p>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」</p>	<p>A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</p> <p>A-1-(1) 子どもの権利擁護</p> <p>A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <div data-bbox="1137 491 2110 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>二</u></p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>十分ではない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」</p>

改正後	現行
<p>「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p>○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p> <p><u>○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれの持つ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>を踏まえた適切な評価が求められます。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p>	<p>「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p>○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に<u>鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p>

改正後	現行
<p>○子どもの最善の利益を目指した養育に関する理念を職員が共通理解するための取組として、「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。</p> <p>○子どもの最善の利益を目指した、具体的な職員のかかわりや姿勢について理解し、日頃の養育を振り返るための取組として、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。</p>	<p>○子どもの最善の利益を目指した養育に関する理念を職員が共通理解するための取組として、「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。</p> <p>○子どもの最善の利益を目指した、具体的な職員のかかわりや姿勢について理解し、日頃の養育を振り返るための取組として、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。</p>
<p>A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等</p> <p>A② A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <div data-bbox="120 687 1093 791" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等</p> <p>A② A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <div data-bbox="1137 687 2114 791" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>A-2 養育・支援の質の確保</p> <p>A-2-(1) 養育・支援の基本</p> <p>A③ A-2-(1)-① <u>子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A-2 養育・支援の質の確保</p> <p>A-2-(1) 養育・支援の基本</p> <p>A③ A-2-(1)-① <u>子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A④ A-2-(1)-② <u>子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。</u></p> <p>【判断基準】 a) <u>子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。</u></p>	<p>A④ A-2-(1)-② <u>子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。</u></p> <p>【判断基準】 a) <u>子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。</u></p>

改正後	現行
<p>b) 子どもの生活体験に配慮し、<u>子どもの発達を支援する環境を整える取組が十分ではない。</u></p> <p>c) 子どもの生活体験に配慮し、<u>子どもの発達を支援する環境を整えていない。</u></p>	<p>b) 子どもの生活体験に配慮し、<u>豊かな生活を保障する取組が十分ではない。</u></p> <p>c) 子どもの生活体験に配慮し、<u>豊かな生活を保障されていない。</u></p>
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。</p> <p><u><input type="checkbox"/> 入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。</u></p> <p><u><input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。</u></p> <p><u><input type="checkbox"/> 子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。</p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u><input type="checkbox"/> 施設に子どもが安心して暮らせる温かな家庭的雰囲気がある。</u></p> <p><u><input type="checkbox"/> 居室が安心して、くつろいだり、落ち着ける場所になっている。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚など</p>



改正後	現行
<p>□他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などの個別化が図られている。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>□自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、日々のいとなみを通し、子どもを主体とした育ちが豊かに保障されているか、<u>子どもの発達を支援する環境が整えられているかを評価します。</u></p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>○発達を支援する環境を作り出すためには、乳幼児が安全であると感じ、安心感を持てるようにすることが大切です。子どもが何かをしたときに、適切な応答があれば、子どもは自分に対する自信を持つことができるようになり、周囲への信頼感を高めます。このような応答的な環境を整えとともに、入所前の子どもの生活状況や月齢の違いによる発達特性を考慮して、その時に必要な対応をするように努めることが大切です。</u> ○子どもを主体とした育ちを保障するためには、安全に配慮しながら、子どもが好奇心を刺激され、充実した遊びや生活体験を積み重ねるための取組が重要です。その際、自然にふれあいながら、豊かな体験を心に取り入れる工夫も大切です。また、そうした生活環境の中では、自分が所有するものを意識できるようにする取組も重要となります。</p>	<p>の個別化が図られている。</p> <p><u>□満足感の得られる養育者との遊びの時間を提供している。</u></p> <p>□自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、日々のいとなみを通し、子どもを主体とした育ちが豊かに保障されているか<u>評価を行います。</u></p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u></p> <p>○子どもを主体とした育ちを保障するためには、安全に配慮しながら、子どもが好奇心を刺激され、充実した遊びや生活体験を積み重ねるための取組が重要です。その際、自然にふれあいながら、豊かな体験を心に取り入れる工夫も大切です。また、そうした生活環境の中では、自分が所有するものを意識できるようにする取組も重要となります。</p> <p>(3) 評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○乳児院における養育の基本は、子どもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることです。個々に応じて日々のいとなみが柔軟に遂行されるよう心がけられているかを確認します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>○子どもは、安全で安心感のある環境のもと、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかわりを通しておとなや社会に対する絶対的な信頼を獲得していきます。養育者が子どもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく仕草や言葉で応答することにより、子どもが自分の思いを共有してもらう他者の存在を獲得できるように心がけているかを確認します。</u></p> <p><u>○子どもへの働きかけや言葉かけが適切であるかを確認する体制として、自らの養育の振り返りが出来るシステム（自己評価、カンファレンス、スーパービジョンなど）や適切なツール（チェック項目）などの体制が整備され、それらを活用して実施できているかを確認します。</u></p> <p>○戸外遊びや買い物、畑での野菜や果物を育て収穫する体験など、その施設独自の「豊かな生活」を保障している内容を確認します。</p> <p>○安全面の配慮として、一般家庭では低い位置に設けられるコンセントが高い位置に置かれているなどの配慮も確認します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○「家庭的養護」が推進されていることを考慮し、「小規模グループケア」を実施している施設以外でも子どもが生活する場を一般家庭のそれに近づけるような工夫がなされているかを確認します。</p>	<p>○乳児院における養育の基本は、子どもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることです。個々に応じて日々のいとなみが柔軟に遂行されるよう心がけられているかを確認します。</p> <p><u>○「豊かな生活」は、物理的環境だけにとらわれず、人的環境としての養育者との関係性が、和やかで心地よいものであるかも観察が必要です。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○戸外遊びや買い物、畑での野菜や果物を育て収穫する体験など、その施設独自の「豊かな生活」を保障している内容を確認します。</p> <p>○安全面の配慮として、一般家庭では低い位置に設けられるコンセントが高い位置に置かれているなどの配慮も確認します。</p> <p><u>○着眼点以外にも、小規模グループによる養育など、施設独自の工夫、取組があれば評価されます。</u></p> <p>○「家庭的養護」の必要性が叫ばれていることを考慮し、「小規模グループケア」を実施している施設以外でも子どもが生活する場を一般家庭のそれに近づけるような工夫がなされているかを確認します。</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>A⑤ A-2-(1)-③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>【判断基準】</u></p> <p><u>a) 子どもの発達を支援する環境を整えている。</u></p> <p><u>b) 子どもの発達を支援する環境を整える取組をしているが、十分ではない。</u></p> <p><u>c) 子どもの発達を支援する環境を整える取組をしていない。</u></p> </div> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p><u>□養育者は、月齢による発達特性(自我の表出等)を認識し、養育に当たっている。</u></p> <p><u>□入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。</u></p> <p><u>□一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。</u></p> <p><u>□子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。</u></p> <p><u>□言葉を獲得し話し始めた子どもの問いかけには、できる限りその場で応答している。</u></p> <p><u>□「いや」など駄々をこねたり、自分を表現する力がまだ十分でない子ど</u></p>

改正後	現行
	<p data-bbox="1182 164 1675 196"><u>もの気持ちをくみ取ろうとしている。</u></p> <p data-bbox="1126 256 1563 288"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1137 331 1272 363"><u>(1) 目的</u></p> <p data-bbox="1155 379 2119 459"><u>○本評価基準では、子どもの発達を支援する環境が整えられているかを評価します。</u></p> <p data-bbox="1137 523 1361 555"><u>(2) 趣旨・解説</u></p> <p data-bbox="1155 571 2119 898"><u>○発達を支援する環境を作り出すためには、乳幼児が安全であると感じ、安心感を持てるようにすることが大切です。子どもが何かをしたときに、適切な応答があれば、子どもは自分に対する自信を持つことができるようになり、周囲への信頼感を高めます。このような応答的な環境を整えるとともに、入所前の子どもの生活状況や月齢の違いによる発達特性を考慮して、その時に必要な対応をするように努めることが大切です。</u></p> <p data-bbox="1137 962 1391 994"><u>(3) 評価の留意点</u></p> <p data-bbox="1155 1010 2119 1137"><u>○子どもの心の発達が順調に進み、心理的に健康であるために、子どもが安全であると感じ、安心感を持てるよう配慮を行っているかを確認します。</u></p> <p data-bbox="1155 1153 2119 1425"><u>○子どもは、安全で安心感のある環境のもと、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかわりを通しておとなや社会に対する絶対的な信頼を獲得していきます。養育者が子どもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく仕草や言葉で応答することにより、子どもが自分の思いを共有してもらう他者の存在を獲得できるように心がけているかを確認します。</u></p> <p data-bbox="1155 1441 2119 1473"><u>○子どもへの働きかけや言葉かけが適切であるかを確認する体制として、</u></p>

改正後	現行
	<p style="color: red;">自らの養育の振り返りが出来るシステム（自己評価、カンファレンス、スーパービジョンなど）や適切なツール（チェック項目）などの体制が整備され、それらを活用して実施できているかを確認します。</p>
<p>A-2-(2) 食生活</p> <p>A⑤ A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A-2-(2) 食生活</p> <p>A⑥ A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A⑥ A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【判断基準】 (略)</div>	<p>A⑦ A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【判断基準】 (略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="103 209 282 244"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="147 284 203 316">(略)</p> <p data-bbox="103 376 546 411"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="118 451 248 483">(1) 目的</p> <p data-bbox="147 499 203 531">(略)</p> <p data-bbox="118 595 338 627">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="147 643 203 675">(略)</p> <p data-bbox="118 738 367 770">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="129 786 1097 914">○離乳食について、マニュアル等によって施設内で基本的な知識、離乳食の意義、具体的な援助方法などが共通理解されていることを確認します。</p> <p data-bbox="129 930 1097 1010">○離乳食が養育者と栄養士等の連携のもとにすすめられていることを確認します。</p> <p data-bbox="129 1026 1097 1153">○ネグレクトなどの虐待や発達が遅れにより、咀嚼できずに丸呑みしていたり、味への抵抗をしめしたりする子どもには、その子に応じて、形態をもどして咀嚼機能を促すなどの治療的対応についても評価します。</p> <p data-bbox="129 1169 1097 1233">○食物アレルギーへの対応については、<b>A⑧</b> A-2-(2)-④栄養管理で評価します。</p>	<p data-bbox="1120 209 1299 244"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="1164 284 1220 316">(略)</p> <p data-bbox="1120 376 1563 411"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1135 451 1265 483">(1) 目的</p> <p data-bbox="1164 499 1220 531">(略)</p> <p data-bbox="1135 595 1355 627">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="1164 643 1220 675">(略)</p> <p data-bbox="1135 738 1384 770">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="1146 786 2114 914">○離乳食について、マニュアル等によって施設内で基本的な知識、離乳食の意義、具体的な援助方法などが共通理解されていることを確認します。</p> <p data-bbox="1146 930 2114 1010">○離乳食が養育者と栄養士等の連携のもとにすすめられていることを確認します。</p> <p data-bbox="1146 1026 2114 1153">○ネグレクトなどの虐待や発達が遅れにより、咀嚼できずに丸呑みしていたり、味への抵抗をしめしたりする子どもには、その子に応じて、形態をもどして咀嚼機能を促すなどの治療的対応についても評価します。</p> <p data-bbox="1146 1169 2114 1233">○食物アレルギーへの対応については、A-2-(2)-④栄養管理で評価します。</p>
<p data-bbox="103 1254 1097 1334"><b>A⑦</b> A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。</p>	<p data-bbox="1120 1254 2114 1334"><b>A⑧</b> A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。</p>
<p data-bbox="147 1398 293 1430"><b>【判断基準】</b></p>	<p data-bbox="1164 1398 1310 1430"><b>【判断基準】</b></p>

改正後	現行
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が行われているかを確認します。</p> <p>○離乳食から幼児食へ移行期は、食事の摂取量や嗜好などの個人差がはっきりしてくる時期でもあります。小食児や食べ方の遅い子どもなどに対し、個別の対応がどのように行われているかを確認します。</p> <p>○食育に関する取組は <b>A⑧</b> A-2-(2)-④栄養管理で評価します。</p> <p>○食物アレルギーへの対応については、<b>A⑧</b> A-2-(2)-④栄養管理で評価します。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が行われているかを確認します。</p> <p>○離乳食から幼児食へ移行期は、食事の摂取量や嗜好などの個人差がはっきりしてくる時期でもあります。小食児や食べ方の遅い子どもなどに対し、個別の対応がどのように行われているかを確認します。</p> <p>○食育に関する取組はA-2-(2)-④栄養管理で評価します。</p> <p>○食物アレルギーへの対応については、A-2-(2)-④栄養管理で評価します。</p>
<p><b>A⑧</b> A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。</p>	<p><b>A⑨</b> A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。</p>
<p>【判断基準】</p>	<p>【判断基準】</p>

改正後	現行
<div data-bbox="120 156 1093 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="103 264 282 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="147 338 206 373">(略)</p> <div data-bbox="103 434 546 469" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="120 507 250 542">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="120 651 340 686">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="120 794 371 829">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1137 156 2110 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 264 1299 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="1164 338 1223 373">(略)</p> <div data-bbox="1120 434 1563 469" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="1137 507 1267 542">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1137 651 1357 686">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1137 794 1388 829">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<div data-bbox="103 884 546 919" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(3) 日常生活等の支援</div> <div data-bbox="103 928 1093 1018" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 1px;">A9</span> A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。 </div> <div data-bbox="120 1072 1093 1177" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <div data-bbox="147 1082 295 1117" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】</div> <p data-bbox="174 1129 232 1165">(略)</p> </div> <div data-bbox="103 1232 282 1267" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="129 1305 1093 1385">□衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。</p> <p data-bbox="129 1449 1093 1481">□乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用して</p>	<div data-bbox="1120 884 1563 919" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(3) 日常生活等の支援</div> <div data-bbox="1120 928 2110 1018" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 1px;">A10</span> A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。 </div> <div data-bbox="1137 1072 2110 1177" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <div data-bbox="1164 1082 1312 1117" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】</div> <p data-bbox="1191 1129 1249 1165">(略)</p> </div> <div data-bbox="1120 1232 1299 1267" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="1146 1305 2110 1385">□衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。</p> <p data-bbox="1146 1449 2110 1481">□乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用して</p>



改正後	現行
<p>いる。</p> <p><input type="checkbox"/> 気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中に出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 衣類は個別化し、個人別に収納している。</p> <p><u><input type="checkbox"/> 子どもが好きな衣類を選択できるよう配慮している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> </div>	<p>いる。</p> <p><input type="checkbox"/> 気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中に出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 衣類は個別化し、個人別に収納している。</p> <p><u>(新設)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> </div>
<p><b>A⑩</b> A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p><b>A⑪</b> A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>

改正後	現行
<p data-bbox="103 161 282 196"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="147 236 203 268">(略)</p> <p data-bbox="103 328 546 363"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="118 403 248 435">(1) 目的</p> <p data-bbox="147 451 203 483">(略)</p> <p data-bbox="118 547 338 579">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="147 595 203 627">(略)</p> <p data-bbox="118 691 367 722">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="129 738 1097 818">○ベッド、寝具、照明、換気、室内の温度・湿度などの状況を、訪問調査によって確認します。</p> <p data-bbox="129 834 1097 1010">○入所前に乳幼児に適切な養育環境が提供されなかったことにより、良好な睡眠のリズムが獲得できていないこともあります。良い眠りにするための入眠時の支援など、リズムを獲得させるための工夫が行われているかについても確認を行います。</p> <p data-bbox="129 1026 1097 1393">○着眼点の具体例として、環境面では湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し、適温・適湿を保っているなどの取組、また、職員の対応としては、安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌う等工夫している、さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに目線を合わせてやさしく声をかけている、一時的に覚醒したときには迅速かつ穏やかに再入眠できるような工夫をしているなどが考えられます。施設独自の工夫・取組があれば評価の対象となります。</p> <p data-bbox="129 1409 1097 1441">○環境面については施設内の見学などで確認し、また、職員の対応につい</p>	<p data-bbox="1120 161 1299 196"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="1164 236 1220 268">(略)</p> <p data-bbox="1120 328 1563 363"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1135 403 1265 435">(1) 目的</p> <p data-bbox="1164 451 1220 483">(略)</p> <p data-bbox="1135 547 1355 579">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="1164 595 1220 627">(略)</p> <p data-bbox="1135 691 1384 722">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="1146 738 2114 818">○ベッド、寝具、照明、換気、室内の温度・湿度などの状況を、訪問調査によって確認します。</p> <p data-bbox="1146 834 2114 1010">○入所前に乳幼児に適切な養育環境が提供されなかったことにより、良好な睡眠のリズムが獲得できていないこともあります。良い眠りにするための入眠時の支援など、リズムを獲得させるための工夫が行われているかについても確認を行います。</p> <p data-bbox="1146 1026 2114 1393">○着眼点の具体例として、環境面では湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し、適温・適湿を保っているなどの取組、また、職員の対応としては、安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌う等工夫している、さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに目線を合わせてやさしく声をかけている、一時的に覚醒したときには迅速かつ穏やかに再入眠できるような工夫をしているなどが考えられます。施設独自の工夫・取組があれば評価の対象となります。</p> <p data-bbox="1146 1409 2114 1441">○環境面については施設内の見学などで確認し、また、職員の対応につい</p>

改正後	現行
<p>ては、マニュアルや自立支援計画、養育計画等の計画票、会議録等で確認します。</p> <p>○乳幼児突然死症候群（SIDS）については、<b>A14</b> A-2-(4)-①で、窒息等の睡眠時の事故については、<b>37</b> Ⅲ-1-(5)-①で取り扱います。</p>	<p>ては、マニュアルや自立支援計画、養育計画等の計画票、会議録等で確認します。</p> <p>○乳幼児突然死症候群（SIDS）については、A-2-(4)-①で、窒息等の睡眠時の事故については、Ⅲ-1-(5)-①で取り扱います。</p>
<p><b>A11</b> A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。</p>	<p><b>A12</b> A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A12</b> A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。</p>	<p><b>A13</b> A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。</p>
<p>【判断基準】</p>	<p>【判断基準】</p>

改正後	現行
<div data-bbox="120 156 1093 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="103 264 282 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="143 339 206 371" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="103 432 546 467" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="114 507 250 539" style="padding: 2px;">(1) 目的</div> <div data-bbox="143 555 206 587" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="114 651 340 683" style="padding: 2px;">(2) 趣旨・解説</div> <div data-bbox="143 699 206 730" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="114 798 369 829" style="padding: 2px;">(3) 評価の留意点</div> <div data-bbox="143 842 206 874" style="padding: 2px;">(略)</div>	<div data-bbox="1135 156 2112 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 264 1299 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="1160 339 1223 371" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 432 1563 467" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="1131 507 1267 539" style="padding: 2px;">(1) 目的</div> <div data-bbox="1160 555 1223 587" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="1131 651 1357 683" style="padding: 2px;">(2) 趣旨・解説</div> <div data-bbox="1160 699 1223 730" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="1131 798 1386 829" style="padding: 2px;">(3) 評価の留意点</div> <div data-bbox="1160 842 1223 874" style="padding: 2px;">(略)</div>
<div data-bbox="103 882 1093 967" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A⑬ A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。</div> <div data-bbox="120 1023 1093 1126" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="103 1177 282 1212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="143 1252 206 1284" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="103 1345 546 1380" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="114 1420 250 1452" style="padding: 2px;">(1) 目的</div>	<div data-bbox="1120 882 2112 967" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A⑭ A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。</div> <div data-bbox="1135 1023 2112 1126" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1120 1177 1299 1212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="1160 1252 1223 1284" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 1345 1563 1380" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="1131 1420 1267 1452" style="padding: 2px;">(1) 目的</div>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(4) 健康</p> <p>A<sup>14</sup> A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○医療機関などに対し、常日頃から乳児院への理解を求めていくことが大</p>	<p>A-2-(4) 健康</p> <p>A<sup>15</sup> A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○医療機関などに対し、常日頃から乳児院への理解を求めていくことが大</p>

改正後	現行
<p>切です。そのために、乳児院による努力の積み重ねが行われているかを確認します。</p> <p>○健康状態の把握方法として、体温や鼻汁、咳、喘鳴、便の回数や性状、機嫌などについて、1か月にわたる健康観察記録を記録するようにし、日々の症状の変化が一目で健康状態の流れとして把握できるように工夫するなどの取組が行われているかを確認します。</p> <p>○体温測定とその測定結果の活用方法などの内容を含む、日常的な健康管理に関する対応、異常が見受けられた際の医療機関受診等の対応、また、救命処置が必要な場合などの緊急を要する対応などについて、施設としての方針を明確にしているかどうかをマニュアルや熱型表等で確認します。</p> <p>○保護者等、児童相談所等への連絡方法について、確実に実施できるようにする工夫が行われているかを確認します。</p> <p>○乳幼児突然死症候群（SIDS）については、本評価基準で取り扱います。</p> <p>○日常的な連携のために、小児科医、耳鼻科医、外科医、皮膚科医、小児神経科医や療育機関、児童精神科医などの地域医療機関や専門機関などをリストアップしておく必要がありますが、リストの有無については、Ⅱ-4-(2)-①で評価します。</p> <p><u>○また、医療機関のほか、児童発達支援センター等との日常的な連携も考えられます。</u></p>	<p>切です。そのために、乳児院による努力の積み重ねが行われているかを確認します。</p> <p>○健康状態の把握方法として、体温や鼻汁、咳、喘鳴、便の回数や性状、機嫌などについて、1か月にわたる健康観察記録を記録するようにし、日々の症状の変化が一目で健康状態の流れとして把握できるように工夫するなどの取組が行われているかを確認します。</p> <p>○体温測定とその測定結果の活用方法などの内容を含む、日常的な健康管理に関する対応、異常が見受けられた際の医療機関受診等の対応、また、救命処置が必要な場合などの緊急を要する対応などについて、施設としての方針を明確にしているかどうかをマニュアルや熱型表等で確認します。</p> <p>○保護者等、児童相談所等への連絡方法について、確実に実施できるようにする工夫が行われているかを確認します。</p> <p>○乳幼児突然死症候群（SIDS）については、本評価基準で取り扱います。</p> <p>○日常的な連携のために、小児科医、耳鼻科医、外科医、皮膚科医、小児神経科医や療育機関、児童精神科医などの地域医療機関や専門機関などをリストアップしておく必要がありますが、リストの有無については、Ⅱ-4-(2)-①で評価します。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>A(15)</b> A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。</p> <div data-bbox="120 1206 1093 1310" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <div data-bbox="103 1362 282 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <div data-bbox="138 1433 208 1469" style="margin-top: 5px;"> <p>(略)</p> </div>	<p><b>A(16)</b> A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。</p> <div data-bbox="1137 1206 2110 1310" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <div data-bbox="1120 1362 1299 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <div data-bbox="1155 1433 1225 1469" style="margin-top: 5px;"> <p>(略)</p> </div>

改正後	現行
<p data-bbox="100 204 546 244"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="114 280 250 363">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="114 427 338 510">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="114 571 367 654">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1128 204 1574 244"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1142 280 1279 363">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1142 427 1366 510">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1142 571 1395 654">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="100 667 456 707"><b>A-2-(5) 心理的ケア</b></p> <p data-bbox="100 715 1097 798"><b>A<sup>(16)</sup></b> A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。</p> <div data-bbox="118 855 1093 959" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="145 866 295 949"><b>【判断基準】</b> (略)</p> </div> <p data-bbox="100 1015 282 1054"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="141 1086 206 1118">(略)</p> <p data-bbox="100 1182 546 1222"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="114 1257 250 1340">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="114 1401 338 1484">(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p data-bbox="1128 667 1485 707"><b>A-2-(5) 心理的ケア</b></p> <p data-bbox="1128 715 2125 798"><b>A<sup>(17)</sup></b> A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。</p> <div data-bbox="1146 855 2121 959" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1173 866 1323 949"><b>【判断基準】</b> (略)</p> </div> <p data-bbox="1128 1015 1310 1054"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="1169 1086 1234 1118">(略)</p> <p data-bbox="1128 1182 1574 1222"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1142 1257 1279 1340">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1142 1401 1366 1484">(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(6) 親子関係の再構築支援等</p>	<p>A-2-(6) 親子関係の再構築支援等</p>
<p>A<sup>17</sup> A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>A<sup>18</sup> A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p>	<p>評価の着眼点</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A<sup>18</sup> A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>A<sup>19</sup> A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>
<p>【判断基準】</p>	<p>【判断基準】</p>



改正後	現行
<p data-bbox="120 161 1093 209">(略)</p> <p data-bbox="103 264 282 300">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 339 203 371">(略)</p> <p data-bbox="103 432 546 467">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 507 250 587">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="114 651 340 730">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="114 794 369 874">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1135 161 2112 209">(略)</p> <p data-bbox="1120 264 1299 300">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1160 339 1220 371">(略)</p> <p data-bbox="1120 432 1563 467">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1131 507 1267 587">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1131 651 1357 730">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1131 794 1386 874">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 882 779 917">A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア</p> <p data-bbox="103 930 1093 1018">A<sup>(19)</sup> A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。</p> <p data-bbox="120 1074 1093 1177">【判断基準】 (略)</p> <p data-bbox="103 1230 282 1265">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 1305 203 1337">(略)</p> <p data-bbox="103 1398 546 1433">評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p data-bbox="1120 882 1796 917">A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア</p> <p data-bbox="1120 930 2112 1018">A<sup>(20)</sup> A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。</p> <p data-bbox="1135 1074 2112 1177">【判断基準】 (略)</p> <p data-bbox="1120 1230 1299 1265">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1160 1305 1220 1337">(略)</p> <p data-bbox="1120 1398 1563 1433">評価基準の考え方と評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備</p> <p>A<sup>20</sup> A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。</p> <div data-bbox="120 676 1093 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□家庭的養護を推進し、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進している。</li> <li>□里親委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。</li> <li>□里親支援専門相談員を配置するなど、里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。</li> <li>□里親委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所等と丁寧な連携を行っている。</li> </ul>	<p>A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備</p> <p>A<sup>21</sup> A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。</p> <div data-bbox="1137 676 2110 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□養育単位の小規模化による家庭的養護の推進や、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進している。</li> <li>□里親委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。</li> <li>□里親支援専門相談員を配置するなど、里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。</li> <li>□里親委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所等と丁寧な連携を行っている。</li> </ul>

改正後	現行
<p>□里親を希望する地域の人を対象に相談を行うなど、支援の取り組みを行っている。</p> <p>□相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親の状況に応じた取り組みを行っている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>□里親を希望する地域の人を対象に相談を行うなど、支援の取り組みを行っている。</p> <p>□相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親の状況に応じた取り組みを行っている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A-2-(9) 一時保護委託への対応</b></p> <p><b>A(21)</b> A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>	<p><b>A-2-(9) 一時保護委託への対応</b></p> <p><b>A(22)</b> A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>

改正後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A<sup>(22)</sup> A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。</p> <div data-bbox="120 687 1093 791" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 1011 546 1050" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A<sup>(23)</sup> A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。</p> <div data-bbox="1137 687 2114 791" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 1011 1563 1050" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>



## 第三者評価共通評価基準（乳児院版）

### I 養育・支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

##### I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

#### I-2 経営状況の把握

##### I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

#### I-3 事業計画の策定

##### I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

##### I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

##### I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

### II 施設の運営管理

#### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

##### II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

##### II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮してい

る。

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

## Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

## Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。



43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

## 第三者評価内容評価基準（乳児院版）

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

#### A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

#### A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A② A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

### A-2 養育・支援の質の確保

#### A-2-(1) 養育・支援の基本

A③ A-2-(1)-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。

A④ A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。

#### A-2-(2) 食生活

A⑤ A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

A⑥ A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

A⑦ A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

A⑧ A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。

#### A-2-(3) 日常生活等の支援

A⑨ A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

A⑩ A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。

A⑪ A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

A⑫ A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

A⑬ A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

#### A-2-(4) 健康

A⑭ A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

A⑮ A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

#### A-2-(5) 心理的ケア

A⑯ A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。

#### A-2-(6) 親子関係の再構築支援等

A⑰ A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

A⑱ A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

A⑲ A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備

A⑳ A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。

A-2-(9) 一時保護委託への対応

A㉑ A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

A㉒ A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

# 第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(乳児院解説版)

## 目 次

<b>I 養育・支援の基本方針と組織</b> .....	1
I-1 理念・基本方針.....	1
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。.....	1
1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。.....	1
I-2 経営状況の把握.....	5
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。.....	5
2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。.....	5
3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。.....	7
I-3 事業計画の策定.....	9
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。.....	9
4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。...9	
5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。...12	
I-3-2 (2) 事業計画が適切に策定されている。.....	14
6 I-3-2 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。.....	14
7 I-3-2 (2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。.....	17
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組.....	19
I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。.....	19
8 I-4-1 (1) -① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。.....	19
9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。.....	22
<b>II 施設の運営管理</b> .....	24
II-1 施設長の責任とリーダーシップ.....	24
II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。.....	24
10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。.....	24
11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。.....	26
II-1-2 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。.....	28
12 II-1-2 (2) -① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。.....	28
13 II-1-2 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮してい	

る。	30
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	32
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	32
14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	32
15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	34
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	36
16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	36
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	39
17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	39
18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	41
19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	43
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	46
20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	46
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	48
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	48
21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	48
22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	50
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	53
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	53
23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	53
24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	55
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	57
25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	57
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	60
26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	60
27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	63

Ⅲ 適切な養育・支援の実施	66
Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援	66
Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	66
28 Ⅲ-1-1 (1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	66
29 Ⅲ-1-1 (1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	68
Ⅲ-1-1 (2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	70
30 Ⅲ-1-1 (2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	70
31 Ⅲ-1-1 (2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	72
32 Ⅲ-1-1 (2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	74
Ⅲ-1-1 (3) 子どもの満足の向上に努めている。	76
33 Ⅲ-1-1 (3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	76
Ⅲ-1-1 (4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。	79
34 Ⅲ-1-1 (4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	79
35 Ⅲ-1-1 (4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	81
36 Ⅲ-1-1 (4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	83
Ⅲ-1-1 (5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	85
37 Ⅲ-1-1 (5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	85
38 Ⅲ-1-1 (5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	88
39 Ⅲ-1-1 (5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	90
Ⅲ-2 養育・支援の質の確保	92
Ⅲ-2-1 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	92
40 Ⅲ-2-1 (1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	92

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	94
	.....	
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	96
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	96
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	99
	Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	101
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	101
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	103



## I 養育・支援の基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

#### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

##### 1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

###### 【判断基準】

- a) 法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

#### 評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく養育・支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。
- 法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

### 【理念と基本方針】

- 養育・支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、養育・支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、施設における施設経営や養育・支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、養育・支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、養育・支援への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、養育・支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

### 【職員の理解】

- 理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

(社会的養護共通)

- 社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【保護者等への周知】

- 理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、養育・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

(3) 評価の留意点

- 複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものととして「基本方針」を位置づけています。
- 職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 保護者等への周知については、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。
- 理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。
- 理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

(5種別共通)

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。
- 「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。
- 法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

〈注〉

\*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

\*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

## I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

### 【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

### 評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な養育・支援に努めることが求められます。
- 社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。
- 施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

### (社会的養護共通)

- 都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「**4** I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 2** I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

### (3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (**2** I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、**4** I-3-(1)-①で評価します。



### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

#### 【判断基準】

- a) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

#### 評価の着眼点

- 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。
- 中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

### (社会的養護共通)

- 都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

### (乳児院)

- 施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、フォスタリング機能の拡充（里親への研修の実施や里親からの相談の受付、週末里親の調整等）、親子関係の再構築支援、一時保護委託の体制整備、地域の子育て支援（在宅支援やショートステイ、トワイライトステイ等）、等が考えられます。

### 【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。養育・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。
- 中・長期計画については、以下を期待しています。
  - i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
  - ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
  - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
  - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「Ⅰ－2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(乳児院)

- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、養育・支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。
- 中・長期計画が策定されていない場合（[4](#) I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に  
行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては保護者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や保護者等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

### (社会的養護共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

### (3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。
- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。



7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (5種別共通)

- 事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。
- 事業計画の主な内容とは、養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。
- 保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。
- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。
- 保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。
- 保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。
- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

##### 【判断基準】

- a) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

##### 評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 養育・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 養育・支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 養育・支援の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、養育・支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 施設においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分にされていないことが課題とされています。養育・支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 養育・支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 養育・支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に養育・支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

### (3) 評価の留意点

- 日常的な養育・支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な養育・支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(乳児院)

- 企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの養育・支援の質の向上に関する取組やしくみを確認して総合的に評価します。

- 9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

## Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

#### Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を  
図っている。

##### 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

#### 評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い養育・支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。
- 施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。

施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。

施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が養育・支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な養育・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

### (5種別共通)

- 社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

### (3) 評価の留意点

- 施設長が養育・支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (社会的養護共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い養育・支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な養育・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

## Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

### 【判断基準】

- a) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

### 評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

### （社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い養育・支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、心理職等の養育・支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

### (社会的養護共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

### (乳児院)

- そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

### (乳児院)

- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については<sup>17</sup> II-2-(3)-①、教育・研修制度については<sup>18</sup> II-2-(3)-②、<sup>19</sup> II-2-(3)-③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 養育・支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

### (社会的養護共通)

- 特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、養育・支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

### (社会的養護共通)

- 職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、養育・支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。
- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

### (3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。



18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 養育・支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、養育・支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設による養育・支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の養育・支援技術の向上等に取り組んでいる状況の評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。
- 教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。
- 教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが重要です。
- 養育・支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。
- 必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。
- 施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

### (社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制として、
  - ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
  - ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
  - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
  - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させるといった取組が考えられます。

### (3) 評価の留意点

- 研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- 研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

- 階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。
- スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

Ⅱ－２－（４） 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉の人材を育成すること、また、養育・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。
- 実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の養育・支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

### (3) 評価の留意点

- 受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。
- さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

## Ⅱ－3 運営の透明性の確保

Ⅱ－3－（1） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ－3－（1）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

### 【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。

### 評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設においては、養育・支援を必要とする保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による養育・支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 養育・支援を実施する施設に対する、保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの養育・支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26)(27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 養育・支援に関わる施設においては、質の高い養育・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、養育・支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 施設（法人）の経営・運営は、養育・支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

### (3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

### 【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

### 評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

### (社会的養護共通)

- 子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

### (乳児院)

- 施設の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々が、法人や施設を支える会、後援会等を組織している場合もあります。

### (乳児院)

- お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。
- 施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。
- 多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。
- ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。
- マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。
- 原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。
- 評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

### (乳児院)

- 施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしているか確認します。



Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設として、子どもによりよい養育・支援を実施することと、退所後の養育・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもによりよい養育・支援を実施し、退所後も養育・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの養育・支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する養育・支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り養育・支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

### (乳児院)

- 児童相談所と施設は保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

### (社会的養護共通)

- 退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。

- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (社会的養護共通)

- 国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

- 施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、養育・支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

- また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

- さらに、日常的な養育・支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。

- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

#### (乳児院)

- 施設の職員が積極的に地域に出向く取り組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。

(3) 評価の留意点

(5種別共通)

- 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。
  
- 施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混雑が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

### (社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。



- 施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

##### Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

##### 28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

###### 【判断基準】

- a) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

#### 評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○養育・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、養育・支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

### (3) 評価の留意点

○施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した養育・支援の実施における重要事項です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な養育・支援においては、施設の子どもや養育・支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を保護者等に周知することも求められます。

### (3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーに配慮した養育・支援の実施の前提として、職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
- 養育・支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、施設の子どもや養育・支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
- 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。[45](#) Ⅲ-2-③-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ－１－（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ－１－（２）－① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 施設に入所予定の保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援を必要とする保護者等が、養育・支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 施設に入所予定の保護者等については、個別に丁寧な説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 養育・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 養育・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の保護者等に対して、パンフレットを渡すだけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
- 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。
- 養育・支援の開始・過程においては、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、養育・支援の開始及び過程において、保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 養育・支援の開始や過程においては、保護者等の自己決定に十分に配慮し、養育・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 養育・支援の開始や過程における説明は、保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準（30）Ⅲ－1－（2）－①と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 保護者等の自己決定にあたっては、必要に応じて保護者等の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるように自己決定のための支援を行う必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 施設における説明は、どの保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- また、書面を確認することとあわせて、保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。
- b) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの養育・支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、保護者等に伝えておくことも養育・支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

### (社会的養護共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

### (乳児院)

- 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

### (乳児院)

- 措置変更先の施設や里親等と連携を密に行い、新しい施設環境に慣れるための具体的なプログラムを考え実行することや、措置変更先の施設や里親と子どもの保護者等との顔合わせ等の配慮を行います。

### (3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない養育・支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

(乳児院)

子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めている。

(乳児院)

職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護者等の満足を把握している。

把握した子どもの満足を集約する担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために検討会議の設置等が行われている。

分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども本位の養育・支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。養育・支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを養育・支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足の把握は、保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足は、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な養育・支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

- 養育・支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

- 子どもとの日々の関わりなどから継続的に把握した結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

### (3) 評価の留意点

- 施設の事業種別や養育・支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足を把握した結果を活用し、組織的に養育・支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

(5種別共通)

○保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。

○具体的には、子どもとの日々の関わりのなかでの満足の把握、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、満足を定期的に把握すること等があります。子どもの満足に関する把握等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

○評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、保護者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、養育・支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり養育・支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて養育・支援の質の向上を図る必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た保護者等への経過や結果の説明、申出た保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、養育・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。



35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

【判断基準】

- a) 保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者等に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者等に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者等が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

- 保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、保護者等が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を保護者等に伝えるための取組が行われているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 保護者等が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の養育・支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

### (3) 評価の留意点

- 保護者等の相談、意見に関する取組については、保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 保護者等が自由に意見を表明できるよう、保護者等と職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを保護者等が理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 保護者等からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者等からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者等からの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の養育・支援の実施において、保護者等が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、保護者等からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、養育・支援の内容や生活環境の改善等に関する保護者等からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、保護者等からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、養育・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、保護者等の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、養育・支援の質と保護者等からの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、保護者等からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、保護者等の意見や要望、提案等にもとづく養育・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、保護者等への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に養育・支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組みと一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう保護者等の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し養育・支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設におけるリスクマネジメントの目的は、養育・支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、養育・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 養育・支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した養育・支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には養育・支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

### (乳児院)

- 施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

### (社会的養護共通)

- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

（乳児院）

- 窒息等の睡眠時の事故への対策について確認をします。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、内容評価基準「A<sup>⑮</sup> A-2-(4)-①」で取り扱います。

（社会的養護共通）

- 保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。
- 感染症の予防・対応についても、養育・支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- 感染症については、季節、養育・支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。
- 対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に  
行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、養育・支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「事業（養育・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

#### 【判断基準】

- a) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。
- b) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。
- c) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

#### 評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて養育・支援が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、養育・支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な養育・支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な養育・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による養育・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常にも実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、養育・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、養育・支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない養育・支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

### (社会的養護共通)

- 養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

### (3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた養育・支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった養育・支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○標準的な実施方法については、子どもが必要とする養育・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、養育・支援の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や保護者等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、養育・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

### (社会的養護共通)

○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた養育・支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な養育・支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 養育・支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①養育・支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から子どものより良い状態を検討する必要があります。

### (社会的養護共通)

- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

### (社会的養護共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

(社会的養護共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、保護者等に理解できる目標として、表現し、努力目標として保護者等に説明し、合意と納得を得て決まります。

(5種別共通)

- 発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生リスクやメカニズム等の知見に基づいて、子ども等の抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(社会的養護共通)

- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

- 子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、保護者等の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく養育・支援がなされているか、養育・支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
- 自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状態に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
- アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 保護者等の意向の反映については、自立支援計画に保護者等の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- 施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。
- 子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、養育・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での養育・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、養育・支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

### (社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

### (社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

### (3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な養育・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する保護者等の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。
- 子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、養育・支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

### (社会的養護共通)

- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

### (社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

### (3) 評価の留意点

- 引継ぎや送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子ども等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子ども等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。



# 社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(乳児院版)

## 目次

A-1	子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援	1
A-1-(1)	子どもの権利擁護	1
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A-1-(2)	被措置児童等虐待の防止等	4
A②	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	4
A-2	養育・支援の質の確保	6
A-2-(1)	養育・支援の基本	6
A③	A-2-(1)-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	6
A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	8
A-2-(2)	食生活	11
A⑤	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	11
A⑥	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	13
A⑦	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	15
A⑧	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	17
A-2-(3)	日常生活等の支援	19
A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	19
A⑩	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	21
A⑪	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	24
A⑫	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	26
A⑬	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	28
A-2-(4)	健康	30
A⑭	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	30
A⑮	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	32
A-2-(5)	心理的ケア	34
A⑯	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	34
A-2-(6)	親子関係の再構築支援等	36

A⑰	A-2-(6)-①	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	36
A⑱	A-2-(6)-②	親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	38
	A-2-(7)	養育・支援の継続性とアフターケア	41
A⑲	A-2-(7)-①	退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	41
	A-2-(8)	継続的な里親支援の体制整備	43
A⑳	A-2-(8)-①	継続的な里親支援の体制を整備している。	43
	A-2-(9)	一時保護委託への対応	45
A㉑	A-2-(9)-①	一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	45
A㉒	A-2-(9)-②	緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	47

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取組みは重要です。
- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

### (3) 評価の留意点

- 子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 子どもの最善の利益を目指した養育に関する理念を職員が共通理解するための取組として、「乳児院倫理綱領(全国乳児福祉協議会作成)」を活用している場合には、本項目で評価します。

○子どもの最善の利益を目指した、具体的な職員のかかわりや姿勢について理解し、日頃の養育を振り返るための取組として、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A② A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し職員に徹底している。
- 会議等で取り上げる等により、不適切なかかわりが行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
- 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設において子ども的人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設は、子どもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。
- 研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。
- また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。
- 不適切なかかわりの具体例を示し、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、子どもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。
- 不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や子どもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。
- なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知することが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。



## A-2 養育・支援の質の確保

### A-2-(1) 養育・支援の基本

A③ A-2-(1)-① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。

#### 【判断基準】

- a) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。
- b) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるように努めているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制がない。

#### 評価の着眼点

- 乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がけている。
- 子どもと養育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。
- どの乳幼児も保護者等、あるいは担当養育者、里親等、特定のおとなと個別のかかわりを持つことができる体制が整備されている。
- 特別な配慮が必要な場合を除いては、基本的に入所から退所まで一貫した「担当養育制」をとっている。
- 担当養育者と個別のかかわりを持つことができる時間を確保している。
- 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるよう努めている。
- 被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、一人ひとりの乳幼児が特定のおとなと個別のかかわりを持ち、愛着関係を築くことができるようにするための体制整備について評価を行います。

### (2) 趣旨・解説

○乳幼児期は、身体的発達、人格形成においても、その基盤が形成される重要な時期です。この時期の不適切な養育がもたらす心身への影響は極めて大きいものです。そのため、乳幼児には、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかかわりが必要であり、そのための養育環境を十分に整備しておく必要があります。中でも、被虐待経験のある乳幼児は、適切な愛着関係や母子関係など人との信頼関係の構築がなされないことから、一般的に養育者との間に問題が生じやすく、将来の人格形成にも極めて深刻な影響を及ぼす恐れがあります。そのため、早期からの適切な養育支援により、虐待の影響からの回復と健全な育ちを保障していく体制づくりが必要です。

○保護者等から離れて暮らす乳幼児にとって、個別のかかわりを持つことができるおとなの存在は、心身の成長発達に欠かせないものです。特定のおとなと愛着関係を築くことで、乳幼児は他人に対する信頼感と自己肯定感を育てることができるのです。

### (3) 評価の留意点

○基本理念や職員体制、職員による乳幼児との愛着関係を育むための取組、被虐待児童への特別な配慮等を評価します。

○乳幼児の愛着行動の発達過程において、月齢 6 ヶ月以降は特定のおとなとの愛着関係を深める時期であることから、乳児から幼児への発達段階などによってそれまでの担当養育者が別の担当養育者に交代することは、極力避けなければなりません。愛着の対象者を保障するために、施設として、入所から退所まで基本的に一貫した「担当養育制」をとるなどの工夫が行われているかを評価します。

○ただし、担当養育者の退職や休職、あるいは担当児との間でより良い関係性を築くことが難しい場合などには、担当養育者の交代も止むを得ない場合もあることに留意します。

**A④** A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。

**【判断基準】**

- a) 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。
- b) 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整える取組が十分ではない。
- c) 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えていない。

**評価の着眼点**

- 日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。
- 入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
- 一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。
- 子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。
- 安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。
- 他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などの個別化が図られている。
- 自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、日々のいとなみを通し、子どもを主体とした育ちが豊かに保障されているか、子どもの発達を支援する環境が整えられているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○発達を支援する環境を作り出すためには、乳幼児が安全であると感じ、安心感を持てるようにすることが大切です。子どもが何かをしたときに、適切な応答があれば、子どもは自分に対する自信を持つことができるようになり、周囲への信頼感を高めます。このような応答的な環境を整えるとともに、入所前の子どもの生活状況や月齢の違いによる発達特性を考慮して、その時に必要な対応をするように努めることが大切です。

○子どもを主体とした育ちを保障するためには、安全に配慮しながら、子どもが好奇心を刺激され、充実した遊びや生活体験を積み重ねるための取組が重要です。その際、自然にふれあいながら、豊かな体験を心に取り入れる工夫も大切です。また、そうした生活環境の中では、自分が所有するものを意識できるようにする取組も重要となります。

### (3) 評価の留意点

○乳児院における養育の基本は、子どもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることです。個々に応じて日々のいとなみが柔軟に遂行されるよう心がけられているかを確認します。

○子どもは、安全で安心感のある環境のもと、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかかわりを通しておとなや社会に対する絶対的な信頼を獲得していきます。養育者が子どもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく仕草や言葉で応答することにより、子どもが自分の思いを共有してもらい他者の存在を獲得できるように心がけているかを確認します。

○子どもへの働きかけや言葉かけが適切であるかを確認する体制として、自らの養育の振り返りが出来るシステム(自己評価、カンファレンス、スーパービジョンなど)や適切なツール(チェック項目)などの体制が整備され、それらを活用して実施できているかを確認します。

○戸外遊びや買い物、畑での野菜や果物を育て収穫する体験など、その施設独自の「豊かな生活」を保障している内容を確認します。

○安全面の配慮として、一般家庭では低い位置に設けられるコンセントが高い位置に置かれているなどの配慮も確認します。

- 「家庭的養護」が推進されていることを考慮し、「小規模グループケア」を実施している施設以外でも子どもが生活する場を一般家庭のそれに近づけるような工夫がなされているかを確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑤ A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。
- b) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて授乳を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせた授乳を行っていない。

評価の着眼点

授乳は、自律授乳を基本としつつ、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。

授乳時は、乳幼児を抱いて、目を合わせ、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで飲めるように配慮している。

授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。

一人飲みをさせていない。

生体リズムの乱れなどで自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児には、その子の状態に応じた授乳を工夫している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、乳幼児に対して適切な方法により授乳が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○乳幼児期の栄養は、もっとも基本的な命の保障のために必要であり、順調な発育・発達に大きく影響します。まず、基本的な月齢別栄養所要量(水分量も含め)を知ることが大切であるとともに、ミルクの必要量、授乳間隔については個人差が大きく、授乳は乳幼児が欲しいときに欲しいだけという自律授乳が一般的な考え方の基本であることを認識します。ただし、調節能力の不十分な乳幼児にはミルクの量、時間をコントロールする必要があります。

○乳幼児は、栄養だけでなく養育者のやさしくあたたかい心も同時に飲んでいきます。養育者はしっかり乳幼児と目を合わせ、呼吸を合わせながら集中して心をこめた対応を心がけることも重要です。

### (3) 評価の留意点

○授乳は乳幼児の成長の基本となります。まず、発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法が、マニュアル等によって施設内で共通理解されていることを確認します。

○その上で、一人ひとりの乳幼児の個性やその日の体調などに合わせた個別の対応、授乳中乳幼児が安心した状態でいられるような配慮などについて、具体的な工夫や取組を評価します。

**A⑥** A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

**【判断基準】**

- a) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。
- b) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて配慮しているが、十分ではない。
- c) 離乳食を進めるに際し、その意義や留意点に基づいた配慮をしていない。

**評価の着眼点**

- 在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人ひとりに合わせた食の取組が行われている。
- 個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物や味に慣れさせている。
- 食事をいやがったり遊びだしてしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えている。
- 噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。
- 栄養士や調理員等は養育者とともに、咀嚼や嚥下の状況を確認し発育状況や体調を考慮しながら離乳食を進めている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、離乳食を進める際の基本的な留意点などに関する援助内容を具体的に評価します。

### (2) 趣旨・解説

○離乳を進めるにあたっては、基本的な栄養摂取量と進度に関する知識を共有しながら、開始時期やすすめ方、量などは個人差があることに留意し、無理をせずに養育者と栄養士等の担当者が密に連携しながら調整していくことが大切です。

○離乳食には、①エネルギーや栄養素の補給 ②咀嚼（噛むこと）の発達 ③味覚の発達 と大きく3つの目的があります。離乳とは乳をやめることではなく、母乳やミルクの液体から一般的な食事、固形食に移行していくことです。

①栄養補給 乳児は成長（発育・発達）するにつれて、母乳やミルクだけでは不足するエネルギーや鉄分等の栄養素を補っていく必要があります。乳児の成長に見合った食品を使い、その時期にふさわしい形態に調理して提供します。

②咀嚼機能 乳首から吸って飲む（吸綴）活動から、離乳食を与えることで食べ物を「飲み込む」「舌と上あごでつぶす」「歯ぐきでかみつぶす」と発達していきます。また、食べさせてもらっていた乳児も次第に自分の手で食べ物を口に運べるようになります。

③味覚の発達 母乳やミルク以外の味を知るということは、乳児の味覚の幅をぐっと広げます。食べる楽しみも増え食べる喜びを親と共有することができるようになることが、心の豊さにつながります。

○離乳食開始にあたっては、医師（嘱託医）と相談の上、食物アレルギーへの対応も必要です。

### (3) 評価の留意点

○離乳食について、マニュアル等によって施設内で基本的な知識、離乳食の意義、具体的な援助方法などが共通理解されていることを確認します。

○離乳食が養育者と栄養士等の連携のもとにすすめられていることを確認します。

○ネグレクトなどの虐待や発達の遅れにより、咀嚼できずに丸呑みしていたり、味への抵抗をしめしたりする子どもには、その子に応じて、形態をもどして咀嚼機能を促すなどの治療的対応についても評価します。

○食物アレルギーへの対応については、A⑧ A-2-(2)-④栄養管理で評価します。

**A⑦** A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

**【判断基準】**

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫に配慮を払っていない。

**評価の着眼点**

- 食事場所は清潔に保たれ、明るく楽しい雰囲気でき食事ができるよう工夫している。
- 子どもが食べやすいように、身体に合わせてテーブルと椅子の高さを適切に調整している。
- 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。
- 食前の手洗い、食前食後のあいさつ、食後の歯磨きなどが定着するよう支援している。
- 養育者や他児と一緒に食事を楽しんでいる。
- 食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく楽しく食べられるように、子どもと視線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。
- 日々の食生活を通じて食べたいものや好きなものが増える工夫がされている。
- お腹がすくリズムが持てるよう、朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。
- 栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理を工夫している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○食事は、乳幼児の身体的成長の基本であることから、年齢等に合った調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの乳幼児に配慮することが大切です。

○また、食事は心を育てるうえでも重要な意味があります。食事がおいしく楽しいものであるという共感を持ちながら、子どもの食事への意欲を育てることが大切です。

○食堂の雰囲気や食器類は、食事を楽しめるようにするための工夫がなされていることが大切です。また、食器類は個人用のものを用意したり、食材の種類が分かるような調理方法を工夫したり、さらに、子どもと養育者等と一緒に調理を行ったり、テーブルでおかずをお互いによそうといったことも、食事に関わる大切な取組といえます。

○食物アレルギーを持つ子どもは、成長にそって長い治療が必要になる場合もあります。医師の指示に基づきアレルゲンの除去食の実施、除去食の解除など治療という観点を持ち対応を行います。

### (3) 評価の留意点

○乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が行われているかを確認します。

○離乳食から幼児食へ移行期は、食事の摂取量や嗜好などの個人差がはっきりしてくる時期でもあります。小食児や食べ方の遅い子どもなどに対し、個別の対応がどのように行われているかを確認します。

○食育に関する取組は A⑧ A-2-(2)-④栄養管理で評価します。

○食物アレルギーへの対応については、A⑧ A-2-(2)-④栄養管理で評価します。

**A⑧** A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。

**【判断基準】**

- a) 適切な栄養管理が行われている。
- b) 栄養管理を行っているが、十分ではない。
- c) 栄養管理を行っていない。

**評価の着眼点**

十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。

栄養だけではなく季節感を取り入れた食事が提供されている。

乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に個別に対応した食事を提供している。

乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。

さまざまな「食育」への取組を行っている。

発達に応じて、食事の準備や食事作りを見たり、かかわる機会を持ち、食べることに興味関心を持つことができるよう工夫している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、栄養管理の実施状況について施設における取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○乳幼児の栄養は、基本的な命の保障のために必要なものであり、順調な発育・発達に大きく影響します。基本的な月齢別栄養所要量（水分量を含む）をもとに栄養摂取を進めることが不可欠です。また、食を通して子どもの心と身体の成長を支えるためには、個人の体調変化や食物アレルギーへの適切な対応を検討し、実行する栄養士・調理師・保育士等の連携体制が必要です。

○食をとおして子どもの心身の健全育成を図る取組を意図的に行っていくことを「食育」といいます。「食を営む力」は生涯にわたって育成されていくものです。乳幼児期は「豊かな人間関係のなかで食を楽しむことができる」その基礎を培う大切な時期であり、意識的に取り組むことが大切です。

### (3) 評価の留意点

○身体的発達が著しい乳幼児期に適切な栄養を摂取することは、その後の成長にもかかわる重要なファクターです。専門的知識に基づいた献立の作成、実際の摂取量の把握、アレルギーや疾病への配慮などを基本とし、一日一日の乳幼児の体調や様子に合わせた栄養管理が行われているかを確認します。

○食物アレルギーへの対応については、離乳食開始期のアレルギーの有無のチェックや、その後のアレルギー除去食の提供の実態を確認し評価します。

○食事への興味関心を育てるために、食事を一緒に作ったり、野菜を育てたりする体験も大切な取組です。「食育」への取組（栄養指導や食事作り野菜づくり）を確認し評価します。

A-2-(3) 日常生活等の支援

A⑨ A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

【判断基準】

- a) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。
- b) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意しているが、状況に応じた使用が十分ではない。
- c) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類が十分に用意されていない。

評価の着眼点

- 衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。
- 乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用している。
- 気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。
- 寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中が出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。
- 衣類は個別化し、個人別に収納している。
- 子どもが好きな衣類を選択できるよう配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、衣類の準備や管理等について施設における取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○衣類は、寒暖の状態に適した枚数と厚さを考慮し、活動を阻害せず、清潔を保ち、肌に刺激のない素材を選択する等の対応が必要です。また、衣類は個別化し、個人別に収納するなど自分で好きな衣類を出して着替えたり片付けたりすることを楽しめる工夫も大切です。

### (3) 評価の留意点

○衣類管理の基本である清潔さに加えて、気候や場面の变化、心身の発達に応じて、乳幼児が常に快適な状態でいられるような具体的な援助が行われているかを確認します。

○材質、サイズ、動きやすさ、着脱のしやすさなどに配慮した衣類が、一人ひとりの乳幼児に個別に用意されていることを確認します。

○一日の中でも天候や気温の変化、乳幼児の活動状況などに応じて適宜着替えを行うなど、生活場面での個別の援助が、職員全体の共通理解のもとに行われているかを確認します。

○衣類管理・援助に関する取組を、訪問調査によって具体的に確認して評価を行います。

**A⑩** A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。

**【判断基準】**

- a) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、具体的な工夫を行っている。
- b) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、工夫を行っているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいない。

**評価の着眼点**

- 室内の環境として、温・湿度、換気、明るさ、静かさ、音楽などを快適に保っている。
- 寝具の環境として、肌に触れる素材は綿素材を用い、広さ、形状、硬さなどを快適に保っている。
- 睡眠時の状況を観察している。
- 快適に十分な睡眠をとれるよう、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した職員の対応など具体的な独自の取組を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、睡眠を快適に十分にとることができるようにするための環境整備や、工夫等について施設における取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○乳幼児にとって睡眠は、心身の発達に重要な影響を与えます。本評価基準では、安定した睡眠のための支援について、環境整備や個々の乳幼児の発達・心理に配慮した具体的な職員の対応などの取組について評価を行います。

○快適な睡眠環境を確保するためには、室温や湿度に配慮し、静かで適度に暗く眠りやすい環境や雰囲気を整えることが必要です。見回りの際に、表情や呼吸の確認ができる程度の照明を使うことができること、さらに気候に適した快適な寝具を用意することも大切です。

○心地よい眠りが機嫌のよい目覚めをもたらし、生き生きとした心の働きが外界へ向かって活動をはじめるといえます。こうした安定した睡眠が、発達に応じて十分に確保できるように、個々の乳児の気持ちに配慮し、快く就眠できるように工夫することが求められます。

○寝ている時間の長い乳幼児にとって、環境面での不備は皮膚疾患や呼吸器系の疾病など直接健康を害する原因となり、心身の発達を妨げる要因となります。

### (3) 評価の留意点

○ベッド、寝具、照明、換気、室内の温度・湿度などの状況を、訪問調査によって確認します。

○入所前に乳幼児に適切な養育環境が提供されなかったことにより、良好な睡眠のリズムが獲得できていないこともあります。良い眠りにつくための入眠時の支援など、リズムを獲得させるための工夫が行われているかについても確認を行います。

○着眼点の具体例として、環境面では湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し、適温・適湿を保っているなどの取組、また、職員の対応としては、安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌う等工夫している、さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに視線を合わせてやさしく声をかけている、一時的に覚醒したときには迅速かつ穏やかに再入眠できるような工夫をしているなどが考えられます。施設独自の工夫・取組があれば評価の対象となります。

○環境面については施設内の見学などで確認し、また、職員の対応については、マニュアルや自立支援計画、養育計画等の計画票、会議録等で確認します。

○乳幼児突然死症候群（SIDS）については、A<sup>⑭</sup> A-2-(4)-①で、窒息等の睡眠時の事故については、37 Ⅲ-1-(5)-①で取り扱います。

**A⑪** A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

**【判断基準】**

- a) 快適な入浴・沐浴支援を行っている。
- b) 快適な入浴・沐浴支援を行っているが、十分ではない。
- c) 快適な入浴・沐浴支援を行っていない。

**評価の着眼点**

- 入浴・沐浴を毎日している。
- 浴室・沐浴槽などの設備やタオル・バスタオルなどの備品は常に清潔が保たれている。
- 乳幼児の年齢、発達、発育等、個々の状況に応じた入浴方法がとられている。
- 安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるような言葉掛けなどの配慮がなされている。
- 入浴・沐浴に際し、おもちゃ等を用意し、心地よい体験になるよう工夫している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、乳幼児の快適な入浴・沐浴を実行するための環境整備や、工夫等について施設における取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○入浴・沐浴は、清潔を保つため、感染予防の観点から欠かすことができないものです。また、入浴・沐浴は、子どもと大人のスキンシップの場でもあり、ゆっくりと遊びながら、楽しく入浴することによって、子どもたちの歓声と笑い声があふれる場にすることが大切です。

○適切な入浴・沐浴によって清潔を保つことは、乳幼児の健康維持の基本です。また、養育者（担当職員）とのふれあいや楽しく心地よい体験は、基本的な信頼関係を育み精神的安定・成長へとつながるものです。

### (3) 評価の留意点

○入浴とするか沐浴とするかなど、入浴方法を決める際には、単に年齢で判断するだけでなく、乳幼児一人一人の発達、発育等、個々の状況を的確に把握しながら、最適な入浴方法が個別に採用されているかを確認します。

○入浴・沐浴を単に健康・清潔の視点だけでとらえるのではなく、乳幼児の心の安定・成長にも目を向けた工夫、取組を評価します。着眼点以外にも施設独自の取組があれば、評価の対象となります。

○安全管理は前提となりますが、援助方法や設備面などで独自の取組(職員と一緒に入浴する等)があれば評価の対象となります。

A⑫ A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

【判断基準】

- a) 乳幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。
- b) 乳幼児が排泄への意識を持てるように、援助方法を工夫しているが十分ではない。
- c) 乳幼児が排泄への意識を持てるような、具体的な援助方法を工夫していない。

評価の着眼点

- おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をマッサージなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。
- 発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなどして自分から便座に座る意欲を持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、排泄援助に関する具体的な援助方法を、マニュアルや実施記録などの確認と訪問調査によって評価します。

### (2) 趣旨・解説

○おむつ交換等の排泄援助では、乳幼児の快適な気持ちを引き出すとともに、健康状態の把握のためにも便の性状、回数、尿の状態等を観察することが大切です。排泄の自立は、自分で尿意や便意を感じ、自分から排泄を予告し、決まった場所で排泄することを、正しい知識に基づきステップを踏みながら進めることが大切です。

### (3) 評価の留意点

○排泄の自立は乳幼児の成長過程の中で重要なポイントとなります。一人ひとりの乳幼児の発達状況や個性に合わせて適切な排泄の援助を行うことは、乳幼児の自信や自分への信頼感を育てることにつながります。こうした乳幼児の発達過程についての正しい知識に基づき、適切な援助が行われているかを確認します。

○入所年齢が高くなってきている乳児院においては、性別による排泄の違いが考慮されているかを確認します。

A⑬ A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。
- b) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるような工夫を行っていない。

評価の着眼点

- 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。
- 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。
- 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかわりができるように配慮している。
- 養育者や他の子どもと楽しく遊ぶことができるよう心がけている。
- 子どもの五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。
- 月齢により、収納場所を設け、玩具の個別化をし、自分の物という喜びや認識ができるよう工夫している。
- 子どもの手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるようにするための工夫について、各種取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもは遊びを通じて、運動能力、知的発達、手指の操作等を高めていきます。また、探索心、好奇心を満ち、生き生きと充実して遊ぶことは、精神の健康の維持にも大切です。発達段階の初期から遊びを豊かにするためには、養育者が対応できる機会を逃さず、適切なはたらきかけを行ったり、環境的刺激（遊具、玩具等）を工夫するなど、意図的に遊びの機会や素材を準備していく取組が必要です。

○乳幼児は遊びを通じて、好奇心を育てたり身体機能の発達を促したりし、自分の世界を広げていきます。それぞれの時期に応じた遊びについて適切な援助が行われることにより、他人との豊かな交流を経験したり社会性を育てていくことにもつながります。

### (3) 評価の留意点

○それぞれの乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点からの計画や玩具の用意をするなど、具体的な援助が行われているかを確認します。

○また、一部の玩具については個別化するなど、家庭と異なる環境にある乳幼児に対しての細やかな配慮が行われているかどうかも評価の対象となります。



## A-2-(4) 健康

A⑭ A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

### 【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康管理が行われていない。

### 評価の着眼点

- 健康観察記録を作成し、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
- 日常的に医療機関等と適切に連携するよう努めている。
- 嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。
- 乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。
- 異常がある場合には、医療機関を受診するなど適切に対応している。
- ミルクや離乳食を開始した当初は、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談し対応策を講じている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、日々の乳幼児の健康管理を目的とした、日常的な医療機関との連携や、一人ひとりに対する健康状態の把握等の取組、また、異常がある場合には適切に医療機関を受診することなどの具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの健康状態の把握については、まず入所時において子どもの健康状態を観察することはもとより、日々、適宜、子どもの状態を観察し、病気の早期発見に努める必要があります。また、何らかの異常が発見された場合には、嘱託医など医師と相談し、適切な処置をとるとともに、必要に応じ保護者等や児童相談所などの関係機関に連絡することも必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 医療機関などに対し、常日頃から乳児院への理解を求めていくことが大切です。そのために、乳児院による努力の積み重ねが行われているかを確認します。
- 健康状態の把握方法として、体温や鼻汁、咳、喘鳴、便の回数や性状、機嫌などについて、1か月にわたる健康観察記録を記録するようにし、日々の症状の変化が一目で健康状態の流れとして把握できるように工夫するなどの取組が行われているかを確認します。
- 体温測定とその測定結果の活用方法などの内容を含む、日常的な健康管理に関する対応、異常が見受けられた際の医療機関受診等の対応、また、救命処置が必要な場合などの緊急を要する対応などについて、施設としての方針を明確にしているかどうかをマニュアルや熱型表等で確認します。
- 保護者等、児童相談所等への連絡方法について、確実に実施できるようにする工夫が行われているかを確認します。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）については、本評価基準で取り扱います。
- 日常的な連携のために、小児科医、耳鼻科医、外科医、皮膚科医、小児神経科医や療育機関、児童精神科医などの地域医療機関や専門機関などをリストアップしておく必要がありますが、リストの有無については、Ⅱ-4-(2)-①で評価します。
- また、医療機関のほか、児童発達支援センター等との日常的な連携も考えられます。

**A⑮** A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

【判断基準】

- a) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。
- b) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で対応策をとっているが十分ではない。
- c) 病・虚弱児等の健康管理について、特別な対応策をとっていない。

**評価の着眼点**

病・虚弱児等個々の健康状態の変化が、常に把握できるように工夫している。

服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。

専門医や主治医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた療育計画や発達支援計画などを含む支援のプログラム等を作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。

専門医や主治医による定例的な診断を受けている。

異常所見がみられた場合には、速やかに専門医や主治医に相談できる連絡体制をとっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、病・虚弱児等の健康管理について、健康観察記録や服薬管理表などの管理ツールの活用状況や、医師との連携体制の構築状況など、具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○病・虚弱児等への対応では、まずその症状を的確に観察、把握することからはじまり、ついでその症状を起こすであろう病気の原因を考え、実際的な対応を行うことが大切です。

○体調が急激に変化する乳幼児の場合、病・虚弱児等の健康管理には特に注意を払う必要があります。日常的には、日々の健康状態の把握や、服薬、定期的な医療機関の受診その他の留意すべき事項の確実な実施が不可欠であり、状態が変化した場合には速やかに対応できる体制の整備が求められます。また緊急時に限らない専門医や主治医との連携体制を確立する必要があります。

○病・虚弱児等への適切な対応のため、日頃より施設内の嘱託医や看護師等の専門職の連携、外部の関係機関としての専門医や主治医と嘱託医を含めた施設職員との連携が密に行われている必要があります。

### (3) 評価の留意点

○単にいつも注意している、というような抽象的な方法ではなく、リハビリテーション等の特別対応や声のかけ方の工夫、行動を促すための視覚的な提示方法の工夫など、具体的な支援・取組について評価を行います。

○本評価基準で述べる「病・虚弱児等」は、その児に特化した支援が必要な乳幼児と捉え、身体障害児、知的障害児、発達障害児等も含まれます。

A-2-(5) 心理的ケア

A⑯ A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要な乳幼児に対して必要な心理的支援を行うとともに、保護者等への心理的支援も行っている。
- b) 必要な心理的ケアを行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要な乳幼児と保護者等に対して、支援を行っていない。

評価の着眼点

- 心理的支援を必要とする乳幼児について、保護者等への支援も視野に入れた自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援内容が明示されている。
- 心理支援内容には、個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。
- 心理職をおき、乳幼児にも保護者等にも心理的援助を行える体制が整っている。
- 必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 心理的ケアが必要な乳幼児や保護者等への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、自立支援計画や養育計画に基づく心理的支援内容の明示と支援の実施状況、心理的支援を行うための体制整備の状況等について、評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 入所する乳幼児と家族の状況が複雑化・深刻化する中で、心理的支援の重要性が高まっています。日常生活の様子から、愛着関係の構築や発達状況などの課題を把握し、個別的な支援を行うことが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 「乳児院における心理職のガイドライン」（全国乳児福祉協議会出版）を参照し、乳児院における心理職の業務内容について理解がなされているかを確認します。
- 本評価基準の評価対象となる取組には、施設で生活する乳幼児への心理的ケアだけでなく、親子関係の構築、家族との再統合・家庭復帰を視野に入れた、保護者等への心理的支援等も含まれます。

A-2-(6) 親子関係の再構築支援等

A⑰ A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。

評価の着眼点

- 家庭支援専門相談員が中心となって施設と家族との信頼関係を構築するように努めている。
- 施設が家族と共に子どもの成長を喜び合う雰囲気大切にしている。
- 面会時に必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援している。
- 保護者等の相談に積極的に対応するための保護者等面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努めている。
- 家庭支援専門相談員は、家族に寄り添い、保護者等の言葉を傾聴する役割を担っている。
- 乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を写真やお手紙に書いて家族に伝えている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立しているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設は、家族関係の調整のために、まず家族との信頼関係作りを行わなければいけません。
- 家庭との関係調整には、平成11年から配置されている家庭支援専門相談員の活用が重要です。
- 職員は、子どもの日常生活の様子や幼稚園、地域、施設行事等の予定や情報を、家族に随時知らせる必要があります。その際に子どもの協働養育者としての視点に立つことが大切です。
- 保護者等と子どもの愛着関係の確立や保護者等の養育意欲の形成を促すためには、専門的な見地からのサポートが必要です。施設の職員は、家族の不安や抱えた心理課題を受けとめ、寄り添い、課題に向けた具体的な示唆ができるよう、専門性を高めることが求められます。
- 家庭との調整のためには児童相談所との連携は不可欠です。家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議が行われる必要があります。
- 児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、保護者等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームを作るように心がけることが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 施設が家族に積極的に働きかけを行っているかどうかを記録等で確認します。
- 施設と家族との信頼関係を構築するためには、家族の現状を細かく理解することが重要です。施設と児童相談所との情報交換の状況を記録等で確認します。



A(18) A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項が明記されている。
- 入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントしている。
- 子どもと家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者等との関係性が好転し、保護者等の養育意欲が向上するよう支えている。
- 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかわりがあった場合には、その発見ができるように努めている。
- 課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとっている。
- 児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生、親子関係の再構築に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、親子関係再構築のための家族への支援の取組状況等について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第23条により、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。また第25条には児童相談所等の関係機関と密接に連携して家庭環境の調整に当たらなければならないと規定されています。

○親子関係の再構築のためには、児童相談所との連携や協働が大切です。児童相談所の作成した援助指針をもとに支援方針を作成し、支援を展開します。支援を展開する上では、子どもと家族との関係性の現状を丁寧にアセスメントし、そのアセスメントを基に、より具体的な支援方針を策定し、実践し、評価し、再アセスメントするシステムを構築しておくことが大切です。

○特に入所時の保護者等と話し合いにおいて「親子関係再構築」が目標となるケースにあっては、そのプロセスづくりに、面会・外出・一時帰宅が重要な要素となります。取組にあたり、施設職員が親子関係の再構築にあたっての留意点や保護者等の課題に対する認識を十分に持っていることが大切です。

○支援する際に、施設は保護者等とともに子どもを養育するという立場を明確にし、具体的な家庭支援計画を立案し、保護者等と共に実践することが大切です。

○面会・外出・一時帰宅などの際に、保護者等の不適切なかかわりや、強引な引取り（施設からの強引な連れ出しや外出から施設に戻さない等）があった場合には、子どもの命と安全・安心を守ることを最優先にし、関係機関との連携によって適切な対応をとることが必要です。

○取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

### (3) 評価の留意点

○親子関係再構築の評価を行なう場合、以下のようなケースがあることにも留意しておく必要があります。

- ① 養育拒否等の理由により、特別養子縁組が前提となる支援を行う場合の取組評価
- ② 養育里親への措置変更が前提となるケースの評価

- ③ 保護者等の精神疾患等の理由により家庭引取りは困難だが、子どもとのかかわりは面会等の機会を通して継続するケースの評価（児童養護施設への措置変更が考えられるケース）
  - ④ 入所の際の課題が克服され、家庭引取りが可能なケースの評価
  - ⑤ 社会資源を利用することにより家庭引取りを促進するケースの評価
- 面会、外出、一時帰宅の際に、施設が子どもや保護者等と協議の上で目標を立てているかどうか確認します。
- 一時帰宅の際に児童相談所と協議を行い連携し、家庭訪問等を実施しているか確認します。
- 施設内において、家庭支援専門相談員、個別担当職員、心理療法担当職員、担当養育者、里親支援専門相談員、施設長等の中で、ケース会議が定期的実施され、記録を残しているか確認します。
- 児童相談所との間において親子の関係性についての具体的な情報交換の記録を確認します。

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

A⑱ A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。
- b) 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるような取り組みはしていない。

評価の着眼点

- 子どもの退所先に応じて、退所後の生活に向けて必要な支援を行っている。
- 退所後、施設に相談できる窓口（担当者）がある等、必要に応じた支援をするための体制を整えている。
- 児童相談所や関係機関、民間団体等と連携を図りながら退所後の支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、退所した子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援（アフターケア）について、施設における体制や関係機関との協力等がどのように構築され、具体的に実践されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもは、自分の家と家族から分離され、乳児院での養育・支援を受け、そして退所によってまた新たな生活を送ることは、とくに乳児にとっては大きな影響を受けることとなります。
- そのため、言葉では表現できない子どもの気持ちを受け止めて配慮をする必要があり、退所先に応じて新しい生活に移ることもとって大きな影響を与えないように努めなければなりません。
- できる限り養育・支援の一貫性を確保しつつ、新しい生活へのスムーズな移行とその後の安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援は施設にとって重要な業務として捉え、支援体制を整え、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係を構築しながら実践していく必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 一人ひとりの子どもの状況に即して、退所後の生活を見越した取組が行われているかを、自立支援計画や記録により確認します。

A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備

A⑳ A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。

【判断基準】

- a) 継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいる。
- b) 里親支援の取り組みは行っているが、十分ではない。
- c) 里親支援の取り組みは行っていない。

評価の着眼点

- 家庭的養護を推進し、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進している。
- 里親委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。
- 里親支援専門相談員を配置するなど、里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。
- 里親委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所等と丁寧な連携を行っている。
- 里親を希望する地域の人を対象に相談を行うなど、支援の取り組みを行っている。
- 相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親の状況に応じた取り組みを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいるかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 乳児院は、里親支援の拠点としての地域支援機能が期待されています。
- 里親支援には、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）のほか、里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）の活用が重要です。
- 自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、里親を希望する地域の人たちを対象に相談を行ったり、専門里親・未委託里親等の研修を受け入れたり、里親のレスパイトを行うなどの継続的な支援体制を整備すること等が求められます。
- 里親支援専門相談員の業務内容には、里親の新規開拓、里親候補者の週末里親等の調整、里親への研修、マッチング、里親委託の推進、里親家庭への訪問及び電話相談、レスパイト・ケアの調整、里親サロンの運営、里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、アフターケアとしての相談等があげられます。
- 児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、里親等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームづくりを図ることが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 施設が里親委託・継続的な里親支援の体制を整備し積極的に取り組んでいるかどうかを記録等で確認します。

A-2-(9) 一時保護委託への対応

A⑳ A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

【判断基準】

- a) 一時保護を受け入れる体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。
- b) 一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。
- c) 一時保護を受け入れる体制が整わず、受け入れを行っていない。

評価の着眼点

- 児童相談所と連携して、初期の情報共有とアセスメントに努めている。
- 一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。
- 入所時の健康管理に努めている。
- 感染症やアレルギー等の観察と配慮に努めている。
- 多様な職種が連携・協同し、一時保護後の養育環境（家庭復帰・里親、児童福祉施設等）の確保に向けてアセスメントに基づく支援を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 乳児院は、乳児について児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。
- 「養育保障のための子どものアセスメント」、「家族再構築のための親子の関係性アセスメント」、「養育の場をつなぐための社会資源アセスメント」など、児童相談所との連携の下で、乳児院のアセスメント機能の充実を図る必要があります。
- 乳児が一時保護になる理由はさまざまです。一時保護後の養育環境（家庭復帰・里親・他の児童福祉施設等）の確保に向けては、多様な職種が連携・協働した、アセスメントに基づく支援が求められます。
- 入所時の健康診断については、原則児童相談所が実施することを乳児院は求めています。場合によっては健康診断を未実施のまま入所することも考えられます。その場合には、速やかに医療機関と連携してその対応を図ることが求められます。
- 受け入れに当たって、事業計画等への記載とともにマニュアルが整備されていることが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設が一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかどうかを、事業計画等への記載とともに記録等で確認します。

A② A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

【判断基準】

- a) 緊急一時保護を受け入れる体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。
- b) 緊急一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。
- c) 緊急一時保護を受け入れる体制が整わず、受け入れを行っていない。

評価の着眼点

- 児童相談所から緊急一時保護を受け入れている。
- 緊急一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。
- 観察室での「観察期間」の実施を順守して対応を行っている。
- 入所時に、必要に応じて医療機関との連携をはかる等の対応を行っている。
- 感染症や潜伏期間等への対応が十分にできている。
- 受け入れ後の多職種による連携したアセスメントが実施されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

○児童虐待に係る児童相談所への通告には、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もあります。子ども虐待対応の手引き（厚生労働省）では、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進めるうえで、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応する事を原則とすべきとしており、乳児や重度の障害を有する子ども等は、児童相談所における一時保護が困難な場合があり、その子どもに対応できる施設への委託一時保護を検討するとしています。

○乳児院は、乳児について児童相談所から緊急一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。

○子どもの生命を守るための緊急一時保護の場合、子どもの情報がほとんどない場合もあり、受け入れに当たってのマニュアルが整備されていることが求められます。

○緊急一時保護委託の場合は、夜間・休日等に入所してくる場合があります。その場合健康診断等を受けてこられないこともあることから、入所後速やかに医療機関と連携して対応を図ることが求められます。

### (3) 評価の留意点

○施設が緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかどうかを、事業計画等への記載とともに記録等で確認します。

改正後	現行
<p><b>I 治療・支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに治療・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p>	<p><b>I 治療・支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(5種別共通)</b> ○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに治療・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>I-2 経営状況の把握</p>	<p>I-2 経営状況の把握</p>
<p>I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p>	<p>I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p>
<p>2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p>	<p>2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p>	<p>評価の着眼点</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p><u>(社会的養護共通)</u> <u>○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「4 I-3-1(1)-①</p>	<p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-1(1)-① 中・長</p>

<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>	<p>期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>
<p>③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>	<p>③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 ○<b>2</b> I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p>	<p>(2) 趣旨・解説 ○ I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (<b>2</b> I-2-(1)-①が「c」評価の場合)は、「c」評価とします。</p>	<p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I-2-(1)-①が「c」評価の場合)は、「c」評価とします。</p>
<p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、<b>4</b> I-3-(1)-①で評価します。</p>	<p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。</p>
<p>I-3 事業計画の策定 I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>	<p>I-3 事業計画の策定 I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説  
(略)

(社会的養護共通)

○施設長等の管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

(社会的養護共通)

○都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

(児童心理治療施設)

○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応に向けた心理治療的ケア体制の充実、児童養護施

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説  
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

<p><u>設や里親等のもとで暮らす子どもへの支援、外来相談機能の充実などの地域の子育て支援等が考えられます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(児童心理治療施設)</u> ○公立施設などをはじめ、<u>中・長期的な計画を施設ごとに定めることが難しいと判断される場合には、</u>施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>
<p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合(4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合)は、「c」評価とします。</p>	<p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合(I-3-(1)-①が「c評価」の場合)は、「c」評価とします。</p>



I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し  
が組織的に行われ、職員が理解している。

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説  
(略)

(社会的養護共通)

○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

(3) 評価の留意点  
(略)

○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

(略)

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解  
を促している。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し  
が組織的に行われ、職員が理解している。

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説  
(略)

(5種別共通)

○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

(3) 評価の留意点  
(略)

○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより**以外に**中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

(略)

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解  
を促している。

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説  
(5種別共通)

○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

(児童心理治療施設)

○事業計画の主な内容とは、治療・支援(提供される生活や教育、アフターケアなどの具体的な支援内容や行事計画等)、施設・設備を含む居住環境の整備(施設の改修や備品購入の予定等)等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。

(略)

(3) 評価の留意点  
(略)

(児童心理治療施設)

○たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料を作成するなど、障害特性や発達段階、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。

(略)

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説

○事業計画は、子どもや保護者等への治療・支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

○事業計画の主な内容とは、治療・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。

(略)

(3) 評価の留意点  
(略)

(新設)

(略)

<p>(<u>児童心理治療施設</u>)</p> <p><u>○被虐待児の保護者など関係構築が難しいケースもあるため、保護者すべてに周知されているかを評価するのではなく、子どもの家庭環境等を考慮した範囲内での適切な周知がなされているかを評価します。</u></p> <p>(<u>児童心理治療施設</u>)</p> <p><u>○保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(略)</p>
<p>I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p>I-4-1 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p>	<p>I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p>I-4-1 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p>
<p><b>II 施設の運営管理</b></p> <p>II-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>II-1-1 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>	<p><b>II 施設の運営管理</b></p> <p>II-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>II-1-1 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>
<p>II-1-2 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p><b>12</b> II-1-2-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p>	<p>II-1-2 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p><b>12</b> II-1-2-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(<u>5種別</u>共通)</p>

<p>□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p> <p>(略)</p>	<p>□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><b>(5種別共通)</b> ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p> <p>(略)</p>
<p><b>13</b> II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>(略)</p>	<p><b>13</b> II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>(略)</p>
<p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p><b>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</b></p> <p><b>14</b> II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b></p>	<p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p><b>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</b></p> <p><b>14</b> II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b></p>

<p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p><input type="checkbox"/>各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として治療・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p><input type="checkbox"/>各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として治療・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>15</b> II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p><b>15</b> II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p>

<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度については17 II-2-(3)-①、教育・研修制度については18 II-2-(3)-②、19 II-2-(3)-③で評価します。</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはII-2-(3)-①、教育・研修制度についてはII-2-(3)-②、③で評価します。</p>
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p>16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> ○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。</p>	<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p>16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p> <p>○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<u>5種別</u>共通)</p> <p>○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>
<p>Ⅱ-2- (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	<p>Ⅱ-2- (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>
<p><u>17</u> Ⅱ-2- (3) -① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p><u>17</u> Ⅱ-2- (3) -① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p> <p><u>○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

(略)

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

(略)

評価の着眼点

(略)

(社会的養護 共通)

□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

(略)

(2) 趣旨・解説

(略)

(社会的養護 共通)

○スーパービジョンの体制として、

- ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
- ・施設長、基幹的職員などいつでも相談できる体制をつくる
- ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
- ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させる

といった取組が考えられます。

(3) 評価の留意点

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

(略)

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

(略)

評価の着眼点

(略)

(5種別 共通)

□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

(略)

(2) 趣旨・解説

(略)

(5種別 共通)

○スーパービジョンの体制として、

- ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
- ・施設長、基幹的職員などいつでも相談できる体制をつくる
- ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
- ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させる

といった取組が考えられます。

(3) 評価の留意点



<p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-2-1(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ-2-1(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-3 運営の透明性の確保</p> <p>Ⅱ-3-1(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>21 Ⅱ-3-1(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>Ⅱ-3 運営の透明性の確保</p> <p>Ⅱ-3-1(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>21 Ⅱ-3-1(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

<p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」<u>(26)(27)</u>で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>	<p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>
<p><u>22</u> Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>	<p><u>22</u> Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <p><u>23</u> Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <p><u>23</u> Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。 (但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。 (但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

<p><u>(児童心理治療施設)</u> ○また、不特定多数の見知らぬ人とのかかわりで心理的に混乱してしまう子どもも多くいます。</p> <p><u>(児童心理治療施設)</u> ○そのため、地域とのかかわりを治療的観点からあえて行っていない施設も多くあります。評価にあたっては、地域との交流に関する施設の考え方を考慮する必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p>○また、不特定多数の見知らぬ人とのかかわりで心理的に混乱<u>して</u>してしまう子どもも多くいます。</p> <p>○そのため、地域とのかかわりを治療的観点からあえて行っていない施設も多くあります。評価にあたっては、地域との交流に関する施設の考え方を考慮する必要があります。</p> <p>(略)</p>
<p><u>24</u> II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>	<p><u>24</u> II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p><u>25</u> II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p><u>25</u> II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

<p>(<u>社会的養護</u>共通)</p> <p>○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、治療・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、治療・支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p> <p>(略)</p>	<p>(<u>5種別</u>共通)</p> <p>○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、治療・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、治療・支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-4-1(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><u>26</u> Ⅱ-4-1(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p>Ⅱ-4-1(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><u>26</u> Ⅱ-4-1(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p> <p><u>□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p>(<u>5種別</u>共通)</p> <p><u>□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

(略)

(3) 評価の留意点

(5種別共通)

○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。

(略)

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

(略)

(2) 趣旨・解説

(略)

(略)

(3) 評価の留意点

(新設)

(略)

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

(略)

(2) 趣旨・解説

(略)

<p>(社会的養護共通)</p> <p>○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、<b>21</b> II-3-(1)-①で評価します。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。</p>
<p><b>III 適切な治療・支援の実施</b></p> <p>III-1 子ども本位の治療・支援</p> <p>III-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p> <p><b>28</b> III-1-1 (1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p><b>III 適切な治療・支援の実施</b></p> <p>III-1 子ども本位の治療・支援</p> <p>III-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p> <p><b>28</b> III-1-1 (1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>(略)</p>
<p><b>29</b> III-1-1 (1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><b>29</b> III-1-1 (1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。 45 Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。 Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>
<p>Ⅲ-1-(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>	<p>Ⅲ-1-(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>
<p>30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>	<p>30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>
<p>31 Ⅲ-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>31 Ⅲ-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準(30 Ⅲ-1-(2)-①)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準(Ⅲ-1-(2)-①)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p>

(社会的養護共通)

○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

(3) 評価の留意点  
(略)

32 Ⅲ-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説  
(略)

(社会的養護共通)

○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

(略)

(5種別共通)

○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

(3) 評価の留意点  
(略)

32 Ⅲ-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説  
(略)

(5種別共通)

○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

(略)



<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-1-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	<p>Ⅲ-1-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>
<p>33 Ⅲ-1-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>33 Ⅲ-1-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通)</p>	<p>(5種別共通)</p>
<p>○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、治療・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p>	<p>○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、治療・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p>
<p>(社会的養護共通)</p>	<p>(5種別共通)</p>
<p>○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p>	<p>○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p>
<p>(社会的養護共通)</p>	<p>(5種別共通)</p>
<p>○施設における満足は、治療・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法がありま</p>	<p>○施設における満足は、治療・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法がありま</p>

<p>す。当該施設において治療・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>す。当該施設において治療・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-1-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅲ-1-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>
<p>35 Ⅲ-1-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>35 Ⅲ-1-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通)</p>

<p>○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。</p>	<p>○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。</p>
<p><b>36</b> Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p><b>36</b> Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b></p>	<p><b>評価の着眼点</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

<p>(社会的養護共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>	<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>
<p>37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p>
<p>(社会的養護共通)</p>	<p>(児童心理治療施設)</p>

<p>○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>	<p>○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>
<p><b>38</b> Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p><b>38</b> Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>(略)</p>
<p><b>39</b> Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p><b>39</b> Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業など実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や</p>

<p>出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p> <p>(略)</p>	<p>出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅲ-2 治療・支援の質の確保</p> <p>Ⅲ-2-1 (1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p>40 Ⅲ-2-1 (1) -① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○治療・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>Ⅲ-2 治療・支援の質の確保</p> <p>Ⅲ-2-1 (1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p>40 Ⅲ-2-1 (1) -① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(児童心理治療施設)</p> <p>○治療・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>41 Ⅲ-2-1 (1) -② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>41 Ⅲ-2-1 (1) -② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>

<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>	<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p> <p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的</p>	<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p> <p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的</p>

<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>



評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説  
(略)

(社会的養護 共通)

○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

(社会的養護 共通)

○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

(3) 評価の留意点  
(略)

Ⅲ-2-1(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-1(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的  
(略)

(2) 趣旨・解説  
(略)

(5種別 共通)

○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

(5種別 共通)

○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

(3) 評価の留意点  
(略)

Ⅲ-2-1(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-1(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】  
(略)

評価の着眼点

(略)

<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や治療・支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p>(社会的養護共通) ○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p>(社会的養護共通) ○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や治療・支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p>(5種別共通) ○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p>(5種別共通) ○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>(略)</p>	<p>45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援</p> <p>A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮</p> <p>(略)</p>	<p>A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援</p> <p>A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮</p> <p>(略)</p>
<p>A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成</p> <p>(略)</p>	<p>A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成</p> <p>(略)</p>
<p>A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援</p> <p>A⑦ A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。</p> <div data-bbox="141 694 1093 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。</u></p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>徹底されていない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p>	<p>A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援</p> <p>A⑦ A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。</p> <div data-bbox="1149 694 2101 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>＝</u></p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>十分ではない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>○自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。</u></p> <p>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○そのため、子どもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。</p> <p>○また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することが子どもの権利擁護をはかるためには大切です。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p>○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p> <p><u>○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針ととも</p>	<p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○そのため、子どもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。</p> <p>○また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することが子どもの権利擁護をはかるためには大切です。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p>○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針ととも</p>

改正後	現行
<p>に、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性 <u>を踏まえた適切な評価が求められます。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、子どもの双方から聞き取りにより確認します。</p> <p>○子どもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他の児童への配慮はどのようにしているかを聴取します。</p> <p>○面会等の制限について、自立支援計画から確認します。</p>	<p>に、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性 <u>に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、子どもの双方から聞き取りにより確認します。</p> <p>○子どもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他の児童への配慮はどのようにしているかを聴取します。</p> <p>○面会等の制限について、自立支援計画から確認します。</p>
<p><b>A⑧</b> A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。</p> <p>b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。</p> </div>	<p><b>A⑧</b> A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。</p> <p>b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。</p> </div>

改正後	現行
<div data-bbox="143 161 1093 256" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>c)子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。</p> </div> <div data-bbox="129 316 304 352" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <p>(略)</p> <div data-bbox="129 485 568 521" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1151 161 2101 256" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>c)子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。</p> </div> <div data-bbox="1137 316 1312 352" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <p>(略)</p> <div data-bbox="1137 485 1576 521" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<div data-bbox="129 943 687 979" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等</p> </div> <div data-bbox="129 986 1106 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A⑨ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期 発見に取り組んでいる。</p> </div> <div data-bbox="143 1129 1093 1230" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <div data-bbox="129 1289 304 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <p>(略)</p>	<div data-bbox="1137 943 1695 979" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等</p> </div> <div data-bbox="1137 986 2116 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A⑨ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期 発見に取り組んでいる。</p> </div> <div data-bbox="1151 1129 2101 1230" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <div data-bbox="1137 1289 1312 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2 生活・健康・学習支援</p> <p>A-2-(1) 食生活 (略)</p>	<p>A-2 生活・健康・学習支援</p> <p>A-2-(1) 食生活 (略)</p>
<p>A-2-(2) 衣生活 (略)</p>	<p>A-2-(2) 衣生活 (略)</p>
<p>A-2-(3) 住生活 (略)</p>	<p>A-2-(3) 住生活 (略)</p>
<p>A-2-(4) 健康と安全</p> <p>A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>A-2-(4) 健康と安全</p> <p>A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="125 236 568 272">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="141 312 271 392">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="141 456 365 536">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="141 600 394 679">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1133 236 1576 272">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1149 312 1279 392">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1149 456 1373 536">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1149 600 1402 679">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="125 695 1111 823">A⑮ A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p> <div data-bbox="141 879 1095 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="170 895 315 970">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="125 1046 309 1153">評価の着眼点 (略)</p> <p data-bbox="125 1238 568 1398">評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p>	<p data-bbox="1133 695 2119 823">A⑮ A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p> <div data-bbox="1149 879 2103 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1178 895 1323 970">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1133 1046 1317 1153">評価の着眼点 (略)</p> <p data-bbox="1133 1238 1576 1398">評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p>



改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての子どもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。</li> <li>○地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。</li> <li>○服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。</li> <li>○健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等や子どもと共有しているかを確認します。</li> <li>○様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。</li> </ul> <p><u>○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。</u></p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての子どもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。</li> <li>○地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。</li> <li>○服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。</li> <li>○健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等や子どもと共有しているかを確認します。</li> <li>○様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>A-2-(5) 性に関する支援等</u></p> <p><u>A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p>□発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。</p>	<p><u>A-2-(5) 性に関する支援等</u></p> <p><u>A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p>□発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。</p>

改正後	現行
<p>□性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。</p> <p>□年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。</p> <p>□性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。</p> <p><u>□子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。</u></p>	<p>□性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。</p> <p>□年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。</p> <p>□性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A-2-(6) 学習支援、進路支援等</b> (略)</p>	<p><b>A-2-(6) 学習支援、進路支援等</b> (略)</p>
<p>A-3 通所支援 <b>A-3-(1) 通所による支援</b> (略)</p>	<p>A-3 通所支援 <b>A-3-(1) 通所による支援</b> (略)</p>
<p>A-4 支援の継続性とアフターケア</p>	<p>A-4 支援の継続性とアフターケア</p>

改正後	現行
<p data-bbox="125 164 689 201">A-4-(1) 親子関係の再構築支援等</p> <p data-bbox="125 209 1106 341">A⑱ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。</p> <div data-bbox="141 395 1093 507" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="125 563 309 600">評価の着眼点</p> <p data-bbox="170 639 230 676">(略)</p> <p data-bbox="125 756 568 793">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="141 833 271 916">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="141 979 365 1062">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="141 1126 394 1209">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1133 164 1697 201">A-4-(1) 親子関係の再構築支援等</p> <p data-bbox="1133 209 2116 341">A⑱ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。</p> <div data-bbox="1149 395 2101 507" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1133 563 1317 600">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1178 639 1238 676">(略)</p> <p data-bbox="1133 756 1576 793">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1149 833 1279 916">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1149 979 1373 1062">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1149 1126 1402 1209">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="125 1214 1106 1297">A⑳ A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。</p> <div data-bbox="141 1351 1093 1463" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p data-bbox="1133 1214 2116 1297">A⑳ A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。</p> <div data-bbox="1149 1351 2101 1463" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>

改正後	現行
<p data-bbox="125 212 309 248"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="170 288 230 320">(略)</p> <p data-bbox="125 379 568 416"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="141 456 271 488">(1) 目的</p> <p data-bbox="170 504 230 536">(略)</p> <p data-bbox="141 600 365 632">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="152 647 1106 679">○心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。</p> <p data-bbox="181 695 1106 775">20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望めます。</p> <p data-bbox="152 791 1106 871">○退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながら行っていくことが必要です。</p> <p data-bbox="152 887 1106 967">○施設退所者が集まれるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。</p> <p data-bbox="152 983 1106 1062"><u>○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報共有することも必要です。</u></p> <p data-bbox="141 1126 394 1158">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="170 1174 230 1206">(略)</p>	<p data-bbox="1133 212 1317 248"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="1178 288 1238 320">(略)</p> <p data-bbox="1133 379 1576 416"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1149 456 1279 488">(1) 目的</p> <p data-bbox="1178 504 1238 536">(略)</p> <p data-bbox="1149 600 1373 632">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="1160 647 2114 679">○心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。</p> <p data-bbox="1189 695 2114 775">20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望めます。</p> <p data-bbox="1160 791 2114 871">○退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながら行っていくことが必要です。</p> <p data-bbox="1160 887 2114 967">○施設退所者が集まれるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。</p> <p data-bbox="1178 983 1279 1015"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1149 1126 1402 1158">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="1178 1174 1238 1206">(略)</p>

## 第三者評価共通評価基準（児童心理治療施設版）

### I 治療・支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

##### I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

#### I-2 経営状況の把握

##### I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

#### I-3 事業計画の策定

##### I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

##### I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

#### I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

##### I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

### II 施設の運営管理

#### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

##### II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

##### II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮してい

る。

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

## Ⅲ 適切な治療・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の治療・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。

Ⅲ-1-(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

## Ⅲ-2 治療・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。



## 第三者評価内容評価基準（児童心理治療施設版）

### A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

#### A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

A① A-1-(1)-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。

A② A-1-(1)-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。

A③ A-1-(1)-③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。

A④ A-1-(1)-④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。

#### A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成

A⑤ A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。

A⑥ A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。

#### A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援

A⑦ A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。

A⑧ A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。

#### A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等

A⑨ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

### A-2 生活・健康・学習支援

#### A-2-(1) 食生活

A⑩ A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

#### A-2-(2) 衣生活

A⑪ A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

#### A-2-(3) 住生活

A⑫ A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

A⑬ A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

#### A-2-(4) 健康と安全

A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

A⑮ A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

#### A-2-(5) 性に関する支援等

A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。

#### A-2-(6) 学習支援、進路支援等

A⑰ A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

### A-3 通所支援

#### A-3-(1) 通所による支援

A⑱ A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

### A-4 支援の継続性とアフターケア

#### A-4-(1) 親子関係の再構築支援等

A⑲ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。

A⑳ A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

# 第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童心理治療施設解説版)

## 目 次

I 治療・支援の基本方針と組織	1
I-1 理念・基本方針	1
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1
1 I-1-1 (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	1
I-2 経営状況の把握	4
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	4
2 I-2-1 (1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	4
3 I-2-1 (1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	6
I-3 事業計画の策定	8
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	8
4 I-3-1 (1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	8
5 I-3-1 (1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	11
I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。	13
6 I-3-1 (2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	13
7 I-3-1 (2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	15
I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組	18
I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	18
8 I-4-1 (1)-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	18
9 I-4-1 (1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	21
II 施設の運営管理	23
II-1 施設長の責任とリーダーシップ	23
II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。	23
10 II-1-1 (1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。	23
11 II-1-1 (1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	25
II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	27
12 II-1-1 (2)-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	27

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	29
	Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	31
	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	31
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	31
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	33
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	35
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	35
	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	38
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	38
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	40
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	42
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	45
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	45
	Ⅱ-3 運営の透明性の確保	47
	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	47
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	47
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	49
	Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	52
	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	52
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	52
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	54
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	56
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	56
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	59
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	59
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われて	

いる。	61
<b>Ⅲ 適切な治療・支援の実施</b>	64
Ⅲ-1 子ども本位の治療・支援	64
<b>Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</b>	64
28 Ⅲ-1-1 (1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	64
29 Ⅲ-1-1 (1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	66
<b>Ⅲ-1-1 (2) 治療・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</b>	68
30 Ⅲ-1-1 (2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	68
31 Ⅲ-1-1 (2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	70
32 Ⅲ-1-1 (2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	72
<b>Ⅲ-1-1 (3) 子どもの満足の向上に努めている。</b>	74
33 Ⅲ-1-1 (3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	74
<b>Ⅲ-1-1 (4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</b>	77
34 Ⅲ-1-1 (4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	77
35 Ⅲ-1-1 (4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	79
36 Ⅲ-1-1 (4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	81
<b>Ⅲ-1-1 (5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</b>	83
37 Ⅲ-1-1 (5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	83
38 Ⅲ-1-1 (5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	86
39 Ⅲ-1-1 (5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	88
Ⅲ-2 治療・支援の質の確保	90
<b>Ⅲ-2-1 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。</b>	90
40 Ⅲ-2-1 (1)-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援	

が実施されている。 .....	90
41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 .....	92
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。 .....	94
42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 .....	94
43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 .....	97
Ⅲ-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。 .....	99
44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 .....	99
45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 .....	101

## I 治療・支援の基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

#### I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

##### 1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

###### 【判断基準】

- a) 法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
- b) 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

#### 評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する治療・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく治療・支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。

○法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎とした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

### 【理念と基本方針】

○治療・支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、治療・支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。

○理念は、法人、施設における施設経営や治療・支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、治療・支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。

○基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。

○基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、治療・支援への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、治療・支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。

○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、子どもや保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。

○理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。

○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

### 【職員の理解】

○理念や基本方針は、施設の治療・支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

### (社会的養護共通)

○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

#### 【子どもや保護者等への周知】

○理念や基本方針は、施設の治療・支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、子どもや保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、治療・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

#### (3) 評価の留意点

○複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものと「基本方針」を位置づけています。

○職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○子どもや保護者等への周知については、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある子どもなど、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。

○理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。

○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに治療・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

#### (5種別共通)

○児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。

○「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。

○法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

#### 《注》

\*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

\*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

## I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

### 【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

### 評価の着眼点

社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。

地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。

子どもの数・子ども像等、治療・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。

定期的に治療・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な治療・支援に努めることが求められます。

○社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、治療・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。

○施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。治療・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

### (社会的養護共通)

○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「**4** I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や治療・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 2** I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

### (3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (**2** I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、**4** I-3-(1)-①で評価します。

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

#### 【判断基準】

- a) 経営や治療・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や治療・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や治療・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

#### 評価の着眼点

- 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。

○中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

### (社会的養護共通)

○施設長等の管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

### (社会的養護共通)

○都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に依拠して、施設が促える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

### (児童心理治療施設)

○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応に向けた心理治療的ケア体制の充実、児童養護施設や里親等のもとで暮らす子どもへの支援、外来相談機能の充実などの地域の子育て支援等が考えられます。

### 【中・長期の事業計画】

○「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。治療・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。

○中・長期計画については、以下を期待しています。

- i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
- ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、治療・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
- iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
- iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。



【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(児童心理治療施設)

- 公立施設などをはじめ、中・長期的な計画を施設ごとに定めることが難しいと判断される場合には、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、治療・支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。

○中・長期計画が策定されていない場合 4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。

○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子ども等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。

○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

### (社会的養護共通)

○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

### (3) 評価の留意点

○事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。

○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

○中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、事業計画が、子どもや保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (5種別共通)

○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

#### (児童心理治療施設)

○事業計画の主な内容とは、治療・支援（提供される生活や教育、アフターケアなどの具体的な支援内容や行事計画等）、施設・設備を含む居住環境の整備（施設の改修や備品購入の予定等）等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。

○子どもや保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、子どもや保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

#### (児童心理治療施設)

○たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料を作成するなど、障害特性や発達段階、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。

○子どもや保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

#### (児童心理治療施設)

○被虐待児の保護者など関係構築が難しいケースもあるため、保護者すべてに周知されているかを評価するのではなく、子どもの家庭環境等を考慮した範囲内での適切な周知がなされているかを評価します。

#### (児童心理治療施設)

○保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。

○「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。



#### I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

##### 【判断基準】

- a) 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

##### 評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 治療・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、治療・支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○治療・支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。

○治療・支援の質の向上は、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、治療・支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。

○施設においては、計画策定 (P) →実行 (D) にとどまり、評価 (C) が十分になされていないことが課題とされています。治療・支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。

○自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。

○治療・支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。

○治療・支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。

○本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に治療・支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

### (3) 評価の留意点

○日常的な治療・支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。

○例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な治療・支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

### (児童心理治療施設)

○児童心理治療施設の治療・支援は、子どもや親との治療的なかわりの中で、アセスメントが改定され治療的介入を修正するというプロセスが大切です。

○企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。

○明確な形で各段階を評価することは難しいことが多く、日ごろの治療・支援に関する検討の取組やしぐみを確認して総合的に評価します。

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。

○改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。

○課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

○改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

○課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。

○中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

## Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

#### Ⅱ-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

1Q Ⅱ-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

##### 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

#### 評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い治療・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い治療・支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。

○施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。

○また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。

○施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

### (3) 評価の留意点

○施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。

○施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。

○遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、治療・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、治療・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、治療・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

- 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、施設長が治療・支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設における治療・支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。

○社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な治療・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。

○施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における治療・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

### (5種別共通)

○社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

### (3) 評価の留意点

○施設長が治療・支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (社会的養護共通)

○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い治療・支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な治療・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

### 【判断基準】

- a) 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

### 評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 治療・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

### （社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い治療・支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。

○計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。

○また、社会福祉士、心理職等の治療・支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

### (社会的養護共通)

○職員が、各職種専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として治療・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

### (児童心理治療施設)

○そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

### (3) 評価の留意点

○本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。

○採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

### (児童心理治療施設)

○基幹的職員、家庭支援専門相談員等の専門職員等の機能を活かしているか確認します。

### (児童心理治療施設)

○児童心理治療施設においては、心理士が家族支援の担当を担っていることが多く、家庭支援専門相談員は家族支援のバックアップやスーパーバイズなど、施設により担う役割は異なります。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については<sup>17</sup> II-2-(3)-①、教育・研修制度については<sup>18</sup> II-2-(3)-②、<sup>19</sup> II-2-(3)-③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○治療・支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。

○「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、かなされている職場をいいます。

○職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

### (社会的養護共通)

○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

○福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

○働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

### (3) 評価の留意点

○把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。

○相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、治療・支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

### (社会的養護共通)

○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

○目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、治療・支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。

○設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。

○目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。

○目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行います。施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。

○中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

### (3) 評価の留意点

○職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。

○評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す治療・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している治療・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 治療・支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映することが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、治療・支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設による治療・支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。



19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
  - 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
  - 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
  - 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
  - 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
- (社会的養護共通)
- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の治療・支援技術の向上等に取り組んでいる状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。

○教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。

○教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経歴や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが必要です。

○治療・支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。

○必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。

○施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

### (社会的養護共通)

○スーパービジョンの体制として、

- ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
  - ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
  - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
  - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させる
- といった取組が考えられます。

### (3) 評価の留意点

○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

○研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

○「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

- 階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。
- スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

(児童心理治療施設)

- 児童心理治療施設では、外部の専門家に個々の職員が指導を受けたり、カンファレンスにおいて助言を受けることが多くあります。その場合もスーパービジョンという言葉を使いますが、ここでいうスーパービジョンは、施設内のことをさします。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の治療・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種種に特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○福祉の人材を育成すること、また、治療・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の治療・支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

### (3) 評価の留意点

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。

○さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

### 【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。

### 評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、治療・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設においては、治療・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による治療・支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 治療・支援を実施する施設に対する、子どもや保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの治療・支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26)(27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○治療・支援に関わる施設においては、質の高い治療・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、治療・支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。

○施設（法人）の経営・運営は、治療・支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。

○具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。

○施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。

○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。

○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。

○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。

○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

### (3) 評価の留意点

○公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。

○また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

○小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることなどで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。

○評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

### 【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

### 評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもの個別的情况に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。

○施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

○子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。

○子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

### (社会的養護共通)

○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

### (3) 評価の留意点

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

### (児童心理治療施設)

○児童心理治療施設には、報道された事件の関係者や、住民票を移さず居所を隠しているなど、入所していることを知られないようにする必要がある子どもが多くいます。

### (児童心理治療施設)

○また、不特定多数の見知らぬ人とのかわり目で心理的に混乱してしまう子どもも多くいます。

### (児童心理治療施設)

○そのため、地域とのかかわりを治療的観点からあえて行っていない施設も多くあります。評価にあたっては、地域との交流に関する施設の考え方を考慮する必要があります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。

○施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。

○多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。

○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

### (3) 評価の留意点

○本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。

○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、子どもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。

○原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。

○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

### (児童心理治療施設)

○児童心理治療施設においては、慣れない人とのかかわりが子どもたちの混乱を生むこともあり、ボランティアの受け入れは慎重に行う必要があります。

○そのため、ボランティアの受け入れに関する各施設の方針を考慮したうえで評価します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもによりよい治療・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい治療・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい治療・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、施設として、子どもによりよい治療・支援を実施することと、退所後の治療・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもによりよい治療・支援を実施し、退所後も治療・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。

○ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの治療・支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。

○また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。

○取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する治療・支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。

○築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。

○地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

### (児童心理治療施設)

○児童相談所と施設は子どもや保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

### (児童心理治療施設)

○通所機能や短期入所機能等を活用し、心理的問題を起している子どもの一時的な支援など、社会的養護の分野における心理的ケアのセンター的な役割として他施設等への支援が大切です。

### (3) 評価の留意点

○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

### (社会的養護共通)

○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、治療・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、治療・支援の記録や聞き取りなどから確認します。



○職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (社会的養護共通)

○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いの配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

○施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、治療・支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

○また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

○さらに、日常的な治療・支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。

○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

### (3) 評価の留意点

#### (5種別共通)

○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。

○施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 施設（法人）が有する治療・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

### (社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。
- 施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

- 地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。

### Ⅲ 適切な治療・支援の実施

#### Ⅲ-1 子ども本位の治療・支援

##### Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

##### 28 Ⅲ-1-1-1 (1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

###### 【判断基準】

- a) 子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

#### 評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した治療・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した治療・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した治療・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の治療・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○治療・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、治療・支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

### (3) 評価の留意点

○施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。



29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した治療・支援が実施されている。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した治療・支援における重要事項です。

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

○日常的な治療・支援においては、施設の子どもや治療・支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこころよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。

○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや保護者等に周知することも求められます。

### (児童心理治療施設)

○規程・マニュアル等に基づいた治療・支援の実施と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。

### (3) 評価の留意点

○子どものプライバシーに配慮した治療・支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。

○治療・支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。

○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、治療・施設の子どもや支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ-2-(3) ②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等が治療・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等が治療・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等が治療・支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

理念や基本方針、治療・支援の内容や施設の特徴等を紹介した資料を準備している。

施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。

施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に適切な説明を実施している。

見学等の希望に対応している。

子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、治療・支援を必要とする子どもや保護者等が、治療・支援を利用するために必要な情報提供が積極的にに行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

○資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

○施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。

○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、子どもや保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

### (3) 評価の留意点

○治療・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。

○治療・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の子どもや保護者等に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 治療・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 治療・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 治療・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う治療・支援について納得し主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
- 治療・支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
- 治療・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、治療・支援の開始及び過程において、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

○治療・支援の開始や過程においては、子どもや保護者等の自己決定に十分に配慮し、治療・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。

○治療・支援の開始や過程における説明は、子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。

○説明にあたっては、前評価基準(30)Ⅲ-1-(2)-①と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

### (社会的養護共通)

○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

### (3) 評価の留意点

○施設における説明は、どの子どもや保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。

### (児童心理治療施設)

○説明と同意は、治療・支援においてめざすべきものですが、保護者の状況によっては難しいことがあります。実際にできているか、ということだけではなく、説明と同意に向けた過程を考慮する必要もあります。

○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

○また、書面を確認することとあわせて、子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮している。
- b) 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 治療・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、治療・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの治療・支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、子どもや保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、子どもや保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも治療・支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

### (社会的養護共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

### (児童心理治療施設)

- 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

### (3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない治療・支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。



Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。

子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。

職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。

子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。

分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子ども本位の治療・支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。治療・支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを治療・支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

### (社会的養護共通)

○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、治療・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

### (社会的養護共通)

○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

### (社会的養護共通)

○施設における満足は、治療・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において治療・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

○子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な治療・支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

○治療・支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

○組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

○このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

### (3) 評価の留意点

○施設の事業種別や治療・支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に治療・支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

### (5種別共通)

○保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。

- 具体的には、子どもの満足に関する調査、子どもへの個別の聴取、子ども懇談会における聴取等があります。子どもの満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 治療・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、子どもや保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、子どもや保護者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、治療・支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり治療・支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて治療・支援の質の向上を図る必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した子どもや保護者等への経過や結果の説明、申出した子どもや保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、治療・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

- 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもが必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の治療・支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。

○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。

○意見については、子どもや保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

### (3) 評価の留意点

○子どもの相談、意見に関する取組については、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

### (社会的養護共通)

○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 子どもからの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の治療・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、子どもからの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、治療・支援の内容や生活環境の改善等に関する子どもからの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、治療・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、子どもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、治療・支援の質と子どもからの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、子どもの意見や要望、提案等にもとづく治療・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもへの経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に治療・支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう子どもの意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。

事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。

子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。

収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。

職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。

事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し治療・支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設におけるリスクマネジメントの目的は、治療・支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。

○また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。

○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、治療・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。

○治療・支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した治療・支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特성에応じて検討・対応します。

○リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には治療・支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

### (児童心理治療施設)

○施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

### (社会的養護共通)

○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

### (3) 評価の留意点

○事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

○感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 III-1-(5)-②」で評価します。

（社会的養護共通）

○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。

○感染症の予防・対応についても、治療・支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。

○感染症については、季節、治療・支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。

○対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても治療・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、治療・支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに治療・支援を継続することが求められます。「事業（治療・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。



### Ⅲ-2 治療・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。

4Q Ⅲ-2-(1)-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。

**【判断基準】**

- a) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた治療・支援が実施されている。
- b) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた治療・支援の実施が十分ではない。
- c) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

**評価の着眼点**

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設における治療・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて治療・支援が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における治療・支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、治療・支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な治療・支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な治療・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による治療・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、治療・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、治療・支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない治療・支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

### (社会的養護共通)

- 治療・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

### (3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた治療・支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった治療・支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○標準的な実施方法については、子どもが必要とする治療・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、治療・支援の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、治療・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

### (社会的養護共通)

○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な治療・支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な治療・支援が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別な自立支援計画が策定されているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な治療・支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような治療・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 治療・支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①治療・支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっては、総合的な視点から子どもより良い状態を検討する必要があります。

### (社会的養護共通)

- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

### (社会的養護共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっていきます。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

(社会的養護共通)

○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。

(5種別共通)

○発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生のリスクやメカニズム等の知見に基づいて、子どもの抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(社会的養護共通)

○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

○子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子どもの希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく治療・支援がなされているか、治療・支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

○自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていることを評価します。

○アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。

○子どもの意向の反映については、自立支援計画に子どもの意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。

○評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。

○施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。

○子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに治療・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、治療・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、治療・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する治療・支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、治療・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しを実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、治療・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、治療・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、治療・支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

### (社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

### (社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

### (3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な治療・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する子どもの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく治療・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子ども一人ひとりに対する治療・支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。

○適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような治療・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。

○また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。

○子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、治療・支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。

○共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。

○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や治療・支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

### (社会的養護共通)

○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

### (社会的養護共通)

○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

### (3) 評価の留意点

○引継ぎや申送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。

○評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

# 社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童心理治療施設版)

## 目 次

A-1	子どもの最善の利益に向けた治療・支援	1
A-1-(1)	子どもの尊重と最善の利益の考慮	1
A①	A-1-(1)-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	1
A②	A-1-(1)-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	4
A③	A-1-(1)-③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	6
A④	A-1-(1)-④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	8
A-1-(2)	子どもの意向への配慮や主体性の育成	10
A⑤	A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	10
A⑥	A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	13
A-1-(3)	子どもの権利擁護・支援	15
A⑦	A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	15
A⑧	A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	18
A-1-(4)	被措置児童虐待の防止等	21
A⑨	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	21
A-2	生活・健康・学習支援	23
A-2-(1)	食生活	23
A⑩	A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	23
A-2-(2)	衣生活	26
A⑪	A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	26
A-2-(3)	住生活	28
A⑫	A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	28
A⑬	A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	30

A-2-(4) 健康と安全	32
A <sup>14</sup> A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	32
A <sup>15</sup> A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	34
A-2-(5) 性に関する支援等	36
A <sup>16</sup> A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	36
A-2-(6) 学習支援、進路支援等	38
A <sup>17</sup> A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	38
A-3 通所支援	41
A-3-(1) 通所による支援	41
A <sup>18</sup> A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	41
A-4 支援の継続性とアフターケア	43
A-4-(1) 親子関係の再構築支援等	43
A <sup>19</sup> A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	43
A <sup>20</sup> A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	46



## A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

### A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

A① A-1-(1)-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。

#### 【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。
- b) 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されていない。

#### 評価の着眼点

- 自立支援計画に、子どもの課題の解決に向けて福祉、心理、医療、教育の連携による総合的治療・支援方針が策定され、支援が行われている。
- 職員が日々の治療・支援について振り返り、子どもの最善の利益の観点から、必要に応じて助言を受けられる環境や相互研鑽ができる体制が整っている。
- 個々の子どもに心理治療担当を配置し、必要に応じて個別心理療法および集団によるコミュニケーション活動及び表現活動を実施している。
- 精神科的医療ケアの必要な子どもに対して必要に応じて、児童精神科医等の診療を実施している。
- 重篤なケースについては、入院治療が必要になる場合に備え、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、児童心理治療施設の特徴である総合環境療法（日常生活、学校生活、個人心理治療、集団療法、家族支援、施設外での社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療・支援）を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○運営指針の総論「2. 社会的養護の基本理念と原理」に照らした評価です。子どもの最善の利益を目指した治療・支援を行うために、職員一人一人が倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持たねばなりません。

○受容的・支持的かわりを基本としながらも、子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらない場合があることも踏まえ、場面に応じて毅然とした対応をとり、適切な方向に導くことが大切です。

○児童心理治療施設の役割は、治療・支援であり、自立支援計画には基本的に治療計画を含みます。児童心理治療施設における治療は総合環境療法に基づいて行われるため、心理部門だけではなく生活や学校の職員とも密接に連携して方針を策定する必要があります。

○施設の治療・支援の考え方の基本を明示することが必要です。個別心理療法などの特別なかわりだけではなく、日常生活、学校生活等を含めて治療・支援をどのように考えるかは、施設によって異なります。施設の治療・支援の考え方によって、自立支援計画における治療方針の示し方も異なってきます。

○子どもの状態に応じた方法や頻度で治療・支援が行われることが必要です。適切な心理治療とは面接室で行われる狭義の心理面接だけでなく、生活の場での心理的な支援も含まれます。

○衝動性のコントロール不良や解離症状を示す、精神科的治療を必要とする子どもは増えています。医師が子ども集団の様子など施設の状況を十分に把握したうえで、治療することが望まれます。

### (3) 評価の留意点

○治療・支援の方針が、具体的に策定されているか自立支援計画から確認します。

○アセスメントや治療・支援の方針及びその変更が、すべての職員に共有されているか記録で確認します。

○子どもの尊重（最善の利益）について、職員の共通理解を確かめたり、意見交換を図る機会や場が持たれているかを、会議録や研修記録、SV（コンサルテーション）の記録等によって確認します。

- 心理治療、集団治療、心理検査などが適切な方法、必要な頻度で行われているか記録や聞き取りなどで確認します。
- 子ども集団の様子など施設の状況をよく理解し、職員と連携をとることができる医師が治療を行っているかを確認します。
- 子どもが精神科等に入院する際の連携や退院後の連携について、確認します。
- 外部の医療機関と連携しているかを聞き取りなどから確認します。
- 治療・支援の方針は、子どもや保護者等に説明して同意を得るよう努力していることが重要です。
- 適切な治療・支援は、面接室で行われる狭義の心理面接だけではなく、生活の場での心理的な支援も当然含まれます。施設の治療・支援の基本的な考え方によって、おのずと自立支援計画の示され方も異なってきます。

**A②** A-1-(1)-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。

**【判断基準】**

- a) 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。
- b) 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っていない。

**評価の着眼点**

- 子どもから相談を受けたり生活場面でのことについて、個別に話し合ったりする機会や一緒に活動する時間を確保している。
- 施設生活において多種多様な生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的、総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。
- 個々の子どもの発達段階や課題に応じて、日課は出来るだけ柔軟に対応している。
- つまずきや失敗の体験を大切に、行動上の問題等があった場合も背景にある心理的課題の把握に努め、自己を向上発展させるための態度が身に付けられるよう支援している。
- 問題の解決に当たって、謙虚に他から学び、他と協力していける力量や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもと職員との間での信頼関係の構築に向けたかかわりや、子どもの発達段階や課題を考慮した支援について、具体的な取組とそれらに対する職員のかかわりを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設における生活支援は、心理治療や医療、教育と連動しながら行うことで、総合環境療法の土台をなすものです。
- 施設における支援は、生活する場所が安全であることを子どもが意識できるようにすることが大前提であり、その上で子どもとの信頼関係を構築することが不可欠です。そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的なかかわりや深い洞察力による課題把握と対応が求められることとなります。
- また、支援に当たっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個性に十分配慮したかかわりが求められます。
- 子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を高めるためには、施設生活において多様な経験を積むための機会を確保することが必要です。特に自分の意見が認められる体験や大切にされる体験は自己肯定感や意欲を高めます。
- つまずきや失敗を受け止め、子どもとともに解決していこうとする職員の姿勢が大切です。

### (3) 評価の留意点

- アセスメントに基づいた具体的な生活支援の目標を把握したうえで、個別な時間をもつなど、信頼関係を構築しようとする職員の姿勢が認められるかを聞き取りなどから確認します。
- 子どもの成長を援助するような多様な体験をする機会が用意されているかを聞き取りを通して確認します。
- 個々の子どもの発達段階や課題を理解したうえで、支援の方法を考えているかを記録や聞き取りなどから確認します。
- 私物の管理や確認について、プライバシーの配慮、子どもの意向を尊重する内容の手続き手順を定めて行っているかを確認します。

**A③** A-1-(1)-③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くような支援を行っていない。

**評価の着眼点**

- 大人と一緒に買物をする体験、一人で買物をする体験などを通して、経済観念や店員とのやり取りなど地域生活に必要なスキルが身につくよう支援している。
- 小遣いの用途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制限を加えず、計画的な使用等金銭の自己管理ができるよう支援している。
- 発達段階に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。
- 地域での生活を見据えて、発達段階に応じて一人での受診や、市役所、図書館、郵便局などの公共機関、交通機関を利用するなど、さまざまな生活技術を学ぶプログラムを実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地域で生活することを見据えて、子どもの発達段階に応じて金銭の管理や、使い方など経済観念の確立をはじめ、公共機関、交通機関を利用するなどのさまざまな生活技術の習得に向けた支援について、施設の取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設では、ネグレクトの状態で育ったために一般的な生活感覚を身につけられず、金銭の使い方なども身に付いていない子どもが多くいます。
- 職員と一緒に買い物に行き、予算に合わせて良い物を選んだり、欲しいものを我慢したりすることを実際に経験して、生活感覚を身に付けることが必要です。
- 医師に頼れず、自分の状態をうまく訴えられなかったり、医師の説明を理解できない子どもも多い。うまく医療に頼れるように支援することが必要です。
- ネットや SNS などの環境になじみ、被害にあわないように支援することは、現在では必須になっています。

### (3) 評価の留意点

- 子どもが社会化していくために、さまざまな生活技術が習得できるような種々の機会を施設が用意しているかを、書面や職員への聞き取りから確認します。
- 経済観念の確立に向けては、それぞれの子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を具体的な体験をもとに習得していけるように、個別の買い物の機会を設けているか等を、書面や職員への聞き取りから確認します。
- 受診に際して、自分から症状を伝えることができるようになるために、看護師などから受診の様子を確認します。
- SNS やインターネットの知識や実体験を得る取り組みが行われているかを聞き取りなどから確認します。
- 子どもの発達段階や課題に応じて、リーピングケアの段階で自立支援計画に生活技術の習得が盛り込まれているかを確認します。

**A④** A-1-(1)-④ 子どもに暴力・不適應行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。

**【判断基準】**

- a) 子どもに暴力・不適應行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。
- b) 子どもに暴力・不適應行動などの行動上の問題があった場合には、対応しているが十分ではない。
- c) 子どもに暴力・不適應行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応していない。

**評価の着眼点**

- 行動上の問題がある子どもについては、訴えたいことを受け止めるとともに、問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激等の要因、人的・物的環境との因果関係を分析し治療・支援を行うとともに、自分の意思を伝えるための適切な方法を学ぶ機会を設けている。
- 行動上の問題のある子どもについて、その特性等をあらかじめ職員間で情報の共有化をはかり連携して対応できるようにしている。
- 子どもをの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図っている。
- 自傷他害の危険性が極めて高いと判断されるなど、子どもの安全確保等のために他に取るべき方法がなく、子どもの最善の利益になる場合に限り、マニュアルに基づいて行動等の制限が最小限の範囲で行われ、その記録が残されている。
- 行動等を制限するケアについて、具体的な例を示して職員に周知するとともに、子どもに知らせ、子どもが納得できない場合、苦情解決制度やその他の方法を用いて改善を求めたり意見を述べるができることを知らせている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題がある場合の対応や日常的な取組について評価します。その中でも、子どもの安全を確保する等の理由により、やむを得ず子どもの行動等を制限する場合の施設における取組を、特に意識して評価します。

### (2) 趣旨・解説

○さまざまな背景や特性をもつ子どもたちが行動上の問題やトラブルを起こすことは、予め予測しておく必要があり、その予防的支援と共に、起こったときの対応について検討しておくことが重要です。

○行動上の問題は、子どもの入所目的や成長課題と深く関係していることが少なくないため、現象的なとらえ方だけではなく、アセスメントを基に、個別支援計画などを見直しなが、支援を検討することが必要です。

○また、子どもたちの心身が傷つかないように、早期対応や子ども集団の力動を考えて、その場から引き離すなどの物理的対応も必要です。

○子どもの行動の自由等の規制やプライバシーの制約などについては、安全確保上、他に取るべき方策がない場合で、かつ、子どもの最善の利益につながる場合のみに限って、マニュアル等に沿って適切に行われなければいけません。

### (3) 評価の留意点

○子どもの行動上の問題に対しては、子どもの状況や背景、問題の原因について十分な検討を行っているか、ケース検討記録などにより確認します。

○また、行動上の問題のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化しているか、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行い、自立支援計画や日常的な支援に反映しているかを確認します。

○行動上の問題に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための技術やチームでの対応方法など適切な支援技術を習得できるようにしているかを研修記録などから確認します。

○当該の子どもだけではなく、周囲の子どもの安全を図る具体的な配慮についても職員から聞き取り、評価します。

○行動等の制限がやむを得ず行われた場合には、必要であった事情・状況や、実施した内容、また、子どもの様子等が克明に記録されているかを、記録上で確認します。

○行動等の制限については、その意味や手順、手法、注意点などについて具体的に示されたマニュアルが整えられているか確認し、子どもや保護者にも十分わかるように説明されているかを書面で確認します。

A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成

A⑤ A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。

【判断基準】

- a) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。
- b) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援していない。

評価の着眼点

□子どもが自分および自分たちの生活がより良くなるように考える機会（個人面談、子ども会など）をさまざまに用意している。

□活動、行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重し、自発的な参加となるように支援し、日常生活を含め行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。

□子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の子ども会、ミーティング等）を実施し、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。

□子どもが主体的に小集団活動、行事の企画・運営に関わることができる。

□活動で決定した要望等について、施設や職員は可能な限り応えている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どもの主体性を育てるために、日常生活や活動、行事に関して子どもが考え、それが反映される仕組みがあるか、また、子どもが行事等の企画・運営などの機会を通して、主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設には、自分の思いが大切にされたと思える経験が少なく、自分の思いで生活を変えられると思っていない子どもが多くいます。「どうせ変わらない」と諦めの気持ちが強いため、将来より良く生きていきたいという思いも弱く、治療に対する動機づけや期待も弱い子どもが多くいます。
- その子の思いが大切にされる機会として、活動に参加するかどうかという選択の機会を与えることが大切です。そのような支援を通して、「私が考え、選ぶ」という主体性が育ち、その先に、他の子どもも関わる行事などの企画、生活のルールを考えるような取組が実を結びます。
- 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえ、治療や支援の改善に向けた取組を行うこと。また、子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設生活の改善に向け積極的に取り組んでいくことが求められます。
- 定期的な意向調査のみならず、日常的な何気ない会話の中からも、課題の発見や子どもの意向を汲み取るよう努めることが大切です。
- 評価においては、主体性を育てるためのこのような支援の仕組みができているかを評価することになります。

### (3) 評価の留意点

- 子ども自身が生活について考え、活動等の参加を選択する機会として、面談などを行っているかを、記録、職員の聞き取りなどで確認します。
- 子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の子ども会、ミーティング等）が整備されているか、実際に子どもの意見が反映されているかを、子ども会、自治会、子どもからの要望などに関する規定や記録、聞き取り等で確認します。
- 日常生活上のさまざまなルールについて、子どもの意見がどのように取り入れられているか、その仕組みと過去の具体例の聴取や、検討会議、子ども(自治)会の記録などから確認します。

○子どもの自主的活動では、自己表現力、自律性、責任感などが培われるよう、必要な支援が行われているか確認します。

**A⑥** A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。

**【判断基準】**

- a) 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。
- b) 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援していない。

**評価の着眼点**

- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。
- 社会生活の規範等守るべき約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、それらを尊重した行動をとるよう支援している。
- 外出や買い物など社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や子どもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 適切な養育を受けられず、目の前のことで精一杯の状況で育ってきた子どもは他者への配慮や社会的ルールに対する意識が希薄になりがちです。
- 児童心理治療施設のルールは他の子どもたちと一緒に暮らしていくためだけではなく、その子ども自身の安全・安心感を培うためにも必要です。
- 日々の生活の中で具体的に皆と心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを学ぶ必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 施設内のルールの説明が適切にされているか、ルールに関して子どもたちの話し合いの場が設定されているか記録などで確認します。
- 施設生活のルール等について定めた「生活のしおり」や「ルールブック」等が、子どもの意向を配慮して作成されているか確認します。
- ソーシャルスキルトレーニング等、子どもの発達段階や課題に応じた支援の工夫が行われているか確認します。
- 外出など社会的ルールを習得する機会が十分用意されているかを確認します。

A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援

A⑦ A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 子どもの権利擁護について、施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 子どもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた治療・支援が実施されている。
- 子どもとの関わりが得られない親の対応に、適切な親権の行使として未成年後見制度などの活用を視野に入れた支援を行っている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に学習や検討する機会を定期的に設けている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。
- 子どもの保護のために、児童虐待防止法12条の「面会等の制限等」を適切に行使している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するために施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等に即した子ども自身を権利の主体として尊重した治療・支援への取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取組みは重要です。
- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- そのため、子どもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。
- また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することが子どもの権利擁護をはかるためには大切です。
- マニュアルや掲示物等での周知だけでなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

### (3) 評価の留意点

- 子どもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針とともに、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。



- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、子どもの双方から聞き取りにより確認します。
- 子どもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他の児童への配慮はどのようにしているかを聴取します。
- 面会等の制限について、自立支援計画から確認します。

**A⑧** A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。
- b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。

**評価の着眼点**

- 定期的に子どもの状態に応じて権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料を使用して日常生活の中で起こる出来事を通して、守られる権利について子どもたちに説明している。
- 日々の生活や行事等で、子どもが助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。
- 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などの問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行うとともに、起こった場合の早期対応について子どもや職員に周知している。
- 施設だけでは暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所の協力を得ながら対応している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、権利等について、子どもの能力・状態に応じて、理解しやすいように説明する機会を、折に触れて持つよう努めているか、さらに他者への権利侵害であるいじめや暴力等の防止と、発生した場合の対応策について施設で取り組んでいるかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深めていることが必要です。

○不適切な養育を受けた子どもは、権利について意識することは少なく、自己評価を高めて成長していくためにも、子どもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。

○職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることが大切です。

○治療・支援を行うには、日常生活の中で安心感を持てることが前提となります。施設の生活が、暴力やいじめ等の人権侵害がない安全な環境を整えるために、大人も子どもも権利侵害をしないこと、させないことを宣言し、共有していることが重要です。

○施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別など職員が把握していない水面下で起きる場合も少なくないことから、日常的に子どもたちの力関係や支配・被支配関係が生じていないか等について注意を払い、早期発見・早期対応が必要です。

○自分の身に起こったり、見たり聞いたりしたときには、躊躇なく相談したり助けを求めることができる窓口や職員、伝えやすい仕組みなど、子どもたちが利用しやすいように工夫されている必要があります。

○特に、被虐待の子どもは、加害を加害として、被害を被害として感じる事が難しくなっている場合もあるため、人権侵害や自分や相手を守ることについての意識化が重要です。

### (3) 評価の留意点

○子どもの権利意識を高めるための取組として、どのようなことが行われているか、職員、子ども双方から聞き取りにより確認します。

○子どもの発達段階や課題に応じて、権利等について子どもが理解できるように説明し、話し合う機会が持たれているか、生活記録、子ども会の記録その他で確認します。

- 施設内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないように、他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識について施設全体に徹底するための取組を具体的に評価します。生活のしおりや子どもの権利ノート、ルールブックなどについて確認します。
- 権利ノートの配布・説明は、どのように行われているか。また、どのような形で活用されているか。子ども双方から聞き取りにより確認します。
- 子どもが躊躇なく相談でき、助けを求められる仕組みや相手について、工夫し、周知しているかを聞き取りなどにより確認します。
- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について点検を行うとともに、起こった場合の早期対応について子どもや職員に周知しているかどうかを確認します。
- 日頃から職員が、人権意識を持ち、子ども一人一人への配慮や丁寧な接し方を行い、子どもたちの模範となる行動を行っているかを聞き取りやアンケート結果などから確認します。

A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等

A⑨ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
- 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設において子どもの人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設は、子どもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。
- 研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。
- また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。
- 不適切なかかわりの具体例を示し、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、子どもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。
- 不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や子どもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。
- なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知することが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。

## A-2 生活・健康・学習支援

### A-2-(1) 食生活

A⑩ A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を行っているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。

#### 評価の着眼点

子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進し、皆と一緒の食卓で楽しく食べられることを目指して一人で食べることから始めるなど、プロセスを踏むことが保障されている。

温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。

子ども年齢や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。

食に関する課題のある子どもへの具体的な取組を行っている。

陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。

定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。

子ども発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。

□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにしたり、外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への子どもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設としての食育に関する基本的な考え方を確かめます。
- 栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりがなされているかを聞き取りなどから確認します。
- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てるうえでも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。
- 食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。
- 児童心理治療施設には、食べ物に対するこだわりがある子どももあり、偏食などへの指導も心理治療的な観点から考慮する必要があります。
- また、食器洗いや配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得することに向けた支援や、施設外での食事など多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに正しい食習慣の習得することに向けた支援を行うことが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がされているか聞き取りなどから確認します。
- 一覧表やファイルを作成するなど、個々の子どものアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。
- 子どもの発達段階や課題を把握したうえで習得すべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。
- 食に関して課題のある子どもへの支援について、記録などから確認します。
- スーパーやコンビニエンスストアの食材や惣菜類を購入したり、外食などの食の体験を広げている取組も確認します。

## A-2-(2) 衣生活

A⑪ A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

### 【判断基準】

- a) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるような支援をしていない。

### 評価の着眼点

- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、子ども自身でできるように支援している。
- 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選び、購入できる機会を設け、個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保され、常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
- 発達段階や課題に応じて、TPOに合わせた服装や自己表現ができるよう配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、適切な衣服が子どもに提供されているか、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通して自己表現できるための施設による支援について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設では、こだわりが強く同じ服を着続けたり、季節に合わない服を着る子どもや洗濯などにも独特のこだわりがある子どもがいますが、その特性に配慮しながらも、ただ看過することなく、清潔さや季節・場面に相応しい衣服の着用に向けた支援がなされていることが重要です。
- 清潔な衣服に着替え、季節や活動の目的にあった衣服に着替えられるように、体の状況に合わせていつでも着替えられる様に十分用意され、衣服を自分の領域に整理して保つことは、自分を大切にし、自己肯定感を醸成することにつながります。
- 自分に似合う、好みにあった衣服を選んで購入し、TPOにあった服装をすることは、自己を表現し、主体的な生活や豊かな社会関係を作るための力になり、積極的な生き方にもつながることとなります。
- 発達に応じた衣服の選択や管理、適切な購入の方法や予算に合わせた計画的な選び方など、自子どもの成長にとって必要な経験・学習機会でもあります。
- 発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、子ども自身でできるように支援することも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 衣服にこだわりのある子どもについては、記録などから適切な支援がなされているかを確認します。
- 成長に伴い体にあった衣服が、季節ごとに十分な枚数提供され、発達段階に応じて、衣服の着脱、汚れた物の着替えや天候や季節に合わせた衣服の選び方ができるよう支援しているかを確認します。
- 画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給をやめて可能な限り子どもの個性にあったもの、子どもの好みにあったものを購入するような配慮がされているか聞き取りなどから確認します。
- また年齢に応じて、自分自身で選び、購入できるような機会を確保しているか、聞き取りなどから確認します。
- 清潔が保たれているか、ボタンやホックの欠損、ほつれや穴などへの手当ができていないか、靴下が揃っているかなど、聞き取りなどから確認します。
- 靴は、履き替えや機能別の物が与えられているかを確認します。

A-2-(3) 住生活

A⑫ A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。
- b) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮していない。

評価の着眼点

- 居室は、自分の空間であることを認識する場であるとともに、発達段階や課題に合わせた安心できる空間となっており、リビングスペース等くつろげる空間を確保するように努めている。
- 子どもの年齢や発達状況にあった、空間や家具、生活機材が用意されている。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 居室の清掃や補修など、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。
- 防犯のためのオートロックや防犯カメラなどを設置している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方を改めて見直してみる必要があります。
- 居住空間は、安心してくつろげる場であると共に、プライバシーに配慮された自分自身を保つ場としても重要です。
- また、清潔で、安全が確保されていること、損壊部分についての補修ができていることは、子どもたちの心の安定にとって重要です。
- 個々の居室を決定する際には、子どもの特性や組み合わせに配慮して、安心できる生活の場となるように配慮することが必要です。
- 児童福祉施設においては、不審者や外部からの不当な侵入者からの防犯のための設備を設置することが求められています。

### (3) 評価の留意点

- プライバシーが確保されるよう居室が個人的な空間となるように工夫されているかを確認します。
- 子どもの私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備しているかを確認します。
- くつろげるリビングスペース、学習室、外遊びの空間など、目的にあった多様な場が用意されているかを確認します。
- トイレや洗浄便座、洗面所、風呂等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮しているかを確認します。
- 施設全体が清潔に保たれ、補修や安全管理などが適切に行われているかを確認します。
- 子どもの安全を確保するために、死角となる場所や空き室の管理などへの配慮ができているかを、確認します。
- 施設の防犯などの日頃の取り組みについて確認します。

A⑬ A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。
- b) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援はしていない。

評価の着眼点

- 居室の整理・整頓、掃除の習慣や洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理などの生活習慣を身につけられるよう支援している。
- 戸締り、施錠の習慣や、電灯、エアコンなどの操作を身につけられるように支援している。
- 自分の部屋や共有空間についての様々な工夫について子どもの意見を取り入れている。
- 掃除機や洗濯機、ドライヤーや電気髭剃り等の生活に関わる機器の使用に配慮している。
- 建物・設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、発達段階や課題に応じた居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援について具体的な取組を通して評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自分の部屋を清潔に保ち、整理整頓することは、自分を大切にし、自分らしさを保つと共に自分の生活を自らのコントロールのもとに行う力を養うことにつながります。また、小さな補修や改善の工夫を職員と共に行うことは、自尊感情や主体性への働きかけともなるとも考えられます。
- 共有空間を清潔に保ち、大切に扱うことは、子どもたちがお互いを尊重し配慮することを醸成すると共に、自分も大切にされていると実感することにつながります。
- 支援に当たっては、職員が子ども一人ひとりの発達状況等を正しく理解した上で、時間をかけて行うことが求められます。あわせて、子どもに可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めていくための働きかけも必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 居室の整理・整頓、掃除・ごみ処理の習慣を身につけられるよう支援しているか、日課などの書面や聞き取りなどから確認します。
- 子どもの発達段階や課題にあわせて、戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援しているか、また電灯のスイッチやエアコンの操作、空気の入換えなど生活技術として必要な支援をしているか聞き取りなどから確認します。
- 居室や共有空間の家具の配置や飾り付け、改善に向けた工夫などについて、できるだけ子どもたちの希望や意見を反映する努力をしているか聞き取りなどから確認します。
- 居住空間など建物や設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮しているか聞き取りなどから確認します。

A-2-(4) 健康と安全

A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。
- b) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。

評価の着眼点

- 子どもの発達段階や課題に応じて、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員が適切に把握している。
- 洗面、歯磨き、入浴時に体や髪を洗うことなど清潔を保つための支援を行っている。
- 子どもが自分の体調について注意を払うように支援し、体調について相談しやすいように努めている。
- 子どもの発達段階や課題に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。
- 子どもの交通事故防止など、様々な危険から身を守るため、交通ルールや外出時の注意点、緊急時の対応の仕方等について日頃から子どもに教え、準備をしている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 被虐待の子どもは、自ら体の不調やけがなどについて、自ら訴えることを知らない、できない場合があります。自分の健康についての気づきや相談、訴えなどができるよう日常的に注意深く観察し、支援することが重要です。
- また、感染症の予防や拡大防止に向けた対応や事故防止に向けた対応について子どもと共に学習し、予防するための取り組むことが必要です。
- 身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。なお、本評価基準で身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

### (3) 評価の留意点

- 排泄等の体調管理や夜尿について、職員は適切に把握し、具体的な支援や対応を行っているかを確認します。マニュアルやチェック表などによる把握や支援、医療機関との連携などについても評価します。
- 発達段階や課題に応じて洗面、歯磨き、入浴、うがいや手洗い、排泄の始末など自らを清潔に保つことについて、個人の日用品の確保や特性に合わせた支援がされているか、日課の中に組み込まれているかなどについて具体的に確認します。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っているか、交通事故の防止や外出時の緊急対応など、自分を守るための具体的な方法について日頃から子どもと話し合い、ルールを教えているかを確認します。

**A⑮** A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人一人の子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
- 地域の医療機関との連携により、必要な受診に即応できる体制がある。
- 健康上特別な配慮を要する子どもや服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- 薬物の管理及び服薬の手順を施設として定めている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
- 様々なアレルギーへの対応や、救命救急対策などについて組織的に行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等について具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 被虐待の子どもは、自ら体の不調やけがなどについて、気づかないことや痛みや傷つきに鈍感であったりします。自ら訴えることを知らない、できないことがあるのだとの認識のもと、日常的に注意深く観察し、早期対応することが必要です。
- 継続的、定期的な健康状態や発育状態の管理、日常的な医療機関との連携や投薬管理が専門的に行われていること、可能な限り保護者等や子ども自身への説明や承認が行われていることが重要です。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をする必要があります。また、AEDの設置と共に、その使い方や救急救命に関する研修が行われていることが必要です。
- 職員は、緊急性の見極めやと同時に、体調を適切に訴えられない場合や手厚いかかわりや注目を望んでいる場合など、隠れたニーズにも対応できるよう普段から研修や検討をする必要があります。

### (3) 評価の留意点

- すべての子どもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。
- 地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。
- 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。
- 健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等や子どもと共有しているかを確認します。
- 様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。
- また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。

A-2-(5) 性に関する支援等

A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。

【判断基準】

- a) 性に関する支援等の機会を設けている。
- b) 性に関する支援等の機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性に関する支援等の機会を設けていない。

評価の着眼点

発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。

性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。

年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。

性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。

子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組や、性をめぐる不適切行動の予防・早期対応の体制が取られているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設には、性虐待、性被害など不適切な性的扱いを受けた経験があったり、特に厳しい性情報に曝されたりした子どもたちが多く入所しています。中には性加害が問題となっている子どももいます。個々の子どもの状況に合わせて、性被害の悪影響に対する支援等を行い、適切な性の考え方への導きや不適切な性行動の予防・早期対応が重要です。
- 自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として、年齢、発達段階や課題に応じて性についての支援をしていくことが求められます。児童心理治療施設には、性に関する課題を抱えた子どもが多く、より個別的な支援が必要です。
- 実生活のうえでも、性加害や性被害を予防するために、人との距離や相手を尊重する人間関係や行動、プライベートに踏み込まない規範意識、年齢にふさわしい異性とのつき合い等についての日常的な配慮や支援が必要です。
- 児童心理治療施設では、衝動のコントロールがうまくできず些細な身体接触が性的な衝動に結びついてしまう子どもや、他児からの誘いを断れずに不適切な関係に陥ってしまう子どもなどが多く、例えば、「腕一本離れる」というような、より細やかなルール作りなどが必要になります。
- 性をめぐる不適切行動について、支配や暴力的側面が含まれていないかを見極め、適切な指導につなげることが必要です。
- 日頃から職員の間でも性に関する支援等のあり方について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

### (3) 評価の留意点

- 発達段階や課題に応じて性に関する支援等の基本的な考え方、方針が定められているか、聞き取りや書面などから確認します。
- 性被害や性加害を経験した子どもなど、個々の状況、課題に合わせた支援が行われているかを記録などから確認します。
- 性をめぐる不適切行動を予防するための生活のルール、配慮などを確認します。
- 性をめぐる不適切行動を予防するために、ヒヤリハットの情報を活用するなど、陰での不適切行動をさせない、または早期対応するための工夫について書面などで評価します。特に、早期の職員の気づきや問題把握・早期対応の手順などについても具体的に確認します。

A-2-(6) 学習支援、進路支援等

A⑰ A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
- b) 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援していない。

評価の着眼点

- 常に子ども個々の学習に対する構え、学力を把握し、それらに応じた個別的な学習支援を行っている。
- 施設の子どものための分級や分校などの学校教育が用意され、日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保され、個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意したり、学習支援のため、ボランティアの協力を得るなどの配慮をしている。
- 進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 学校で生じた子どもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応し、ケースカンファレンスには原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。
- 退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、個々の子どもの学力、状況に合わせて学習支援が行われているか、学習環境の整備と個別学習支援などについて具体的な施設の取組、「最善の利益」にかなった進路の自己決定の支援の仕組み、学校と連携が取れるような仕組み（申し送りや連絡会など）、及び相互協力の観点から評価します。

### (2) 趣旨・解説

○学力は、社会適応を左右する重要なものです。将来の自立の可能性を広げるためにも、子どもたちの自己評価を上げるためにも、学習支援は大切な支援の一つです。

○児童心理治療施設には、軽度の知的障害のある子どもや、学習障害を疑われる子ども、持っている知的能力を十分に生かせない子どもが多く、入所前の学校生活で適応できなかった子どもが多くいます。また、新しいことやできないことに向かうことができない子どもも多く、先生に教えてもらうことをひどく嫌がる子どももいます。

○児童心理治療施設では、学校生活も治療的な経験になることを目指す治療教育を行っています。学習に向かえるように支援することから始めることが必要です。そのために、個別の特別支援ができる様々な機会が必要になります。

○児童心理治療施設の子どもたちは、治療的観点から特別に配慮された生活を送っています。学校生活をはじめとして、施設での生活と地域での生活では大きく異なります。進路選択にあたっては、学力面だけでなく生活でもうまく適応できるような進路を慎重に選び、進路決定後も決めた進路に向かって進めるようにフォローアップしていく必要があります。

○学校と施設の連携は不可欠で、治療目標と生活支援、学習支援の齟齬がないように、相互に補い合って支援できるようにする仕組みが必要です。

○子ども本人だけでなく、家族、児童相談所などが連携して支援していけるように、進路選択の段階から話し合っていく必要があります。

### (3) 評価の留意点

○児童心理治療施設では、施設の子どものための分級、分校など学校教育が用意され、個別な支援が行われていることが望まれます。学校教育のあり方や施設での個別学習支援などの取組を、授業参観や学校のカリキュラムなどから確認します。

○子どもの学習権を保障し、適切な学習機会を確保することが、児童心理治療施設には求められます。個々の子どもに合った学習ができるように、施設の中で学習できるような部屋や時間が用意できるか、個別の学習支援の機会があるかなどを、聞き取りなどで確認します。

- 進路に関しては、子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な時間と機会が必要になります。時間をかけた支援がなされているかを、記録や職員への聞き取りなどで確認します。
- 進路選択に必要な資料を収集し、必要に応じて保護者等、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。関係者と連携を取る仕組みがあるか、実際に行われているかを、記録や職員への聞き取りなどで確認します。
- 子どもの状況を相互に理解し合うために、申し送りやケースカンファレンスなどが十分に機能するように設定されているかを、会議一覧や会議、カンファレンスの記録などで確認します。
- 学校で起きた問題について、協力して対応する仕組みになっているかを、職員への聞き取りなどで確認します。
- 家庭復帰を目指す場合は、退所後に通う学校と前もって協議を行っているか、試験登校などの仕組みを用意しているかなどを、試験登校に関する書類や聞き取りなどで確認します。



## A-3 通所支援

### A-3-(1) 通所による支援

A⑱ A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。
- b) 生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っているが、十分ではない。
- c) -

#### 評価の着眼点

- 様々な通所プログラムを策定し、子どもの自立支援を実施している。
- 在宅の子どもの生活実態を的確にとらえ、それに基づき適切な支援を行っている。
- 在宅の子どもや家族の支援として通所支援を実施している。
- 必要に応じて訪問による支援を実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、在宅の子どもや家族の支援として、通所措置による支援の実施状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要となります。施設によって通所による支援を行っている施設と、行っていない施設があります。

○通所は施設に通ってきて支援を受けるもので、地域の子どもたちへの心理支援が行えます。さらに、里親や児童養護施設に措置されている子どもの通所措置も可能になり、社会的養護の下で育つ子どもたちの支援もできます。また、通所による支援ができれば、入所前から退所後まで治療をつなげて行うことができ、入所していた子どもたちへの支援も充実します。このように在宅の子どもたちの支援に限らず、支援の幅を増やすために、通所部門を持つことが望まれます。

### (3) 評価の留意点

○通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。

○本評価基準は、行っている場合はa)を、行っているけれども十分でない場合にb)を判断基準として設定しています。現状では、実際に実施している場合を積極的に評価するため作成した基準であるため、実際に実施している場合についてa)又はb)を、実際に実施していない場合は評価外とします。

## A-4 支援の継続性とアフターケア

### A-4-(1) 親子関係の再構築支援等

A⑱ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。

#### 【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を作って、家族関係の再構築に向けて支援しているが、十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係をつくり、家族関係の再構築に向けて支援していない。

#### 評価の着眼点

- 施設の基本方針等に、家族への支援や家族療法等に関する基本的な考えや姿勢が示されている。
- 個々の子どもに家族担当を設け、日常的な連絡や気軽な相談の窓口として活用できるよう案内し、子どもの日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を定期的に家族に伝えている。
- 家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。
- 子どもと家族の関係の再構築、家族再統合が可能となるように、児童相談所と協力して親子関係の修復や保護者等の養育力の向上のためのプログラムを継続的に実施している。
- 子どもと家族との交流について、子どもの意思を尊重し、面会、外出、一時帰宅については、児童相談所等と協議し、個別性に配慮しながら、一定のルールや基準を定めて実施している。
- 親子が必要な期間一緒に過ごせるような設備を施設内に設けて、家族支援の趣旨に沿った活用がなされている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立し、家族への定期的な面接やカウンセリング、また、ペアレンティング指導や心理教育を行うなど、あらゆる側面からの支持・支援が、家族関係再統合に向けて家族支援計画をもとに行われていること、また、子どもと家族の関係づくりとその評価のために施設が行う面会や外出、一時帰宅等の具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○社会的養護は、様々な子どもと親の問題状況の解決や緩和を目指して、それらに的確に対応するため、児童相談所、里親、施設等の担い手が各々の専門性を発揮し、連携し合って、親とともに、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達・養育を保障していく包括的な取組です。

○平成 28 年の児童福祉法改正では、親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨が明確化され、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 75 条に児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。

○再構築とは、親子が安定した関係を保ち続けられるような適度な距離を見つけ維持するための支援をさします。具体的には一緒に暮らす再統合だけでなく、別に暮らしながら週末だけ家庭に外泊することで、関係を維持するようなスタイルも再構築にあたります。

○職員は、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に定期的に又は随時知らせる必要があります。家庭との関係調整には、家庭支援専門相談員の活用が重要です。

○家族は、子どもの協働養育者であるという視点に立つことが大切です。家族関係の調整のために、家族との信頼関係づくりが基本となります。

○また第 78 条には児童相談所等の関係機関と密接に連携して家庭環境の調整に当たらなければならないと規定されています。家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議が行われる必要があります。

○取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

○家族関係の再構築に向けて、面会・外出・一時帰宅を積極的かつ効果的に行うことが重要となります。

### (3) 評価の留意点

- 家族との信頼関係を構築するために、どのような具体的な努力がなされているかを（たとえば、電話連絡、面接や家庭訪問の実施状況等について）を確認します。
- 施設として、面会、外出、一時帰宅の実施に関する取り決め（規程）があるか。また、その際の子どもの様子や家族の関係などは、どのように把握しているのかを記録の上で確認します。面会、外出、一時帰宅の際に、施設が子ども、保護者等との協議の上で目標を立てているかどうかを書面などから確認します。
- 面会、外出、一時帰宅後、家族からの聴取と、子どもの様子を注意深く観察して、その効果や弊害について評価するとともに、家族からの不適切なかわりの有無についても注意を払っているかを確認します。
- 学校と家族とが、授業参観や期末面談等で直接接触する機会の有無について確認します。
- 家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもに対する具体的な対応について確認します。

**A⑳** A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

**【判断基準】**

- a) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が積極的に行われている。
- b) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われていない。

**評価の着眼点**

- 通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行っている。
- 退所後何年経っても施設に相談できることを伝えている。
- 退所者の状況の把握に努め、記録している。
- 地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- アフターケアは、施設の業務であり、退所後何年経っても行っていくことになっています。本評価基準では、退所後の支援が、通所機能や外来機能などを利用して、適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望まれます。
- 退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながら行っていくことが必要です。
- 施設退所者が集まれるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。
- 自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報共有することも必要です。

### (3) 評価の留意点

- アフターケアの仕組みがどうなっているか、実際にされているかを、退所後の支援に関する書類や支援記録などから確認します。

第三者評価共通評価基準（児童自立支援施設解説版）改定について（新旧対照表）

改正後	現行
<p><b>I 支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>I 支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>



改正後	現行
<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>	<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>
<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>2 I-2-1(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> ○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された</p>	<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>2 I-2-1(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された</p>

改正後	現行
<p>情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「<b>4</b> I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>	<p>情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>
<p><b>3</b> I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>	<p><b>3</b> I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○ <b>2</b> I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。  (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○ 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (<b>2</b> I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。 ○ 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、<b>4</b> I-3-(1)-①で評価します。</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○ I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。  (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○ 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。 ○ 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。</p>

改正後	現行
I-3 事業計画の策定	I-3 事業計画の策定
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。
4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
<u>(社会的養護共通)</u>	<u>(新設)</u>
○施設長等の管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分で、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標(ビジョン)を職員や関係者に周知することが必要です。	
<u>(社会的養護共通)</u>	<u>(新設)</u>
○都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。	

改正後	現行
<p><u>(児童自立支援施設)</u>  <u>○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応に向けた医療との連携強化や心理療法担当職員の配置強化、退所した子どもに対するアフターケアの強化、一時保護された子どもの受け入れ等が考えられます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(児童自立支援施設)</u>  <u>○公立施設などをはじめ、中・長期的な計画を施設ごとに定めることが難しいと判断される場合には、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>
<p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。</p>	<p>(略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。</p>
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>
<p>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通) ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p>	<p>(5種別共通) ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>

改正後	現行
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(5種別共通)</u> ○事業計画は、<u>基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を</u>子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p> <p><u>(児童自立支援施設)</u> ○事業計画の主な内容とは、支援<u>(提供される生活や教育・医療、アフターケアなどの具体的な支援内容や行事計画等)</u>、施設・設備を含む居住環境の整備<u>(施設の改修や備品購入の予定等)</u>等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(児童自立支援施設)</u> ○たとえば、<u>子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料を作成するなど、障害特性や発達段階、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。</u></p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○事業計画は、<u>子どもや保護者等への支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、</u>子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p> <p>○事業計画の主な内容とは、支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>(児童自立支援施設)</u>  <u>○被虐待児の保護者など関係構築が難しいケースもあるため、保護者すべてに周知されているかを評価するのではなく、子どもの家庭環境等を考慮した範囲内での適切な周知がなされているかを評価します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>
<p>I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p>I-4-1 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p>	<p>1-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取り組み</p> <p>I-4-1 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p>
<p><b>II 施設の運営管理</b></p> <p>II-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>II-1-1 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>	<p><b>II 施設の運営管理</b></p> <p>II-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>II-1-1 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>
<p>II-1-2 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p><b>12</b> II-1-2-1 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u>          □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>	<p>II-1-2 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p><b>12</b> II-1-2-1 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><u>(5種別共通)</u>          □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>

改正後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p> <p>(略)</p>
<p><u>13</u> II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>(略)</p>	<p><u>13</u> II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>(略)</p>
<p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p><u>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</u></p> <p><u>14</u> II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p><u>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</u></p> <p><u>14</u> II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(5種別共通)</p>



改正後	現行
<p>□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通) ○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通) ○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>15</b> II-2-1(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><b>15</b> II-2-1(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度については<sup>17</sup> II-2-(3)-①、教育・研修制度については<sup>18</sup> II-2-(3)-②、<u><sup>19</sup> II-2-(3)-③</u>で評価します。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはII-2-(3)-①、教育・研修制度についてはII-2-(3)-②、③で評価します。</p>
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p><sup>16</sup> II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u></p> <p><u>○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。</u></p> <p>(略)</p>	<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p><sup>16</sup> II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p> <p>○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<u>5種別</u>共通)</p> <p>○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>
<p>Ⅱ-2- (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	<p>Ⅱ-2- (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>
<p><u>17</u> Ⅱ-2- (3) -① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p><u>17</u> Ⅱ-2- (3) -① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p> <p><u>○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>

改正後	現行
(略)	(略)
<p>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>
(略)	(略)
<p>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(社会的養護 共通)  <input type="checkbox"/> スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>(5種別 共通)  <input type="checkbox"/> スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護 共通)  <input type="checkbox"/> スーパービジョンの体制として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる</li> <li>施設長、基幹的職員などいつでも相談できる体制をつくる</li> <li>職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する</li> <li>職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる</li> </ul>           といった取組が考えられます。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別 共通)  <input type="checkbox"/> スーパービジョンの体制として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる</li> <li>施設長、基幹的職員などいつでも相談できる体制をつくる</li> <li>職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する</li> <li>職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる</li> </ul>           といった取組が考えられます。</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-2-1(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ-2-1(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-3 運営の透明性の確保</p> <p>Ⅱ-3-1(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p><b>21</b> Ⅱ-3-1(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>Ⅱ-3 運営の透明性の確保</p> <p>Ⅱ-3-1(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p><b>21</b> Ⅱ-3-1(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」<u>(26)(27)</u>で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>
<p><u>22</u> Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>	<p><u>22</u> Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <p><u>23</u> Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <p><u>23</u> Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p>

改正後	現行
<p>○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。 (但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。 (但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>24</u> II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>	<p><u>24</u> II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p><u>25</u> II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p><u>25</u> II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通)</p>

改正後	現行
<p>○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p> <p>(略)</p>	<p>○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-4-1(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 Ⅱ-4-1(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> <u>□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><u>(5種別共通)</u> <u>□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(社会的養護共通)</u> <u>○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずに</u></p>	<p>Ⅱ-4-1(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 Ⅱ-4-1(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u></p>



改正後	現行
<p><u>その人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(5種別共通)</u></p> <p><u>○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>27</u> II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <div data-bbox="143 887 1115 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="129 1150 568 1187" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u></p>	<p><u>27</u> II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <div data-bbox="1162 887 2134 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1149 1150 1588 1187" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(5種別共通)</u></p>

改正後	現行
<p>○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">21</span> II-3-(1)-①で評価します。</p>	<p>○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。</p>
<p><b>Ⅲ 適切な支援の実施</b></p> <p>Ⅲ-1 子ども本位の支援</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">Ⅲ-1-(1)</span> 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">28</span> Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p><b>Ⅲ 適切な支援の実施</b></p> <p>Ⅲ-1 子ども本位の支援</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">Ⅲ-1-(1)</span> 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">28</span> Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>(略)</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">29</span> Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">29</span> Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</span></p>
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。 45 Ⅲ-2-1(3)-2「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。 Ⅲ-2-1(3)-2「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>
<p>Ⅲ-1-1(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p> <p>30 Ⅲ-1-1(2)-1 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅲ-1-1(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p> <p>30 Ⅲ-1-1(2)-1 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>
<p>31 Ⅲ-1-1(2)-2 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>31 Ⅲ-1-1(2)-2 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準(30 Ⅲ-1-1(2)-1)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いる</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準(Ⅲ-1-1(2)-1)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いること</p>

改正後	現行
<p>ことが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>が求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>32</b> III-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等に<u>あたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</u></p> <div data-bbox="143 695 1115 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="129 959 568 999" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p>	<p><b>32</b> III-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等に<u>あたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</u></p> <div data-bbox="1160 695 2136 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1146 959 1585 999" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-1- (3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> <p><b>33</b> Ⅲ-1- (3) -① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p>	<p>Ⅲ-1- (3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> <p><b>33</b> Ⅲ-1- (3) -① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(5種別共通)</b> ○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p> <p><b>(5種別共通)</b> ○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p>

改正後	現行
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○施設における満足は、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○施設における満足は、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-1-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p><u>34</u> Ⅲ-1-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅲ-1-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p><u>34</u> Ⅲ-1-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>
<p><u>35</u> Ⅲ-1-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><u>35</u> Ⅲ-1-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通) ○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通) ○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通) ○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通) ○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。</p>	<p>(略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通) ○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(<b>5種別</b>共通) ○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(<b>5種別</b>共通) ○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(<b>5種別</b>共通) ○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。</p>
<p><b>36</b> Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p><b>36</b> Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>	<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>
<p>37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>



改正後	現行
<p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「<b>38</b> Ⅲ-1-（5）-②」で評価します。</p> <p><b>（社会的養護共通）</b></p> <p>○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>	<p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ-1-（5）-②」で評価します。</p> <p><b>（児童自立支援施設）</b></p> <p>○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>
<p><b>38</b> Ⅲ-1-（5）-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>（略）</p>	<p><b>38</b> Ⅲ-1-（5）-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>（略）</p>
<p><b>39</b> Ⅲ-1-（5）-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p><b>39</b> Ⅲ-1-（5）-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>
<p><b>【判断基準】</b> （略）</p>	<p><b>【判断基準】</b> （略）</p>
<p><b>評価の着眼点</b> （略）</p>	<p><b>評価の着眼点</b> （略）</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>（1）目的 （略）</p> <p>（2）趣旨・解説 （略）</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業など<b>を</b>実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>（1）目的 （略）</p> <p>（2）趣旨・解説 （略）</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業など<b>を</b>実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p>

改正後	現行
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
Ⅲ-2 支援の質の確保	Ⅲ-2 支援の質の確保
Ⅲ-2-1 (1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	Ⅲ-2-1 (1) 支援の標準的な実施方法が確立している。
40 Ⅲ-2-1 (1) -① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	40 Ⅲ-2-1 (1) -① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p>	<p>(児童自立支援施設)</p> <p>○支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p>
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
41 Ⅲ-2-1 (1) -② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	41 Ⅲ-2-1 (1) -② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。
【判断基準】	【判断基準】

改正後	現行
<div data-bbox="143 156 1115 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="129 256 304 292">評価の着眼点</p> <p data-bbox="170 323 232 359">(略)</p> <p data-bbox="129 399 568 434">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="143 466 277 536">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="143 579 362 649">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="143 692 394 762">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="143 805 376 841"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="156 847 1093 917">○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>	<div data-bbox="1160 156 2132 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p data-bbox="1146 256 1321 292">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1187 323 1249 359">(略)</p> <p data-bbox="1146 399 1585 434">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1160 466 1294 536">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1160 579 1379 649">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1160 692 1411 762">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="1160 805 1330 841"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1173 847 2110 917">○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>
<p data-bbox="129 927 1093 997">Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p> <p data-bbox="129 1042 1102 1118"><b>42</b> Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> <div data-bbox="143 1161 1115 1241" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="170 1166 318 1236">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="129 1284 304 1319">評価の着眼点</p> <p data-bbox="170 1351 232 1386">(略)</p> <p data-bbox="129 1426 568 1461">評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p data-bbox="1146 927 2110 997">Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p> <p data-bbox="1146 1042 2123 1118"><b>42</b> Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> <div data-bbox="1160 1161 2132 1241" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1187 1166 1335 1236">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1146 1284 1321 1319">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1187 1351 1249 1386">(略)</p> <p data-bbox="1146 1426 1585 1461">評価基準の考え方と評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>43</u> Ⅲ-2-1(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p><u>43</u> Ⅲ-2-1(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>

改正後	現行
<div data-bbox="143 156 1115 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="125 277 309 316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="170 344 232 379" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="125 421 568 459" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="143 488 277 555" style="padding: 2px;">(1) 目的 (略)</div> <div data-bbox="143 600 367 667" style="padding: 2px;">(2) 趣旨・解説 (略)</div> <div data-bbox="143 711 376 746" style="padding: 2px;">(社会的養護共通)</div> <div data-bbox="152 753 1093 861" style="padding: 2px;">○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</div> <div data-bbox="143 906 376 941" style="padding: 2px;">(社会的養護共通)</div> <div data-bbox="152 948 1093 1015" style="padding: 2px;">○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</div> <div data-bbox="143 1059 389 1126" style="padding: 2px;">(3) 評価の留意点 (略)</div>	<div data-bbox="1160 156 2136 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1142 277 1326 316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="1187 344 1249 379" style="padding: 2px;">(略)</div> <div data-bbox="1142 421 1585 459" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="1160 488 1294 555" style="padding: 2px;">(1) 目的 (略)</div> <div data-bbox="1160 600 1384 667" style="padding: 2px;">(2) 趣旨・解説 (略)</div> <div data-bbox="1160 711 1330 746" style="padding: 2px;">(5種別共通)</div> <div data-bbox="1169 753 2110 861" style="padding: 2px;">○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</div> <div data-bbox="1160 906 1330 941" style="padding: 2px;">(5種別共通)</div> <div data-bbox="1169 948 2110 1015" style="padding: 2px;">○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</div> <div data-bbox="1160 1059 1411 1126" style="padding: 2px;">(3) 評価の留意点 (略)</div>
<div data-bbox="125 1134 913 1173" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅲ-2- (3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</div> <div data-bbox="125 1214 1102 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">44 Ⅲ-2- (3) -① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</div> <div data-bbox="143 1334 1115 1414" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div>	<div data-bbox="1142 1134 1930 1173" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅲ-2- (3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</div> <div data-bbox="1142 1214 2119 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">44 Ⅲ-2- (3) -① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</div> <div data-bbox="1160 1334 2136 1414" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="125 161 304 193">評価の着眼点</p> <p data-bbox="170 225 230 256">(略)</p> <p data-bbox="125 300 568 331">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="141 363 275 435">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="141 480 365 552">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="152 595 1093 703">○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p data-bbox="141 746 376 778">(社会的養護 共通)</p> <p data-bbox="152 786 1093 858">○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p data-bbox="141 901 376 933">(社会的養護 共通)</p> <p data-bbox="152 941 1093 1013">○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。</p> <p data-bbox="170 1053 230 1085">(略)</p> <p data-bbox="141 1129 394 1201">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1142 161 1321 193">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1187 225 1247 256">(略)</p> <p data-bbox="1142 300 1585 331">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1158 363 1292 435">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1158 480 1382 552">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1169 595 2110 703">○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p data-bbox="1158 746 1326 778">(5種別 共通)</p> <p data-bbox="1169 786 2110 858">○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p data-bbox="1158 901 1326 933">(5種別 共通)</p> <p data-bbox="1169 941 2110 1013">○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。</p> <p data-bbox="1187 1053 1247 1085">(略)</p> <p data-bbox="1158 1129 1411 1201">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="125 1209 1093 1241">45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p data-bbox="170 1284 230 1316">(略)</p>	<p data-bbox="1142 1209 2110 1241">45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p data-bbox="1187 1284 1247 1316">(略)</p>

## 第三者評価内容評価基準（児童自立支援施設解説版） 新旧対照表

改正後	現行
<p>A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援</p> <p>A-1-(1) 子どもの権利擁護</p> <p><u>A①</u> A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <div data-bbox="143 456 1095 799" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。</u></p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>徹底されていない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>○自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。</u></p>	<p>A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援</p> <p>A-1-(1) 子どもの権利擁護</p> <p><u>A①</u> A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <div data-bbox="1149 456 2101 799" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>二</u></p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>十分ではない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p>○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p> <p><u>○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>を踏まえた適切な評価が求められます。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p>	<p>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p>○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p>



改正後	現行
<p>○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。</p>	<p>○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。</p>
<p><b>A②</b> A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。</p>	<p><b>A②</b> A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A③</b> A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解でき</p>	<p><b>A③</b> A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解でき</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>るよう、わかりやすく説明している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">【判断基準】 (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">評価の着眼点  (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)</div>	<p style="text-align: center;"><u>るよう、わかりやすく説明している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">【判断基準】 (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">評価の着眼点  (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等 (略)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等 (略)</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">A⑤ A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">A⑤ A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div>

改正後	現行
<p><u>評価の着眼点</u></p> <p>(略)</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>評価の着眼点</u></p> <p>(略)</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア</u></p> <p><u>A⑥ A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>【判断基準】</u></p> <p><u>a) 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。</u></p> <p><u>b) 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っているが十分ではない。</u></p> <p><u>c) 退所に向けた支援を行っていない。</u></p> </div>

改正後	現行
	<p data-bbox="1126 220 1303 252"><u>評価の着眼点</u></p> <p data-bbox="1155 296 2092 373"><u>□子どもの実情に応じた目標設定を行い、自立支援計画に基づいて退所に向けた支援を行っている。</u></p> <p data-bbox="1155 440 2092 517"><u>□児童相談所や関係行政機関と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討している。</u></p> <p data-bbox="1155 584 2092 756"><u>□アフターケアに備えて、児童相談所と施設の連携（役割分担と協働）、地域の関係機関（要保護児童対策地域協議会、児童家庭センター等）、人的資源（民生児童委員等）を活用した支援体制の構築を図っている。</u></p> <p data-bbox="1126 823 1568 855"><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p data-bbox="1126 900 1267 932"><u>（1）目的</u></p> <p data-bbox="1155 948 2092 1075"><u>○本評価基準では、退所がある程度見える時点になった時から、子ども自身の意志で決定して行動しなければならない社会での生活を想定した支援に関する具体的な取組状況を評価します。</u></p> <p data-bbox="1126 1139 1361 1171"><u>（2）趣旨・解説</u></p> <p data-bbox="1155 1187 2092 1315"><u>○退所後、社会での安定した生活を送るためには、子ども自身が有する課題だけではなく、子どもを取り巻く環境に対処できるだけの力を身につける必要があります。</u></p> <p data-bbox="1155 1331 2092 1410"><u>○また、本人や家族の意向を踏まえて、児童相談所や地域の市町村及び関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制について関係機関と協</u></p>

改正後	現行
	<p><u>議、役割分担を行い、あらかじめ具体的な支援体制を構築しておくことも大切です。</u></p> <p><u>○退所に向けた支援は、一人ひとりの実情（退所後の進路、住環境、子ども自身が有する課題、等）に応じた目標設定のもと、自立支援計画に基づいた支援（プログラム）が行われる必要があります。</u></p> <p><u>（3）評価の留意点</u></p> <p><u>○本評価基準では退所に向けた支援の状況について、その目標設定や具体的な支援の内容を自立支援計画の内容や、聞き取り等によって確認します。</u></p> <p><u>○あわせて、地域とのネットワーク（要保護児童対策地域協議会など）との協働、家庭支援専門相談員の活用、自立寮の活用、家族統合プログラムの実施等の実施状況を確認します。</u></p>
<p><u>A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア</u></p> <p><u>A⑥ A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。</u></p> <div data-bbox="143 986 1093 1091" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="129 1305 568 1343" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的</p>	<p><u>A⑦ A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。</u></p> <div data-bbox="1140 986 2089 1091" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1126 1315 1568 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2 支援の質の確保</p> <p>A-2-(1) 支援の基本</p> <p>A⑦ A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。</p> <div data-bbox="143 746 1093 849" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>A-2 支援の質の確保</p> <p>A-2-(1) 支援の基本</p> <p>A⑧ A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。</p> <div data-bbox="1140 746 2089 849" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A⑧</b> A-2-(1)-② <u>子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。</u></p>	<p><b>A⑨</b> A-2-(1)-② <u>子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A⑨</b> A-2-(1)-③ <u>自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。</u></p>	<p><b>A⑩</b> A-2-(1)-③ <u>自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>

改正後	現行
<p><u>評価の着眼点</u></p> <p>(略)</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>評価の着眼点</u></p> <p>(略)</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>A-2-(2) 食生活</u></p> <p><u>A⑪ A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>【判断基準】</u></p> <p><u>a) 子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得や自立に向けた食育を適切に行っている。</u></p> </div>



改正後	現行
	<p data-bbox="1144 172 2089 308"><u>b) 子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得や自立に向けた食育を行っているが、十分でない</u></p> <p data-bbox="1144 363 2089 456"><u>c) 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得や自立に向けたを行っていない。</u></p> <p data-bbox="1122 512 1305 555"><u>評価の着眼点</u></p> <p data-bbox="1144 587 2089 679"><u>□朝食、昼食、夕食それぞれの食事時間が子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されている。</u></p> <p data-bbox="1144 730 2089 823"><u>□電子レンジや保温、保冷庫等を用意し、食事時間以外に美味しく食べられる配慮をしている。</u></p> <p data-bbox="1144 874 2089 967"><u>□食材の買い出しや食事の準備、配膳、基礎的な調理技術を習得できるよう必要な設備、機会が用意されている。</u></p> <p data-bbox="1144 1018 2089 1110"><u>□食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。</u></p> <p data-bbox="1144 1161 2089 1254"><u>□テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。</u></p> <p data-bbox="1144 1305 1917 1348"><u>□誕生日や卒業など、特別な日には献立に工夫している。</u></p>

改正後	現行
	<p><u>□子どもたちが育てた収穫物を簡単な方法で調理するなど、食への関心を育てている。</u></p> <p><u>□食に関する知識（栄養面、価格面など）を得られる機会が設けられている。</u></p> <p><u>□外食や弁当、レトルト等の利用であっても、偏食になりにくい組み合わせのヒントを教えるなど、実生活に即した配慮を行っている。</u></p> <p><u>□疾病などの場合にも対応できる食の知識を教えている。</u></p> <p><u>□自立に向け、健全な食生活の実現や健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食を選択する判断力などを楽しく身につけるための支援をしている。</u></p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p><u>(1) 目的</u></p> <p><u>○本評価基準では、子どもの生活時間にあわせた食事の時間設定や、食習慣を含めた食育が適切に行われているかどうかについて施設の取組を評価します。</u></p> <p><u>(2) 趣旨・解説</u></p> <p><u>○食の安定は心身の安定を大きく左右するため、自立に向けた食育への支援は重要です。</u></p> <p><u>○食生活への子どもの参加や、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣の習得など食育を進めることが重要です。</u></p>

改正後	現行
	<p><u>○食育の視点に立ち、食を通して自らの健康について十分な知識を得ることが必要です。</u></p> <p><u>○食事が美味しく摂れるよう適時・適温での供給に努めることが大切です。</u></p> <p><u>○食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定するとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定する必要があります。</u></p> <p><u>○また、高校通学、就職実習等子どもの個別の日課にも配慮した対応が求められます。</u></p> <p><u>○鍋物やバーベキューなどの献立の工夫や食事の方法、バイキング方式や屋外での食事、外食等、多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに、正しい食習慣の習得に向けた支援を行うことが大切です。</u></p> <p><u>○施設では、自然に調理の仕方を覚えたり、買い物を手伝って材料の選び方等を知るといった機会が少ないことも考えられます。基礎的な調理技術の習得や配膳、食器洗い、後片付けなど一連の動作を習得するための支援も必要となります。</u></p> <p><u>○食の安全や栄養などについて考える機会を提供するとともに、自ら調理する体験が保障されていることが大切です。</u></p> <p><u>○調理器具や台所用品などが適切に利用でき、調理体験の機会が確保されていることが大切です。</u></p> <p><u>(3) 評価の留意点</u></p> <p><u>○健康に留意した献立を考えたり、疾病時や体調不良時などの食生活について考え、将来に備えるための実践機会があるか確認します。(疾病やアレルギー食材の対応など)</u></p>

改正後	現行
	<p><u>○年間の支援計画の中に、栄養士等により「食物・栄養」について学ぶ機会が用意されていることを、年間の支援計画や指導計画・実施要領等で確認します。また、学校教育の家庭科などのカリキュラムに含まれていないか確認します。</u></p> <p><u>○子どもたちが配膳から後片付けまでの一連の動作を習得するために、配膳手順や役割分担などが明示されているか確認します。</u></p> <p><u>○日課として、寮で子どもたちが調理する機会があるか「寮日誌」等の記録で確認する。また、調理実習や教科での調理などについては授業計画や実施要項等で確認します。</u></p> <p><u>○それぞれの内容に合わせた盛りつけが出来るように、食器が配置されていることを確認します。</u></p> <p><u>○施設外への通学や職場実習などで帰宅が遅れるなどの時、定例の食事時間以外でも適温で食事を提供するための設備が用意されているか確認します。</u></p> <p><u>○行事や記念日など特別の配慮が必要な献立について、工夫がなされているか献立会議録や実際の献立表で確認します。</u></p>
<p><u>A-2-(2) 食生活</u></p> <p><u>A⑩ A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p><u>a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。</u></p> <p><u>b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を行っているが、十分ではない。</u></p> </div>	<p><u>A⑫ A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p><u>a) 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。</u></p> <p><u>b) 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。</u></p> </div>

改正後	現行
<p><u>c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。</u></p>	<p><u>c) 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。</u></p>
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><u>□子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に着けることができるよう食育を推進し、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるよう工夫している。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>□温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。</p> <p>□子どもの個人差（年齢、障害等）や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。</p> <p><u>□食に関する課題のある子どもへの具体的な取組を行っている。</u></p> <p>□陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫<u>など</u>、食事を美味しく食べられるように工夫している。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><u>□和気あいあいとした会話のある食事に心がけるなど、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるように工夫している。</u></p> <p><u>□食事場所は、常に清潔が保たれている。</u></p> <p>□温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。</p> <p>□子どもの個人差（年齢、障害）や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供し、<u>疾病時には飲み物などに配慮している。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>□陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫<u>(季節の花が飾られていたり、ランチョンマットの使用など)</u>、食事を美味しく食べられるように工夫している。</p> <p><u>□好き嫌いをなくす工夫や偏食への支援については、無理がないよう配慮し実施している。</u></p>

改正後	現行
<p>□定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、<u>好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。</u></p> <p>□子どもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>□定例的に<u>残食の状況を確認し、</u>子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、<u>変化に富んだ献立を提供している。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>□<u>生活支援担当職員と給食担当職員との定例的な連絡会議を開催し、食生活の向上などに努めている。</u></p> <p>□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。</p> <p>□<u>栄養士が配置されている場合、専門性を活かし、日々提供される食事内容や食事環境に十分に配慮するとともに、子どもに対する献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。</u></p> <p>□<u>食を通して、個々の子どもがその存在を大切にされていることを実感できるように工夫している。</u></p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、<u>子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への子どもの参加、変化に富んだ食生活の</u></p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫、<u>さらに食を通じて子どもが自分の存在を大切にされている実感を抱けること等について施設における取組を</u>評価します。</p>

改正後	現行
<p><u>提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。</u></p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>○施設としての食育に関する基本的な考え方を確かめます。</u></p> <p><u>○栄養に配慮されたおいしい食事をゆったりと、くつろいで楽しい雰囲気</u> <u>気で食べることができるような環境づくりがなされているかを、聞き</u> <u>取りなどから確認します。</u></p> <p>○食事は、子どもの健やかな成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。</p> <p>○従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>○食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。</u></p> <p><u>○調理器具や台所用品などが適切に利用でき、調理体験の機会が確保されていることが大切です。</u></p> <p>○季節の料理、郷土料理、伝統料理などに接し食文化の継承を考えていく必要があります。</p>	<p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○食事は、子どもの健やかな成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。</p> <p>○従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。</p> <p><u>○そのため、子どもの嗜好や栄養に配慮されたおいしい食事を、ゆっくりとくつろいだ楽しい雰囲気の中で、和気あいあいとしたコミュニケーションを持ちながら、食べることができるような環境づくりを通して、精神的な安定と発達を促していく取組が求められます。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○季節の料理、郷土料理、伝統料理などに接し食文化の継承を考えていく必要があります。</p>

改正後	現行
<p>○偏食への支援は、あせらず、ゆったりとした信頼関係の中で、少しずつ改善していくことが大切です。その背景には、苦痛な体験のある場合等もあり、無理に食べさせようとするのではなく、職員がおいしそうに食べたり、嫌いな物の姿が見えないようにする工夫なども必要になります。</p>	<p>○偏食への支援は、あせらず、ゆったりとした信頼関係の中で、少しずつ改善していくことが大切です。その背景には、苦痛な体験のある場合等もあり、無理に食べさせようとするのではなく、職員がおいしそうに食べたり、嫌いな物の姿が見えないようにする工夫なども必要になります。</p>
<p>(3) 評価の留意点</p>	<p>(3) 評価の留意点</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○性別や年齢、運動強度などに配慮した献立を作成していることを、給食会議録等から確認します。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○子どもの食物アレルギーについては十分配慮し、食材からアレルギーを除くなどの措置を執っていることを、献立表、アレルギー検査表、個別アレルギー一覧などから確認します。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○提供される食事が常に適温で提供されるように配慮されているか、保管、運搬の方法について確認します。特に保温や加熱方法についても確認が必要です。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○旬の食材を使った料理や郷土料理、行事等の伝統料理等が取り入れられていることを献立表などから確認します。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○子どもの嗜好などが献立に反映させるための取組として嗜好調査や食事アンケート調査などの実施状況を確認します。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○食事する空間にくつろいだ楽しい雰囲気、団らんの場としての明るい雰囲気を醸し出すための配慮がなされているか確認します。</u></p>
<p><u>○食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がなされているか聞き取りなどから確認します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>○一覧表やファイルを作成するなど、個々の子どものアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
	<p><u>(新設)</u></p>



改正後	現行
<p><u>○子どもの発達段階や課題を把握したうえで習得すべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。</u></p> <p><u>○日課として、寮で子どもたちが調理する機会があるか「寮日誌」等の記録で確認する。また、調理実習や教科での調理などについては授業計画や実施要項等で確認します。</u></p> <p><u>○食に関して課題のある子どもへの支援について、記録などから確認します。</u></p> <p><u>○施設外への通学や職場実習などで帰宅が遅れるなどの時、定例の食事時間以外でも適温で食事を提供するための設備が用意されているか確認します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>A-2-(3) 日常生活等の支援</p> <p><u>A⑪ A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。</u></p> <div data-bbox="143 890 1093 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p>A-2-(3) 日常生活等の支援</p> <p><u>A⑬ A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。</u></p> <div data-bbox="1140 890 2089 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A12</b> A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。</p> <div data-bbox="141 600 1093 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>A14</b> A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。</p> <div data-bbox="1137 600 2089 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A13</b> A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成</p>	<p><b>A15</b> A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>を支援している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">【判断基準】 (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">評価の着眼点  (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)</div>	<p style="text-align: center;"><u>を支援している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">【判断基準】 (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">評価の着眼点  (略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">A-2-(4) 健康管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">A<sup>14</sup> A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">【判断基準】 (略)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">A-2-(4) 健康管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">A<sup>16</sup> A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">【判断基準】 (略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="125 172 309 209">評価の着眼点</p> <p data-bbox="165 248 228 285">(略)</p> <p data-bbox="125 339 568 376">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="138 411 268 448">(1) 目的</p> <p data-bbox="165 467 228 504">(略)</p> <p data-bbox="138 555 362 592">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="165 611 228 647">(略)</p> <p data-bbox="138 699 392 735">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="152 751 987 788">○囑託医等への診察状況や、通院の回数、内容等を確認します。</p> <p data-bbox="152 799 1093 879">○感染症対応マニュアル等の整備や服薬の管理や方法が適切に行われているか確認します。</p> <p data-bbox="152 895 1093 975">○また、医療機関のほか、子どもの障害特性等に応じた療育支援を行う機関等との連携も考えられます。</p>	<p data-bbox="1122 172 1305 209">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1162 248 1225 285">(略)</p> <p data-bbox="1122 339 1568 376">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1135 411 1265 448">(1) 目的</p> <p data-bbox="1162 467 1225 504">(略)</p> <p data-bbox="1135 555 1359 592">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="1162 611 1225 647">(略)</p> <p data-bbox="1135 699 1388 735">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="1149 751 1984 788">○囑託医等への診察状況や、通院の回数、内容等を確認します。</p> <p data-bbox="1149 799 2092 879">○感染症対応マニュアル等の整備や服薬の管理や方法が適切に行われているか確認します。</p> <p data-bbox="1149 895 1261 932"><u>(新設)</u></p>
<p data-bbox="125 994 1099 1074">A⑮ A-2-(4)-② 身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。</p> <div data-bbox="138 1129 1093 1235" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="165 1145 315 1182">【判断基準】</p> <p data-bbox="192 1198 255 1235">(略)</p> </div> <p data-bbox="125 1289 309 1326">評価の着眼点</p> <p data-bbox="165 1366 228 1402">(略)</p>	<p data-bbox="1122 994 2096 1074">A⑰ A-2-(4)-② 身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。</p> <div data-bbox="1135 1129 2089 1235" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1162 1145 1312 1182">【判断基準】</p> <p data-bbox="1189 1198 1252 1235">(略)</p> </div> <p data-bbox="1122 1289 1305 1326">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1162 1366 1225 1402">(略)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="125 172 568 209">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="141 244 268 331">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="141 389 362 477">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="141 534 392 622">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1122 220 1568 256">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1137 292 1265 379">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1137 437 1359 525">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1137 582 1388 670">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="125 678 568 715">A-2-(5) 性に関する教育</p> <p data-bbox="125 724 1003 761">A<sup>16</sup> A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。</p> <div data-bbox="141 818 1095 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="170 828 318 865">【判断基準】</p> <p data-bbox="197 880 259 917">(略)</p> </div> <p data-bbox="125 975 306 1011">評価の着眼点</p> <p data-bbox="165 1053 230 1090">(略)</p> <p data-bbox="125 1144 568 1181">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="141 1216 268 1303">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="141 1361 362 1449">(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p data-bbox="1122 678 1568 715">A-2-(5) 性に関する教育</p> <p data-bbox="1122 724 2000 761">A<sup>18</sup> A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。</p> <div data-bbox="1137 818 2092 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1167 828 1314 865">【判断基準】</p> <p data-bbox="1193 880 1256 917">(略)</p> </div> <p data-bbox="1122 975 1303 1011">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1162 1053 1227 1090">(略)</p> <p data-bbox="1122 1144 1568 1181">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1137 1216 1265 1303">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1137 1361 1359 1449">(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(6) 行動上の問題に対する対応</p>	<p>A-2-(6) 行動上の問題に対する対応</p>
<p><u>A<sup>17</sup></u> A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。</p>	<p><u>A<sup>19</sup></u> A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p>	<p>評価の着眼点</p>
<p><input type="checkbox"/> 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 問題の発生予防のために、施設内の密室・死角等の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。</p> <p><u>子ども間の性的加害・被害の発生予防に努め、発生した場合においても適切に対応している。</u></p>	<p><input type="checkbox"/> 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 問題の発生予防のために、施設内の密室・死角等の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>□職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。</p> <p>□暴力防止プログラムの活用など、子どもに対して暴力防止に向けた支援を展開している。</p> <p>□施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持っている。</p> <p>□生活グループの構成や部屋割りなどには、子ども同士の関係性に配慮している。</p> <p>□暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。</p> <p>□子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。</p>	<p>□職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。</p> <p>□暴力防止プログラムの活用など、子どもに対して暴力防止に向けた支援を展開している。</p> <p>□施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持っている。</p> <p>□生活グループの構成や部屋割りなどには、子ども同士の関係性に配慮している。</p> <p>□暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。</p> <p>□子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>○施設内で子ども間の暴力(性的加害・被害を含む)やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底するための取組を確認します。</p>	<p>○施設内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底するための取組を確認します。</p>
<p>A⑱ A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。</p>	<p>A⑳ A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。</p>
<div data-bbox="143 408 1095 515" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <div data-bbox="125 568 309 608" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <p>(略)</p> <div data-bbox="125 735 568 775" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1140 408 2092 515" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <div data-bbox="1122 568 1305 608" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価の着眼点</p> </div> <p>(略)</p> <div data-bbox="1122 735 1568 775" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(7) 心理的ケア</p>	<p>A-2-(7) 心理的ケア</p>
<p>A⑲ A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>A㉑ A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>



改正後	現行
<div data-bbox="143 169 1093 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="129 323 304 360" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="170 403 230 435" style="padding-left: 20px;">(略)</div> <div data-bbox="129 491 568 528" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="143 563 271 651" style="padding-left: 20px;">(1) 目的 (略)</div> <div data-bbox="143 707 365 794" style="padding-left: 20px;">(2) 趣旨・解説 (略)</div> <div data-bbox="143 850 394 938" style="padding-left: 20px;">(3) 評価の留意点 (略)</div>	<div data-bbox="1144 169 2094 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1131 323 1305 360" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="1171 403 1232 435" style="padding-left: 20px;">(略)</div> <div data-bbox="1131 491 1570 528" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="1144 563 1272 651" style="padding-left: 20px;">(1) 目的 (略)</div> <div data-bbox="1144 707 1366 794" style="padding-left: 20px;">(2) 趣旨・解説 (略)</div> <div data-bbox="1144 850 1395 938" style="padding-left: 20px;">(3) 評価の留意点 (略)</div>
<div data-bbox="129 951 658 987" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(8) 学校教育、学習支援等</div> <div data-bbox="129 999 1099 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A<sup>20</sup> A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。</div> <div data-bbox="143 1137 1093 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div>	<div data-bbox="1131 951 1659 987" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(8) 学校教育、学習支援等</div> <div data-bbox="1131 999 2101 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A<sup>22</sup> A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。</div> <div data-bbox="1144 1137 2094 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>【判断基準】(学校教育が実施されていない場合)</u></p> <p><u>a) 学校教育が実施されていないが、施設で子どもに対する教育を適切に実施している。</u></p> <p><u>b) 学校教育が実施されていない中で、施設で子どもに対する教育を実施しているが、十分ではない。</u></p> <p><u>c) 学校教育が実施されておらず、子どもに対する教育の体制やその内容が十分でない。</u></p>
<p><u>評価の着眼点</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 原籍校と連携を図り、子どもが不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設と学校が個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 学校との協議に基づき、子どもの個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。</p>	<p><u>評価の着眼点</u></p> <p><u>(学校教育が実施されている場合)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 原籍校と連携を図り、子どもが不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設と学校が個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 学校との協議に基づき、子どもの個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。</p>

改正後	現行
<p>□施設は子どもにとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。</p> <p>□個別ケース会議には、原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。</p> <p>□家庭復帰を目指す場合は、退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>□施設は子どもにとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。</p> <p>□個別ケース会議には、原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。</p> <p>□家庭復帰を目指す場合は、退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。</p> <p><u>(学校教育が実施されていない場合)</u></p> <p><u>□原籍校と連携を図り、子どもが不利益を被らないように、学習・進路等の支援を行っている。</u></p> <p><u>□学校教育を実施する際の課題等を検討するなど実施に向けての取組を真摯に進めている。</u></p> <p><u>□学校教育が実施されていないが、教育内容等は子どもの最善の利益のために十分な配慮を行っている。</u></p> <p><u>□家庭復帰を目指す場合は退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。</u></p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○個々の子どもに応じた学習支援計画を連携して実施していることを評価します。 ○具体的な連携システムの構築状況を確認します。 ○学校教育が実施されていない場合は「c」評価としますが、<u>実施されていない場合においても、学校教育の実施に向けた取組が行われているか、原籍校との連携や施設における教育内容の充実など、施設内での教育内容が子どもの最善の利益を目指したものであるかを確認します。</u></p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○個々の子どもに応じた学習支援計画を連携して実施していることを評価します。 ○具体的な連携システムの構築状況を確認します。 ○学校教育が実施されていない場合<u>であっても</u>、施設内での教育内容が子どもの最善の利益を目指したものであるかを確認します。</p>
<p><b>A<sup>(2)</sup></b> A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p><b>A<sup>(2)</sup></b> A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A<sup>22</sup></b> A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。</p> <div data-bbox="141 600 1093 705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○児童自立支援施設では「働く力を養う」（作業支援）ことに重きを置いてきた歴史があります。仲間との共同作業などを通じて、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を養うことが重要です。</p>	<p><b>A<sup>24</sup></b> A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。</p> <div data-bbox="1137 600 2089 705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○児童自立支援施設では「働く力を養う」（作業支援）ことに重きを置いてきた歴史があります。仲間との共同作業などを通じて、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を養うことが重要です。</p>

改正後	現行
<p>○また、社会資源を利用した職場体験や職場実習等を積極的に導入し、社会体験を積む機会を提供することや、計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施や、退所生による講話等により、自己の職業観を育むことが出来るような取組が求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>○また、社会資源を利用した職場体験や職場実習等を積極的に導入し、社会体験を積む機会を提供することや、計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施や、退所生による講和等により、自己の職業観を育むことが出来るような取組が求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A<sup>23</sup> A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。</p> <div data-bbox="141 600 1093 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示して子どもと十分に話し合っている。</li> <li>□進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。</li> <li>□早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。</li> <li>□奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。</li> <li>□進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。</li> </ul>	<p>A<sup>25</sup> A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。</p> <div data-bbox="1137 600 2089 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示して子どもと十分に話し合っている。</li> <li>□進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。</li> <li>□早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。</li> <li>□奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。</li> <li>□進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。</li> </ul>

改正後	現行
<p>□中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、子どものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。</p> <p>□高校卒業予定の子どもが入所している場合、進路支援をしている。</p> <p>□進路支援カリキュラムが策定されている。</p> <p><u>□退所後に不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用し、進学あるいは就職した子どもや継続して自立支援を必要とする子どもに対しての支援を継続している。</u></p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>□中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、子どものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。</p> <p>□高校卒業予定の子どもが入所している場合、進路支援をしている。</p> <p>□進路支援カリキュラムが策定されている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A-2-(9) 親子関係の再構築支援等</b></p> <p><b>A<sup>24</sup></b> A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p><b>A-2-(9) 親子関係の再構築支援等</b></p> <p><b>A<sup>26</sup></b> A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>

改正後	現行
<div data-bbox="143 169 1093 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="129 323 304 360" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="170 403 226 435">(略)</p> <div data-bbox="129 491 568 528" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="143 568 264 600">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="143 711 360 743">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="143 855 389 887">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1144 169 2094 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1128 323 1303 360" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="1169 403 1225 435">(略)</p> <div data-bbox="1128 504 1568 541" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="1142 580 1263 612">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1142 724 1359 756">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1142 868 1388 900">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<div data-bbox="129 963 598 1000" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(10) 通所による支援</div> <div data-bbox="129 1011 1099 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A<sup>25</sup> A-2-(10)-① 地域の子どもに<u>対する</u>通所による支援を行っている。</div> <div data-bbox="143 1153 1093 1441" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="170 1161 315 1193">【判断基準】</p> <p data-bbox="159 1209 898 1241">a) 地域の子どもに<u>対する</u>通所による支援を行っている。</p> <p data-bbox="159 1305 1061 1385">b) 地域の子どもに<u>対する</u>通所による支援を行っているが、十分ではない。</p> </div>	<div data-bbox="1128 963 1597 1000" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(10) 通所による支援</div> <div data-bbox="1128 1011 2098 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A<sup>27</sup> A-2-(10)-① 地域の子どもの<u>通所</u>による支援を行っている。</div> <div data-bbox="1144 1153 2094 1441" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1171 1161 1317 1193">【判断基準】</p> <p data-bbox="1160 1209 1809 1241">a) 地域の子どもの<u>通所</u>による支援を行っている。</p> <p data-bbox="1160 1305 2040 1337">b) 地域の子どもの<u>通所</u>による支援を行っているが、十分ではない。</p> </div>



改正後	現行
<p>c) <u>地域の子どもに対する通所による支援を行っていない。</u></p>	<p>c) <u>二</u></p>
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><input type="checkbox"/>通所支援に必要な予算・人員等が確保されている（又は、予算・人員等の特別な確保はないが、既存枠内で対応できている）。</p> <p><input type="checkbox"/>通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）。</p> <p><input type="checkbox"/>通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>通所支援により、地域の子どもに対して医療的・心理的ケア等の支援を行っている。</u></p> <p><input type="checkbox"/>必要に応じて訪問による支援を実施している。</p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><input type="checkbox"/>通所支援に必要な予算・人員等が確保されている（又は、予算・人員等の特別な確保はないが、既存枠内で対応できている）。</p> <p><input type="checkbox"/>通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）。</p> <p><input type="checkbox"/>通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。</p> <p><u><input type="checkbox"/>通所支援のみならず、地域の子どもの健全育成のための、子育て講座や子育て支援プログラムが計画・実施され、児童自立支援施設の機能が有効に活用されている。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><input type="checkbox"/>必要に応じて訪問による支援を実施している。</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、<u>地域の子どもへの通所措置による支援および児童自立支援施設の専門性を活かして自主的に実施する地域の子どもに対する医療的・心理的ケア等の支援の実施</u>状況を評価します。</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、<u>児童福祉法第44条に規定されている「保護者等の下から通わせて、個々の子どもの状況に応じて必要な支援を行い、自立を支援」するための取組</u>状況を評価します。</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>○施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、通所機能を活用して地域の子どもに対して医療的・心理的ケア等の支援を実施することが望まれます。</u></p> <p><u>○通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要な支援に加え、施設独自の取組として地域の子どもに対する医療的・心理的ケア等の支援の実施があります。児童自立支援施設の専門性を活かし、支援の幅を増やすために、通所部門を持つことが期待されています。</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p><u>○本評価基準で対象としている地域の子どもには、地域の子育て家庭の子どもだけではなく、他の施設に入所している子どもや里親等に委託されている子どもも含まれます。</u></p> <p>○通所支援に必要な予算・人員等<del>の</del>確保状況、通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）ことを確認します。</p> <p>○通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われていることを確認します。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>○地域の子どもの健全育成のための、子育て講座や子育て支援プログラムが計画・実施され、児童自立支援施設の機能が有効に活用されることが必要です。</u></p> <p><u>○通所支援を行っていない施設の場合は、本評価基準は、非該当となります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○通所支援に必要な予算・人員等<del>が</del>確保状況、通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）ことを確認します。</p> <p>○通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われていることを確認します。</p>

改正後	現行
<p>○<u>通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。</u></p> <p>○<u>通所によるアフターケアの取組については、<b>A⑥</b>A-1-(4)-①で評価します。</u></p> <p>○<u>本評価基準は、通所による支援を実施していない場合は「c」評価としますが、通所による支援を実施するためには、設備や人員の整備に加え、公立施設等では自治体との調整が必要となるため、実施されていない場合においても、施設における通所支援実施に向けた取組を確認します。</u></p>	<p>○<u>通所支援のみならず、地域の子どもの健全育成のための、子育て講座や子育て支援プログラムが計画・実施され、児童自立支援施設の機能が有効に活用されていることを確認します。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○<u>なお、本評価基準は通所支援の積極的な実施を評価するため作成したものであり、評価時点で実施している場合についてa) 又はb) を、実施していない場合は評価外とします。</u></p>

## 第三者評価共通評価基準（児童自立支援施設版）

### I 支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

#### I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

#### I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

### II 施設の運営管理

#### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮して

いる。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。.....

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

## II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

## II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

### Ⅲ 適切な支援の実施

#### Ⅲ-1 子ども本位の支援

##### Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。

##### Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

##### Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

##### Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

##### Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。

#### Ⅲ-2 支援の質の確保

##### Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

##### Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

## 第三者評価内容評価基準（児童自立支援施設）

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

#### A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

A② A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。

A③ A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

#### A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

#### A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活

A⑤ A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

#### A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア

A⑥ A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。

### A-2 支援の質の確保

#### A-2-(1) 支援の基本

A⑦ A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。

A⑧ A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

A⑨ A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。

#### A-2-(2) 食生活

A⑩ A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

#### A-2-(3) 日常生活等の支援

A⑪ A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。

A⑫ A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

A⑬ A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。

#### A-2-(4) 健康管理



A⑭ A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

A⑮ A-2-(4)-② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。

A-2-(5) 性に関する教育

A⑯ A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。

A-2-(6) 行動上の問題に対する対応

A⑰ A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。

A⑱ A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。

A-2-(7) 心理的ケア

A⑲ A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

A-2-(8) 学校教育、学習支援等

A⑳ A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

A㉑ A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

A㉒ A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。

A㉓ A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等

A㉔ A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

A-2-(10) 通所による支援

A㉕ A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。

## 第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童自立支援施設解説版)

## 目 次

I 支援の基本方針と組織	1
I-1 理念・基本方針	1
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1
1 I-1-1-1 (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	1
I-2 経営状況の把握	6
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	6
2 I-2-1-1 (1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	6
3 I-2-1-1 (1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	8
I-3 事業計画の策定	10
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	10
4 I-3-1-1 (1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	10
5 I-3-1-1 (1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	13
I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。	15
6 I-3-1-2 (2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	15
7 I-3-1-2 (2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	18
I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組	20
I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	20
8 I-4-1-1 (1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	20
9 I-4-1-1 (1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	23
II 施設の運営管理	25
II-1 施設長の責任とリーダーシップ	25
II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。	25
10 II-1-1-1 (1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	25
11 II-1-1-1 (1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	27
II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	29
12 II-1-1-2 (2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	29
13 II-1-1-2 (2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	

.....	31
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成.....	33
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。.....	33
14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。.....	33
15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。.....	35
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。.....	37
16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。.....	37
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。.....	40
17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。.....	40
18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。.....	42
19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。.....	44
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。.....	47
20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。.....	47
Ⅱ-3 運営の透明性の確保.....	49
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。.....	49
21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。.....	49
22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。.....	51
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献.....	54
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。.....	54
23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。.....	54
24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。.....	56
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。.....	58
25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。.....	58
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。.....	60
26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。.....	60
27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。.....	63
.....	63
Ⅲ 適切な支援の実施.....	66
Ⅲ-1 子ども本位の支援.....	66

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	66
28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	66
29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	68
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	71
30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	71
31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	73
32 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	75
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。	77
33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	77
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	80
34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	80
35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	82
36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	84
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。	86
37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	86
38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	89
39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	91
Ⅲ-2 支援の質の確保	93
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	93
40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	93
41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	95
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	97
42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	97

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。.....	100
	Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。.....	102
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。.....	102
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。.....	104

## I 支援の基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

#### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

##### 1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

###### 【判断基準】

- a) 法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
- b) 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

#### 評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。
- 法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

### 【理念と基本方針】

- 支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、施設における施設経営や支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、支援への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、子どもや保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

### 【職員の理解】

- 理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。



(社会的養護共通)

○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解している必要があります。

#### 【子どもや保護者等への周知】

- 理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、子どもや保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

#### (3) 評価の留意点

- 複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置づけています。
- 職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 子どもや保護者等への周知については、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある子どもなど、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。
- 理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。
- 理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

#### (5種別共通)

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。
- 「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。
- 法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

《注》

\*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

\*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

## I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

### 【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

### 評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 子どもの数・子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な支援に努めることが求められます。
- 社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。
- 施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

### (社会的養護共通)

- 都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「**4** I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 2** I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

### (3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (**2** I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、**4** I-3-(1)-①で評価します。

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

#### 【判断基準】

- a) 経営や支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

#### 評価の着眼点

中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。

中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。
- 中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 施設長等の管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分で、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

### (社会的養護共通)

- 都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に依拠して、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

### (児童自立支援施設)

- 施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応に向けた医療との連携強化や心理療法担当職員の配置強化、退所した子どもに対するアフターケアの強化、一時保護された子どもの受け入れ等が考えられます。

### 【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。
- 中・長期計画については、以下を期待しています。
  - i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
  - ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
  - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
  - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(児童自立支援施設)

- 公立施設などをはじめ、中・長期的な計画を施設ごとに定めることが難しいと判断される場合には、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。
- 中・長期計画が策定されていない場合（4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に  
行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子ども等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

### (社会的養護共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

### (3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。
- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。

評価の着眼点

事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。

事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。

事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。

事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、子どもや保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (5種別共通)

- 事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

#### (児童自立支援施設)

- 事業計画の主な内容とは、支援（提供される生活や教育・医療、アフターケアなどの具体的な支援内容や行事計画等）、施設・設備を含む居住環境の整備（施設の改修や備品購入の予定等）等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。

- 子どもや保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、子どもや保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

#### (児童自立支援施設)

- たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料を作成するなど、障害特性や発達段階、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。

- 子どもや保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

#### (児童自立支援施設)

- 被虐待児の保護者など関係構築が難しいケースもあるため、保護者すべてに周知されているかを評価するのではなく、子どもの家庭環境等を考慮した範囲内の適切な周知がなされているかを評価します。

- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

##### 【判断基準】

- a) 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

##### 評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 支援の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 施設においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分に なされていないことが課題とされています。支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

### (3) 評価の留意点

- 日常的な支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(児童自立支援施設)

- 企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの支援の質の向上に関する取組やしぐみを確認して総合的に評価します。

- I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

**【判断基準】**

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

**評価の着眼点**

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

## Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

#### Ⅱ-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を  
図っている。

##### 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

#### 評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。



11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。

施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。

施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。

施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。
- 施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

- 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

### (5種別共通)

- 社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

### (3) 評価の留意点

- 施設長が支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (社会的養護共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

## Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

### 【判断基準】

- a) 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

### 評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

### （社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、心理職等の支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

### (社会的養護共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

### (児童自立支援施設)

- そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

### (児童自立支援施設)

- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。



15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については<sup>17</sup>Ⅱ-2-(3)-①、教育・研修制度については<sup>18</sup>Ⅱ-2-(3)-②、<sup>19</sup>Ⅱ-2-(3)-③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

### (社会的養護共通)

- 特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

### (社会的養護共通)

- 職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。
- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

### (3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映することが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設による支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員その他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の支援技術の向上等に取り組んでいる状況の評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。
- 教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。
- 教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが重要です。
- 支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。
- 必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。
- 施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

### (社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制として、
  - ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
  - ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
  - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
  - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるといった取組が考えられます。

### (3) 評価の留意点

- 研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- 研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。

○スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

Ⅱ－２－（４） 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉の人材を育成すること、また、支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。
- 実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

### (3) 評価の留意点

- 受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。
- さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

## Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

### 【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。

### 評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設においては、支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 支援を実施する施設に対する、子どもや保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26 27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。



22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 支援に関わる施設においては、質の高い支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 施設（法人）の経営・運営は、支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

### (3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

### 【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

### 評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

### (社会的養護共通)

- 子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

### (児童自立支援施設)

- 児童自立支援施設では、子どもへの支援の観点からあえて行っていない施設もあります。評価にあたっては、地域との交流に関する施設の考え方を考慮する必要があります。

- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。
- 施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。
- 多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。
- ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。
- マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、子どもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。
- 原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。
- 評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設として、子どもによりよい支援を実施することと、退所後の支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもによりよい支援を実施し、退所後も支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

### (児童自立支援施設)

- 児童相談所と施設は子どもや保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

### (社会的養護共通)

- 退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、支援の記録や聞き取りなどから確認します。
- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (社会的養護共通)

- 国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。
- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。
- 施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。
- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。
- また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。
- さらに、日常的な支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。
- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

### (3) 評価の留意点

#### (5種別共通)

- 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。
- 施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をしていねいに把握して評価します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

### (社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

- 施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。

### Ⅲ 適切な支援の実施

#### Ⅲ-1 子ども本位の支援

##### Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

##### 28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

###### 【判断基準】

- a) 子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

#### 評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

### (3) 評価の留意点

○施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した支援が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した支援が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した支援が実施されている。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した支援が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した支援における重要事項です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な支援においては、施設の子どもや支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや保護者等に周知することも求められます。

### (児童自立支援施設)

- 規程・マニュアル等に基づいた支援と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。また、見学者等の受入れや対応については、回数、時間、場所など子どものプライバシー保護に配慮することも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーに配慮した支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
- 支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、施設の子どもや支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、支援を必要とする子どもや保護者等が、支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、子どもや保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の子どもや保護者等に対して、パンフレットを渡すだけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもが自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う支援について子どもが可能な限り主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
- 支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
- 支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、支援の開始及び過程において、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 支援の開始や過程においては、子どもや保護者等の自己決定に十分に配慮し、支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 支援の開始や過程における説明は、子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準〔30〕Ⅲ－1－(2)－①と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 施設における説明は、どの子どもや保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- また、書面を確認することとあわせて、子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。



32 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮している。
- b) 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、子どもや保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、子どもや保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

### (社会的養護共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

### (児童自立支援施設)

- 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

### (児童自立支援施設)

- 措置変更先の施設や里親等と丁寧な連携を行っている。そのため日頃から、他の施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など連携に努める必要があります。

### (児童自立支援施設)

- 里親、児童養護施設などから措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合の調整や、18歳に達する前に施設を退所した子どもに、必要に応じた再入所の措置に対応することも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。
- 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
- 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。
- 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども本位の支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足は、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

- 支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

- 組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

### (3) 評価の留意点

- 施設の事業種別や支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

(5種別共通)

- 保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。
  
- 具体的には、子どもの満足に関する調査、子どもへの個別の聴取、子ども懇談会における聴取等があります。子どもの満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、子どもや保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、子どもや保護者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて支援の質の向上を図る必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した子どもや保護者等への経過や結果の説明、申出した子どもや保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもが必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、子どもや保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

### (3) 評価の留意点

- 子どもの相談、意見に関する取組については、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 子どもからの相談や意見の把握をしてない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、子どもからの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、支援の内容や生活環境の改善等に関する子どもからの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、子どもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、支援の質と子どもからの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、子どもの意見や要望、提案等にもとづく支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもへの経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組みと一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう子どもの意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設におけるリスクマネジメントの目的は、支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

### (児童自立支援施設)

- 施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

### (社会的養護共通)

- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

（社会的養護共通）

- 保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。
- 感染症の予防・対応についても、支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- 感染症については、季節、支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。
- 対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとで作成されていることも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。



39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に  
行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに支援を継続することが求められます。「事業（支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

### Ⅲ-2 支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

#### 【判断基準】

- a) 支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた支援が実施されている。
- b) 支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた支援の実施が十分ではない。
- c) 支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

#### 評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設における支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて支援が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

### (社会的養護共通)

- 支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

### (3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが実施されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 標準的な実施方法については、子どもが必要とする支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、支援の質の向上にとって必要です。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

### (社会的養護共通)

- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から子どものより良い状態を検討する必要があります。

### (社会的養護共通)

- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

### (社会的養護共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。



(社会的養護共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。

(5種別共通)

- 発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生リスクやメカニズム等の知見に基づいて、子どもの抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(社会的養護共通)

- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

- 子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子どもの希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく支援がなされているか、支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
- 自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
- アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 子どもの意向の反映については、自立支援計画に子どもの意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- 施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。
- 子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

### (社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

### (社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

### (3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する子どもの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。
- 子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

### (社会的養護共通)

- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

### (社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

### (児童自立支援施設)

- 行動上の制限等を行った時など個別支援に関する記録も整備することとなっています（内容評価基準A②参照）。

### (3) 評価の留意点

- 引継ぎや送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

# 社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童自立支援施設版)



## 目次

A-1	子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援	1
A-1-(1)	子どもの権利擁護	1
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A②	A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	4
A③	A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	6
A-1-(2)	被措置児童等虐待の防止等	8
A④	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	8
A-1-(3)	子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活	10
A⑤	A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	10
A-1-(4)	支援の継続性とアフターケア	13
A⑥	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	13
A-2	支援の質の確保	15
A-2-(1)	支援の基本	15
A⑦	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	15
A⑧	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	17
A⑨	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	19
A-2-(2)	食生活	21
A⑩	A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	21
A-2-(3)	日常生活等の支援	25
A⑪	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	25
A⑫	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	27
A⑬	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	30
A-2-(4)	健康管理	32

A⑭	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	32
A⑮	A-2-(4)-② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	34
	A-2-(5) 性に関する教育	37
A⑯	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	37
	A-2-(6) 行動上の問題に対する対応	39
A⑰	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	39
A⑱	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	42
	A-2-(7) 心理的ケア	45
A⑲	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	45
	A-2-(8) 学校教育、学習支援等	48
A⑳	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	48
A㉑	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	50
A㉒	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	52
A㉓	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	55
	A-2-(9) 親子関係の再構築支援等	57
A㉔	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	57
	A-2-(10) 通所による支援	60
A㉕	A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	60

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。

子どもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた支援が実施されている。

権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。

権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。

子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。
- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

### (3) 評価の留意点

- 子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。

○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。

**A②** A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。

**【判断基準】**

- a) 子どもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。
- b) 子どもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ実施しているが、体制等が十分ではない。
- c) 子どもの行動制限等が適切に実施されていない。

**評価の着眼点**

施設として、子どもの行動制限等についての規程やルール、マニュアル等を定めている。

子どもの行動制限等は、規程やルール、マニュアル等に即して行われている。

規程やルール、マニュアル等を定期的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。

子どもの行動制限等について、職員間で検証・検討する場を設ける等により理解の共通化やより良い対応に向けた取組を行っている。

子どもの行動制限等を行った場合、必要に応じて児童相談所等に報告している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの安全を確保する等の理由により、やむを得ず子どもの行動制限等をする等の場合の施設の取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 本評価基準でいう「行動制限等」とは、一定期間、他の子どもたちと異なる日課による個別的な支援を行うこと、とします。（例：特別支援日課等）
- 一定期間、他の子どもたちと異なる日課による個別的な支援が必要になる場合に、その内容や予定する期間等については、施設で定める規程やルール、マニュアルのもとで行われることが必要です。
- 規程やルール、マニュアルには、行動制限等を行う場合の基準や決裁手続、実施期間中の留意事項、実施後の報告・検証の方法を定めておく必要があります。
  - ・どのような行為をした場合に、どのような内容でどの程度の期間個別的な支援を行うか
  - ・個別的な支援を行う際の手続き（決裁）について
  - ・実施中の留意事項（記録等）
  - ・実施後の報告、検証
- 実施後は、その効果等について実施報告書を作成する等を含め検証することが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 子どもの行動制限等を行う場合、その内容や期間などが子どもの最善の利益の観点から適当であり、恣意的に行われるものではないことを確認します。

**A③** A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

**【判断基準】**

- a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが十分ではない。
- c) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。

**評価の着眼点**

- 定期的に全体場で権利についての理解を深めるように子どもたちに説明している。
- 日常生活の中で起こる出来事を通じて、子どもの自身や他者の権利について正しい理解につながるよう努めている。
- 権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく随時説明している。
- 子どもの状態に応じて、権利と責任の関係について理解できるように説明している。
- 年齢に配慮した説明を工夫している。（例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会）
- 定期的に職員研修として、子どもの権利に関する学習機会を持っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもが、自己や他者の権利について正しく理解できるようにするための取組状況について評価を行います。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの権利条約で子どもの権利（生きる・育つ・守られる・参加する権利）が定められおり、施設全体で子どもの権利を十分に理解するためのマニュアル等の整備、研修機会の確保が必要です。
- 子どもが自己肯定感を高めて成長していくためにも、子どもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。
- 職員は、日常生活の中で子どもの権利について話し合う機会を持つなど、権利について日頃から職員が互いに意識しながら支援することが必要です。
- 子どもに対しても、権利ノートなどを活用し、発達段階に合わせた説明が求められます。その際、権利には「権利」と「責任」があることも併せて伝え自己理解や他者への理解を促すことも求められます。
- 子どもが困った時に施設内だけではなく、外部機関などへ相談できる苦情解決のシステムや意見箱により権利が守られることを知らせることも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることが分かる取組を具体的に確認します。
- 子どもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係について子どもが理解できるように説明し、話し合う機会が持たれているか確認します。
- 不適切な養育を受けた子どもは、権利について意識することが少ない状況に置かれる傾向にあるため、特に配慮が必要であり、そのための取組を確認します。
- 日常生活のかかわりを通じて、自己や他者の権利について理解を深めるかかわりについて具体的に確認します。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
- 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設において子どもの人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設は、子どもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。
- 研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。
- また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。
- 不適切なかかわりの具体例を示し、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、子どもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。
- 不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や子どもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。
- なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知するとともに、子どもに対しても届出・通告制度があることの説明を行うことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。
- 子ども間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止するための取組を確認します。

A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活

A⑤ A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
- b) 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。

評価の着眼点

子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動を実施している。

子どもたちが施設の行事・余暇活動の企画・運営等にかかわることができる。

子どもが生活上の問題や課題について主体的に考え、その上で取組、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。

生活全般について、日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行っている。

子どもの発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得に向けた支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、実際に営むことができるよう発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得を含めた施設としての支援、取組の状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもが生活の主体であることを確認し、その生活について子どもの意見を聞くことや子ども同士が話し合う機会を定期的に設けることが必要です。また、行事の企画や運営に参加するなど子ども一人ひとりが生活の主体者であることを意識できるような取組が求められます。

○子どもから出された施設での生活に関する意見等は、施設の機能等を踏まえて対応できるもの、できないものがあるものの、十分な検討とていねいな対応が必要です。

○また、子ども一人ひとりが自らの生活における課題を主体的に考え、自主的に営んでいくことができるような施設の支援・取組を評価します。

○子どもが自立した生活をめざして自己の成長や問題解決力を高めるためには、日々の生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、子どもとともに解決していこうとする職員の姿勢も大切です。

○子どもは、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育てていきます。

○あわせて、子どもの自立した生活に向けては、生活習慣（食事、睡眠、排泄、掃除等）・生活技術（防犯、金銭管理等）を身につけることが必要であり、その支援のあり様は子ども一人ひとりの発達段階等によって大きく異なるため、きめ細かな対応が求められます。

○子どもによっては、自身の出生や生い立ち、家族の状況について知らせることが必要になる場合もあり、その際にはその子どもの発達段階に応じて適切に知らせることが大切です。

### (3) 評価の留意点

○子どもを権利の主体として位置づけ、常にその最善の利益に配慮した支援が行われているか確認します。

- 施設が行う支援・取組が、子どもが健全で自主的な生活を営むことをめざし、発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得とともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われているか確認します。
- なお、本評価基準では施設での集団生活にかかわる支援の状況と、子ども一人ひとりに着目した支援の双方を評価しますが、子ども一人ひとりに対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア

A⑥ A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。
- b) 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っているが十分ではない。
- c) 退所後の継続的な支援は行っていない。

評価の着眼点

- 退所した子どもの自立のための通所支援を積極的に実施している。
- 定期的かつ必要に応じて訪問による支援を実施している。
- 退所した子どもの来所を温かく受け入れ、自立を励まし、支援する取組を行っている。必要な場合は短期間の宿泊による支援を実施している。
- 退所した子どもの自立のための通所による支援を実施するうえでの課題や条件整備について前向きに検討している。
- アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝えている。
- 退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備している。
- 必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、退所後に子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などによる支援の実施状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○退所した子どもの自立の支援等のためのアフターケアは、施設の業務であり、退所後何年たっても行っていくことになっています。

○施設は、退所後のアフターケア支援計画に基づいて定期的な通信、訪問、通所等を行い、子どもが困っていることや家庭の様子を把握することが必要です。

○保護者等からの支援が受けにくい子どもや、無理な自立を強いられる子どもが多いのが現状です。施設は精神的にも拠り所となるような機能を準備することが望まれます。

○また、子どもが困り感を訴えることがない場合でも、退所先の学校や就労先と連絡を取り合い、状況を確認するなどの支援を行うことが重要です。

### (3) 評価の留意点

○施設内外でのアフターケアに関する具体的な実施状況について確認します。

○退所後も施設として子どもが相談できる窓口を設置するなど、家族や子どもからの相談にいつでも応じられる体制が整っているかを確認します。



## A-2 支援の質の確保

### A-2-(1) 支援の基本

#### A⑦ A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。

##### 【判断基準】

- a) 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。
- b) 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと職員の信頼関係が十分構築されておらず、家庭的・福祉的アプローチも十分ではない。

##### 評価の着眼点

- 職員は、子どもたちが日常生活の中で「大切にされる体験」を積み重ね、信頼関係や自己肯定感を取り戻すことができるように支援している。
- 子どもに安心・安全な生活を提供して不安の解消を図るとともに、子どもの良さ、強み、潜在的な可能性を見つけるなど、子どもに対する受容的・支持的かわりを心がけている。
- 子どもたちがお互いにその人格を尊重し、お互いの長所を認め合い、助け合うことのできる良質な集団づくりを行うなど、集団生活の安定性を確保するための取組がなされている。
- 一人ひとりの子どもと良好な関係が持てるよう、職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保したり、施設全体の行事とは別に小集団での行事等を子どもと計画を立て実施するなどの工夫がなされている。
- 子どもの集団生活の状況に応じて、臨機応変に生活の内容を変えて対応している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、児童自立支援施設における支援基盤というべき、子どもと職員との信頼関係の構築に向けたかかわりや、集団生活の安定性の確保の取組と支援の基本的なあり方としての家庭的・福祉的アプローチの取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における支援は、子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的かかわり、真摯に向き合うことが求められます。
- また、生活の中で子どもが安心感を得ることのできる雰囲気施設から醸し出され、一人ひとりが大切にされていると感じる状況となっていること、子どもにとっての安心で安全な居場所となっていることが大切です。
- 児童自立支援施設の特徴として、集団生活の安定性を確保した支援が重要となります。その支援基盤にたつて、職員と子どもの信頼関係のもとに子どもが自立する力を育むために、子どもが愛され大切にされているという家庭的・福祉的アプローチが重要です。
- なお、施設においては、子ども同士の相互の影響力が非常に大きく作用することが多く見られることにも着目します。

### (3) 評価の留意点

- 個々の子どもとの信頼関係の構築と理解のために寄り添い、向かい合う姿勢が持たれていることを、寮日誌、面接記録、自立支援計画等で確認します。
- 自身が大切にされ、権利を認められている存在であることをきちんと伝えているかインテークの手順や権利ノートの周知等で確認します。
- 継続的なかかわりへの配慮については、支援形態によって差が生じやすいことも考慮します。
- 家庭的雰囲気を醸し出すために、暖かな生活環境の提供に努めていることを間取り、家具、什器の準備や配置などについて確認します。
- 行事の実施状況などについては年間行事予定、行事計画、実施報告書、記録（写真、動画）で確認します。
- 子どもの生育歴や養育環境などの理解に基づき、ニーズに応じた「育て直し」に取り組んでいることをケースカンファレンス記録、支援会議録、自立支援計画、寮日誌等で確認します。

**A⑧** A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

**【判断基準】**

- a) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
- b) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。
- c) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組を行っていない。

**評価の着眼点**

- 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。
- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。また、子どもたちにわかりやすく具体的に文書等で示している。
- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
- 地域社会への参加等を通じて、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 子どもが個々のニーズに応じて主体的に余暇活動などを行い、それを通して、協調性や社会性を養うように支援している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や子どもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

### (2) 趣旨・解説

- これまでの生活文化を振り返り、新たな内容の獲得や修正、維持できるような生活が営まれることも大切です。
- 他者の存在や自分と異なる考えのあることを認めて、互いに協力し合う関係を構築し、他者への配慮等が体得できる機会が保障されていることが求められます。
- 子どもにとって今後の生活の規範となる各種のルールや態度等について学ぶ機会が確保されていることが大切です。
- 施設特有のルールから社会のルールに順応していくプロセスが用意されていることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 社会参加や体験学習などで社会的ルールを学ぶ機会が用意されていることを、年間行事予定表、行事実施要領、実施報告書などで確認します。
- 施設で守るべきルールが明文化され、提示されていることを確認します。
- 社会ルールの体得のためのリーピングケアが行われている。そのためのSSTの実施計画や実施報告書などで確認します。
- 協調性を養うための集団活動が行われていることを、寮日誌、クラス活動などで確認します。

A⑨ A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしている。
- b) 自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしているが、十分ではない。
- c) 自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしていない。

評価の着眼点

- 加害行為を行った子どもが自分の行為を振り返り、きちんと向き合うための支援を行っている。
- 振り返る際、行動上の問題が発生した要因等について自己理解を深め、その軌道修正をはかることができるよう支援している。
- この取組を通して成長できたという成長感や自己肯定感などを育成できるように支援している。
- 入所後の行動上の問題への対応について、職員間でケース会議を行い、検証を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもが入所前に行った暴力・加害行為などにより被害を受けた人に対する影響や自分自身に対する影響、あるいは、社会に対する影響や責任について考えさせ、子どもの人間性の回復に向けての取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自らの不適切な行為によって被害を受けた人の存在を知り、その影響を理解する取組を進めること、被害者に対する責任について学ぶ機会を作ることが必要です。
- 加害の状況について振り返りを行い、自らの心の動きを認識することによって、問題の再発回避に向けた取組を行う必要があります。
- 施設は、子どもの行動上の問題の発生を抑制しすぎることなく、あえて小さな行動上の問題が発生することも想定し、その際には大きな問題に至らないように早期発見・早期対応による適切な支援を行うことも大切です。それを通して、子ども自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感などを育てます。

### (3) 評価の留意点

- 加害行為を行った子どものなかには、虐待等不適切な養育を受けた子どももあり、一人ひとりの子どもに応じた支援が行われていることを確認します。
- 自らの行為で被害を受けた者の存在を理解し、その責任に加えて、社会的責任について考える機会が用意されているかについて自立支援計画や個別日課プラン、面接記録や寮日誌等で確認します。
- 行動上の問題発生メカニズムについて個別に検討していることをケース会議録、自立支援計画、ケースカンファレンス記録等で確認します。
- 個別対応の時間を確保し、信頼関係の形成や家族関係の調整などに充て、自己肯定感の体得に努めていることを面接記録や寮日誌で確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑩ A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を行っているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。

評価の着眼点

子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に着けることができるよう食育を推進し、団らんのか場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるように工夫している。

温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。

子どもの個人差（年齢、障害等）や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。

食に関する課題のある子どもへの具体的な取組を行っている。

陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。

定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。

子どもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。

□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への子どもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設としての食育に関する基本的な考え方を確かめます。

○栄養に配慮されたおいしい食事をゆったりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりがなされているかを、聞き取りなどから確認します。

○食事は、子どもの健やかな成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。

○従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。

○食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。

○調理器具や台所用品などが適切に利用でき、調理体験の機会が確保されていることが大切です。

○季節の料理、郷土料理、伝統料理などに接し食文化の継承を考えていく必要があります。

○偏食への支援は、あせらず、ゆったりとした信頼関係の中で、少しずつ改善していくことが大切です。その背景には、苦痛な体験のある場合等もあり、無理に食べさせようとするのではなく、職員がおいしそうに食べたり、嫌いな物の姿が見えないようにする工夫なども必要になります。

### (3) 評価の留意点

○食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がなされているか聞き取りなどから確認します。

○一覧表やファイルを作成するなど、個々の子どものアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。

○子どもの発達段階や課題を把握したうえで習得すべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。

- 日課として、寮で子どもたちが調理する機会があるか「寮日誌」等の記録で確認する。また、調理実習や教科での調理などについては授業計画や実施要項等で確認します。
- 食に関して課題のある子どもへの支援について、記録などから確認します。
- 施設外への通学や職場実習などで帰宅が遅れるなどの時、定例の食事時間以外でも適温で食事を提供するための設備が用意されているか確認します。

A-2-(3) 日常生活等の支援

A⑪ A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。
- b) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
- c) 衣服に配慮を欠いたものがある。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
- 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
- 生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。
- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援している。
- 破れやほつれなどの修繕が迅速に行われている。
- 衣服は、ほつれ、ほころび、穴等、また汚れが無いものが着用されている。
- ボタン付けや簡単な修繕ができるように支援している。
- 用途や体に応じた靴を提供し、清潔な靴を大切に使う習慣を身につけられるよう支援している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、衣生活の支援について施設の取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○気候や生活場面に柔軟に対応し、清潔な衣類が用意されているとともに、状況に応じて適切な衣服の選択ができること、着替えや衣類の整理、保管等の衣習慣が獲得できるよう支援をすることが求められます。

### (3) 評価の留意点

○適切な衣類の提供だけでなく、TPO に合わせた服装や衣替えの習慣など、子ども達が衣習慣を習得できるよう支援していることを確認します。

A⑫ A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。
- b) 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、や快適さ、あたたかさなどに配慮していない。

評価の着眼点

- 建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、子どもを取り巻く住環境から、そこにらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにしている。
- 子どもが私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。
- 日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
- 居場所となるように家庭的な環境としてくつろげる空間などを確保するように努めている。
- 必要に応じて入浴やシャワーが利用できるようになっている。
- 中学生以上は個室が望ましいが、子どもの状況に応じて配慮を行っている。
- 疾病時などに静養できる個室や特別な部屋等を確保している。
- 着替えなどプライバシーを守れる環境を整備している。
- TV、DVD、音楽プレイヤー、楽器や本など子どもが楽しめる環境を整えている。

□子どもが安心して十分に睡眠がとれるように配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として子どもにとっての安心・安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもにとって施設は、生活の全てであるという認識のもと、環境を整えることが必要です。何を設置しているかいないのかで評価するのではなく、何のためにそれがあり、子どもが安心して生活できる環境のために必要であるかどうかで判断をする必要があります。

### (3) 評価の留意点

○子どもの成長発達と権利擁護に配慮された生活の場である建物や設備となっているかを確認します。

○子どもたちのプライバシーが守られる工夫がなされ、居住スペースにプライベートゾーンとパブリックゾーンの棲み分けが出来ているか確認します。

A⑬ A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。

【判断基準】

- a) スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図れるように積極的に支援している。
- b) スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図れるように支援しているが十分ではない。
- c) スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、自己肯定感の向上を図れるような支援を行っていない。

評価の着眼点

- スポーツ活動（クラブ活動）は、身体能力を育てるだけでなく、忍耐力、責任感、協調性、ルール（規範）を身につけ、自己肯定感を醸成する機会として実施している。
- 子どもの興味、好みを可能な範囲で取り入れ、体制を整えて支援している。
- 子どもの発達段階に応じた内容が取り入れられ、子どもが達成感を得られやすい目標設定で支援している。
- ルールを尊重するとともに、子ども間の協力やチームワークなど、子どもの社会性の発達を支援している。
- 子どもが自主性や自発性を持った活動を行い、最後までやり通せるように支援している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、スポーツ活動や文化活動を通して健康な体づくり、忍耐力、責任感、協調性の醸成といった心身の育成を図るとともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図るための支援の状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○スポーツ活動（クラブ活動）においては、身体能力を育てるだけでなく、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養い、ルール（規範）を身につける機会として実施されていることが重要です。

○学習面で力が発揮できにくい子どもであっても、スポーツ活動や文化活動を通じて優れた能力を発揮することで、自尊心や、自己肯定感を高めるきっかけとなります。

○さらに、スポーツ活動や文化活動を通じて、余暇の過ごし方や趣味の発見の機会を得ることで、精神の安定や自己コントロールのための方法を身に付ける一助となります。

### (3) 評価の留意点

○スポーツ活動、文化活動の実施にあたって、目的、実施内容や実施結果等を実施要領、実施後の反省をまとめた記録等で確認します。

○スポーツ活動や文化活動を通して、子どもたちが、どのような力をつけることができたのか、達成感を感じることができたのか、実施後の反省のまとめ、育成記録等で確認します。

A-2-(4) 健康管理

A⑭ A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、服薬や薬歴のチェック等を行い、日頃から注意深く観察している。
- 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努めている。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
- 子どもの心身の異常の訴えに適切な対処を行っている。
- インフルエンザの予防接種など接種できるように配慮している。
- 保健師や養護教諭（分校等）と連携をとっている。配置のない場合は配置に努めている。
- 定期的な健康チェックを実施するなど、子どもの健康状態・発達状態の把握や健康管理に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもの健康管理について定期的な健康診断など日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況とともに、必要時の対応方法等について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもの健康を維持していくためには、定期的な健康診断や医療機関との連携は不可欠です。また、日常的に職員が子どもの健康状態や発達状況を把握していることが必要です。

○近年、発達障がい等を有する子どもの入所が増加していることから、支援のあり方について医療機関等と連携し行動特性や服薬の管理などについて情報を共有することが必要です。

### (3) 評価の留意点

○嘱託医等への診察状況や、通院の回数、内容等を確認します。

○感染症対応マニュアル等の整備や服薬の管理や方法が適切に行われているか確認します。

○また、医療機関のほか、子どもの障害特性等に応じた療育支援を行う機関等との連携も考えられます。

**A⑮** A-2-(4)-② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援している。
- b) 身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 身体の健康や安全について自己管理ができるような支援をしていない。

評価の着眼点

- 医療機関との連携による取組を通して、子ども自身が身体の健康や安全を自己管理できるよう支援している。
- 常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
- うがいや手洗いの習慣を養うように支援している。
- 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう支援している。
- 定例的に理美容をしている。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。
- 軽いケガや疾病などの処置ができるような体制を整備している。
- 基本的な疾病やケガに関する知識や対処方法を学ぶ機会を設けている。

□施設内における危険箇所を把握し、職員、子どもに注意喚起が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康や安全に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。

○子どもの発達段階に応じ、健康や清潔、安全に対する自己管理や基本的な生活習慣を身に付けることができるよう支援する工夫が必要です。

### (3) 評価の留意点

○OSST講座などで健康などに関するテーマを取り上げているかどうか確認します。

A-2-(5) 性に関する教育

A⑯ A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。

【判断基準】

- a) 性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価の着眼点

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を理解する機会を設けている。
- 児童自立支援施設に相応しい性教育についての職員の学習会を実施している。
- 必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施している。
- 日頃から職員の間で児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方等について意見交換している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○児童自立支援施設に入所する子どもの中には、性についての逸脱行動をとった経験のある子ども、性被害にあった子ども、性犯罪を行った子どもなど、性に関する課題への支援のあり方について特別な配慮と対応が求められる子どもがいます。

○そのため、日頃から職員の間で児童自立支援施設に相応しい性に関する課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。

### (3) 評価の留意点

○児童自立支援施設における性教育としては、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう支援していることを確認します。

○人として生きていくために必要な人間の体と心の全体について子どもが学習できるよう具体的に対応していることを確認します。



A-2-(6) 行動上の問題に対しての対応

A⑰ A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組を行っていない。

評価の着眼点

- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。
- 問題の発生予防のために、施設内の密室・死角等の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
- 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。
- 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。
- 子ども間の性的加害・被害の発生予防に努め、発生した場合においても適切に対応している。
- 職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。
- 暴力防止プログラムの活用など、子どもに対して暴力防止に向けた支援を展開している。
- 施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持っている。

生活グループの構成や部屋割りなどには、子ども同士の関係性に配慮している。

暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。

子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、施設内における子ども間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した場合の対応策について施設の取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○暴力やいじめ、差別に対しては、重大な人権侵害であり許されない行為であることを子どもたちに理解させ、人権に対する意識を育むよう支援を行うことが必要です。

○そのためには職員が日頃から他者を慈しむ雰囲気醸し出すことに努めるとともに、子ども間の力関係等について把握しておくことが必要です。

○他の子ども、特に弱い子どもに対する暴力、いじめ、差別などは、他人の人格に対する重大な侵害として、人間として絶対に行ってはならない行為であり、こうした行為を見逃さないということが大切です。

○また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。

○評価の着眼点にある「毅然とした対応」とは、事実関係を正確に把握し、真摯な姿勢で子どもと向き合い、子どもの声に耳を傾ける対応をいいます。

### (3) 評価の留意点

○施設内で子ども間の暴力（性的加害・被害を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底するための取組を確認します。

A⑱ A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもに行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。
- b) 子どもに行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて対応しているが、十分ではない。
- c) 子どもに行動上の問題があった場合に、関係のある子どもも含めて対応をしていない。

評価の着眼点

- 行動上の問題のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
- 緊急事態に対する対応マニュアル等を作成し、組織的な対応を行っている。
- 施設が、子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
- 行動上の問題のある子どもについては、問題となる行動を観察・記録するとともに子ども本人からの訴えを傾聴し、発生の要因やメカニズムなどについて子どもと共に分析して、子どもに説明をしている。
- 職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な支援技術を習得できるようにしている。
- 他の子どもの安全、安心な生活を破壊し、施設の生活を成り立たせなくする暴力行為等に対し、施設全体で対応する仕組みを設け、周囲の子どもの安全を図る配慮をしている。
- 集積した子どもの行動上の問題に対して、多角的に検証して原因を分析したうえで適切に対応し、また、記録にとどめ、以後の対応に役立てている。

□児童相談所、警察機関などの関係機関と日常的に連絡を取るなど、緊急事態への対応が円滑に進むよう対策を図る。

□関係機関を含めてケースカンファレンスを実施し、その対応策などについて検証している。

□影響を受けた子どもへの配慮ある支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合の対応や日常的な対応について本人および関係のある子どもを含めた取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもたちが起こす様々な行動の問題を必要最小限にとどめるためには、まず施設が子どもにとって癒しの場になるような配慮が必要です。その中で起こってくる行動上の問題に対しては、子どもからの必死なサインであるという認識の下、子どもの訴えたいことを受け止めるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で適切に対応し、記録にとどめ、以後の対応に役立てることが重要です。

○行動上の問題のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有し、連携して対応できるようにすることや、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。

### (3) 評価の留意点

○子どもの行動上の問題により、影響を受けた子どもや生活環境についての対応（生活秩序の回復、子ども間の関係修復、生活環境の立て直しなど）を評価します。

○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウトを行うなどして、子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図っているかどうかを確認します。

A-2-(7) 心理的ケア

A⑱ A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
- b) 必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。

評価の着眼点

- 心理的なケアを必要とする子どもには、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理的な支援プログラムが策定されている。
- 心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
- 子どものニーズに応じて、有効なプログラムを柔軟に組み合わせたり修正したりして、心理的な支援プログラムを作成している。
- 心理的な支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的な支援が実施されている。
- 日常生活の中で、心理的な支援が行える体制ができている。
- 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 子ども個々に心理的ケアの担当者を決め、定期的に心理的な支援を実施している。
- 定期的かつ必要に応じて心理検査などを行い、ケースカンファレンスを通じて、ケア効果について評価し、見直しを行いながら、継続的に心理的な支援を実施している。

□良質な生活環境づくりを行い、施設での生活そのものが心理的ケアとなるような生活環境の提供に努めている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく個々の子どもにニーズに対応した心理的な支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○心理的なケアを必要とする子どもに対しては、子どもや保護者等への説明と同意の下、それぞれの発達段階や自立支援計画に基づき個別的に柔軟な心理的ケアが実施されることが必要です。

○また、心理的ケアだけが独自になされるわけではないので、心理療法担当職員や嘱託医の面接等から作成された心理支援のプログラムや生活の支援のポイントなどを施設内で共有することが重要です。

### (3) 評価の留意点

○心理療法担当職員や嘱託医が施設の生活を担当する職員等と十分な連携や協働ができ、施設全体として支援に活かされている体制ができているかヒアリングや記録等で確認します。

A-2-(8) 学校教育、学習支援等

A⑳ A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

【判断基準】

- a) 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われている。
- b) 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われているが、十分ではない。
- c) 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われていない。

評価の着眼点

- 日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。
- 原籍校と連携を図り、子どもが不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。
- 施設と学校が個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。
- 学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。
- 学校との協議に基づき、子どもの個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。
- 施設は子どもにとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。
- 個別ケース会議には、原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。
- 家庭復帰を目指す場合は、退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、個々の子どもに対する生活支援、学習支援、進路支援について、学校との連携及び相互協力に基づいて学校教育を保障している状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○学校と施設それぞれの専門性を発揮しつつ、互いに重り、連携する支援体制を築いて、子どもが認められ活躍できる居場所となるように支援を行うことが重要です。

○平成9年の児童福祉法改正により、児童自立支援施設は、学校教育を導入することが義務付けられました。各自治体により実施方法の詳細には違いがありますが、子どもにとって施設生活が、最善の利益となるように学習環境を整えることが重要です。また、導入されていない場合には、よりよい実施方法を探りつつ導入に向けて取り組むことが求められます。

### (3) 評価の留意点

○個々の子どもに応じた学習支援計画を連携して実施していることを評価します。

○具体的な連携システムの構築状況を確認します。

○学校教育が実施されていない場合は「c」評価としますが、実施されていない場合においても、学校教育の実施に向けた取組が行われているか、原籍校との連携や施設における教育内容の充実など、施設内での教育内容が子どもの最善の利益を目指したものであるかを確認します。

A⑳ A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っているが十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価の着眼点

- 忘れ物や宿題の未提出が無いよう支援している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう支援している。
- 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
- 学習ボランティアや学習塾など社会資源を活用して学習支援をしている。
- 就業に結びつく資格取得や検定を受ける機会を設けている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○児童自立支援施設には、子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが求められます。

○学習に課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育について、学校と施設は連携をとり、その子どもに応じた学習支援を実施することが求められます。

### (3) 評価の留意点

○個々の子どもの発達段階、学力の習得状況、障害の有無等により、それぞれに応じた具体的な取り組み状況や工夫等がなされているか確認します。

**A②** A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 職場実習や職場体験に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。
- 各種の資格取得を積極的に奨励している。
- 職場実習に対する施設としての取組について、規定を設けるなどして、職員が共通認識をもって、子どもの自立支援に取り組んでいる。
- 子どもが、作物などの育成過程を通して、協働して作業課題を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛練を図れるように支援している。
- 仲間との共同作業などを通して、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を培うように支援している。
- 働く体験を積み重ねることで、根気よく最後まで取り組む姿勢など社会人として自立するために必要な態度や行動を育てている。
- 自然の環境の中での作業体験を通して、情操の育成が図られるように支援している。
- 作業カリキュラムが策定されている。

□ソーシャルスキルトレーニングなどを積極的に実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職場実習や職場体験等の機会を通じた豊かな人間性や職業観の育成への取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 児童自立支援施設では「働く力を養う」（作業支援）ことに重きを置いてきた歴史があります。仲間との共同作業などを通じて、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を養うことが重要です。
- また、社会資源を利用した職場体験や職場実習等を積極的に導入し、社会体験を積む機会を提供することや、計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施や、退所生による講話等により、自己の職業観を育むことが出来るような取組が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 職場体験や職場実習、ボランティア活動を設定するなど、社会体験の機会を積極的に提供しているか評価します。
- 施設内での作業支援については、自然環境等を利用し情操の育成が図られ、根気よく最後まで取り組む姿勢を獲得することを目的に、計画的に実施されているかどうかを確認します。



A⑳ A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 進路を自己決定できるよう支援している。
- b) 進路を自己決定できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 進路を自己決定できるような支援はしていない。

評価の着眼点

- 進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示して子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。
- 中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、子どものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。
- 高校卒業予定の子どもが入所している場合、進路支援をしている。
- 進路支援カリキュラムが策定されている。
- 退所後に不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用し、進学あるいは就職した子どもや継続して自立支援を必要とする子どもに対しての支援を継続している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。
- あわせて、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応、あるいは進路変更等についても対応を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について、最善の利益にかなった自己決定をしていくためには、保護者等、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。
- 児童自立支援施設に措置された子どもは「行動上の問題」に目を向けられがちで、不利益な扱いを受けることがないとは言えません。また、子ども自身にも自己肯定感が低い傾向があり、進路選択については慎重な支援が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 子どもの最善の利益にかなった自己決定を実現するための十分な情報提供がなされているか確認します。
- 特に、進路の選択肢となる進学先・就職先の情報については、オープンキャンパス等への体験入学への参加やハローワークの活用など、具体的に情報提供する取組を確認します。

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等

A⑭ A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 自立支援計画には、アセスメントに基づく家族支援の計画が記載されている。
- 家族支援の計画は、保護者や児童相談所などの関係機関等と協議して策定され、必要に応じて見直している。
- 親子の関係改善を目的に、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を家族に随時知らせたり、施設行事などへの参加を積極的に促し、その際、受容的なかわりを心掛けて、信頼関係を築くようにしている。
- 面会、外出、一時帰宅は、子どもと保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施している。
- 子どもや保護者等の安定した関係に配慮し、保護者等の養育力の向上に資するよう支援している。
- 家族の抱える課題に対して、児童相談所と連携しながら、または独自に、保護者等と定期的に面接やカウンセリングあるいは家族支援プログラムを行うなど、具体的な支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、親子関係再構築等のために、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立するとともに、家族への支援に積極的に取り組んでいるか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- アセスメントに基づいて、親子関係の再構築支援等に向けた具体的な目標と支援内容（家族支援の計画）が自立支援計画に記載、実施されていることが必要です。
- また、家族支援の計画が保護者や児童相談所などの関係機関等と協議のもとで策定され、必要に応じた見直しが行われることも大切です。
- 家族への支援の過程では、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を家族に随時知らせたり、施設行事などへの参加を積極的に促し、その際、受容的なかわりを心掛けて、信頼関係を築くことが基本となります。
- 支援の一環として行う面会、外出、一時帰宅は、子どもと保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施します。また、事後には面接を実施し、家族からのその時の様子を聞くなどして、家族関係を把握してその後の支援につなげていきます。
- 家族から子どもへの交流が途絶えた場合、施設や子どもから手紙や電話で働きかけをしたり、家庭訪問や親との面接などを通じ、家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 家族との関係調整では、必要に応じて児童相談所等と家族の状況や入所後の経過について、情報を共有し、被虐待児をはじめ家庭内で不適切な養育につながるようなリスク要因を取り除くための手立てなどについての協議や連携を図ることも必要になります。
- なお、子どもが面会や交流等を希望した際、そのことが子どもにとって不利益になる場合もあるので児童相談所等との緊密な連携のもとで適切に対応することが求められます。

### (3) 評価の留意点

- アセスメントに基づいて、親子関係の再構築支援等に向けた具体的な目標と支援内容（家族支援の計画）が自立支援計画に記載されていることを確認します。
- 家族に対して積極的に信頼関係が構築されるよう働きかけを行っている具体的な取組を確認します。

- 面会、外出、一時帰宅の際に、施設が子ども、保護者等との協議の上で目標を立てているかどうか確認します。
- 家庭との調整における様々な場面において、児童相談所と協議や協働など連携を図っているか確認します。

A-2-(10) 通所による支援

A② A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。

【判断基準】

- a) 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。
- b) 地域の子どもに対する通所による支援を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の子どもに対する通所による支援を行っていない。

評価の着眼点

通所支援に必要な予算・人員等が確保されている（又は、予算・人員等の特別な確保はないが、既存枠内で対応できている）。

通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）。

通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。

通所支援により、地域の子どもに対して医療的・心理的ケア等の支援を行っている。

必要に応じて訪問による支援を実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、地域の子どもへの通所措置による支援および児童自立支援施設の専門性を活かして自主的に実施する地域の子どもに対する医療的・心理的ケア等の支援の実施状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、通所機能を活用して地域の子どもに対して医療的・心理的ケア等の支援を実施することが望まれます。
- 通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要な支援に加え、施設独自の取組として地域の子どもに対する医療的・心理的ケア等の支援の実施があります。児童自立支援施設の専門性を活かし、支援の幅を増やすために、通所部門を持つことが期待されています。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている地域の子どもには、地域の子育て家庭の子どもだけではなく、他の施設に入所している子どもや里親等に委託されている子どもも含まれます。
- 通所支援に必要な予算・人員等の確保状況、通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）ことを確認します。
- 通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われていることを確認します。
- 通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。
- 通所によるアフターケアの取組については、[A⑥](#)A-1-(4)-①で評価します。
- 本評価基準は、通所による支援を実施していない場合は「c」評価としますが、通所による支援を実施するためには、設備や人員の整備に加え、公立施設等では自治体との調整が必要となるため、実施されていない場合においても、施設における通所支援実施に向けた取組を確認します。

改正後	現行
<p><b>I 支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>I 支援の基本方針と組織</b></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>



改正後	現行
<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>	<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>
<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>2</u> I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> <u>○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画や社会的養育ビジョンの内容を十分に理解することも求められます。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>2</u> I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「<b>4</b> I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>	<p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>
<p><b>3</b> I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>	<p><b>3</b> I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○<b>2</b> I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。  (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。  (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合（<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> I-2-(1)-①が「c」評価の場合）は、「c」評価とします。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span> I-3-(1)-①で評価します。</p>	<p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合（I-2-(1)-①が「c」評価の場合）は、「c」評価とします。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。</p>
<p>I-3 事業計画の策定</p>	<p>I-3 事業計画の策定</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</span></p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</span></p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</span></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</span></p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(社会的養護共通)</span> ○施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(新設)</span></p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(社会的養護共通)</span> ○都道府県の定める社会的養育推進計画や社会的養育ビジョン等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的な</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(新設)</span></p>

改正後	現行
<p><u>ビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。</u></p> <p><u>(母子生活支援施設)</u>  <u>○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、特定妊婦への支援や親子関係再構築支援、地域のひとり親家庭等への支援（アウトリーチ、相談支援）等が考えられます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(母子生活支援施設)</u>  ○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>
<p><u>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</u></p> <div data-bbox="120 922 1093 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 1187 546 1225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><u>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</u></p> <div data-bbox="1137 922 2110 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 1187 1563 1225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (4) I-3-(1)-①が「c評価」の場合)は、「c」評価とします。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (I-3-(1)-①が「c評価」の場合)は、「c」評価とします。</p>
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>
<p>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し が組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し が組織的に行われ、職員が理解している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通)</p>	<p>(5種別共通)</p>
<p>○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p>	<p>○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>7 I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。</p>	<p>7 I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。</p>

改正後	現行
<div data-bbox="120 193 1093 276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="103 316 282 352" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="147 379 208 416">(略)</p> <div data-bbox="103 456 546 493" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="120 520 253 592">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="120 635 338 707">(2) 趣旨・解説 <u>(5種別共通)</u></p> <p data-bbox="120 715 1070 863"><u>○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、母親と子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を母親と子どもに周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</u></p> <p data-bbox="120 903 383 940"><u>(母子生活支援施設)</u></p> <p data-bbox="120 943 1070 1054">○事業計画は、母親と子どもへの支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、母親と子どもに周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p> <p data-bbox="147 1094 208 1131">(略)</p> <p data-bbox="120 1171 367 1243">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1140 193 2112 276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1122 316 1301 352" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="1167 379 1227 416">(略)</p> <div data-bbox="1122 456 1565 493" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="1140 520 1272 592">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1140 635 1357 707">(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1149 943 2089 1054">○事業計画は、母親と子どもへの支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、母親と子どもに周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p> <p data-bbox="1167 1094 1227 1131">(略)</p> <p data-bbox="1140 1171 1386 1243">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 1251 779 1287">I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <div data-bbox="103 1287 1043 1367" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</div> <p data-bbox="147 1407 208 1444">(略)</p>	<p data-bbox="1131 1251 1798 1287">I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <div data-bbox="1122 1287 2063 1367" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</div> <p data-bbox="1167 1407 1227 1444">(略)</p>
<p data-bbox="103 1450 371 1487">II 施設の運営管理</p>	<p data-bbox="1131 1450 1395 1487">II 施設の運営管理</p>

改正後	現行
<p>Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p>

改正後	現行
(略)	(略)
13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。
(略)	(略)
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2 福祉人材の確保・育成
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。
14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点	評価の着眼点
(略)	(略)
(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	(5種別共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(社会的養護共通)	(5種別共通)



改正後	現行
<p>○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>15</u> II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度については<u>17</u> II-2-(3)-①、教育・研修制度については<u>18</u> II-2-(3)-②、<u>19</u> II-2-(3)-③で評価します。</p>	<p><u>15</u> II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはII-2-(3)-①、教育・研修制度についてはII-2-(3)-②、③で評価します。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</div>
<p><u>16</u> II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p><u>16</u> II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>

改正後	現行
<div data-bbox="120 193 1093 276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="103 316 282 355" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="147 379 203 416">(略)</p> <div data-bbox="103 456 546 496" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="120 520 248 595">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="120 639 338 715">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="120 754 353 786" style="color: red;">(社会的養護共通)</p> <p data-bbox="120 794 1070 938" style="color: red;">○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。</p> <p data-bbox="147 983 203 1019">(略)</p> <p data-bbox="120 1059 367 1134">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="120 1174 353 1206" style="color: red;">(社会的養護共通)</p> <p data-bbox="120 1214 1070 1289">○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>	<div data-bbox="1137 193 2110 276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1120 316 1299 355" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="1164 379 1220 416">(略)</p> <div data-bbox="1120 456 1563 496" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="1137 520 1265 595">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1137 639 1355 715">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1137 754 1236 786" style="color: red;">(新設)</p> <p data-bbox="1164 983 1220 1019">(略)</p> <p data-bbox="1137 1059 1384 1134">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="1137 1174 1303 1206" style="color: red;">(5種別共通)</p> <p data-bbox="1137 1214 2087 1289">○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>
<div data-bbox="103 1289 981 1329" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</div>	<div data-bbox="1120 1289 1998 1329" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</div>
<div data-bbox="103 1369 1093 1444" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</div>	<div data-bbox="1120 1369 2110 1444" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</div>

改正後	現行
<div data-bbox="120 156 1093 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div> <p data-bbox="103 277 282 316">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 344 206 376">(略)</p> <p data-bbox="103 418 546 456">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="116 485 250 555">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="116 600 340 670">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="116 715 358 746"><u>(社会的養護共通)</u></p> <p data-bbox="129 753 1070 823"><u>○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。</u></p> <p data-bbox="143 868 206 900">(略)</p> <p data-bbox="116 944 371 1015">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1146 156 2119 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div> <p data-bbox="1128 277 1308 316">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1169 344 1232 376">(略)</p> <p data-bbox="1128 418 1572 456">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1142 485 1276 555">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1142 600 1366 670">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1142 715 1240 746"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1169 868 1232 900">(略)</p> <p data-bbox="1142 944 1397 1015">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 1024 1093 1094">18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p data-bbox="143 1139 206 1171">(略)</p>	<p data-bbox="1128 1024 2119 1094">18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p data-bbox="1169 1139 1232 1171">(略)</p>
<p data-bbox="103 1181 1093 1251">19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p> <div data-bbox="120 1292 1093 1372" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div>	<p data-bbox="1128 1181 2119 1251">19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p> <div data-bbox="1146 1292 2119 1372" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【判断基準】 (略)</div>
<p data-bbox="103 1417 282 1455">評価の着眼点</p>	<p data-bbox="1128 1417 1308 1455">評価の着眼点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○スーパービジョンの体制として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる</li> <li>・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる</li> <li>・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する</li> <li>・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる</li> </ul> <p>といった取組が考えられます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○スーパービジョンの体制として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる</li> <li>・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる</li> <li>・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する</li> <li>・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる</li> </ul> <p>といった取組が考えられます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p><u>21</u> II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」<u>(26 27)</u>で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>	<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p><u>21</u> II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>
<p><u>22</u> II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>	<p><u>22</u> II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>(略)</p>
<p>II-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>	<p>II-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>

改正後	現行
<p>23 II-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○母親と子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>23 II-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通) ○母親と子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>	<p>24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>(略)</p>
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="100 156 1088 231">25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <div data-bbox="118 272 1093 357" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="100 395 282 432">評価の着眼点</p> <p data-bbox="141 459 206 496">(略)</p> <p data-bbox="100 536 546 572">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 600 250 675">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="114 715 338 790">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="114 829 367 904">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="114 944 351 981">(社会的養護共通)</p> <p data-bbox="127 986 1070 1134">○退所が近い母親と子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p> <p data-bbox="141 1174 206 1211">(略)</p>	<p data-bbox="1128 156 2116 231">25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <div data-bbox="1146 272 2116 357" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1128 395 1310 432">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1169 459 1234 496">(略)</p> <p data-bbox="1128 536 1574 572">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1142 600 1279 675">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1142 715 1366 790">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1142 829 1395 904">(3) 評価の留意点 (略)</p> <p data-bbox="1142 944 1308 981">(5種別共通)</p> <p data-bbox="1155 986 2098 1134">○退所が近い母親と子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p> <p data-bbox="1169 1174 1234 1211">(略)</p>
<p data-bbox="100 1214 925 1251">II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p data-bbox="100 1291 1088 1366">26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <div data-bbox="118 1407 1093 1453" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> </div>	<p data-bbox="1128 1214 1953 1251">II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p data-bbox="1128 1291 2116 1366">26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <div data-bbox="1146 1407 2116 1453" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> </div>

改正後	現行
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u>  <input type="checkbox"/>施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p><u>(5種別共通)</u>  <input type="checkbox"/>地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(社会的養護共通)</u>  <input type="checkbox"/>国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。</p> <p>(略)</p> <p><u>(母子生活支援施設)</u>  <input type="checkbox"/>施設の職員が積極的に地域に出向く取り組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>



改正後	現行
<p><u>退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(5種別共通)</u> <u>○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</u></p> <div data-bbox="120 695 1093 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 986 546 1023" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて母親と子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p><u>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</u></p> <div data-bbox="1137 695 2110 778" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 986 1563 1023" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(5種別共通)</u> ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて母親と子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、<span style="border: 1px solid red; padding: 0 2px;">21</span> II-3-(1)-①で評価します。</p>	<p>(略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。</p>
<p><b>Ⅲ 適切な支援の実施</b></p> <p>Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援</p> <p>Ⅲ-1-1 (1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>(略)</p>	<p><b>Ⅲ 適切な支援の実施</b></p> <p>Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援</p> <p>Ⅲ-1-1 (1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>(略)</p>
<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span> Ⅲ-1-1 (1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。  <span style="border: 1px solid red; padding: 0 2px;">45</span> Ⅲ-2-(3)-②「母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p> </div>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span> Ⅲ-1-1 (1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。  Ⅲ-2-(3)-②「母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p> </div>

改正後	現行
<p>Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	<p>Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>
<p>30 Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>	<p>30 Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p>
<p>31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。</p>	<p>31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>○説明にあたっては、前評価基準（30 Ⅲ-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p>	<p>○説明にあたっては、前評価基準（Ⅲ-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p>
<p>(社会的養護共通) ○母親と子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて母親と子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と母親と子ども</p>	<p>(5種別共通) ○母親と子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて母親と子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と母親と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p>

改正後	現行
<p>の利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>32</u> <u>Ⅲ-1-(2)-③</u> 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div data-bbox="120 464 1093 549" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 727 546 767" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが母親と子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>32</u> <u>Ⅲ-1-(2)-③</u> 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div data-bbox="1137 464 2110 549" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 727 1563 767" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通) ○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが母親と子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>Ⅲ-1-(3)</u> 母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>	<p><u>Ⅲ-1-(3)</u> 母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>

改正後	現行
<p>33 Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>33 Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○施設における満足の把握は、母親と子どもの視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。母親と子どもの視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、母親と子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○施設における満足は、日常生活において母親と子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○施設における満足については、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や母親と子どもの状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○施設における満足の把握は、母親と子どもの視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。母親と子どもの視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、母親と子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○施設における満足は、日常生活において母親と子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○施設における満足については、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や母親と子どもの状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	<p>Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>
<p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>	<p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>
<p>35 Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。</p>	<p>35 Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通)</p>

改正後	現行
<p>○母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、母親と子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○普段の母親と子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない母親と子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護 共通)</p> <p>○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを母親と子どもが理解していることを確認します。</p>	<p>○母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、母親と子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○普段の母親と子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない母親と子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(5種別 共通)</p> <p>○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを母親と子どもが理解していることを確認します。</p>
<p>36 Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div data-bbox="120 847 1093 938" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>36 Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div data-bbox="1137 847 2110 938" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、母親と子どもの意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>	<p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、母親と子どもの意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>	<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>
<p><b>37</b> Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p><b>37</b> Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p>	<p>評価の着眼点</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p>	<p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「<b>38</b> Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p>	<p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p>



改正後	現行
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○母親と子どもに対する強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>	<p>(母子生活支援施設)</p> <p>○母親と子どもに対する強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>
<p>38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p>38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>(略)</p>
<p>39 III-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div data-bbox="120 584 1093 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p>39 III-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div data-bbox="1137 584 2110 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業など実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>III-2 支援の質の確保</p>	<p>III-2 支援の質の確保</p>

改正後	現行
<p data-bbox="103 156 891 193">Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p data-bbox="103 236 1088 312">40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。</p> <div data-bbox="120 352 1093 437" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="103 475 282 512">評価の着眼点</p> <p data-bbox="147 544 208 580">(略)</p> <p data-bbox="103 628 546 665">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="120 692 253 762">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="120 807 340 877">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="120 922 353 959"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="132 962 1070 1070">○支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p> <p data-bbox="120 1115 369 1185">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1120 156 1908 193">Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p data-bbox="1120 236 2105 312">40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。</p> <div data-bbox="1137 352 2110 437" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 475 1299 512">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1164 544 1225 580">(略)</p> <p data-bbox="1120 628 1563 665">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1137 692 1270 762">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1137 807 1357 877">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1137 922 1397 959"><b>(母子生活支援施設)</b></p> <p data-bbox="1149 962 2087 1070">○支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p> <p data-bbox="1137 1115 1386 1185">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 1189 1088 1265">41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <div data-bbox="120 1305 1093 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p data-bbox="1120 1189 2105 1265">41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <div data-bbox="1137 1305 2110 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>

改正後	現行
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>	<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>
<p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○様式の中には、母親と子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として母親と子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p> <p>(<b>社会的養護</b>共通)</p> <p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○様式の中には、母親と子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として母親と子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p> <p>(<b>5種別</b>共通)</p> <p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="103 193 282 229"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="143 260 203 292">(略)</p> <p data-bbox="103 336 546 373"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="116 400 250 472">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="116 515 340 587">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="116 630 353 667"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="129 671 1070 778">○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p> <p data-bbox="116 821 353 858"><b>(社会的養護共通)</b></p> <p data-bbox="129 863 1070 935">○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p> <p data-bbox="116 978 369 1050">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1122 193 1301 229"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="1162 260 1223 292">(略)</p> <p data-bbox="1122 336 1565 373"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1135 400 1270 472">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1135 515 1359 587">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1135 630 1305 667"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1149 671 2089 778">○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p> <p data-bbox="1135 821 1305 858"><b>(5種別共通)</b></p> <p data-bbox="1149 863 2089 935">○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p> <p data-bbox="1135 978 1388 1050">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 1054 893 1091"><b>Ⅲ－２－（３） 支援の実施の記録が適切に行われている。</b></p> <p data-bbox="103 1134 1088 1206"><b>44</b> <u>Ⅲ－２－（３）－① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</u></p> <p data-bbox="143 1254 295 1326"><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p data-bbox="103 1369 282 1406"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="143 1436 203 1468">(略)</p>	<p data-bbox="1122 1054 1912 1091"><b>Ⅲ－２－（３） 支援の実施の記録が適切に行われている。</b></p> <p data-bbox="1122 1134 2107 1206"><b>44</b> <u>Ⅲ－２－（３）－① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</u></p> <p data-bbox="1162 1254 1314 1326"><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p data-bbox="1122 1369 1301 1406"><b>評価の着眼点</b></p> <p data-bbox="1162 1436 1223 1468">(略)</p>

改正後	現行
<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、母親と子どもの状態の変化や支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p> <p>○母親と子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p>(<u>社会的養護</u>共通)</p> <p>○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、母親と子どもの状態の変化や支援内容の<u>内容</u>が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p>(<u>5種別</u>共通)</p> <p>○母親と子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p>(<u>5種別</u>共通)</p> <p>○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>45</u> Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>(略)</p>	<p><u>45</u> Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>(略)</p>

改定後	現行
<p>A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</p> <p>A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護</p> <p><u>A① A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>母親と子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。</u></p> <p>c) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が<u>徹底されていない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。</p> <p><u><input type="checkbox"/> 必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。</u></p>	<p>A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</p> <p>A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護</p> <p><u>A① A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が<u>十分ではない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改定後	現行
<p data-bbox="129 209 831 240"><u>□母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。</u></p> <p data-bbox="103 304 546 336"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="118 379 246 459">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="118 523 340 555">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="129 571 1070 651">○母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に配慮した支援が求められます。</p> <p data-bbox="129 667 1070 842">○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。<u>とくに、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取組みは重要です。</u></p> <p data-bbox="129 858 1070 938">○母親と子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。</p> <p data-bbox="129 954 1070 1129">○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p data-bbox="129 1145 1070 1377">○母子生活支援施設を利用する母親と子どもは、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。そうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p>	<p data-bbox="1153 209 1263 240"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1124 304 1568 336"><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p data-bbox="1140 379 1267 459">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1140 523 1361 555">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="1151 571 2092 651">○母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に配慮した支援が求められます。</p> <p data-bbox="1151 667 2092 802">○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p data-bbox="1151 858 2092 938">○母親と子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。</p> <p data-bbox="1151 954 2092 1129">○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p data-bbox="1151 1145 2092 1377">○母子生活支援施設を利用する母親と子どもは、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。そうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p>



改定後	現行
<p><u>○児童相談所・保育所・学校・福祉事務所等の関係機関と、ケースカンファレンスで意見交換を行い、その中で役割分担をしてそれぞれの立場から支援を行っていくことが必要です。</u></p> <p><u>○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。</u></p> <p><u>○思想や信教の自由は、憲法で保障された国民の権利です。また、子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○母親と子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>を踏まえた適切な評価が求められます。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○母親と子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。</p>	<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○母親と子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○母親と子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。</p>

改定後	現行
<p>○<u>母親と子ども個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>A-1-(2) 権利侵害への対応</p> <p>A② A-1-(2)-① <u>いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止を<u>徹底</u>している。</p> <p>b) <u>いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止に取り組んでいるが、さらなる取組が求められる。</u></p> <p>c) 職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が<u>徹底されていない</u>。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みが<b>つくられている</b>。</p>	<p>A-1-(2) 権利侵害への対応</p> <p>A② A-1-(2)-① <u>いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を<u>防止</u>している。</p> <p>b) <u>二</u></p> <p>c) 職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が<u>十分ではない</u>。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みが<b>つくられている</b>。</p>

改定後	現行
<p>□不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。</p> <p>□不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。</p> <p>□職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。</p> <p>□不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。</p>	<p>□不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。</p> <p>□不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。</p> <p>□職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。</p> <p>□不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。</p>
<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>A③ A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。</u></p>	<p><u>A③ A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。</u></p>

改定後	現行
<div data-bbox="120 161 1093 261" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="103 316 282 352" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="141 389 208 421" style="padding-left: 20px;">(略)</div> <div data-bbox="103 485 546 521" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="114 558 244 590" style="padding-left: 20px;">(1) 目的</div> <div data-bbox="141 606 208 638" style="padding-left: 40px;">(略)</div> <div data-bbox="114 702 329 734" style="padding-left: 20px;">(2) 趣旨・解説</div> <div data-bbox="141 750 208 782" style="padding-left: 40px;">(略)</div> <div data-bbox="114 845 356 877" style="padding-left: 20px;">(3) 評価の留意点</div> <div data-bbox="141 893 208 925" style="padding-left: 40px;">(略)</div>	<div data-bbox="1137 161 2110 261" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1120 316 1299 352" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="1158 389 1225 421" style="padding-left: 20px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 485 1563 521" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <div data-bbox="1131 558 1261 590" style="padding-left: 20px;">(1) 目的</div> <div data-bbox="1158 606 1225 638" style="padding-left: 40px;">(略)</div> <div data-bbox="1131 702 1346 734" style="padding-left: 20px;">(2) 趣旨・解説</div> <div data-bbox="1158 750 1225 782" style="padding-left: 40px;">(略)</div> <div data-bbox="1131 845 1373 877" style="padding-left: 20px;">(3) 評価の留意点</div> <div data-bbox="1158 893 1225 925" style="padding-left: 40px;">(略)</div>
<div data-bbox="103 943 1077 1027" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A④ A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</div> <div data-bbox="120 1086 1093 1187" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="103 1241 282 1278" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="141 1315 208 1347" style="padding-left: 20px;">(略)</div> <div data-bbox="103 1410 546 1447" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div>	<div data-bbox="1120 943 2094 1027" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A④ A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</div> <div data-bbox="1137 1086 2110 1187" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1120 1241 1299 1278" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <div data-bbox="1158 1315 1225 1347" style="padding-left: 20px;">(略)</div> <div data-bbox="1120 1410 1563 1447" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div>

改定後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>A-1-(3) 思想や信教の自由の保障</u></p> <p><u>A⑤ A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>【判断基準】</u></p> <p><u>a) 母親や子どもの思想や信教の自由が保障されている。</u></p> <p><u>b) 母親や子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分でない。</u></p> <p><u>c) 母親や子どもの思想や信教の自由が尊重されていない。</u></p> </div> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p><u>□施設において宗教的活動等を強要していない。</u></p> <p><u>□個人的な宗教活動等は尊重している。</u></p> <p><u>□母親と子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮し保障している。</u></p>

改定後	現行
	<p><u>○母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮している。</u></p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p><u>(1) 目的</u>  <u>○本評価基準では、母親と子ども個人の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。</u></p> <p><u>(2) 趣旨・解説</u>  <u>○憲法で保障された国民の権利であることを自覚する必要があります。</u>  <u>○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。</u></p> <p><u>(3) 評価の留意点</u>  <u>○母親と子どもの個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。</u></p>
<p><u>A-1-(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</u></p> <p><u>A⑤ A-1-(3)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</u></p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><u>A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</u></p> <p><u>A⑥ A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</u></p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>

改定後	現行
<p data-bbox="103 161 282 196">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 236 203 268">(略)</p> <p data-bbox="103 328 546 363">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 403 241 435">(1) 目的</p> <p data-bbox="143 451 203 483">(略)</p> <p data-bbox="114 547 327 579">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="143 595 203 627">(略)</p> <p data-bbox="114 691 353 722">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="143 738 203 770">(略)</p>	<p data-bbox="1120 161 1299 196">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1160 236 1220 268">(略)</p> <p data-bbox="1120 328 1563 363">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1131 403 1258 435">(1) 目的</p> <p data-bbox="1160 451 1220 483">(略)</p> <p data-bbox="1131 547 1344 579">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="1160 595 1220 627">(略)</p> <p data-bbox="1131 691 1370 722">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="1160 738 1220 770">(略)</p>
<p data-bbox="103 788 674 823">A-1-(4) 主体性を尊重した日常生活</p> <p data-bbox="103 836 1072 919">A⑥ A-1-(4)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。</p> <div data-bbox="120 975 1093 1078" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="143 986 293 1018">【判断基準】</p> <p data-bbox="172 1034 232 1066">(略)</p> </div> <p data-bbox="103 1134 282 1169">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 1209 203 1241">(略)</p> <p data-bbox="103 1302 546 1337">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 1377 241 1409">(1) 目的</p> <p data-bbox="143 1425 203 1457">(略)</p>	<p data-bbox="1120 788 1691 823">A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活</p> <p data-bbox="1120 836 2089 919">A⑦ A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。</p> <div data-bbox="1137 975 2110 1078" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1160 986 1310 1018">【判断基準】</p> <p data-bbox="1189 1034 1249 1066">(略)</p> </div> <p data-bbox="1120 1134 1299 1169">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1160 1209 1220 1241">(略)</p> <p data-bbox="1120 1302 1563 1337">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1131 1377 1258 1409">(1) 目的</p> <p data-bbox="1160 1425 1220 1457">(略)</p>

改定後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A⑦</b> A-1-(4)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>A⑧</b> A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A-1-(5)</b> 支援の継続性とアフターケア</p>	<p><b>A-1-(6)</b> 支援の継続性とアフターケア</p>



改定後	現行
<p data-bbox="103 161 1075 244">A⑧ A-1-(5)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができよう、退所後の支援を行っている。</p> <div data-bbox="118 300 1093 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="103 459 282 496">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 531 208 563">(略)</p> <p data-bbox="103 627 546 663">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 699 244 778">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="114 842 327 922">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="114 986 353 1066">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1120 161 2092 244">A⑨ A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができよう、退所後の支援を行っている。</p> <div data-bbox="1135 300 2110 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 459 1299 496">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1160 531 1225 563">(略)</p> <p data-bbox="1120 627 1563 663">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1131 699 1261 778">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1131 842 1344 922">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1131 986 1370 1066">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 1086 427 1118">A-2 支援の質の確保</p> <p data-bbox="103 1134 465 1166">A-2-(1) 支援の基本</p> <p data-bbox="103 1182 1075 1265">A⑨ A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。</p> <div data-bbox="118 1321 1093 1425" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p data-bbox="1120 1086 1444 1118">A-2 支援の質の確保</p> <p data-bbox="1120 1134 1482 1166">A-2-(1) 支援の基本</p> <p data-bbox="1120 1182 2092 1265">A⑩ A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。</p> <div data-bbox="1135 1321 2110 1425" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>

改定後	現行
<p data-bbox="103 161 282 196">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 236 203 268">(略)</p> <p data-bbox="103 328 546 363">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 403 241 435">(1) 目的</p> <p data-bbox="143 451 203 483">(略)</p> <p data-bbox="114 547 327 579">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="143 595 203 627">(略)</p> <p data-bbox="114 691 353 722">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="143 738 203 770">(略)</p>	<p data-bbox="1120 161 1299 196">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1160 236 1220 268">(略)</p> <p data-bbox="1120 328 1563 363">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1131 403 1258 435">(1) 目的</p> <p data-bbox="1160 451 1220 483">(略)</p> <p data-bbox="1131 547 1344 579">(2) 趣旨・解説</p> <p data-bbox="1160 595 1220 627">(略)</p> <p data-bbox="1131 691 1370 722">(3) 評価の留意点</p> <p data-bbox="1160 738 1220 770">(略)</p>
<p data-bbox="103 791 524 826">A-2-(2) 入所初期の支援</p> <p data-bbox="103 839 1077 967">A⑩ A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。</p> <p data-bbox="143 1038 293 1070">【判断基準】</p> <p data-bbox="172 1086 232 1118">(略)</p> <p data-bbox="103 1190 282 1225">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 1265 203 1297">(略)</p> <p data-bbox="103 1361 546 1396">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 1433 241 1465">(1) 目的</p>	<p data-bbox="1120 791 1541 826">A-2-(2) 入所初期の支援</p> <p data-bbox="1120 839 2094 967">A⑪ A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。</p> <p data-bbox="1160 1038 1310 1070">【判断基準】</p> <p data-bbox="1189 1086 1249 1118">(略)</p> <p data-bbox="1120 1190 1299 1225">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1160 1265 1220 1297">(略)</p> <p data-bbox="1120 1361 1563 1396">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1131 1433 1258 1465">(1) 目的</p>

改定後	現行
<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(3) 母親への日常生活支援</p> <p>A⑪ A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A-2-(3) 母親への日常生活支援</p> <p>A⑫ A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改定後	現行
<p data-bbox="103 161 1075 244">A⑫ A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、 子どもとの適切なかわりができるよう支援している。</p> <div data-bbox="118 300 1093 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="145 312 293 389">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="103 456 282 496">評価の着眼点</p> <p data-bbox="145 531 208 563">(略)</p> <p data-bbox="103 627 546 667">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="118 700 244 777">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="118 844 327 920">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="118 987 353 1064">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1120 161 2092 244">A⑬ A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、 子どもとの適切なかわりができるよう支援している。</p> <div data-bbox="1135 300 2110 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1162 312 1310 389">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 456 1299 496">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1162 531 1225 563">(略)</p> <p data-bbox="1120 627 1563 667">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1135 700 1261 777">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1135 844 1344 920">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1135 987 1370 1064">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="103 1086 1075 1169">A⑬ A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を 行っている。</p> <div data-bbox="118 1225 1093 1329" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="145 1238 293 1315">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="103 1382 282 1422">評価の着眼点</p>	<p data-bbox="1120 1086 2092 1169">A⑭ A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を 行っている。</p> <div data-bbox="1135 1225 2110 1329" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1162 1238 1310 1315">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1120 1382 1299 1422">評価の着眼点</p>

改定後	現行
<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(4) 子どもへの支援</p> <p>A<sup>(14)</sup> A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p>A-2-(4) 子どもへの支援</p> <p>A<sup>(15)</sup> A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>

改定後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A15</b> A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、 学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。</p> <div data-bbox="120 544 1093 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="103 868 546 906" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>A16</b> A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、 学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。</p> <div data-bbox="1137 544 2114 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1120 868 1563 906" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A16</b> A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとな のかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関 係づくりについて支援している。</p>	<p><b>A17</b> A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとな のかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関 係づくりについて支援している。</p>

改定後	現行
<div data-bbox="120 204 1093 308" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <p data-bbox="103 363 282 400">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 435 208 472">(略)</p> <div data-bbox="103 528 546 564" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="114 603 244 683">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="114 746 327 826">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="114 890 353 970">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1135 204 2107 308" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <p data-bbox="1122 363 1301 400">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1162 435 1227 472">(略)</p> <div data-bbox="1122 528 1565 564" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="1133 603 1263 683">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1133 746 1346 826">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1133 890 1373 970">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<div data-bbox="103 991 1093 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A17 A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</div> <div data-bbox="120 1177 1093 1281" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <p data-bbox="103 1337 282 1374">評価の着眼点</p> <p data-bbox="143 1409 208 1445">(略)</p>	<div data-bbox="1122 991 2112 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A18 A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</div> <div data-bbox="1135 1177 2107 1281" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <p data-bbox="1122 1337 1301 1374">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1162 1409 1227 1445">(略)</p>

改定後	現行
<p data-bbox="100 204 546 244">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 280 244 363">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="114 427 327 510">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="114 571 353 654">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p data-bbox="1122 204 1568 244">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1135 280 1265 363">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1135 427 1348 510">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1135 571 1375 654">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p data-bbox="100 667 676 707">A-2-(5) DV被害からの回避・回復</p> <p data-bbox="100 715 1095 798">A<sup>18</sup> A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</p> <div data-bbox="118 855 1093 959" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="141 866 293 949">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="100 1011 282 1051">評価の着眼点</p> <p data-bbox="141 1086 208 1121">(略)</p> <p data-bbox="100 1182 546 1222">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="114 1257 244 1340">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="114 1401 327 1484">(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p data-bbox="1122 667 1697 707">A-2-(5) DV被害からの回避・回復</p> <p data-bbox="1122 715 2116 798">A<sup>19</sup> A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</p> <div data-bbox="1140 855 2114 959" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1162 866 1314 949">【判断基準】 (略)</p> </div> <p data-bbox="1122 1011 1303 1051">評価の着眼点</p> <p data-bbox="1162 1086 1229 1121">(略)</p> <p data-bbox="1122 1182 1568 1222">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="1135 1257 1265 1340">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1135 1401 1348 1484">(2) 趣旨・解説 (略)</p>



改定後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A(19)</b> A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p>	<p><b>A(20)</b> A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>A(20)</b> A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。</p>	<p><b>A(21)</b> A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。</p>

改定後	現行
<div data-bbox="120 161 1093 256" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="103 312 282 352" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="147 387 203 419">(略)</p> <div data-bbox="103 480 546 520" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="120 555 241 587">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="120 699 327 730">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="120 842 353 874">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1135 161 2107 256" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1122 312 1301 352" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="1167 387 1223 419">(略)</p> <div data-bbox="1122 480 1565 520" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p data-bbox="1140 555 1261 587">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1140 699 1346 730">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1140 842 1373 874">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<div data-bbox="103 943 678 983" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応</div> <div data-bbox="103 991 1077 1078" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A<sup>(21)</sup> A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。</div> <div data-bbox="120 1134 1093 1230" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="103 1286 282 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="147 1361 203 1393">(略)</p>	<div data-bbox="1122 943 1697 983" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応</div> <div data-bbox="1122 991 2096 1078" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">A<sup>(22)</sup> A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。</div> <div data-bbox="1135 1134 2107 1230" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1122 1286 1301 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="1167 1361 1223 1393">(略)</p>

改定後	現行
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>A⑳ A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【判断基準】</b></p> <p><u>a) 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。</u></p> <p><u>b) 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っているが、十分ではない。</u></p> <p><u>c) 子どもの権利擁護を図るための関係機関との連携を行っていない。</u></p> </div> <p><b>評価の着眼点</b></p> <p><u>□児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応している。</u></p> <p><u>□被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用している。</u></p>

改定後	現行
	<p data-bbox="1151 212 2089 292"><u>必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。</u></p> <p data-bbox="1122 379 1563 411"><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p data-bbox="1133 451 1263 483"><u>(1) 目的</u></p> <p data-bbox="1151 499 2089 579"><u>本評価基準では、関係機関との連携を図り、子どもの最善の利益を優先する方向性を共有しながら行う支援の展開を評価します。</u></p> <p data-bbox="1133 643 1359 675"><u>(2) 趣旨・解説</u></p> <p data-bbox="1151 691 2089 770"><u>子どもが母親とともに暮らせるように支援することは、子どもの権利擁護では大切な取組です。</u></p> <p data-bbox="1151 786 2089 866"><u>母子生活支援施設が持つ機能を最大限に活用し、子どもの権利擁護に資する支援を行う必要があります。</u></p> <p data-bbox="1151 882 2089 1010"><u>児童相談所・保育所・学校・福祉事務所等の関係機関と、ケースカンファレンスで意見交換を行い、その中で役割分担をしてそれぞれの立場から支援を行っていくことが必要です。</u></p> <p data-bbox="1133 1074 1373 1106"><u>(3) 評価の留意点</u></p> <p data-bbox="1151 1121 2089 1297"><u>施設の支援の意図や目的・目標・計画など、日常的にどのような支援しているかを関係機関に理解してもらうとともに、他機関のもつ機能や支援の意図や目的等を理解し、世帯の状況について共通理解を持つことができているか確認します。</u></p>
<p data-bbox="103 1321 555 1353"><u>A-2-(7) 家族関係への支援</u></p> <p data-bbox="103 1369 1070 1449"><u>A(22) A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</u></p>	<p data-bbox="1122 1321 1574 1353"><u>A-2-(7) 家族関係への支援</u></p> <p data-bbox="1122 1369 2089 1449"><u>A(24) A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</u></p>

改定後	現行
<div data-bbox="116 204 1093 311" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="100 363 286 406" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="145 438 212 478">(略)</p> <div data-bbox="100 555 638 598" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点留意点</div> <p data-bbox="116 630 246 670">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="116 774 331 813">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="116 917 358 957">(3) 評価の留意点 (略)</p>	<div data-bbox="1137 204 2114 311" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1122 363 1308 406" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div> <p data-bbox="1167 438 1234 478">(略)</p> <div data-bbox="1122 555 1659 598" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価基準の考え方と評価の留意点留意点</div> <p data-bbox="1137 630 1267 670">(1) 目的 (略)</p> <p data-bbox="1137 774 1352 813">(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p data-bbox="1137 917 1379 957">(3) 評価の留意点 (略)</p>
<div data-bbox="100 1018 884 1061" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援</div> <div data-bbox="100 1066 1086 1204" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">A<sup>(23)</sup></span> A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 </div> <div data-bbox="116 1257 1093 1364" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="100 1417 286 1460" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div>	<div data-bbox="1122 1018 1906 1061" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援</div> <div data-bbox="1122 1066 2107 1204" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">A<sup>(25)</sup></span> A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 </div> <div data-bbox="1137 1257 2114 1364" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <div data-bbox="1122 1417 1308 1460" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価の着眼点</div>

改定後	現行
<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(9) 就労支援</p> <p>A<sup>24</sup> A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p>	<p>A-2-(9) 就労支援</p> <p>A<sup>26</sup> A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p>

改定後	現行
<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p>
<p><b>A(25)</b> A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。</p> <div data-bbox="120 496 1093 887" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。</p> <p>b) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p>	<p><b>A(27)</b> A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。</p> <div data-bbox="1137 496 2110 887" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている</p> <p>b) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p>

改定後	現行
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)



## 第三者評価共通評価基準（母子生活支援施設）

### I 支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

##### I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

#### I-2 経営状況の把握

##### I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

#### I-3 事業計画の策定

##### I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

##### I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

##### I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

### II 施設の運営管理

#### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

##### II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

##### II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

#### II-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

## Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつ

ための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。

Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

## Ⅲ-2 支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。

## 第三者評価内容表評価基準（母子生活支援施設版）

### A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

#### A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

#### A-1-(2) 権利侵害への対応

A② A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

A③ A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

A④ A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

#### A-1-(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

A⑤ A-1-(3)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

#### A-1-(4) 主体性を尊重した日常生活

A⑥ A-1-(4)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

A⑦ A-1-(4)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

#### A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア

A⑧ A-1-(5)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

### A-2 支援の質の確保

#### A-2-(1) 支援の基本

A⑨ A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

#### A-2-(2) 入所初期の支援

A⑩ A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

#### A-2-(3) 母親への日常生活支援

A⑪ A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

A12 A-2-(3)-2 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。

A13 A-2-(3)-3 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

#### A-2-(4) 子どもへの支援

A14 A-2-(4)-1 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

A15 A-2-(4)-2 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。

A16 A-2-(4)-3 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

A17 A-2-(4)-4 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

#### A-2-(5) DV被害からの回避・回復

A18 A-2-(5)-1 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

A19 A-2-(5)-2 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

A20 A-2-(5)-3 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。

#### A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応

A21 A-2-(6)-1 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。

#### A-2-(7) 家族関係への支援

A22 A-2-(7)-1 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

#### A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

A23 A-2-(8)-1 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

#### A-2-(9) 就労支援

A24 A-2-(9)-1 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

A25 A-2-(9)-2 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

# 第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(母子生活支援施設解説版)

## 目 次

<b>I</b>	<b>支援の基本方針と組織</b>	1
I-1	理念・基本方針	1
I-1-1	理念、基本方針が確立・周知されている。	1
1	I-1-1-1-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	1
I-2	経営状況の把握	5
I-2-1	経営環境の変化等に適切に対応している。	5
2	I-2-1-1-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	5
3	I-2-1-1-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	7
I-3	事業計画の策定	9
I-3-1	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	9
4	I-3-1-1-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	9
5	I-3-1-1-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	12
I-3-2	事業計画が適切に策定されている。	14
6	I-3-2-1-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	14
7	I-3-2-1-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	17
I-4	支援の質の向上への組織的・計画的な取組	19
I-4-1	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	19
8	I-4-1-1-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	19
9	I-4-1-1-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	22
<b>II</b>	<b>施設の運営管理</b>	24
II-1	施設長の責任とリーダーシップ	24
II-1-1	施設長の責任が明確にされている。	24
10	II-1-1-1-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。	24
11	II-1-1-1-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	26
II-1-2	施設長のリーダーシップが発揮されている。	28
12	II-1-2-1-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	28
13	II-1-2-1-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮してい	28



る。	30
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	32
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	32
14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	32
15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	34
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	36
16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	36
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	39
17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	39
18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	41
19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	43
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	46
20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	46
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	48
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	48
21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	48
22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	50
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	53
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	53
23 Ⅱ-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	53
24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	55
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	57
25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	57
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	60
26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	60
27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われて	

いる。	63
<b>Ⅲ 適切な支援の実施</b>	66
Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援	66
<b>Ⅲ-1-（1） 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。</b>	66
28 Ⅲ-1-（1）-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	66
29 Ⅲ-1-（1）-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	68
<b>Ⅲ-1-（2） 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</b>	70
30 Ⅲ-1-（2）-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	70
31 Ⅲ-1-（2）-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	72
32 Ⅲ-1-（2）-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	74
<b>Ⅲ-1-（3） 母親と子どもの満足の向上に努めている。</b>	76
33 Ⅲ-1-（3）-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	76
<b>Ⅲ-1-（4） 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</b>	79
34 Ⅲ-1-（4）-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	79
35 Ⅲ-1-（4）-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	81
36 Ⅲ-1-（4）-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	83
<b>Ⅲ-1-（5） 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</b>	85
37 Ⅲ-1-（5）-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	85
38 Ⅲ-1-（5）-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	88
39 Ⅲ-1-（5）-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	90
Ⅲ-2 支援の質の確保	92
<b>Ⅲ-2-（1） 支援の標準的な実施方法が確立している。</b>	92
40 Ⅲ-2-（1）-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	92

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	94
	.....	
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	96
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	96
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	99
	Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。	101
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	101
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	103

## I 支援の基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

#### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

##### 1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

###### 【判断基準】

- a) 法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、母親と子どもへの周知が図られている。
- b) 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

#### 評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、母親と子どもへの周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、母親と子どもへの周知が十分に図られていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。
- 法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

### 【理念と基本方針】

- 支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、支援する法人、施設の理念・基本方針において、母親と子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、施設における施設経営や支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて施設の母親と子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや母親と子どもへの接し方、支援への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、母親と子ども、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

### 【職員の理解】

- 理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

(社会的養護共通)

- 社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【母親と子どもへの周知】

- 理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、母親と子ども、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、母親と子どもに対して理念や基本方針を周知することによって、支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

(3) 評価の留意点

- 複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じた施設ごとに理念を掲げていても構いません。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置づけています。
- 職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 母親と子どもへの周知については、訪問調査において母親と子どもへの周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある母親と子どもなど、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。
- 理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。
- 理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

(5種別共通)

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。
- 「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。
- 法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

《注》

\*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

\*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

## I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

### 【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

### 評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 母親と子どもの数・母親と子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする母親と子どもの推移、利用率等の分析を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、母親と子どもに良質かつ安心・安全な支援に努めることが求められます。
- 社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、母親と子どもの数・母親と子ども像の変化、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。
- 施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

### (社会的養護共通)

- 都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画や社会的養育ビジョンの内容を十分に理解することも求められます。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「**4** I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

### (3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 ( I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、 I-3-(1)-①で評価します。

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

#### 【判断基準】

- a) 経営や支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

#### 評価の着眼点

- 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。
- 中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的の中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

### (社会的養護共通)

- 都道府県の定める社会的養育推進計画や社会的養育ビジョン等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

### (母子生活支援施設)

- 施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、特定妊婦への支援や親子関係再構築支援、地域のひとり親家庭等への支援（アウトリーチ、相談支援）等が考えられます。

### 【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。
- 中・長期計画については、以下を期待しています。
  - i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
  - ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
  - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
  - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する母親と子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の母親と子どもに関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(母子生活支援施設)

- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。
- 中・長期計画が策定されていない場合（[4](#) I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。



I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に  
行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては母親と子どもの意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や母親と子どもの意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、母親と子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

### (社会的養護共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

### (3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。
- 事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を母親と子どもに周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を母親と子どもに周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を母親と子どもに周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、母親と子どもに周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を子ども会や母親会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、母親と子どもがより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、母親と子どもの参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、母親と子どもに周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (5種別共通)

- 事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、母親と子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を母親と子どもに周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

#### (母子生活支援施設)

- 事業計画は、母親と子どもへの支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、母親と子どもに周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。
- 事業計画の主な内容とは、支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の母親と子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。
- 母親と子どもへの説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。
- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、母親と子どもの参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において母親と子どもへの周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、母親と子どもに聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。
- 母親と子どもへの周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。
- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

##### 【判断基準】

- a) 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

##### 評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 支援の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 施設においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分に なされていないことが課題とされています。支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

### (3) 評価の留意点

- 日常的な支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(母子生活支援施設)

- 企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの支援の質の向上に関する取組やしぐみを確認して総合的に評価します。



- 9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

## Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

#### Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を  
図っている。

##### 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

#### 評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。
- 施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

- 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

### (5種別共通)

- 社会的養護関係施設は、母親と子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

### (3) 評価の留意点

- 施設長が支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (社会的養護共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。



13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

## Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

### 【判断基準】

- a) 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

### 評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

### （社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、心理職等の支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

### (社会的養護共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

### (母子生活支援施設)

- そのため、基幹的職員、心理療法担当職員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

### (母子生活支援施設)

- 基幹的職員、心理療法担当職員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については17 II-2-(3)-①、教育・研修制度については18 II-2-(3)-②、19 II-2-(3)-③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

### (社会的養護共通)

- 特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。



○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

### (社会的養護共通)

- 職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。

- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行います。施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

### (3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設による支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員その他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の支援技術の向上等に取り組んでいる状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。
- 教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。
- 教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが重要です。
- 支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。
- 必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。
- 施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

### (社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制として、
  - ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
  - ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
  - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
  - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるといった取組が考えられます。

### (3) 評価の留意点

- 研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- 研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。

○スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。



Ⅱ－２－（４） 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉の人材を育成すること、また、支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。
- 実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな母親と子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

### (3) 評価の留意点

- 受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、母親と子どもへの事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する母親と子どもへの配慮等について聴取します。
- さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

## Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

### 【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。

### 評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設においては、支援を必要とする母親と子どもがその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 支援を実施する施設に対する、母親と子ども、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26)(27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 支援に関わる施設においては、質の高い支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 施設（法人）の経営・運営は、支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

### (3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

### 【判断基準】

- a) 母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

### 評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 母親と子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や母親と子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の母親と子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

### (母子生活支援施設)

- 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、母親、子どもの地域との交流を広げることが目的とした施設の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、母親と子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 施設においては、母親と子どもの地域活動への参加を推奨し、母親と子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 母親、子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、母親と子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の母親と子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

### (社会的養護共通)

- 母親と子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

### (母子生活支援施設)

- 施設の支援の趣旨に賛同した地域の人々が、法人や施設を支える会、後援会等を組織している場合もあります。

### (母子生活支援施設)

- 母親と子どもの地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、母親と子どもの地域との交流を広げることが目的とした施設の取組について評価します。母親と子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や母親と子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して母親と子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。
- 施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。
- 多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に母親と子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する母親と子どもへの配慮が重要です。
- ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

### (3) 評価の留意点

#### (5種別共通)

- 本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。
- マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、母親と子どもへの事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。
- 原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。
- 評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、母親と子どもへの事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、母親と子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設として、母親と子どもによりよい支援を実施することと、退所後の支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子どもによりよい支援を実施し、退所後も支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、母親と子どもへの支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、母親と子どもに対する支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、母親と子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

### (母子生活支援施設)

- 福祉事務所と施設は母親と子どもの情報を相互に提供することが重要です。

### (母子生活支援施設)

- 母親と子どもの支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立することが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

### (社会的養護共通)

- 退所が近い母親と子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について支援の記録や聞き取りなどから確認します。

- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (社会的養護共通)

- 国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。
- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。
- 施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。
- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。
- また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。
- さらに、日常的な支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない母親と子どものニーズを把握することも必要です。
- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

#### (母子生活支援施設)

- 施設の職員が積極的に地域に出向く取り組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。



(3) 評価の留意点

(5種別共通)

- 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。
- 施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、母親と子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

### (社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて母親と子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

- 施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21Ⅱ-3-(1)-①で評価します。

### Ⅲ 適切な支援の実施

#### Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

##### Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。

##### 28 Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

###### 【判断基準】

- a) 母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

#### 評価の着眼点

- 理念や基本方針に、母親と子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 母親と子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 支援の実施では、母親と子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、母親と子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。
- 施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

### (3) 評価の留意点

- 施設の種別や母親と子どもの年齢の違いによって、母親と子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 母親と子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。

【判断基準】

- a) 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が行われている。
- b) 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が十分ではない。
- c) 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 母親と子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。
- 一人ひとりの母親と子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、母親と子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 母親と子どもにプライバシー保護に関する取組を周知している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、母親と子どもを尊重した支援の実施における重要事項です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。母親と子どものプライバシー保護については母親と子ども尊重の基本であり、たとえば、母親と子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。母親と子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な支援においては、施設の母親と子どもや支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの母親と子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、母親と子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護と権利擁護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を母親と子どもに周知することも求められます。

### (母子生活支援施設)

- 規程・マニュアル等に基づいた支援の実施と合わせて、居室への立ち入り等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 母親と子どものプライバシーに配慮した支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
- 支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、施設の母親と子どもや支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
- 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。[45](#) Ⅲ-2- (3) -②「母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。



Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 施設に入所予定の母親と子どもについては、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 母親と子どもに対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、支援を必要とする母親と子どもが、支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、母親と子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 施設に入所予定の母親と子どもについては、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、母親と子どもの意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、母親と子どもが情報を簡単に入手できるような取組、母親と子どもにとってわかりやすい工夫が必要です。
- 支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の母親と子どもに対して、パンフレットを渡すだけ、というような取組みの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもにわかりやすく説明を行っている。
- b) 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもに説明を行っているが、十分ではない。
- c) 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもに説明を行っていない。

評価の着眼点

- 母親と子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について母親と子どもができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
- 支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。
- 支援の開始・過程においては、母親と子どもの同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、支援の開始及び過程において、母親と子どもにわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 支援の開始や過程においては、母親と子どもの自己決定に十分に配慮し、支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 支援の開始や過程における説明は、母親と子どもの自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準（30 III-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 母親と子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて母親と子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と母親と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 施設における説明は、どの母親と子どもに対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な母親と子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、母親と子どもへの説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- また、書面を確認することとあわせて、母親と子どもの同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮している。
- b) 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として母親と子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、母親と子どもへの支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、母親と子どもの意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、母親と子どもの同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も母親と子どもが相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、母親と子どもに伝えておくことも支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

### (社会的養護共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが母親と子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

### (母子生活支援施設)

- 他の福祉施設・事業所や、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

### (母子生活支援施設)

- また、それまでの記録や支援計画を基に必要な情報提供と引き継ぎが必要です。また、変更による受入れの際には、前任の担当者から情報の記録等の文書を使い適切に引き継ぎを行うことが大切になります。

### (3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、  
取組を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 母親と子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 母親と子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。
- 母親と子どもへの個別の相談面接や聴取等が、母親と子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
- 職員等が、母親と子どもの満足を把握する目的で、母親と子ども会等に出席している。
- 母親と子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子ども本位の支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、母親と子どもがどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、母親と子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足の把握は、母親と子どもの視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。母親と子どもの視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、母親と子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足は、日常生活において母親と子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

#### (社会的養護共通)

- 施設における満足については、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や母親と子どもの状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 母親と子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

- 支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

- 組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の母親と子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

### (3) 評価の留意点

- 施設の事業種別や支援の内容の違いによって、母親と子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として母親と子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また母親と子どもの満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。



(5種別共通)

- 母親と子どもの満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。
  
- 具体的には、母親と子どもの満足に関する調査、母親と子どもへの個別の聴取、母親と子ども懇談会における聴取等があります。母親と子どもの満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
  
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を母親と子どもに配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、母親と子どもが苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、母親と子どもに必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され母親と子どもに周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、母親と子どもからの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、母親と子どもからの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、母親と子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて支援の質の向上を図る必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、母親と子どもへの周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た母親と子どもへの経過や結果の説明、申出た母親と子どもに不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。

【判断基準】

- a) 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを母親と子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを母親と子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

- 母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- 母親と子どもに、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、母親と子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を母親と子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子どもが必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、母親と子ども本位の支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、母親と子どもとの話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

### (3) 評価の留意点

- 母親と子どもの相談、意見に関する取組については、母親と子どもに十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、母親と子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 普段の母親と子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない母親と子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを母親と子どもが理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 母親と子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 母親と子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 母親と子どもからの相談や意見の把握が十分ではない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の支援の実施において、母親と子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、母親と子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、母親と子どもからの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、支援の内容や生活環境の改善等に関する母親と子どもからの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、母親と子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、母親と子どもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、支援の質と母親と子どもからの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、母親と子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、母親と子どもの意見や要望、提案等にもとづく支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、母親と子どもへの経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組みと一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう母親と子どもの意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、母親と子どもの意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、母親と子どもの安心と安全を確保し支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設におけるリスクマネジメントの目的は、支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に母親と子どもの安心・安全に配慮した支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特성에応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

### (母子生活支援施設)

- 母親と子どもに対する強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

### (社会的養護共通)

- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と母親と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

（社会的養護共通）

- 母親と子どもに対する強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。
- 感染症の予防・対応についても、支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- 感染症については、季節、支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。
- 対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している母親と子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子どもの安全を確保するためには、支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 施設においては、災害時においても、母親と子どもの安全を確保するとともに支援を継続することが求められます。「事業（支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、母親と子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

### Ⅲ-2 支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

【判断基準】

- a) 支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた支援が実施されている。
- b) 支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた支援の実施が十分ではない。
- c) 支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設における支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて支援が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 施設における支援の実践は、母親と子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての母親と子どもに対する画一的な支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各施設における母親と子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に見現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの母親と子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、支援の実施時の留意点や母親と子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

### (社会的養護共通)

- 支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

### (3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を促すための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。



41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や母親と子どもからの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○標準的な実施方法については、母親と子どもが必要とする支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、支援の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や母親と子どもからの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

### (社会的養護共通)

○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、母親と子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、母親と子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（母親と子ども一人ひとりについてニーズと具体的な支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また母親と子どもへの連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、母親と子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、母親と子どもにどのような支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。母親と子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、母親と子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から母親と子どものより良い状態を検討する必要があります。

### (社会的養護共通)

- 様式の中には、母親と子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

### (社会的養護共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

(社会的養護共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として母親と子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。

(5種別共通)

- 発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生リスクやメカニズム等の知見に基づいて、子ども等の抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(社会的養護共通)

- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

- 母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、母親と子どもの希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく支援がなされているか、支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
- 自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
- アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 母親と子どもの意向の反映については、自立支援計画に母親と子どもの意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、母親と子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- 施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。
- 母親と子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子ども一人ひとりに対する支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

### (社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

### (社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

### (3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する母親と子どもの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 母親と子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子ども一人ひとりに対する支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような支援が実施されたのか、その結果として母親と子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、母親と子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。
- 母親と子どもの状況等に関する情報とは、母親と子どもの状況、支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、母親と子どもに関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、母親と子どもの状態の変化や支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

### (社会的養護共通)

- 母親と子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

### (社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

### (3) 評価の留意点

- 引継ぎや送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、母親と子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、母親と子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の母親と子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親と子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する母親と子どもの情報は、個人的な情報であり、その流出は母親と子どもに大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、母親と子どもから情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、母親と子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

# 社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(母子生活支援施設版)

## 目 次

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援	1
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護	1
A① A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A-1-(2) 権利侵害への対応	4
A② A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	4
A③ A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	6
A④ A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	8
A-1-(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮	10
A⑤ A-1-(3)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	10
A-1-(4) 主体性を尊重した日常生活	12
A⑥ A-1-(4)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	12
A⑦ A-1-(4)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	14
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア	16
A⑧ A-1-(5)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	16
A-2 支援の質の確保	18
A-2-(1) 支援の基本	18
A⑨ A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	18
A-2-(2) 入所初期の支援	20
A⑩ A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	20
A-2-(3) 母親への日常生活支援	22
A⑪ A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	22

A <sup>12</sup> A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切な かかわりができるよう支援している。 .....	24
A <sup>13</sup> A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。 .....	26
A-2-(4) 子どもへの支援.....	28
A <sup>14</sup> A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する 支援を行っている。 .....	28
A <sup>15</sup> A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩 み等への相談支援を行っている。 .....	30
A <sup>16</sup> A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわり や、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。 ...	32
A <sup>17</sup> A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を 得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。 .....	34
A-2-(5) DV被害からの回避・回復.....	36
A <sup>18</sup> A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備してい る。 .....	36
A <sup>19</sup> A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命 令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 .....	38
A <sup>20</sup> A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 .....	40
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応.....	42
A <sup>21</sup> A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐 待体験からの回復を支援している。 .....	42
A-2-(7) 家族関係への支援.....	44
A <sup>22</sup> A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行 っている。 .....	44
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援.....	46
A <sup>23</sup> A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する 支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 .....	46
A-2-(9) 就労支援.....	48
A <sup>24</sup> A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 .....	48
A <sup>25</sup> A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等と の関係調整を行っている。 .....	50

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- 必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。
- 母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、母親と子どもの権利擁護の拠点である母子生活支援施設として、母親の主体性を尊重した権利擁護と子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した養育・支援への取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に配慮した支援が求められます。
- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。とくに、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。
- 母親と子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 母子生活支援施設を利用する母親と子どもは、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。そうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 児童相談所・保育所・学校・福祉事務所等の関係機関と、ケースカンファレンスで意見交換を行い、その中で役割分担をしてそれぞれの立場から支援を行っていくことが必要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。
- 思想や信教の自由は、憲法で保障された国民の権利です。また、子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。



### (3) 評価の留意点

- 母親と子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 母親と子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 母親と子ども個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。

A-1-(2) 権利侵害への対応

A② A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

【判断基準】

- a) いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止を徹底している。
- b) いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止に取り組んでいるが、さらなる取組が求められる。
- c) 職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
- 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。
- 不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。
- 不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員からの不適切なかかわりによる権利侵害を行わないための取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 母子生活支援施設では、いかなる場合においても暴力や人格を辱めるような行為は許されるものではありません。
- 職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどは、人権侵害の基本的な問題です。各職員が権利侵害の防止を明確に意識することが必要です。
- 「就業規則」等の規程に、暴力の禁止や権利侵害の防止を明記する必要があります。
- 職員研修等を通じて、不適切なかかわりによる権利侵害を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から不適切なかかわりによる権利侵害の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、不適切なかかわりによる権利侵害をしない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。

### (3) 評価の留意点

- また、不適切なかかわりによる権利侵害があった場合を想定して、施設長が職員・利用者双方に事実確認や原因の分析等を行うことや、「就業規則」等の規程に基づいて、厳正に処分を行う仕組みを整備しているかを確認します。
- 全母協の倫理綱領に「母子生活支援施設は、母と子の権利擁護と生活の拠点」とあるように、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底しているかを確認します。

**A③** A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

**【判断基準】**

- a) いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。
- b) いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないように取り組んでいない。

**評価の着眼点**

- 不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。
- 不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。
- 不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、母親や子ども、もしくは子ども同志による他の入所者等への不適切な行為の防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○日頃から、職員研修や具体的な体制整備を通じて、母親や子どもによる他者への不適切な行為の防止について対策を講じておく必要があります。

○身体的暴力、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切な行為は許されないことです。

### (3) 評価の留意点

○不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っているかを確認します。

**A④** A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

**【判断基準】**

- a) 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

**評価の着眼点**

- 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。
- 不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。
- 常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、母親から子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもに対する暴力や脅かしは、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に影響を与えてしまうことになります。

○暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待等、不適切なかかわりは許されないことを周知する必要があります。

### (3) 評価の留意点

○日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて、子どもへの不適切なかかわりの防止について対策を講じているかを確認します。

A-1-(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

A⑤ A-1-(3)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を行っていない。

評価の着眼点

- 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。
- 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。
- 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。
- 母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。
- 母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は施設内の自治会等における母親と子どもの意見表明の機会確保や、主体的な取組について評価するものです。

### (2) 趣旨・解説

○母親と子ども自身が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養うことが必要となります。

○母子生活支援施設では、母親と子どもの安定した日常生活への支援と同時に、母親と子どもの自主性を尊重した施設生活改善への活動の推進が求められます。このような活動は、母親と子どもが自らの権利を学び、生活を自らの手で改善する力を育むための支援となります。

### (3) 評価の留意点

○母親と子ども自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて確認します。

A-1-(4) 主体性を尊重した日常生活

A⑥ A-1-(4)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

【判断基準】

- a) 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。
- b) 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っているが、十分ではない。
- c) 日常生活への支援において、母親や子どもの主体性を尊重していない。

評価の着眼点

- 母親や子どもの自尊心や強みを大切にされた支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。
- 母親と子どもに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワーメントしていく支援を行っている。
- 常に母親と子どもの主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、母親と子どもが主体的に生活する能力を引き出し、それを支え、将来の希望や夢などに繋げる寄り添った支援を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○主体性を尊重し様々な社会資源を活用し、自己選択を可能とする情報を提供する支援が必要となります。

### (3) 評価の留意点

○日常生活の支援において、母親と子どもの主体性を尊重して行っているかを確認します。

**A⑦** A-1-(4)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

**【判断基準】**

- a) 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施している。
- b) 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施しているが、十分ではない。
- c) 行事などのプログラムが、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施されていない。

**評価の着眼点**

- 母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。
- 母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。
- 母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。
- 母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。
- 行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、母親や子どもそれぞれの要望を反映したプログラムの用意、参加しやすい雰囲気づくりなどの取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○行事にも目的や趣旨に沿った計画が必要で、計画的に行事を実施することが重要です。

○行事などのプログラムが、母親や子どもが施設での生活を楽しみ、趣味などを通して精神的な安定や自立への意欲を高めていくために計画されるものです。

○参加は強制したりするものではなく、あくまでも母親と子どもが選択するものであることが必要です。

○ひとり親家庭では体験しにくいスポーツやアウトドア体験等のプログラムを取り入れることも必要です。

○子ども向けのプログラムでは、様々な体験を通して発達の支援につながるように、内容の工夫が求められます。

### (3) 評価の留意点

○母親と子どもの意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的をわかりやすく文書で示し、自己決定により参加できるように支援できているか確認します。

○行事の目的や趣旨、内容や参加することのメリット等を明確にして、母親と子どもにわかりやすく説明がなされているか確認します。

A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア

A⑧ A-1-(5)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。
- b) 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 退所後の支援を行っていない。

評価の着眼点

退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。

退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。

退所後も電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した（学童保育・学習支援・施設行事への招待等）支援を提供している。

退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。

必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、入所時、入所中、退所、アフターケアに至るまで切れ目のない支援を展開し、退所後の母親と子どもが地域で安定した生活が出来るように支援している事を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 退所後の生活を長期的に安定して営めるように支援するため、まずは退所後に発生する事が予想される課題に対する準備から始まり、退所時の様々な変化にうまく対応出来ているか確認し、必要な場合には問題の解決のための支援を行います。
- 長期に渡り、退所者と繋がることを目的とした取組も大切なアフターケアとなります。
- 入所中に問題解決が図られ、退所準備を十分に行って退所された世帯は、退所後の生活が安定する方が多く、問題解決が十分に図られず、準備が不十分なままの状態退所された世帯は、退所後に問題が発生しやすくなる事を理解しておくことが必要です。
- アフターケアは支援の総まとめとしてとても大切な支援である事に着目する必要があります。

### (3) 評価の留意点

- アフターケアではできる限り退所世帯の生活状態が把握出来ていることが必要であり、そのための取組として、退所後の往訪や架電、機関誌等の送付、行事への招待等を評価します。
- 施設への来所相談や施設機能の活用（施設内保育や学童保育）のみならず、退所後の支援計画（アフターケアプラン）作成等の取組、往訪による相談や介助・同行・代行など積極的アプローチ、退所後長期間にわたるアフターケアの実施に対する取組も評価されます。

## A-2 支援の質の確保

### A-2-(1) 支援の基本

A⑨ A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。
- b) 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応した専門的支援を行っていない。

#### 評価の着眼点

- 母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。
- 母親と子どもの課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。
- 母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。
- 資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。
- 専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、課題の解決・軽減に向けた専門的な支援を行うに当たり、適切な職員を配置し、課題を十分理解した上で、母親と子どもに対して、説明と同意、自己選択、自己決定等に配慮した取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○支援を行うには、まず母親と子どもの現在の状況をしっかり把握し、そのニーズを確定させることが大切です。その上で人としての尊厳を重視し母親と子どもが権利主体であることをふまえて、自己決定ができる支援、また課題の多様化・複雑化に対応した支援が必要となります。

### (3) 評価の留意点

○基本的な支援のスタンスとして、母親と子どもがそれぞれ個別に抱える課題、家族として抱える課題をアセスメントによって明らかにし、それぞれのニーズに応じた専門的な支援が計画的に行われているか確認します。

A-2-(2) 入所初期の支援

A⑩ A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

【判断基準】

- a) 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。
- b) 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。
- c) 生活や精神的な安定に向けた支援を行っていない。

評価の着眼点

入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。

母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。

子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。

必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。

居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。

身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるように配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、入所後、母親と子どもが生活を開始し、生活を立て直していくために必要な施設的环境や支援体制が、母親と子どもが安心できる生活に配慮したものであるかどうか、施設の支援や取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○さまざまな事由や課題を抱えて入所をした母親と子どもにとって、入所初期は質的・量的に濃密な支援が必要となります。入所初期のアセスメントに基づき、日常生活支援からさまざまな課題への対応について、安心して施設生活がスタートできるように支援することが必要となります。

### (3) 評価の留意点

○施設への入所は、母親、子どもともに、新しい生活への不安や戸惑いを伴います。そのため、施設での生活にスムーズに移行できるように、様々な情報提供や生活環境の整備、ニーズに応じた支援等、ハード・ソフトの両面からのアプローチが行われていることを確認します。

○入所直後は、急激な環境変化の変化により、孤独感や喪失感、不安感にさいなまれることも少なくありません。それらを軽減・解消するために、職員の温かいかわりや声かけ、相談等の支援が行われていることを確認します。

A-2-(3) 母親への日常生活支援

A⑪ A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。
- b) 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 安定した家庭生活を営むための支援を行っていない。

評価の着眼点

生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。

心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。

必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。

経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。

支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、母親の気持ちが自立に向かっていけるよう、まず生活を安定すること、そのために心とからだの健康、衣・食・住などの基本的な生活に関する不安などを一つずつ軽減していく支援を行っていることについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

○母親の安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、その基となる衣・食・住の安定や生活スキルの向上への支援を行うことや、経済的な安定を図るための諸制度・諸手当の活用をすすめるための支援が必要となります。また、母親の就労や病気等で家事や子育てが困難な場合も、職員が養育や家事を支援し、母親と子どもの不安を取り除いていくことが必要です。

### (3) 評価の留意点

○母親の生育歴、生活歴や現在の生活スキルを踏まえて支援を行っているか確認します。

A⑫ A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。
- b) 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとのかわりができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 母親の子育てのニーズへの対応や子どもとの適切なかわりができるための支援を行っていない。

評価の着眼点

- 母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。
- 母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。
- 母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。
- 虐待や不適切なかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。
- 必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、母親のニーズや状況に応じて、職員が母親に代わって育児を行ったり、母親の役割を担ったりする代替的支援を行うなど、子ども支援・子育て支援の両面にわたる支援について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○母親が安心して子育てをおこなうために、適切な養育環境の提供や育児に対する不安や負担の軽減が求められます。そのため、母親と子どもの状況に応じた子育て支援が必要です。

### (3) 評価の留意点

○母親が安心して子育てに向かえるようになるためには、職員が子どもの育ちにかかわり、見守りや相談などの支援を行うことが求められます。また、虐待等の不適切なかかわりに対する見守りや介入などの支援が行われているか確認します。

A⑬ A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。
- b) 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 安定した対人関係を築くための必要な支援を行っていない。

評価の着眼点

- 母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。
- 施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。
- 対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。
- 社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。
- 施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、母親が安定した対人関係を築くことにより、他人とのつながりを実感し、施設内や社会での自分の居場所を得ることができるよう支援する取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○安定した対人関係を築くことが、社会生活、家庭生活の基盤として重要であり、自己肯定感や自己の存在の再認識につながることから、職員との信頼感の構築、母親同士の交流への支援、対人関係へのストレス軽減の支援などが必要となります。母親が職員とつながっている実感が持てるように、その存在をありのままに認めることで安心感を与え、施設が安心できる場所として存在し、自分の抱える課題や環境を見つめていこうという気持ちにつなげていくことが大切です。

### (3) 評価の留意点

○安定した対人関係が持てていない母親の場合、自尊心が傷つき、不安定になっていることがあります。このような母親へは、自尊心を尊重し、尊厳を持ったいねいな働きかけを行い、しっかりと関係を構築していくことが重要です。

○施設内の他の母親と子どもとの交流を促すなど、母親が自立するための支えとなる関係づくりへの支援が行われているか確認します。

A-2-(4) 子どもへの支援

A⑭ A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

【判断基準】

- a) 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。
- b) 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているが、十分ではない。
- c) 養育・保育に関する支援を行っていない。

評価の着眼点

子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。

放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。

DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。

母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。

施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価では、子どもの成長・発達の段階や子どもの環境に配慮して、健やかな育ちを保障する取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもが、子どもらしくのびのびと健やかに育つためには、見守りとともに、必要に応じて養育や保育への支援が求められます。子どもの年齢相応の発達を保障するためには、子どもの生活環境に留意しながら、個々へのアプローチと集団活動の両面から関わるなど、子どもの年齢と発達の状況に応じた支援が必要です。

○施設では、母親と子どもの関係を構築するための保育、保育所に入所できない子どもの保育、早朝・夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育、母親のレスパイトのための保育等、ニーズに応じた様々な保育支援を行っています。

○子ども一人一人の個別性を重視し、必要なアセスメントを行った自立支援計画を活用した支援が重要です。

### (3) 評価の留意点

○母親が安心して自立へ向けた活動を行うためには、施設内での保育に関する支援が必要となります。保育所に通所できない乳幼児の保育や、保育時間外の保育など、母親や子どものニーズに応じたきめ細やかな支援が行われているのかを確認します。

A⑮ A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、  
悩み等への相談支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。
- b) 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習や進路、悩み等への相談支援を行っていない。

評価の着眼点

- 落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。
- 学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。
- 進学や就職への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。
- 学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。
- 学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。
- 子ども一人一人の個別性を重視した相談・支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもの学習する権利を保障し、子どもの学習意欲を引き出すとともに年齢に応じた進路等の相談体制への取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの学習権を保障するためには、進路に対する悩み事や相談にのり、子ども自身が希望を持って、自らの進路を選択できるように支援します。また、母親の理解を得ることも大切です。
- 自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の子どもの表情や態度から、悩みや思いの理解に努めます。
- 学習のための環境づくりには、静かで落ち着いた個別のスペースや学習室を整備するとともに、学習ボランティアの導入など物的・人的な環境整備が必要です。
- 子ども一人一人の個別性に着眼した相談・支援が重要です。

### (3) 評価の留意点

- 子どもが自立に必要な力を身につけるためには、子どもの学習権を保障し、適切な学習機会を確保するための支援が求められます。そのためには、子どもが落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるような配慮や、日常の学習面での支援、学校との連携が必要となります。

A⑯ A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

【判断基準】

- a) 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。
- b) 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもに、人との関係づくりに関する支援を行っていない。

評価の着眼点

- 母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。
- ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。
- 悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。
- 自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。
- 専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについてのさまざまな支援を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもへの支援では、まず人との関係のなかで心地よさを体験する支援が必要です。安らぎと心地よさを体験することは、自分の存在を肯定することや、社会性を養うために必要です。
- 信頼できる大人とは、子どもを受け入れ、関心を向けてかかわってくれる大人です。そうした大人によって自分を肯定され、認められる体験を通して、人のかかわりのあり方を学ぶことができます。
- 身体的・精神的虐待を受けた子どもにとって、安らぎと心地よさを与えてくれるおとながいるという体験は、自身の社会性を養う上では必要不可欠であり、様々なおとなのかかわりの中で、安らぎや心地よさにも、多様な形態があることを体感する必要があります。
- 専門的なプログラムとは、コミュニケーションのスキルを上げる様々なプログラムのことです。
- グループワークを積極的に取り入れて、子どもどうしの育ちあう力を活用し、個人の発達・成長や子どもどうしの関係性を養うよう支援します。

### (3) 評価の留意点

- 子ども自身が安らぎや心地よさを、母親や他の子どもと共感できる支援や、安らぎや心地よい空間を自身がつくる体験を支援しているのか確認します。

**A⑰** A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

**【判断基準】**

- a) 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。
- b) 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

**評価の着眼点**

- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。
- 職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。
- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。
- 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○子どもの年齢・発達段階によって、学校では性教育の場を設けています。しかし、DV被害や虐待を受けた子どもの中には、性について誤った知識を持っているケースもあります。そのため、それぞれの子どもの年齢や発達にあわせて、正しい知識を得る機会を設けることが必要です。

○日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。

○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。

### (3) 評価の留意点

○子どもが性に対して正しい知識を得るために、その年齢に応じて施設がどのような取組をしているかを評価するものです。

A-2-(5) DV被害からの回避・回復

A⑱ A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。
- b) 母親と子どもの緊急利用に対応する体制を整備しているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備していない。

評価の着眼点

- 緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。
- 24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。
- 役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。
- 緊急時対応マニュアルを作成・整備している。
- 緊急利用のための生活用品等を予め用意している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、施設が緊急時の利用にむけて適切な体制を整備・確立しているのかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- ここで言う緊急利用とは、一般の入所手続きより優先して入所する「緊急入所（措置）」、DV防止法に基づく「一時保護委託入所」、自治体との契約に基づく「緊急一時保護」のことです。
- 曜日や時間、地域等にこだわることなく、保護を必要とする母親と子どもの緊急利用を広く受け入れることが、母子生活支援施設に最も求められる機能の一つです。
- 当面の対応方法や連絡体制、役割分担と責任者の明確化、警察等との連絡調整体制などについて、施設内で文書化し共通理解をしていることが望まれます。
- DV被害者や虐待を受けた子どもへの支援において、職員による24時間の支援体制は大変重要なことと言えます。
- 子どもの安全を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を行う場合があります。
- 緊急時対応マニュアルとは、例えば緊急受け入れマニュアル、不審者対策マニュアル等の緊急な対応が必要な場合を想定してのマニュアルのことです。

### (3) 評価の留意点

- 臨機応変な対応が求められることも想定した緊急利用受け入れ体制の確立について、具体的な受け入れ内容とともに確認を行います。
- DV防止法に基づく「一時保護委託入所」の実施や、児童福祉法33条の一時保護、また自治体との契約に基づく「緊急一時保護」を実施していることも評価に加味します。

A(19) A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。
- b) 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報提供と支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもの安全確保のための、適切な情報提供と支援を行っていない。

評価の着眼点

- 保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。
- 弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。
- DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、DV被害者の安全確保と情報の提供にとどまらず、適切な支援の実施について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- DV被害によって心や身体が傷ついた母親、そして、それに間近で接してきた子どもの精神的なストレスは計り知れません。そうした被害体験からの回復を図るためには、母親と子どもへの精神的なフォローを行うとともに、離婚等に向けて弁護士などの専門家と共働して支援体制を構築し、一日も早く母親と子どもが望む安心できる暮らしが実現できるよう支援します。
- 保護命令や支援措置・DV相談証明などのDV被害者を保護するための制度を活用するときは、その制度の内容、方法、リスク等について十分説明し、母親の同意を得てから手続き等を進めます。
- DV被害によって心身が疲弊している状態にある母親には、必要に応じて手続きや調停や裁判などに同行し、状況に応じて代弁等の支援を行います。
- 不測の事態によって、DV加害者に母親と子どもの所在が知られてしまった場合は、安全確保を優先して対応します。速やかに福祉事務所等と対応策を協議し、対処方法や今後の見通し等について、母親と子どもに十分な説明を行い、それらの対応についての意思確認を行います。

### (3) 評価の留意点

- 精神的なフォローと同時に、法律的な専門知識等に基づいて、望ましい方向を一緒に探り、安全な生活の実現に向けて支援しているかを確認します。

**A⑳** A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。

**【判断基準】**

- a) 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。
- b) 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援しているが、十分ではない。
- c) DVの影響からの回復を支援していない。

**評価の着眼点**

- DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。
- DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。
- 心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。
- 必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、心理的ケアの実施や担当職員の配置、関係機関、病院等との連携などDVの影響からの回復に向けての支援を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○DV等の暴力による心身への影響は計り知れないものがあります。また、その影響は非常に個人差がありさまざまな形で現れます。暴力被害から逃れてきた母親には、まず、自らの意思で暴力を拒否し、逃れられたことを評価し、今までの行動を共感し、肯定することが大切です。

○自己評価が低く、自信や自尊心も揺らぎ、劣等感、無力感などに苛まれた母親に対して、自分が存在する意味と価値を実感できるように、心理的なケアをしていくことが必要です。

○施設内の心理療法担当職員によるケアだけでなく、必要に応じて外部の専門機関（病院やカウンセリングルーム等）へつなぐ支援も重要です。

### (3) 評価の留意点

○心理療法担当職員の配置や、施設内外での心理的ケアの実施状況も評価の対象です。

○DV被害からの回復には時間がかかることもありますが、暴力被害を受けた当事者が本来持つ力がエンパワーメントされ、回復していくよう支援していくことが必要です。

A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応

A⑳ A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。

【判断基準】

- a) 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。
- b) 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援しているが、十分ではない。
- c) 被虐待児に対して、虐待体験からの回復を支援していない。

評価の着眼点

- 暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。
- 子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。
- 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。
- 医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。
- 被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともにそれを保障するための支援を提供していることと、虐待経験のある子どもを専門的な視点から理解して、虐待体験から回復する専門的なかかわりや、虐待から子どもを守る支援を行っていることについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

○虐待を受けた子どもに対しては、安心できる生活の提供、子どもへの心理的援助、安定した人間関係の中で大切にされる体験を積み重ねることで自己肯定感の回復や自尊心の形成に向けた支援が重要です。

○子どもの行動の背景にある意味を理解し、子どもに寄り添い、生活を守り成長を促進する支援が重要です。

### (3) 評価の留意点

○子どもと個別に関わる機会を作り、共感的に子どもの話を聞き、自分の気持ちをゆっくり安心して話せる時間は重要です。カウンセリング等の専門的ケアの時間の保障や、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援、心理的プログラムの取組がされている確認します。

A-2-(7) 家族関係への支援

A② A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。
- b) 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているが、十分でない。
- c) 母親や子どもの家族関係の調整を行っていない。

評価の着眼点

- 母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
- 子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
- 家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。
- 必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、子どもにとっての最善の利益、母親の権利を十分考慮しながら、母親も子どもも自分の感情や思いを表現できるように支援を行い、母子関係や兄弟関係、生活自体を客観的な視点で捉えることができるような支援の提供を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○母親と子どもが抱えている悩みや不安は、それぞれ異なります。母親の思いやニーズ、子どもの思いとニーズを的確に捉えて、どちらの思いやニーズも尊重できるような支援が求められます。また、時間をかけて繰り返し、お互いの代弁や調整を行うことが必要です。

○ペアレントトレーニング等の具体的プログラムを活用して、家族関係調整を行うことも必要です。

### (3) 評価の留意点

○母親と子どもの感情の行き違い、意見の相違がある場合や将来設計が異なる場合、それぞれの関係を尊重して相談に応じ、調整を行っているか確認します。

A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

A⑳ A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

【判断基準】

- a) 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。
- b) 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しているが、十分ではない。
- c) 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行っていない。

評価の着眼点

- 社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。
- 公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。
- 精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。
- 障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、障害や精神疾患その他の配慮が必要な母親と子どもが、主体的に生きるための支援の実施について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○障害や精神疾患、外国人の母親と子どもには、様々な社会的資源を活用した、多方面のサポート体制の構築が必要です。

### (3) 評価の留意点

○障害や精神疾患のある場合、外国人の場合など、それぞれの状況に応じた必要な支援を行なわれているか確認します。

○配慮が必要な母親や子どもへの支援は、必要に応じて関係機関と連携していることを確認します。

A-2-(9) 就労支援

A⑭ A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。
- b) 母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。

評価の着眼点

- 母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。
- 資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。
- 公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。
- 母親が安心して就労できるように補完保育（残業や休日出勤時の保育等）、病後児保育、学童保育などを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、母親の置かれた状況や心身状態に配慮しながら、本人の意向に沿った職業能力開発、就労支援の実施を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○施設内外の就労支援のための講座・勉強会等に参加できるように支援したり、資格取得や能力開発をしたりするための情報提供をすることも重要です。

### (3) 評価の留意点

○母親の状況をアセスメントし、個別に応じた就労支援のあり方を検討し、福祉事務所や職業安定所との連携をしているか確認します。

**A(25)** A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

**【判断基準】**

- a) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。
- b) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。
- c) 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。

**評価の着眼点**

- 職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。
- 母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。
- 障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。
- 就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。
- 必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、就労の安定が収入の安定だけでなく、母親の自信や自尊心の向上に繋がると共に、生活リズムを整えるためにも有効に作用することを理解し、それぞれの状況に応じた就労を促し社会参加することへの支援を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○就労が安定しない要因は様々です。対人関係が苦手であったり、仕事内容が理解出来ていなかったり、体調や精神的ストレス等が様々な要因が考えられます。アセスメントを行いニーズに応じた支援を展開する必要があります。

○居場所作り等の支援を行う事も、広義には就労支援に繋がるものです。

### (3) 評価の留意点

○就労安定のための相談を実施し、必要に応じて関係機関や職場と連携しているか確認します。

○就労が困難な要因を抱える母子についても積極的に受け入れ、関係機関と連携の元、様々な制度（各種給付制度・生活保護・福祉的就労制度等）を活用し経済の安定を図るための支援を行っているか確認します。

## 第三者評価共通評価基準（自立援助ホーム）

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

##### I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

#### I-2 経営状況の把握

##### I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

#### I-3 事業計画の策定

##### I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

##### I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

##### I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

### II 施設の運営管理

#### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

##### II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

##### II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮し

ている。

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

## Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 利用者の満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立して

いる。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

## 第三者評価内容評価基準（自立援助ホーム）

### A-1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

#### A-1-（1） 利用者の尊重

A① A-1-（1）-① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。

A② A-1-（1）-② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。

A③ A-1-（1）-③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。

A④ A-1-（1）-④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。

#### A-1-（2） 被措置児童等虐待の防止等

A⑤ A-1-（2）-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

#### A-1-（3） 主体性、自立性を尊重した日常生活

A⑥ A-1-（3）-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。

#### A-1-（4） 支援の継続性とアフターケア

A⑦ A-1-（4）-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。

A⑧ A-1-（4）-② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。

### A-2 支援の質の確保

#### A-2-（1） 支援の基本

A⑨ A-2-（1）-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。

A⑩ A-2-（1）-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

A⑪ A-2-（1）-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障している。

A⑫ A-2-（1）-④ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。

#### A-2-（2） 食生活

A⑬ A-2-（2）-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。

#### A-2-（3） 衣生活

A14 A-2-(3)-① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。

A-2-(4) 住生活

A15 A-2-(4)-① 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

A-2-(5) 健康管理

A16 A-2-(5)-① 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。

A-2-(6) 性に関する教育

A17 A-2-(6)-① 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

A-2-(7) 行動上の問題への対応

A18 A-2-(7)-① 利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。

A-2-(8) 心理的ケア

A19 A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。

A-2-(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）

A20 A-2-(9)-① 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

A21 A-2-(9)-② 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。

A22 A-2-(9)-③ 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。

A23 A-2-(9)-④ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。

A-2-(10) 家族とのつながり

A24 A-2-(10)-① 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。

# 第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(自立援助ホーム版)



## 目 次

<b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b> .....	1
I-1 理念・基本方針.....	1
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。.....	1
1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。.....	1
I-2 経営状況の把握.....	4
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。.....	4
2 I-2-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。.....	4
3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。.....	6
I-3 事業計画の策定.....	8
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。.....	8
4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。...8	
5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。... 11	
I-3-2 (2) 事業計画が適切に策定されている。.....	13
6 I-3-2 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。.....	13
7 I-3-2 (2) -② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。.....	16
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組.....	18
I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。.....	18
8 I-4-1 (1) -① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。.....	18
9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。.....	21
<b>II 施設の運営管理</b> .....	23
II-1 管理者の責任とリーダーシップ.....	23
II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。.....	23
10 II-1-1 (1) -① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。.....	23
11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。.....	25
II-1-2 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。.....	27
12 II-1-2 (2) -① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。...27	
13 II-1-2 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。.....	29

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成.....	31
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。.....	31
14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。.....	31
15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。.....	33
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。.....	35
16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。.....	35
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。.....	38
17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。.....	38
18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。.....	40
19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。.....	42
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。.....	45
20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。.....	45
Ⅱ-3 運営の透明性の確保.....	47
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。.....	47
21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。.....	47
22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。.....	49
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献.....	52
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。.....	52
23 Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。.....	52
24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。.....	54
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。.....	56
25 Ⅱ-4-(2)-① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。.....	56
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。.....	59
26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。.....	59
27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。.....	62
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	65

Ⅲ-1	利用者本位の福祉サービス	65
Ⅲ-1-1	利用者を尊重する姿勢が明示されている。	65
28	Ⅲ-1-1-1 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	65
29	Ⅲ-1-1-2 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	67
Ⅲ-1-2	福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	69
30	Ⅲ-1-2-1 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	69
31	Ⅲ-1-2-2 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	71
32	Ⅲ-1-2-3 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	73
Ⅲ-1-3	利用者の満足の向上に努めている。	75
33	Ⅲ-1-3-1 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	75
Ⅲ-1-4	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	78
34	Ⅲ-1-4-1 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	78
35	Ⅲ-1-4-2 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	80
36	Ⅲ-1-4-3 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	82
Ⅲ-1-5	安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。	84
37	Ⅲ-1-5-1 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	84
38	Ⅲ-1-5-2 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	87
39	Ⅲ-1-5-3 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	89
Ⅲ-2	福祉サービスの質の確保	91
Ⅲ-2-1	提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	91
40	Ⅲ-2-1-1 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	91
41	Ⅲ-2-1-2 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	

.....	93
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	95
42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	95
43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	98
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	100
44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	100
45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	102

## I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

#### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

##### 1 I-1-(1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

###### 【判断基準】

- a) 法人、事業所の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者や家族等への周知が図られている。
- b) 法人、事業所の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、事業所の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

###### 評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、事業所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、事業所が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人、事業所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、法人、事業所の使命や役割を反映した理念、これにもとづく福祉サービスに関する基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が十分に図られていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。
- 法人、事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

### 【理念と基本方針】

- 福祉サービスや経営の前提として、法人、事業所の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、福祉サービスを実施する法人、事業所の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、事業所における事業経営や福祉サービスの拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、事業所のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて事業所の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや利用者への接し方、福祉サービスへの具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、福祉サービスに対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、組織に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、利用者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、事業所の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

### 【職員の理解】

- 理念や基本方針は、組織の福祉サービスに対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

(社会的養護共通)

○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【利用者等への周知】

○理念や基本方針は、組織の支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、利用者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、利用者等に対して理念や基本方針を周知することによって、福祉サービスに対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

(3) 評価の留意点

○複数の事業所を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各事業所の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。

○事業所によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置づけています。

○職員への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○利用者等への周知については、訪問調査において利用者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある利用者など、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。

○理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。

○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに福祉サービスが提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

《注》

\*本評価基準における「管理者」とは、組織を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、管理者と同様の姿勢が求められます。

\*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用されるすべての職員を指しています。

## I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

### 【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

### 評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 利用者数・利用者像等、福祉サービスのニーズ、潜在的に支援を必要とする利用者に関するデータを収集するなど、事業所（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に福祉サービスのコスト分析や福祉サービス利用者の推移、利用率等の分析を行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、事業経営の基本として、事業経営をとりまく環境と事業所（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 組織においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、利用者に良質かつ安心・安全な福祉サービスの提供に努めることが求められます。
- 社会福祉事業全体の動向、事業所が位置する地域での福祉に対する需要の動向、利用者の数・利用者像の変化、福祉サービスのニーズ、潜在的に支援を必要とする利用者に関するデータ等は、事業経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。
- 事業所の経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。実施する福祉サービスの内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

### (社会的養護共通)

- 都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画についても、理解することが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また事業所における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。
- 事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「**4** I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等の経営企画を担う者）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- I-2-(1)-①事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や管理者が個人的に行っているだけでは、組織としての取組に位置づけることはできません。

### (自立援助ホーム)

- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等の経営企画を担う者）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

### (3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。

### (自立援助ホーム)

- なお、自立援助ホームは任意団体や個人が設立したところもあります。この評価項目における「役員」とは、経営企画を担う人を言います。

○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 ( I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。

○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、 I-3-(1)-①で評価します。

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

#### 【判断基準】

- a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

#### 評価の着眼点

- 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。

- 中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して組織の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

### (社会的養護共通)

- 都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、組織の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、組織が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中・長期的なビジョンをもつことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、高機能化・多機能化を進めることとされており、事業所として今後、明確なビジョンをもって組織運営していくことが重要です。

### (自立援助ホーム)

- 高機能化・多機能化の取り組みとしては、退居した利用者の自立支援や心理的支援等が考えられます。

### 【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。

- 中・長期計画については、以下を期待しています。

- i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
- ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
- iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
- iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、利用者の増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については事業所の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、福祉サービス提供に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について管理者から聴取して確認します。
- 中・長期計画が策定されていない場合（[4](#) I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。



I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に  
行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては利用者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や利用者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

### (社会的養護共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

### (3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。
- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を利用者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を利用者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を利用者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を利用者会（ミーティング）等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、利用者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (自立援助ホーム)

- 自立援助ホームは、就労等による収入から自ら寮費を支払い、自立をめざし生活をする場です。事業所は、共に生活をつくっている人たちに対し、その生活やサービスについて説明責任を果たす必要があります。事業計画は、基本的な生活習慣、生活住環境等、利用者の生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を利用者等に周知し、理解を促すための取組みを行うことが必要です。

- 事業計画の主な内容とは、支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の利用者の生活に密接にかかわる事項をいいます。

- 利用者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において利用者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、利用者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

#### (自立援助ホーム)

- 例えば、利用者が集まる機会に説明を行う、利用者向けの資料の作成等も考えられます。

- 利用者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

##### 【判断基準】

- a) 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

##### 評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組を実施している。
- 福祉サービスの内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、福祉サービスの質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉サービスの質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、事業所が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 福祉サービスの質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、福祉サービスの質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 事業所においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分になされていないことが課題とされています。福祉サービスの質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 福祉サービスの内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、組織としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 福祉サービスの質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

### (3) 評価の留意点

- 日常的な福祉サービスの質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な福祉サービスの質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(自立援助ホーム)

- 企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの福祉サービスの質の向上に関する取組やしくみを確認して総合的に評価します。



- 9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を組織がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

## Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

#### Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を  
図っている。

##### 【判断基準】

- a) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

#### 評価の着眼点

- 管理者は、自らの事業所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。
- 管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、管理者が事業所の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 管理者は、事業所の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 管理者が、組織をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い福祉サービスの実施や、効果的な経営管理は、管理者だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、管理者の要件といえます。
- 事業所の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、管理者と同様の姿勢が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 管理者の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において組織の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、組織内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 管理者は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 管理者は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 管理者は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準については、管理者が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 事業所（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した事業経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、事業所（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 管理者は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、事業所における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 事業所（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

### (3) 評価の留意点

- 管理者自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、事業所の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。
- 事業所として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

管理者は、実施する福祉サービスの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。

管理者は、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。

管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

管理者は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、管理者が福祉サービスの質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 事業所における福祉サービスの質の向上において、管理者の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な養育・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 管理者は、理念や基本方針を具体化する観点から、事業所における福祉サービスの質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして取組を進める必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 管理者が福祉サービスの質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

### (社会的養護共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、事業所の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。



13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、管理者が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 管理者は、経営資源を有効に活用して、事業所（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な福祉サービスの実施には不可欠となります。
- 管理者は、事業所の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 管理者の自らの具体的な取組とともに、組織内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

## Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

### 【判断基準】

- a) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

### 評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 事業所（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

### （社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、組織として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、心理職等の福祉サービスの提供に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

### (社会的養護共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として福祉サービスに取り組む体制が確立していることが大切です。

### (自立援助ホーム)

- そのため、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該事業所に関する具体的な考え方や取組を評価します。

### (自立援助ホーム)

- 心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、事業所の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○事業所における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、事業所の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、事業所の特性等を踏まえながらも、同地域、同事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な事業所については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な事業所を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については **17** II-2-(3) -①、教育・研修制度については **18** II-2-(3) -②、**19** II-2-(3) -③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を事業所内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、事業所の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉サービスの内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

### (社会的養護共通)

- 特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば管理者に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、事業所内部に設置していれば評価の対象とします。



○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、組織の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、事業所（法人）の理念・基本方針をはじめとする事業所の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、福祉サービスの実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

### (社会的養護共通)

- 職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（事業所（法人）の理念・基本方針、支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、事業所の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。
- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、事業所や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、管理者等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

### (3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 組織が目指す福祉サービスを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している福祉サービスの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 福祉サービスの質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 組織が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、福祉サービスの質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。組織として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 組織による福祉サービス全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして組織の取組を評価します。

### (自立援助ホーム)

- 個人が運営する自立援助ホームも、本評価項目の趣旨を踏まえた取組が必要です。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や事業所の組織力の向上に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、組織がスーパービジョンの体制を確立し、職員の支援技術の向上等に取り組んでいる状況の評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。
- 教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。
- 教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが必要です。
- 福祉サービスに関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。
- 必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。
- 事業所において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

### (社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制として、
  - ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
  - ・管理者、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
  - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
  - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、組織全体の福祉サービスの質を向上させるといった取組が考えられます。

### (3) 評価の留意点

- 研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- 研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、事業所において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。

○スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

(自立援助ホーム)

○個人が運営する自立援助ホームも、本評価項目の趣旨を踏まえた取組が必要です。



Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の福祉サービスの専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○福祉の人材を育成すること、また、福祉サービスに関わる専門職の研修・育成への協力は、事業所の社会的責務の一つです。地域の特性や事業所の種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。

### (自立援助ホーム)

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな利用者への配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等の社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生等幅広い人材をいいます。

### (3) 評価の留意点

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、利用者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生等の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する利用者への配慮等について聴取します。

○さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

### (自立援助ホーム)

○なお、自立援助ホームは、令和 2 年度から「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日付社席第 29 号）」（厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知）により、実習指定施設になっています。

## Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

### 【判断基準】

- a) 事業所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 事業所の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 事業所の事業や財務等に関する情報を公開していない。

### 評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、事業所の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 事業所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 事業所の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、事業所の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、組織の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 組織においては、実施する福祉サービスを必要とする利用者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 事業所の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による福祉サービスを実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 支援を実施する事業所に対する、利用者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業所のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26 27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 事業所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 事業所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 事業所においては、質の高い福祉サービスを実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、福祉サービスを実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 事業所の経営・運営は、福祉サービスの提供及び、業務執行に関わる「内部統制」＝事業経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、事業所（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか事業所（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 事業所（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど組織経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

### (3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、事業所（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な事業所（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。事業所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、事業所経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

### 【判断基準】

- a) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

### 評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 事業所や利用者への理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 利用者の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、利用者の地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者が地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、利用者の活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 事業所においては、利用者の地域活動への参加を推奨し、利用者が参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 利用者と地域の人々との交流は、地域と事業所の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。事業所が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、利用者の地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 利用者の買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

### (社会的養護共通)

- 利用者の地域との交流を広げるために、事業所の職員等が町内会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

### (自立援助ホーム)

- 職員のもつ専門的なノウハウを活用した若者支援や相談機能、地域の方の参加できる催し物の開催、事業所の様子のわかる通信等の発行も有効です。

### (自立援助ホーム)

- 事業所の支援の趣旨に賛同した地域の人々が、法人や事業所を支える会、後援会等を組織している場合もあります。

### (自立援助ホーム)

- 利用者の地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、利用者の地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。利用者が地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、事業所や利用者への理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されておらず、受け入れについての体制が整備されていない。

評価の着眼点

- ボランティア等の受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア等の受入れについて、登録手続、ボランティア等の配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティア等に対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地域のボランティア等の受入れに対する基本姿勢や体制について評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (自立援助ホーム)

- 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と事業所をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。

○事業所の特性や地域の実情等にそくした、ボランティア等の受入れを検討・実施することが求められます。

○多くの事業所が、さまざまにボランティアの受入れ等への協力等を実施しているものと思われます。事業所側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に利用者と直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する利用者への配慮が重要です。

○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

### (3) 評価の留意点

#### (自立援助ホーム)

- 本評価基準では、ボランティアの受入れ等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。

○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、利用者等への事前説明、ボランティアの協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。

#### (自立援助ホーム)

○原則として、ボランティア等の受入れに係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、事業所の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育の状況等を総合的に勘案し評価します。

○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、利用者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

#### (自立援助ホーム)

○事業所の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに事業所をより深く理解してもらう取組をしているか確認します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 利用者によりよい福祉サービスを実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 利用者によりよい福祉サービスを実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 利用者によりよい福祉サービスを実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、事業所として、利用者によりよい福祉サービスを実施することと、退居後のサービスの継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者によりよい福祉サービスを実施し、退居後もサービスの継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、利用者へのサービスの質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、事業所が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、利用者に対するサービス等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、組織として重要な役割です。

### (自立援助ホーム)

- 児童相談所と事業所は利用者等の情報を相互に提供することが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況进行评估します。

### (社会的養護共通)

- 退居が近い利用者の自立支援計画に退居後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、支援の記録や聞き取りなどから確認します。

- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認  
します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

事業所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

組織のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（自立援助ホーム）

地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じられるよう努めている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、事業所（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (社会的養護共通)

- 国は地域共生社会の実現を目指しています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

- 事業所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

#### (自立援助ホーム)

- また、事業所（法人）の有する専門性や特性を活かして、たとえば思春期問題等の相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

- さらに、日常的な支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。

- このほか、事業所等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

### (3) 評価の留意点

#### (自立援助ホーム)

- 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、社会福祉を目的とする事業を実施する事業所として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。



- 事業所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等を  
ていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 事業所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、事業所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 事業所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための事業所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした事業所（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、事業所（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

### (社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて利用者等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

- 事業所（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、事業所（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等の評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、事業所（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 事業所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21Ⅱ-3-(1)-①で評価します。

（自立援助ホーム）

- なお、本評価基準における取り組みは、社会福祉法において社会福祉法人に求められており、その取り組み内容を評価します。自立援助ホームの経営主体の半数以上がNPO法人であるため、社会福祉法人以外の事業所にはこの取り組みは求められていませんが、社会福祉法人以外の自立援助ホームにおいても、本評価項目の趣旨を踏まえどのように取り組みを実施しているか確認します。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

##### Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

##### 28 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

###### 【判断基準】

- a) 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示されていない。

#### 評価の着眼点

- 理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 利用者を尊重した福祉サービスの提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 利用者を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々のサービスの標準的な実施方法等に反映されている。
- 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、利用者を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉サービスの実施では、利用者の意向を尊重することは当然ですが、さらに、利用者のQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。
- 組織内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、利用者の尊重や基本的人権への配慮に関する組織内の勉強会・研修や、実施する福祉サービスの標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

### (3) 評価の留意点

- 事業所の種別や利用者の年齢の違いによって、利用者の尊重の具体的な留意点は異なるので、組織としての基本姿勢と、組織全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。組織の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 利用者の尊重について、組織内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

【判断基準】

- a) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が行われている。
- b) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が十分ではない。
- c) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- 一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 利用者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。利用者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。利用者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な福祉サービスの提供においては、事業所の利用者や福祉サービスの特性とあり方を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を利用者等に周知することも求められます。

### (自立援助ホーム)

- 規程・マニュアル等に基づいた支援と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、組織の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
- 福祉サービスの場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、事業所の利用者や福祉サービスの特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
- 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。<sup>45</sup> Ⅲ-2- (3)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。



Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 利用者希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用者希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用者希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、支援の内容や組織の特性等を紹介した資料を準備している。
- 事業所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 事業所に入居予定の利用者等については、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 利用者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、福祉サービスの利用希望者が、福祉サービスを選択するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、利用者の視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 事業所に入居予定の利用者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、利用者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 福祉サービス内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、利用者等が情報を簡単に入手できるような取組、利用者等にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 実施する福祉サービスの内容等について組織が積極的に情報提供を行うことを求めています。入居予定の利用者等に対して、パンフレットを渡すだけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- サービス開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- 説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- サービス開始・変更時の福祉サービスの内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。
- サービス開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な利用者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、福祉サービス開始及び変更時に、利用者等にわかりやすく説明を行い、同意を得ているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 福祉サービスの開始や変更の際には、利用者等の自己決定に十分に配慮し、福祉サービスの具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 福祉サービスの開始や変更時における説明は、利用者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準（Ⅲ-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

### (社会的養護共通)

- 利用者の自己決定にあたっては、必要に応じて利用者の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と利用者の利益が守られるような福祉サービスを選択できるように自己決定のためのサービスを行う必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 事業所における説明は、どの利用者等に対しても、組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人の理解度に応じて、事業所がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、利用者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- また、書面を確認することとあわせて、利用者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮している。
- b) 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 福祉サービスの内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の事業所や地域・家庭への移行にあたり、福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 福祉サービスの利用が終了した後も、組織として利用者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 福祉サービスの利用が終了した時に、利用者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮しているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者の状態の変化や家庭環境の変化等で、福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等を行う場合、利用者への支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、利用者等の意向を踏まえ、他の事業所や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の事業所への情報提供が必要な場合には、利用者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 福祉サービス終了後も利用者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、利用者等に伝えておくことも福祉サービスの継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

### (自立援助ホーム)

- 自立援助ホームでは、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、事業所退居後のアフターケアが利用者の安定、安心した生活に欠かせないことから、各事業所が有する専門性を活かした取組が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 事業所の変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない福祉サービスの提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 利用者の満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の満足を把握する仕組みを整備し、利用者の満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者の満足を把握する仕組みを整備し、利用者の満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者の満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 利用者の満足に関する調査が定期的に行われている。
- 利用者への個別の相談面接や聴取等が、利用者の満足を把握する目的で定期的に行われている。
- 職員等が、利用者の満足を把握する目的で、利用者会（ミーティング）等に出席している。
- 利用者の満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、利用者の満足を把握する仕組みを整備し、利用者の満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者本位の福祉サービスは、事業所が一方的に判断できるものではなく、利用者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。福祉サービスにおいては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、利用者の満足を組織的に調査・把握し、これを福祉サービスの質の向上に結びつける取組が必要です。

#### (社会的養護共通)

- 組織における満足の把握は、利用者等の視点から事業所を評価するもので、サービスを向上するために必要なプロセスです。利用者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、利用者の尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

#### (社会的養護共通)

- 組織における満足は、日常生活において利用者の人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

#### (社会的養護共通)

- 組織における満足は、福祉サービスを含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該事業所において福祉サービスの基本方針や利用者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 利用者の満足に関する調査の結果は、具体的な支援の改善に結びつけること、そのために組織として仕組みを整備することが求められます。

- 実施する福祉サービスの質を高めるためには、組織として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応と言うことはできません。

- 組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の利用者の満足に対する意識を向上させ、組織全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

### (3) 評価の留意点

- 組織の事業種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者の満足の具体的な内容は異なるので、組織として利用者の満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また利用者の満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。



- 具体的には、利用者の満足に関する調査、利用者への個別の聴取、利用者懇談会における聴取等があります。利用者の満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 福祉サービスの実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、利用者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た利用者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

#### (自立援助ホーム)

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（管理者、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが組織の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、福祉サービス内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり福祉サービスの質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 組織においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、利用者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た利用者等への経過や結果の説明、申出た利用者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、組織として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、福祉サービスの質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

【判断基準】

- a) 利用者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを利用者に伝えるための取組が行われている。
- b) 利用者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを利用者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 利用者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、利用者が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が組織として整備されているか、また、その内容を利用者に伝えるための取組が行われているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることは言うまでもありません。組織として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは組織において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、利用者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

### (3) 評価の留意点

- 利用者の相談、意見に関する取組については、利用者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において組織としての取組を聴取し、書面の確認及び事業所内の見学等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 利用者が自由に意見を表明できるよう、利用者との関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 普段の利用者の表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 十分に意思を表明することができない利用者について、権利擁護の観点から職員等が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

### (社会的養護共通)

- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを利用者が理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 利用者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 利用者からの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の福祉サービスの実施において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、利用者からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、福祉サービスの内容や生活環境の改善等に関する利用者からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。組織においては、利用者からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、福祉サービスの質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、利用者の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、福祉サービスの質と利用者からの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、利用者からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する組織の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

### (3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に福祉サービスの改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している事業所の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう利用者の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において組織としての取組を聴取し、書面等で確認します。

### (社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、利用者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、利用者の安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、利用者の安心と安全を確保し福祉サービスの質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 組織におけるリスクマネジメントの目的は、福祉サービスの質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と事業所の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、福祉サービスの質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 福祉サービスの実施に関わる設備・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に利用者の安心・安全に配慮した支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、組織の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では管理者のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

### (自立援助ホーム)

- 事業所では、虐待を受けた利用者等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各事業所の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

### (自立援助ホーム)

- 強引な引き取りがあった際の対応について職員間で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底しているか、等の視点も大切です。

### (社会的養護共通)

- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と利用者の安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。
- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ－１－（５）－②」で評価します。

(社会的養護共通)

- 保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する利用者の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する利用者の安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な利用者の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者の生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。
- 感染症の予防・対応についても、福祉サービスの質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、組織内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- 感染症については、季節、支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。
- 対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に  
行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を組織的にしている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、事業所に入居（利用）している利用者の安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者の安全を確保するためには、福祉サービス上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 組織においては、災害時においても、利用者の安全を確保するとともに福祉サービスを継続することが求められます。「事業（福祉サービス）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、利用者及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

### (自立援助ホーム)

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じているか確認します。

## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。

### 【判断基準】

- a) 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた福祉サービスが実施されている。
- b) 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた福祉サービスの実施が十分ではない。
- c) 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されていない。

### 評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、利用者の尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、組織における福祉サービスの標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて福祉サービスが適切に実施されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 組織における支援の実践は、利用者の状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、福祉サービスを提供する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての利用者に対する画一的な福祉サービスの実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各事業所における利用者の状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による福祉サービスの水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に見現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの利用者の個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、福祉サービスの実施時の留意点や利用者のプライバシーへの配慮、設備等の事業所の環境に応じた業務手順等も含まれ、支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない福祉サービスが提供されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

### (社会的養護共通)

- 福祉サービスの標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

### (3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた福祉サービスの実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった福祉サービスの実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。



41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 標準的な実施方法については、利用者が必要とする福祉サービス内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、組織として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、福祉サービスの質の向上にとって必要です。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や利用者等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、福祉サービスの質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が組織として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

### (社会的養護共通)

- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 利用者一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者の特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、利用者のニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（利用者一人ひとりについてニーズと具体的な福祉サービスの内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、組織での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また利用者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、利用者の心身の状況や生活状況等を把握するとともに、利用者にとどのような支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。利用者の状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が組織として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、利用者全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっては、総合的な視点から利用者のより良い状態を検討する必要があります。

### (社会的養護共通)

- 様式の中には、利用者の強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、利用者の担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

### (社会的養護共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的なサービス内容・方法を定めています。支援目標は、利用者理解できる目標として、表現し、努力目標として利用者に説明し、合意と納得を得て決まります。

(社会的養護共通)

- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

- 措置入所により利用者一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる場合については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、利用者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく福祉サービスの提供がなされているか、福祉サービスの質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
- 自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、組織の状況に応じて異なりますので、組織として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
- アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 自立支援計画は利用者の人生を支援するためのものであり、利用者とともにつくっていくことが大切です。利用者の意向の反映については、自立支援計画に利用者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、利用者数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- 組織としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。

(自立援助ホーム)

- 利用者一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。措置入所により自立支援計画の策定が法令上求められる場合については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに福祉サービスが提供されていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、利用者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に実施できていない内容（ニーズ）等、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているか評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者一人ひとりに対する福祉サービスの質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する組織として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、福祉サービスの実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での福祉サービスの実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる場合はもとより、それ以外の事業所についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に実施できていない内容（ニーズ）など、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされて、福祉サービスの質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

### (社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、福祉サービスの実施方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、組織全体の福祉サービスの向上に反映させる仕組みを構築します。

### (社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

### (3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する利用者の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる場合については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 利用者一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 利用者の身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづくサービスが実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、組織内で情報を共有する仕組みが整備されている。



## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、利用者一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者一人ひとりに対する福祉サービスの実施状況は、組織の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのようなサービスが実施されたのか、その結果として利用者の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、利用者の状況等に関する情報の流れや共通化について、組織としての取組を評価します。
- 利用者の状況等に関する情報とは、利用者の状況、福祉サービスの実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、利用者に関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、利用者の状態の変化や支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

### (社会的養護共通)

- 利用者の強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

### (社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

### (3) 評価の留意点

- 引継ぎや申送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、組織の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、利用者数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、利用者の状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 利用者に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 利用者に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 利用者に関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、利用者等に説明している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の利用者の記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 事業所が保有する利用者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は利用者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない事業所（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで利用者や保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、利用者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、利用者への配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

# 社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(自立援助ホーム版)

## 目次

A-1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援	1
A-1-(1) 利用者の尊重	1
A① A-1-(1)-① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。	1
A② A-1-(1)-② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	3
A③ A-1-(1)-③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。	5
A④ A-1-(1)-④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。	7
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等	9
A⑤ A-1-(2)-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	9
A-1-(3) 主体性、自立性を尊重した日常生活	11
A⑥ A-1-(3)-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。	11
A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア	13
A⑦ A-1-(4)-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。	13
A⑧ A-1-(4)-② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。	15
A-2 支援の質の確保	17
A-2-(1) 支援の基本	17
A⑨ A-2-(1)-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。	17
A⑩ A-2-(1)-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	19
A⑪ A-2-(1)-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障している。	21
A⑫ A-2-(1)-④ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。	23
A-2-(2) 食生活	25
A⑬ A-2-(2)-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	25
A-2-(3) 衣生活	27

A14	A-2-(3)-①	衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	27
	A-2-(4)	住生活	29
A15	A-2-(4)-①	居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	29
	A-2-(5)	健康管理	31
A16	A-2-(5)-①	利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。	31
	A-2-(6)	性に関する教育	33
A17	A-2-(6)-①	他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	33
	A-2-(7)	行動上の問題への対応	35
A18	A-2-(7)-①	利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。	35
	A-2-(8)	心理的ケア	37
A19	A-2-(8)-①	心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。	37
	A-2-(9)	社会生活支援（進路支援、社会経験等）	39
A20	A-2-(9)-①	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	39
A21	A-2-(9)-②	進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	41
A22	A-2-(9)-③	自立に向けて就労支援に取り組んでいる。	43
A23	A-2-(9)-④	金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	45
	A-2-(10)	家族とのつながり	47
A24	A-2-(10)-①	本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。	47

## A-1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

### A-1-(1) 利用者の尊重

A① A-1-(1)-① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。

#### 【判断基準】

- a) 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申し込みができるよう十分に配慮している。
- b) 入居に際して、事業所での生活や約束事を説明し、利用者が理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 入居に際して、利用者が理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮していない。

#### 評価の着眼点

- 入居の際に、事業所での生活状況や約束ごとを十分に説明している。
- 説明だけでなく事前見学や体験入居等の機会を設け、利用者が事業所での生活状況等を深く理解したうえで入居申込みができるよう配慮している。
- 利用者自身の自己決定権を尊重している。
- 事業所での生活についての約束は、形式にこだわらず、利用者が十分に理解し納得した上で交わしている。
- 入居後においても、適時利用者と約束の内容について確認している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 自立援助ホームは、なんらかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の利用者に暮らしの場を与える施設です。本評価基準では、そうした自立援助ホームの特性を踏まえ、利用者からの入居相談や入居申込み等の際に、事前の情報提供等がきちんと行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームへの入居は、利用者の申し込みが前提となり、入居希望者と事業所との契約による入居となります。そのため、自立援助ホームの入居申込みにあたっては、申込み者本人の意思が最も尊重されなければなりません。
- また、事業所は共同生活をする場であること、地域住民の一人であることから、周りの人と協調性を持って生活できることが入居の条件となります。さらに、独り立ちができることが目標となるため、生活の安定、就労の安定が不可欠であり、そのためにも入居前に事業所での生活状況や約束ごとなどが、十分に利用者に伝わっていることが重要です。
- 事業所での生活状況や約束ごとなどへの理解を深めるために、必要に応じて事前見学や体験入居等の取組が求められます。
- 利用者が社会人となり、働くようになると、雇用契約、賃貸契約など様々な契約を結んでいくこととなります。契約は約束であるという意味で、事業所との約束は、今後の社会生活における契約を利用者が学ぶ一環と捉えるとよいでしょう。
- 自立援助ホームには20歳以上の利用者も入居しています。飲酒や喫煙のできる年齢の利用者もいますが、事業所がどのような方針で運営をしているかについてきちんと説明し、事業所の方針を守るよう伝えることが必要です。
- 事業所での生活について交わす約束は、約束を交わした相互がその約束を守ることが前提です。しかし、この約束の目的はあくまでも入居時の目的や希望を忘れないためであり、規則優先の生活環境とならないよう注意する必要があります。この約束は、書面にこだわる必要はありません。口頭で取り組んでいる場合についても評価の対象とします。
- 初心を忘れないことは、利用者ばかりでなく職員にとっても重要な視点です。約束とは、あくまでも相互関係の上に成り立つものであり、利用者だけに約束を守る責任を押しつけることのないよう注意する必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 自立援助ホームは利用者が自らの意思によって、児童相談所に申請を行い、児童相談所が当該事業所に受け入れの可否を確認したのちに、入居となる施設です（自立援助ホームが利用者に代わって児童相談所に申請することも可能です）。
- 入居の際に契約書の内容をていねいに説明するとともに、利用者の意向を尊重しているかを評価します。



A② A-1-(1)-② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 利用者の権利擁護に関する取組が行われているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 利用者の権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた福祉サービスが実施されている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- 利用者の思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、利用者の権利擁護の視点から、虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応等の徹底について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームを利用する入居者は義務教育を終了した子どもから 20 歳（状況によっては 22 歳の年度末）までの若者です。18 歳未満の利用者については、子どもの権利条約で謳われる権利が守られるとともに、児童福祉法の範囲を超える利用者についても、成人としての権利を含め、等しく人権に配慮した対応が求められます。
- 利用者の権利擁護においては、自立や社会参加を実現する支援・取組とともに、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これらの取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- 自立援助ホームには、これまでの生活環境で自分の意志や考えを表出する機会が保障されてこなかった利用者が多く入居しています。自ら声を上げる経験の多くなかった利用者の権利を保障するための取組は重要です。
- また、利用者に権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく福祉サービスの提供が確実に行われなければなりません。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等を通じて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底をすすめることが重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、事業所としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

### (3) 評価の留意点

- 利用者の権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- ただちに権利侵害とはいえないが、利用者に対する職員の気になる言動等に対して、事業所内でどのような注意喚起等の取組が行われているかを具体的に聞き取り、確認します。
- 利用者の尊重と権利擁護は、事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 職員が日常的に、ケアの視点として利用者の権利を尊重していることを評価します。
- 権利侵害等が発生しないよう日頃からのさまざまな取組が重要です。過去 3 年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 利用者の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 宗教の理念を事業所の理念として運営されていることがあります。その結果、宗教行事等への参加や宗教的行為を日常生活の中で奨励している事業所もあります。しかし、これらのことは強制してはならず、利用者等の信教の自由は保障されなければなりません。

**A③** A-1-(1)-③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう具体的に支援している。
- b) 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援していない。

**評価の着眼点**

- 利用者が自らのもつ権利についての理解を深められるよう、それぞれの利用者の状況に応じた説明を工夫し、日常生活を通して支援している。
- 良好な人間関係を築くために、職員は、利用者の支援に必要な個別的な時間を確保している。
- 職員は、利用者からの信頼を得られるよう、利用者の抱えているさまざまな問題・課題を含めて利用者を理解するよう意識的に努力している。
- さまざまな生活体験や多くの人たちとの関わりを通して、他者への心遣いや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。
- 利用者間でトラブルが生じた時、基本的には利用者同士で関係を修復できるよう支援している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員との信頼関係をもとに、利用者が自尊心を育み、自他の権利を尊重できるようになるための取組がどのように行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者は、これまでの生活の中で自己選択の機会が保障されてこなかった傾向があります。自分の意志や考えを表出することができない環境下に置かれていた利用者は、自分の意思を表出することが苦手な場合があります。
- 安心感の持てる場所で大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感を取り戻していけるようにしていくことが必要です。
- そこで、職員は、利用者と個別に関わる時間を確保し、利用者からの信頼が得られるよう努める必要があります。こうした職員との信頼関係を通して利用者が自ら選択し、自分で判断する機会を保障され困難を乗り越える力を獲得するよう支援していくことが大切です。
- 利用者は、職員との緊密な関係を通して人間の尊厳を理解し、他人の権利を尊重できるようになります。そのためには、まず、自分自身の人格や権利が大切にされているという実感や経験を積むことが大切です。
- 利用者間で生じたトラブルは可能な限り本人同士で解決することを支援する等、職員のていねいな関わりも重要となります。
- また、円滑な人間関係を育てていくためにも、可能な限り同年齢との関係をつくる機会や、異年齢交流の機会等を設けることも求められます。
- こうした、信頼関係のもとに多くの人たちとのふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養えるよう援助することが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深める取組を評価します。
- 日常的に利用者と職員や他の利用者とはコミュニケーションをとり、良好な人間関係をつくるよう努めているか、その関わりを確認します。
- 事業所によっては、自己や他者の権利に関する研修を実施しているところもあります。また、ホーム会等で利用者同士が対話する機会を保障し、自分の意見が受け入れられる経験を保障するとともに、自分の意見と異なる他者の意見を尊重し、他者の権利を理解する経験をすることも大切です。

**A④** A-1-(1)-④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、  
どのように生きるかを考えるための支援をしている。

**【判断基準】**

- a) 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための十分な支援をしている。
- b) 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしているが、十分ではない。
- c) 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしていない。

**評価の着眼点**

- 可能な限り事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合は、利用者の理解力や心理状況等を考慮し、丁寧に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- 利用者が自分自身や家族のことを知ることで強い心理的苦痛を持つ場合があることを十分に認識し、利用者がその情報を整理できるよう、十分なケアを提供している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、利用者本人の出生や家族の状況等に関する情報提供やその整理をするための対応等について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者は、自分自身の出生の状況や生い立ち、家族の現状について知る権利があります。また、そうした自身の「過去」に関する情報が整理できていないと、利用者は自分自身の現状を肯定し、肯定的な将来展望を持つことが極めて困難となります。
- 職員は、こうした認識に基づいたうえで、利用者に寄り添いながら、利用者自身が生い立ちを整理できるよう援助する必要があります。
- 利用者の知りたいという気持ちを尊重しつつ、理解力や発達状況への配慮、伝える内容やタイミング等は慎重な検討が必要であり、また、職員の利用者への深い洞察力が求められます。
- また、親をはじめとする家族情報の中には、親等が利用者に知られたくない内容があることもあります。こうした場合は、児童相談所等との連携により、できる限り利用者に伝えられるよう調整する必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 利用者の置かれた状況によっては、出生や生い立ちの整理が心理的な苦痛をもたらすこともあります。今後、自立援助ホームから巣立っていく利用者に、生きる力とよりよく生きていくことを保障することが大切であり、利用者自身が主体的に生きていくために、利用者の置かれた状況を整理するという視点が大切です。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A⑤ A-1-(2)-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、管理者が職員・利用者双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
- 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず管理者に報告することが明文化されている。
- 所管行政への虐待届け出・報告についての手順等を明確にしている。
- 利用者が自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、利用者に周知し、利用者自らが訴えることができるようにしている。
- 虐待が疑われる事案が生じたときに、事業所内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
- 虐待の届出・通告制度について説明した資料を利用者等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、管理者が自ら訴えることができるようにしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、事業所における体罰や利用者の人格を辱めるような行為も含み、不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 身体的暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、ハラスメント等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。
- 組織においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 不適切なかかわりに迅速に対処できるように、利用者からの訴えには組織的な対応を図るとともに、サインを見逃さないよう留意していることが重要です。また、不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにすることが必要です。
- 虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしていることが重要であり、利用者の権利を擁護する風土が組織全体に行きわたっていることが重要です。
- また、利用者間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止・早期発見しなければなりません。
- 虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、組織内で検証し、第三者の意見を聞くなど、組織運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っていることを評価します。
- 平成20年の児童福祉法改正において、被措置児童等虐待の規定が盛り込まれました。自立援助ホームについては、対象事業者に含まれていませんが、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日 雇児福発0331002・障障発0331009 各都道府県知事・各指定都市市長・各児童相談所設置市市長・各民生主管部（局）長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長連名通知）において、対象事業者の対応に準じ、「今回の制度化の考え方を踏まえた対応をするもの」とされています。
- よって、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、管理者や職員が十分理解していることを確認します。



A-1-(3) 主体性、自立性を尊重した日常生活

A⑥ A-1-(3)-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 利用者自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
- b) 利用者自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 利用者自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。

評価の着眼点

- 利用者自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるよう支援している。
- 事業所の提供する援助内容・方法について事前に利用者に十分説明している。
- 目標実現に向かって発展していけるよう、利用者の主体性を尊重しつつ、過保護にならないよう援助している。
- 生活全般について、日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行っている。
- 利用者の自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
- 利用者の興味や趣味にあわせて、自発的な活動ができるよう配慮し、外部の文化・スポーツ活動への参加や習いごとを積極的に進めている。
- 利用者の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、利用者自身が自らの生活を主体的に考え、実際に営むことができるよう、生活習慣や生活技術の習得を含めた事業所としての支援、取組の状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者が生活の主体であることを確認し、その生活について利用者の意見を聞くことや利用者同士が話し合う機会を定期的に設けることが必要です。また、行事の企画や運営に参加するなど利用者一人ひとりが生活の主体者であることを意識できるような取組が求められます。
- 利用者から出された事業所での生活に関する意見等は、事業所の機能等を踏まえて対応できるもの、できないものがあるものの、十分な検討とていねいな対応が必要です。
- また、利用者一人ひとりが自らの生活における課題を主体的に考え、自主的に営んでいくことができるような事業所の支援・取組を評価します。
- 利用者に対する適切な情報提供や説明は、利用者の知る権利を守ることであり、主体性のある「力」(エンパワメント)を高めることにつながります。
- あわせて、情報提供は利用者の意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 利用者が自立した生活をめざして自己の成長や問題解決力を高めるためには、日々の生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、利用者とともに解決していこうとする職員の姿勢も大切です。
- 利用者は、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育てていきます。
- あわせて、利用者の自立した生活に向けては、基本的な生活習慣(食事、睡眠、排泄、掃除等)・生活技術(防犯、金銭管理等)を身につけることが必要であり、その支援のあり様は利用者一人ひとり大きく異なるため、きめ細かな対応が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 利用者を権利の主体として位置づけ、常にその最善の利益に配慮した支援が行われているか確認します。
- 事業所が行う取組が、利用者が健全で自主的な生活を営むことをめざし、生活習慣や生活技術の習得とともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われているか確認します。
- なお、本評価基準では事業所での集団生活にかかわる支援の状況と、利用者一人ひとりに着目した支援の双方を評価しますが、利用者一人ひとりに対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア

A⑦ A-1-(4)-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。

【判断基準】

- a) 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を十分話し合った上で退居を決定している。
- b) 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合った上で退居を決定しているが、十分ではない。
- c) 利用者と退居後の生活について話しあわずに、退居を決定している。

評価の着眼点

- 利用者の自立への気持ちをもとに、退居にむけた取組を行っている。
- 退居後の生活について、利用者と十分に話し合ったうえで計画を作成している。
- 退居後のフォローアップ体制が整えられ、利用者に提示している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、リビング・ケア（自立援助ホームから退居する直前のケア）を評価の対象とし、その取組について評価します。
- 退居がある程度見える時点になった時から、利用者自身の意志で決定して行動しなければならない社会での生活を想定した支援に関する具体的な取組状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームからの退居は、本人の意向を尊重し、児童相談所と協議したのちに決定します。
- 退居を決定する場合は、退居後の生活が自立的かつ積極的に臨めるよう、利用者の精神面での準備ができていることが前提であり、事業所と利用者との間の十分な話し合いが必要となります。
- 退居後、社会での安定した生活を送るためには、利用者自身が有する課題だけではなく、利用者を取り巻く環境に対処できるだけの力を身につける必要があります。
- また、基本的な生活習慣や金銭管理、生活技術の獲得以上に、利用者が職員との信頼関係を築き、困ったときに相談できるようになることも重要です。
- 退居の決定にあたり、必要に応じて、退居後も活用できる制度や社会資源を明確に提示するなど、事業所による退居後のフォローアップの体制を明らかにするとよいでしょう。
- 必要に応じて退居後の生活の計画が作成されることも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準では、退居に向けた支援の状況について、その目標設定や具体的な支援の内容を自立支援計画の内容や聞き取り等によって確認します。
- あわせて、地域の関係機関（児童相談所やハローワーク、若者サポートセンター、出身施設、里親など）との連携や協働の状況を確認します。
- 退居時の関係性や状況に関わらず、いつでも相談できる環境を整えているかを確認します。

A⑧ A-1-(4)-② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者が安定した生活を送れるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。
- b) 利用者が安定した生活を送れるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っているが十分ではない。
- c) 退居後の継続的な支援を行っていない。

評価の着眼点

- 退居後の継続的な支援の一環として、事業所側から電話を入れたり、訪問をするなどしている。
- 退居後の利用者の相談などに、適時適切に応じている。
- 退居後、いつでも事業所を訪れることができることを説明し、そのための受入れ態勢を事業所や職員がつくっている。
- 利用者が事業所との関係を断ち切らない限り、事業所側から利用者との関係を断ち切ることはないようにしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、退居後に利用者が安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などによる支援の実施状況を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者は退居後に、実社会の中で自活しながら様々な失敗を経験し、自分で乗り越えることで、地域社会で定着できるようになります。そのため、退居後の相談支援は、利用者にとって大切であり、支援者側から関係を断ち切ることがあってはいけません。
- 支援の方法は、メールや手紙、電話連絡、職場訪問、アパート訪問、来所や通所、通信や誕生日にメッセージカードの送付、忘年会、新年会の誘い等、様々な方法があります。
- また、退居した利用者が気兼ねなく遊びに来られるとともに、いつでも迎え入れることができる態勢を作っておくことも大切です。入居者と退居者の交流は、入居者が実社会での生活のイメージを想起することにもつながります。

### (3) 評価の留意点

- 事業所内外でのアフターケアに関する具体的な実施状況について確認します。
- 退居後も事業所として利用者が相談できる窓口を設置するなど、利用者等からの相談にいつでも応じられる体制が整っているかを確認します。

## A-2 支援の質の確保

### A-2-(1) 支援の基本

A⑨ A-2-(1)-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。

#### 【判断基準】

- a) 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを積極的に行っている。
- b) 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っているが、十分でない。
- c) 利用者と職員の信頼関係構築を意図した、受容的・支持的な関わりを行っていない。

#### 評価の着眼点

- 利用者一人ひとりを受け入れ、受容的・支持的な関わりを通じて信頼関係の構築につなげている。
- 利用者の視点に立って個々の気持ちを汲み取っている。
- 利用者が相談しやすいような働きかけを意識的に行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、職員が利用者に寄り添い、利用者と職員との間に信頼関係が構築されているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームの利用者が抱えている課題は、個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかることが多くあります。利用者にとって、安心感、安全感、満足感につながる環境を保障することが重要になります。
- 事業所における援助は、利用者の基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的な関わりや深い洞察力による課題把握と対応が求められます。
- 職員は、どこか安心感を抱かせる大人となって、利用者一人ひとりを深く理解し、対応できる寄り添いの専門家となることが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 職員が利用者とのようにかかわっているか、信頼関係を構築するためにどのような支援をしているかを確認します。



A⑩ A-2-(1)-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を常に行っている。
- b) 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っていない。

評価の着眼点

- 利用者一人ひとりを理解し、発達段階や課題を考慮して支援している。
- 利用者に問題行動等があった場合、単にその行為を取りあげて制限するのではなく、背景にある心理的な問題の理解に努めている。
- 利用者の生活を束縛するような管理や操作をしていない。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、職員が利用者を理解しようとする態度で寄り添っているか、また、利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

○利用者はさまざまな表出行動を見せますが、その行動の背景にある心理的な問題が何なのかを理解することが必要です。

### (3) 評価の留意点

○ケース会議の記録や自立支援計画を確認します。

A⑪ A-2-(1)-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障している。

【判断基準】

- a) 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障している。
- b) 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。
- c) 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にしていない。

評価の着眼点

- 利用者がやらなければならないことや当然できることについては、利用者自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
- 職員は必要以上の指示や制止をしていない。
- 利用者を見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
- つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、日常生活において職員が利用者の力を信じて見守る姿勢を大切にしているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者が自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験するさまざまなつまづきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。
- 利用者は、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感します。またそのことを職員が気づきメッセージとして発信することが大切です。
- こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、支援者側の意図を利用者にわかりやすく説明し、利用者の力を信じて見守る姿勢や、利用者の自己変容への取組を待つことが大切です。利用者は職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。

### (3) 評価の留意点

- 本評価基準については、直接福祉サービスの場面に立ち会って評価することが重要です。
- 「見守り」、「管理」の意味について、評価者は理解しておく必要があります。これらの言葉は、利用者の受け止め方によっては、支援者側の意図と相反するものにもなり得ます。見守りの姿勢を持ちながらも、利用者の成長のために管理することもあることに留意します。また、利用者が主体的に取り組むことを「待つ」姿勢もあることに留意します。
- 利用者の年齢や理解力、過去の経験などから、利用者のもつ特性に対して見通しをもった支援をしているかを確認します。

A⑫ A-2-(1)-④ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。
- b) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援していない。

評価の着眼点

- 利用者が社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、利用者がそれらを習得できるよう支援している。
- 利用者と職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
- 身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。
- 電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、福祉サービスが職員との関係性を基盤として、個々の利用者の状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、利用者と共に日常生活をいとなむことを通して、基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、さまざまな生活技術が習得できるよう支援しているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- そのような学びの根幹は、職員との関係性を基盤にした生活にあります。穏やかで安全性や快適さに配慮された生活によって、利用者自身が決まりや約束を守ることによって事業所での生活そのものを守ろうとする意識が醸成されることが大切です。
- 日頃から職員がその振る舞いや態度で模範を示すことが大切ですが、入居して短い時間で利用者が基本的生活習慣等を習得するのは難しいと思われるので、利用者の状況を把握することが大切です。また、外来者へ常識ある対応がとれることも重要です。

### (3) 評価の留意点

- 基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術の習得のために、どのような工夫がなされているかを評価します。部屋の飾り付けや家電、家具の配置等の生活感のある雰囲気にも目を向けることも重要です。
- 健康の保持や衛生管理、安全（事故防止）について利用者が理解し、その方法を身につけることができるような支援が行われていることを評価します。
- SNS やインターネットの知識や実体験を得る取組が行われているかを聞き取りなどから確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑬ A-2-(2)-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。

【判断基準】

- a) バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう具体的に配慮している。
- b) バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮していない。

評価の着眼点

- 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
- 食事時間が他の利用者と違う場合でも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 食事の時間は職員や利用者同士のコミュニケーションの場となるよう工夫している。
- 利用者の個人差や利用者の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- 定期的に残食の状況や利用者の嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
- 利用者が基本的な調理等のできる環境が整っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、安心感を得ながら食事ができる場所となるような工夫や、利用者の学校や就労状況等、生活時間にあわせた食事の時間の設定の取組について評価します。
- また、利用者の自立・自活を考え、基本的な生活習慣の確立につながる取り組みや、一緒に食事づくりをする機会の取組についても評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 食事は、単に空腹を満たし栄養を摂取するためだけのものではありません。おいしく楽しく食べることにより、幸福感や精神的な充足を得ることができ、心の安定のために重要な役割を果たします。
- 食事が楽しい時間であること、調理方法や味付けに配慮すること、そして利用者の嗜好を考慮した食事を提供することが必要です。
- 食事の時間は、利用者の基本的な生活習慣の確立につながるよう設定するとともに、食事に要する時間にも個人差に配慮して可能な限り幅とゆとりをもつ必要があります。
- また、学校や就労状況に応じた利用者の生活時間に配慮した対応が求められます。
- 入居前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、食習慣が身につけていない利用者も少なくありません。ここでの食習慣は食事の場面にまつわることだけでなく、食材の買い出しから後片付けに至るまで食事に関わるすべてのことが含まれます。
- 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。利用者の状況に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、また職員が範を示すことで、基本的な食習慣の習得に向けた支援が行われることが大切です。
- 季節感や行事に配慮した食事やそこに込められた願い、考え方を伝えることも大切です。

### (3) 評価の留意点

- 食卓に、人間関係などその生活集団の雰囲気や反映されることを踏まえれば、食事の時間が、職員と利用者、利用者同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気となっているのかも確認します。
- 利用者の自立・自活を見据えて、職員と一緒に食事をつくる機会をもつことも大切です。
- 食物アレルギーを持つなど食事に特別な配慮が必要な利用者が増えています。病気の時など健康状態に配慮した食事を含めて、利用者一人ひとりの状況に応じた食事の提供が行われているかを確認します。



A-2-(3) 衣生活

A⑭ A-2-(3)-① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、TPOに応じた服装となるよう助言している。
- b) 衣服は清潔で、TPOに応じた服装となるよう助言しているが、十分ではない。
- c) 衣服の清潔や服装について助言していない。

評価の着眼点

- 衣服は常に清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用するよう助言している。
- 年齢に応じて、TPOに応じた服装ができるよう助言している。
- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 衣服を通じて利用者が適切に自己表現をできるように支援している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、利用者一人ひとりの身だしなみが配慮の届いたものとなっているのか、また利用者が衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるよう支援がなされているのかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 多くの利用者は、衣類を自分で決めることのできなかつた生活期間が長く、化粧や髪型などのおしゃれに目覚めることもあります。そのため、自分で決めることを保障しながらも、TPO に合わせた適切な身だしなみ、服装ができることと、自己表現の手段として個性が尊重されることが大切です。
- あわせて、利用者自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 清潔で体に合い、季節に合ったものを身に付ける等、身だしなみに対する意識の醸成をすることが大切です。

A-2-(4) 住生活

A⑮ A-2-(4)-① 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a) 居室等事業所全体は、生活の場としての安全性や快適さに十分配慮したものに  
なっている。
- b) 居室等事業所全体は、生活の場としての安全性や快適さに配慮しているが、十  
分ではない。
- c) 居室等事業所全体は、生活の場としての安全性や快適さに欠けている。

評価の着眼点

- 利用者が居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行って  
いる。
- くつろげる空間を確保するよう努めている。
- 清潔な環境が保たれるとともに、破損個所については必要な修繕を迅速に行ってい  
る。
- 日常的な掃除や大掃除を行い、居室等の整理・整頓、掃除等の習慣を身につけられ  
るよう援助・指導している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、事業所の中に利用者一人ひとりの居場所が確保され、安全性や快適さに配慮しているかどうか、事業所の工夫や取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者は、自身が所属するグループの一員であることが実感できるような住環境の中で安心して生活することで、自己肯定感を育むことができ、そのことが自己アイデンティティの確立へとつながっていきます。
- 利用者一人ひとりの居場所が確保され、「自分が大切にされている」と感じる場所があり、帰るとほっとできる家庭的な空間が用意されていることは大切なことです。
- 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができない利用者もいますが、利用者の状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。

- 利用者の自立にむけては、生活習慣の確立が必要であり、事業所においてはそのための援助・指導を行うことが求められます。

- 職員は、利用者一人ひとりのおかれた状況等を正しく理解して援助・指導することが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 利用者個人の空間が確保されていることを評価します。
- 利用者が私物を収納できるようなロッカー、タンス等の整備も求められます。
- また、一人ひとりの利用者の生活時間に合わせて、必要に応じて入浴やシャワーが利用できるようにすることも必要です。
- 利用者を取り巻く住環境が、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などにいたるまで、そこにくらす利用者が大切にされているというメッセージを感じられるように工夫されていることを評価します。
- 破損箇所をそのままにしたり、壊れた物が放置されていたりすると、生活の潤いがなくなり、利用者の心がすさんでしまいます。不適切な環境を放置し、その環境が当たり前になってしまわぬよう、速やかな修繕が行われていることを確認します。
- 本評価基準は、利用者の状況に応じた生活習慣の確立に向けた援助・指導の取組について評価しますが、援助効果は評価の対象とはなりません。

A-2-(5) 健康管理

A⑩ A-2-(5)-① 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。
- b) 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援し、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応しているが、十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるような支援や医療機関等との連携をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、利用者の健康状態や、睡眠や食事などの生活状況を把握している。
- 健康や清潔に対する意識を醸成するよう援助・指導している。
- 危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための援助・指導をしている。
- 特別な配慮を要する利用者については、医療機関等と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。
- 職員間で医療や健康に関して話しあいや情報共有などを行い、知識を深める努力をしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、利用者が自らの心身の健康を管理するための支援の取組や、医療機関等との連携について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 心身の健康（清潔、病気、安全など事故防止等）は、利用者の健全な生活の基本となります。
- 入居前の不適切な養育環境により、心身の健全な発達上、課題のある利用者が多くいます。職員は一人ひとりの状態を常に把握し、健康な生活を送ることができるよう、支援をすることが求められます。
- 利用者の健康状態は、日々変化します。病気やケガだけでなく、心の悩みや友人関係のつまずきや家族関係等で健全な状態が急変することもあります。健康管理は、日頃から注意深く観察することで適時に適切な対応が求められます。
- 利用者の体調に変化があった時は、職員間で情報交換をし、職員の勤務の交替（あるいは担当者の交替）があっても、確実に継続して支援を行える体制を整えなければなりません。
- また、利用者の心身の問題に対応するため、日頃から医療機関等との連携を含めて適切に対応することが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮した支援が行われているかを確認します。また、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含んだ取組について評価します。
- うがいや手洗い等の生活習慣、洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪切り等の身だしなみを自ら行えるとともに、ひげそりやカミソリ等、感染のもととなるものは自分のものを使うような援助・指導も大切です。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう援助・指導しているかも確認します。
- 利用者が自分の体調や病気、障害についてことばで表現でき、必要な治療や服薬についても理解できるよう支援が行われているかにも留意します。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑰ A-2-(6)-① 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価の着眼点

- 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。
- 性をタブー視せず、利用者の疑問や不安に答えている。
- 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。
- 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や利用者に対して実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、利用者の性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。性をめぐる諸課題についての正しい理解を糸口にして、自分自身のいのちと向き合うことは重要な意味を持ちます。そしてそのことを大前提として、他者のいのちも尊重できるようにする支援が求められます。

○性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達状況に応じて性についての正しい知識、理解が持てるよう支援していくことが求められます。

○また、実生活のうえでも年齢にふさわしい関係において他者の性を尊重し、思いやりのある心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けることが必要です。

○利用者の年齢から考えると、妊娠や出産に直面することも考えられます。利用者に寄り添って支援するとともに、利用者自身にも、そうしたことが起こりうる年齢であることを伝える必要があります。

○日頃から職員の間でも性をめぐる諸課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

### (3) 評価の留意点

○集団生活において利用者同士の性的な加害・被害関係が起こることのないよう、異性間のみならず、同性間においても日常生活場面での十分な注意が行われているかを確認します。



A-2-(7) 行動上の問題への対応

A⑱ A-2-(7)-① 利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。

【判断基準】

- a) 利用者の行動上の問題（暴力、不適応行動等）に適切に対応し、その理由が利用者にわかるよう十分説明している。
- b) 利用者の行動上の問題（暴力、不適応行動等）に適切に対応し、その理由を利用者にわかるよう説明しているが、十分ではない。
- c) 利用者の行動上の問題（暴力、不適応行動等）に適切に対応していない。

評価の着眼点

- 行動上の問題（暴力、不適応行動等）の発生予防のために、事業所内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
- 職員相互の信頼関係が保たれ、利用者がそれを感じ取れるようになっている。利用者間での暴力（性的暴力を含む）やいじめが発覚した場合には、管理者が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
- 事業所が、行動上の問題があった利用者にとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の利用者の安全を図る配慮がなされている。
- 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。
- 必要に応じ、児童相談所、司法機関、専門医療機関と協力し、対応している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、利用者の暴力（性的暴力を含む）、いじめや差別等の不適応行動の防止のための日常的な取組と、万が一発生した場合の対応について事業所の取組を評価します。
- 行動上の問題をとった利用者への対応だけでなく、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直し、暴力を受けた他の利用者や職員への配慮など、利用者の行動上の問題により引き起こされる状況への対応について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- ケアニーズの高いケースが増え、利用者個々の支援が必要となっています。児童相談所・病院・学校・市町等の関係機関との連携や活用を積極的に展開し、予防も事後の対応も速やかに行える体制があることが求められます。
- 利用者同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応について、職員間の連携や管理者の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが必要です。
- 利用者は人間不信に陥っていたり、それにより他の利用者との関係を築いていくことが困難な場合があります。利用者は抱え込んでいた感情や心理的なストレスを問題行動として、ときに暴力という形で表出することもあります。日頃からコミュニケーションをとり、事業所が利用者にとって安心感の持てる場所になるよう配慮することも求められます。
- 利用者が訴えたいことの受容と、行動上の問題の表出を許容してしまうことを混同しないことに留意が必要です。
- 暴力や不適切な行動をとる利用者の要因や課題を分析し、支援するとともに、一緒に生活して被害を受けた利用者への対応も同時にすることが必要です。とくに、守られるはずの事業所で暴力にさらされてしまうダメージは深いからです。また、利用者の家族関係の状況によっては、被害を受けた利用者の家族等への説明も必要です。
- パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行うなどして利用者の心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の利用者の安全を守ることも必要です。
- 利用者の暴力が自分自身に向かってくるとともに職員にとってはとても辛いことであり、大きな無力感に職員がさいなまれることもあります。適切な対応のためには、利用者を理解するとともに職員相互の支援体制が求められます。

### (3) 評価の留意点

- 利用者間の暴力（性的暴力を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を事業所全体に徹底しているかを評価します。
- また、利用者同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することができているかも確認します。
- 行動上の問題を生じやすい利用者の特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしておくことや、くり返し児童相談所や司法機関、専門医療機関等と協議を行うなどの対応を、自立支援計画や記録等からも確認して評価します。

A-2-(8) 心理的ケア

A⑱ A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要な利用者には、関係機関と十分に連携して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的ケアが必要な利用者には、関係機関と連携して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要な利用者には、関係機関と連携して心理的な支援を行っていない。

評価の着眼点

心理的ケアの必要性に応じて、より具体的なケアの体制を組み込んでいる。

事業所における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が事業所全体の中で有効に組み込まれている。

心理的ケアが必要な利用者への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、虐待体験、分離体験などによる心理的ケアが必要な利用者に対する心理的な支援について、その実施体制や実施状況等を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 心理的支援の実施に当たっては、児童相談所等と連携しその指導・助言に基づくよう努めること等が必要です。また、職員間の連携、ケース会議への出席、相談や助言、研修等も求められています。
- 心理的ケアの有資格者は、すべての自立援助ホームに配置されているわけではありませんが、そうした場合でも、近隣の児童養護施設に配置されている心理職や児童相談所の児童心理司、精神科医等の関係機関・専門家と連携することが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 利用者が落ち着いて心理的ケアを受けられる環境が確保されているかを確認します。

A-2-(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）

A⑳ A-2-(9)-① 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 利用者が進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 利用者が進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 利用者が進路の自己決定ができるように支援していない。

評価の着眼点

- 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、利用者に判断材料を提供し、利用者と十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、本人、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画を作成し、各機関と連携し支援をしている。
- 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、利用できる仕組みや経済的な援助についての情報提供をし、活用に向けた支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、利用者の最善の利益にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者にとっての「最善の利益」を考え、利用者の希望と可能性、能力を把握したうえで、進路選択への支援を考えることが大切です。
- 特に、進路選択という利用者の人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、利用者の不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が必要です。
- 新たな情報が加わったり、利用者の状況が変化した場合は、すぐに再アセスメントを行い、自立支援計画を見直すことが大切です。利用者とともに生活等の状況を振り返り、利用者の意向を確認しながら自立支援計画を見直すことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 利用者の適切な自己決定を確保するため、十分な情報提供が行われているかを確認します。
- 利用者が活用できる仕組みは都道府県によって異なります。各都道府県においてどのような仕組みが設けられているか確認するとともに、活用に向けた支援の取組を確認します。

A(21) A-2-(9)-② 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っていない。

評価の着眼点

- 高校（全日制、定時制、通信制）や短大、大学、専門学校、高校卒業程度認定試験等のための情報提供やサポートを行っている。
- 進学することを選択した利用者や在学中の利用者が静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースを用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、サポート体制をつくっている。
- 学校教師と十分な連携をとり、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、進学を希望する利用者に対する学習環境の整備と学習支援について、事業所の具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者の学習権を保障し、より良い自己実現に向けて学習に対する利用者の意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが自立援助ホームに求められます。
- 学習支援においては、物理的な学習環境だけでなく、その人らしく力が発揮できる事を願うかかわりが大切です。
- 学力が低かったり、本来持っている能力を十分発揮できていない利用者については、潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

### (3) 評価の留意点

- 近年、高校や大学等に在学中の利用者が増えています。進学に向けた学習環境の整備とともに、在学中の利用者の学習権が保障されているかも確認します。



A22 A-2-(9)-③ 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。
- b) 自立に向けて就労支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 自立に向けた就労支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 社会の仕組みやルールなど、社会人として就労していくうえでの心構えや責任について話し合っている。
- 就労に向け、利用者と一緒に仕事を探し、履歴書の書き方や面接の練習など、就職活動に必要な支援を行っている。
- 採用後は、就労を継続できるよう支援を行っている。
- 各種の資格取得を奨励し、資格取得に興味関心を持っている利用者には積極的に情報を提供している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、入居者の安定した就労に向けた支援の取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○自立援助ホームは、若くして自立を余儀なくされている利用者に対し、自分で収入を得て自活できるよう支援する場所でもあります。

○18歳未満の利用者や中卒で入居している利用者にとっては、希望する職種や条件の仕事が見つからないこともあります。限られた条件であっても利用者に寄り添い、一緒に仕事を探し、採用されるよう支援をしていくことが求められます。

○そのためにも、利用者本人の興味、関心事をていねいに聞くという主体性を尊重した支援とともに、本人の意向と能力に応じた支援を行っていくことが必要です。

○また、必ずしも希望の職に就くことが難しいことを鑑み、採用後も、職場訪問や上司に連絡を取るなどして仕事の様子や職場での人間関係などの情報を得ながら継続できるよう支援していくことも大切です。

○資格取得につなげる支援も必要です。

### (3) 評価の留意点

○利用者の就職に向けた取組を自立支援計画等で確認します。

○利用者と一緒に仕事を探したり、履歴書の書き方や面接の練習などの支援の取組を確認します。

○採用後において、利用者が就労を継続できるよう、どのような支援を行っているかを確認します。

A23 A-2-(9)-④ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。

【判断基準】

- a) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう、利用者の状況に応じて具体的に援助している。
- b) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助しているが、十分ではない。
- c) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助していない。

評価の着眼点

- 金銭を自己管理できるよう援助している。
- 無駄づかいをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を勧めている。
- 経済観念や金銭感覚が身につくよう相談・援助・指導している。
- 用途については、利用者の自主性を尊重し、不必要に制約していない。
- 一定の生活費の範囲で生活することを学べるよう援助している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、利用者の金銭管理や使い方など経済観念の確立に向けた事業所の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○利用者が社会で生活していくためには、さまざまな生活技術が習得されていなければならず、なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。

○経済観念の確立にむけては、利用者の状況に応じて生活費やこづかいの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。

### (3) 評価の留意点

○利用者は、事業所を巣立つことに大きな不安を抱えています。自立へ向けて、経済観念の確立に向けた計画的な準備が行われているかを評価します。

A-2-(10) 家族とのつながり

A⑭ A-2-(10)-① 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 事業所は本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。
- b) 事業所は本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 事業所は家族との関係調整に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 家族との関係調整においては、利用者の意思を尊重するとともに、利用者が家族と適切な距離をとることを支援している。
- 家族との関係調整については、必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 親との面接などを通して家族に働きかけ、親子関係の継続や修復に努めている。
- 利用者に関する情報を家族に伝える場合には、利用者の意向を考慮して行っている。
- 利用者の意向を考慮しながら面会、外出、一時帰宅などを取り入れ利用者と家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。
- 面会、外出、一時帰宅後の利用者の様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、利用者と家族との関係調整を図るため、児童相談所や関係諸機関と連携・協力する取組について、具体的ななかかわり方等を通して評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームへの入居は、利用者の最善の利益を念頭に置いた関係再構築の出発点であることを認識して、利用者の意思を尊重しながら、ケースの見立て、改善すべき課題は何かを絞り込み、児童相談所等との合意形成と連携を行い、多面的に家族支援を行うこととなります。
- 利用者が家族との交流を望む場合は、積極的に支援を行うことが必要ですが、交流を希望しない場合はその意思を尊重した関わりが必要です。
- 利用者が家族との交流を拒否している場合、または家族による強引な引き取り等が予想される場合は、児童相談所等の関係機関と連携し入居先を教えないこともあります。
- 退居後に家族とのトラブルを抱えるケースもあります。自立援助ホームにおいては、今後、家族とどのような関係を築いていくのかについて、利用者とともに考えていくことが大切です。

### (3) 評価の留意点

- 家族との交流に関し、利用者の意思をどのように把握しているか確認します。
- 児童相談所等、関係機関との連携の状況を確認します。
- 個別の事例を参考にして、具体的な取組を記録や聴取で確認します。
- 家族への対応方針について、利用者本人も含め、職員全体で共有化され取り組まれているか評価します。

## 利用者調査の実施方法

(児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)

### 1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めます。

なお、子どもの回答が、子どものこれまでの家族関係、生活習慣、生育歴などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

### 2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

### 3. 調査対象

調査対象は、小学生4年生以上の入所児童の全数とします。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、子どもが回答したくないなど回収できない場合は、差し支えありません。

### 4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は、文例のように、子どもにわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとします。

### 5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票の子どもへの配布、調査の目的や方法の子どもへの説明、記入された調査票の回収を、評価機関が施設に依頼して行う方法によります。
- ② 評価機関は、調査票のほか、施設への依頼文、子どもへの説明文、回収用封筒、回収箱を用意して、あらかじめ施設に渡します。
- ③ 調査票は、無記名とし、記入した調査票は、回収用封筒に子ども自身が入れて、糊づけ等で封をして、子ども自身が回収箱に入れる方法によります。
- ④ 回収箱に投函された回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ送付します。

### 6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計します。自由記載については、主な事項を集約します。
- ② 調査結果については、個々の子どもの回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示します。

## 利用者調査の実施方法（乳児院）

### 1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、保護者がどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、保護者の声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めます。

なお、保護者の回答が、保護者のこれまでの家族関係、生活習慣、価値観などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

### 2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

### 3. 調査対象

調査対象は、入所児童の保護者の全数とします。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、回答したくないなど回収できない場合は、差し支えありません。

### 4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は、文例のように、保護者にわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとします。

### 5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票は、保護者への郵送等により配布します。保護者への配布は、評価機関は保護者の氏名、住所を知ることができないため、評価機関から施設に依頼します。
- ② 評価機関は、利用者調査票のほか、施設への依頼文、保護者への回答の締切等を記載した説明文、評価機関の住所を記載し、返信用切手を貼付した返信用封筒、及び回収箱を用意して、あらかじめ施設に渡します。
- ③ 調査票は、無記名とし、記入した調査票は、保護者が回収用封筒で評価機関に郵送します。また、保護者が面会時に回収箱に投函することもできることとし、回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ送付します。

### 6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計します。自由記載については、主な事項を集約します。
- ② 調査結果については、個々の保護者の回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示します。



## 利用者調査の実施方法（母子生活支援施設）

### 1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、母親及び子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、母親及び子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めます。

なお、母親及び子どもの回答が、これまでの家族関係、生活習慣、価値観などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、その回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

### 2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

### 3. 調査対象

調査対象は、母親及び小学生4年生以上の入所者の全数とします。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、回答したくないなど回収できない場合は、差し支えありません。

### 4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は文例のように、母親及び子どもにわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとします。

### 5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票の母親及び子どもへの配布、調査の目的や方法の母親及び子どもへの説明、記入された調査票の回収を、評価機関が施設に依頼して行う方法によります。
- ② 評価機関は、利用者調査票のほか、施設への依頼文、母親及び子どもへの説明文、回収用封筒、回収箱を用意して、あらかじめ施設に渡します。
- ③ 調査票は、無記名とし、原則として、記入した調査票は、回収用封筒に母親及び子ども自身が入れて、糊づけ等で封をして、母親及び子ども自身が回収箱に入れる方法によります。
- ④ 回収箱に投函された回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ送付します。

### 6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計します。自由記載については、主な事項を集約します。
- ② 調査結果については、個々の母親及び子どもの回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示します。

## 利用者調査様式例（児童養護施設・小学校4年生以上）

## アンケートのお願い（子ども用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることはありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終わったら、返信用封筒に入れ、封をして、〇月〇日までに、回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります。評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

子どもへのアンケート（児童養護施設・小学校4年生以上）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたは？

- ① 小学生      ② 中学生      ③ 高校生・その他

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 食事の時間は楽しみですか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていると感じますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 施設の大人の人たちはこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がありますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ  
次のページにつづきます

問10 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問12 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

## アンケートのお願い（保護者用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をより良いものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

みなさんの意見も参考としたいので、アンケートの記入についてご協力くださいますようお願いいたします。

このアンケートにお答えいただいたことで、生活がしづらくなったり、不利益が生じることはありませんので、安心してお答えください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問にはお答えいただかなくてもよろしいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、〇月〇日までに、下記の評価機関に郵送してください。あるいは、あなたが施設に来られた時に、封をして回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります。評価機関の連絡先まで連絡してください。そのときご自分の名前はお答えいただかなくてもよろしいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

ほごしゃ  
保護者アンケート（乳児院・保護者用）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、この施設に子どもを預けてどれくらいになりますか？

- ①半年以内 ②半年から1年以内 ③1年から2年以内 ④2年以上

問2 この施設の雰囲気や生活環境は、子どもにとって暮らしやすいですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 職員から、この施設の内容や決まりごとについて、わかりやすく説明をうけましたか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員は、あなたや子どもに対して大切に接してくれていると思いますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ  
次のページに続きます

問5 子どものこれからのことについて、職員は相談にのってくれますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 この施設では、あなたやあなたお子さんのプライバシーは守られていますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 この施設のことについて「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員に話すことができますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 この施設のことについて「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員以外の外部の人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページに続きます



問9 この施設しせつのことについて、良かったよと思うことおもを書かいてください。

自由意見欄じゆういけんらん：

問10 この施設しせつのことについて、他に意見ほか いけんや希望きぼうなどを何なんでも書かいてください。

自由意見欄じゆういけんらん：

ご協力きょうりょくありがとうございました

## 利用者調査様式例（児童心理治療施設・児童自立支援施設・小学校 4 年生以上）

### アンケートのお願い（子ども用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることはありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終わったら、返信用封筒に入れ、封をして、〇月〇日までに、回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります。評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

## 子どもへのアンケート（児童自立支援施設・児童心理治療施設）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたはこの施設にきてどれぐらいになりますか？

- ①半年以内    ②半年から1年以内    ③1年から2年以内    ④2年以上

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい    ②いいえ    ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 食事の時間は楽しみですか？

- ①はい    ②いいえ    ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員から、あなたは大切にされていると感じますか？

- ①はい    ②いいえ    ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 職員はこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくださいませんか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 職員は、あなたが嫌がるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 職員は、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 職員は、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい職員がいますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問9 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問10 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員以外の大人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

## 利用者調査様式例（母子生活支援施設・小学校4年生以上）

## アンケートのお願い（子ども用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることはありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして、〇月〇日までに、回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

子どもへのアンケート（母子生活支援施設・小学校4年生以上）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたは？

- ① 小学生 ② 中学生 ③ 高校生・その他

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていると感じますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 施設の大人の人たちはこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がいいますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます



問9 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問10 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい      ②いいえ      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

## 利用者調査様式例（母子生活支援施設・母親用）

## アンケートのお願い（母親用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をより良いものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

みなさんの意見も参考としたいので、アンケートの記入についてご協力くださいますようお願いいたします。

このアンケートにお答えいただいたことで、生活がしづらくなったり、不利益が生じることはありませんので、安心してお答えください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問にはお答えいただかなくてもよろしいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして、〇月〇日までに、回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります評価機関の連絡先まで連絡してください。そのときご自分の名前はお答えいただかなくてもよろしいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

りようしゃ ほ し せい かつ し えん し せつ は は お や よ う  
利用者アンケート（母子生活支援施設・母親用）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。  
• 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたはこの施設にきてどれくらいになりますか？

- ①半年以内 ②半年から1年以内 ③1年から3年以内 ④3年以上

問2 この施設の雰囲気や生活環境は暮らしやすいですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 この施設は安全だと思いますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員から、この施設の考え方や内容について、わかりやすく説明をうけましたか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ  
次のページに続きます

問5 職員は、あなたや子どもに対して大切に接してくれていると思いますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 日常生活、子育て、家族関係、友人関係や仕事関係で困ったとき、職員は相談にのってくれますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 あなたのこれからの生活に向けての目標について、職員は相談にのってくれますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 子どもやあなたのプライバシーは守られていると思いますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問9 職員による言葉の暴力、無視はありませんか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページに続きます

問10 ここでの暮らしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員に話することができますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 ここでの暮らしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員以外の外部の人にも話することができることを知っていますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらともいえない

自由意見欄：

問12 ここでの暮らしで良かったと思うこと、書いてください。

自由意見欄：

問13 この施設での生活について、他の意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

〈このアンケートについて、どのように答えましたか？〉

- ①あなたが読んで、あなたが記入                      ②職員が読んで、あなたが記入  
③職員が読んで、職員が記入

ご協力ありがとうございました

入居者調査（利用者調査）様式例（自立援助ホーム版）

別添 7 - 9

ホーム名	
------	--

このアンケートは、自立援助ホームに入居する皆さんが日頃の生活の中で感じていることを聞かせてもらい、ホームが皆さんにとって過ごしやすい場として成り立っているのかを点検するものです。

また、回答してもらったことを参考にしながら、皆さんにとって必要な支援を考えていきたいと思いますので、協力をお願いします。

- ・このアンケートは無記名ですので安心してください。
- ・このアンケートの回答書は、外部の第三者評価の人が開封して確認をします。
- ・各設問への回答は、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」の中から、あなたの気持ちに一番近いと思われるものを一つだけ選んで○印をつけてください。
- ・各設問は、あなたに対するホームのかかわり方について尋ねています。自分の事として感じている素直な気持ちで答えてください。
- ・「はい」「いいえ」「どちらともいえない」を選ぶだけでなく、ご意見がある場合は自由に記入してください。
- ・質問の内容がよくわからない、特に援助を受けていない場合は何も記入しなくてもかまいません。
- ・設問は全部で20問になります。  
途中、わからない文言等があれば質問してください。
- ・書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして、○月○日までに、回収箱に入れてください。○月○日に評価機関に送ります。
- ・わからないことはいつでも次に書いてある評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき、自分の名前は言わなくてよいです。  
（評価機関名）  
（担当者名）  
（住所、電話番号）

ステージ 1

・ここでは、ホームに入居することになった経緯についてお聞きします。当時を思い出してお答えください。

問1	自立援助ホームを利用しようとした時、自立援助ホームがどのような所なのか納得できる説明を受けましたか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問2	自立援助ホームを利用する場合、寮費などの自己負担金が発生し、支払わなければいけないことの説明を受けましたか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問3	自立援助ホームを利用するときや、退居するときの手続きについての説明を受け、理解できましたか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問4	自立援助ホームを利用するにあたり、支援の内容についての説明を受けるとともに、自分の意見を聞いてもらい話し合いの中で納得できる計画になりましたか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

ステージ 2

・ここでは、ホーム生活の中の衣食住に関する支援・援助についてお聞きします。

問5	衣類や寝具について、季節に応じた衣類を自分で購入したり、好みに応じた提供を受けることができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問6	仕事や学業、余暇活動等の自分の生活に沿った時間に、安心して暮らせる雰囲気の中で食事をすることができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問7	ホーム全体や居室について、日頃からきれいに整理され清潔感が保たれているなど、安心して暮らせる環境になっていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問8	ホームでプライベートな場所や時間を持つことができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				



ステージ 3

・ここでは、あなたの健康・医療に関する支援援助についてお聞きします。

問9	十分な睡眠、適度な運動の機会など健康維持に取り組むことができるよう支援や助言をもらえていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問10	あなたの健康状態や心の状態等について話しやすいと感じていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問11	あなたが希望する医療を受けられるような情報提供や支援を受けることができているですか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問12	退居後の健康維持や医療機関の利用について相談したい場合に、どのようにすればよいかなどのお話がありますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

ステージ 4

・ここでは、あなたの就労・就学等の進路に関する支援援助についてお聞きします。

問13	あなたの希望や想いを受け止めた上で、あなたに適した就労、就学などの進路について話し合うことができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問14	就労(継続・退職)、修学(単位取得など)に関することで悩んだり迷ったりした時に、親身になって相談に乗ってもらえていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問15	将来の自立に必要と思う資格などについて、その資格所得に関する相談や手続き等についての支援を受けることができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問16	退居後も仕事に関する相談に応じてもらえるとの説明を受け、相談できると感じていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

ステージ 5

・ここでは、ホームスタッフに関することについてお聞きします。

問17	スタッフは、あなたの気持ちを大切にしながら相談ごとや要望に応じてくれていると思いますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問18	スタッフは、あなたの大切にしている物や秘密にしたいと思っていることを守ってくれていると感じていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問19	スタッフは、ホームの支援活動時に適切な服装や言葉で対応していると思いますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問20	あなたはスタッフ以外(第三者委員や地域の協力者・見守り会の方など)に相談できる方を配置してもらっていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

アンケートへの協力ありがとうございました。

このアンケートの結果については、あなたが特定できないように、パソコンで集計した結果のみをホーム長に報告いたします。安心してください。

さいごに、次の事柄についてお尋ねします。

1 このアンケートにどのように答えましたか。

- ① 自分で読んで自分で記入した
- ② 調査員が読んで自分で記入した
- ③ 自分で読んで調査員が記入した
- ④ 調査員が読んで調査員が記入した

⑤ その他 (  ) 番

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ① 第三者評価機関名

### ② 評価調査者研修修了番号

### ③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	(資格の名称) 名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)

### ④ 理念・基本方針

### ⑤ 施設の特徴的な取組

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	年 月 日（契約日） ～ 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	年度

⑦ 総評

<p>◇特に評価の高い点</p>          <p>◇改善を求められる点</p>
---

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		



II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—2—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（４）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
〈コメント〉		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉		

## 内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑥	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		

## A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑨	A—2—（1）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑩	A—2—（1）—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑪	A—2—（1）—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A—2—（2）食生活		
A⑫	A—2—（2）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c

〈コメント〉		
A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(4) 住生活		
A⑭	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑮	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑱	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		



## 第三者評価結果の公表事項(乳児院)

### ① 第三者評価機関名

### ② 評価調査者研修修了番号

### ③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

### ④ 理念・基本方針

### ⑤ 施設の特徴的な取組

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	年 月 日（契約日） ～ 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	年度

⑦ 総評

<p>◇特に評価の高い点</p>          <p>◇改善を求められる点</p>
---

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-1 (1) —① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—2—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（４）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		



43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
＜コメント＞		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
＜コメント＞		

## 内容評価基準（22 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
＜コメント＞		
A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		

### A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A—2—(1) 養育・支援の基本		
A③	A—2—(1)—① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		

A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(2) 食生活		
A⑤	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑥	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑦	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑩	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑪	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑫	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑬	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(4) 健康		

A⑭	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑮	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) 心理的ケア		
A⑯	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(6) 親子関係の再構築支援等		
A⑰	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑱	A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑲	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		
A⑳	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(9) 一時保護委託への対応		
A㉑	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A㉒	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		



## 第三者評価結果の公表事項(児童心理治療施設)

### ① 第三者評価機関名

### ② 評価調査者研修修了番号

### ③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

### ④ 理念・基本方針

### ⑤ 施設の特徴的な取組

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	年 月 日（契約日） ～ 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	年度

⑦ 総評

<p>◇特に評価の高い点</p>          <p>◇改善を求められる点</p>
---

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三者評価結果（児童心理治療施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 20 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 治療・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

#### I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		



II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—2—（４）実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（４）—① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

## 評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の治療・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（2）治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—（2）—② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—（2）—③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（3）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—（3）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

### Ⅲ—2 治療・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
〈コメント〉		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉		

## 内容評価基準（20項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A—1—(1)—① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	a・b・c
〈コメント〉		
A②	A—1—(1)—② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A③	A—1—(1)—③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A④	A—1—(1)—④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		

A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成		
A⑤	A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑥	A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援		
A⑦	A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等		
A⑨	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		

## A-2 生活・健康・学習支援

A-2-(1) 食生活		
A⑩	A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(2) 衣生活		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(3) 住生活		
A⑫	A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。	a・b・c

〈コメント〉		
A⑬	A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(4) 健康と安全		
A⑭	A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑮	A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) 性に関する支援等		
A⑯	A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(6) 学習支援、進路支援等		
A⑰	A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		

### A-3 通所支援

A-3-(1) 通所による支援		
A⑱	A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	a・b・評価外
〈コメント〉		

### A-4 支援の継続性とアフターケア

A-4-(1) 親子関係の再構築支援等		
A⑲	A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家	a・b・c

	族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	
〈コメント〉		
A⑳	A—4—(1)—② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		



## 第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

### ① 第三者評価機関名

### ② 評価調査者研修修了番号

### ③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

### ④ 理念・基本方針

### ⑤ 施設の特徴的な取組

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	年 月 日（契約日） ～ 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	年度

⑦ 総評

<p>◇特に評価の高い点</p>          <p>◇改善を求められる点</p>
---

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2) —① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
〈コメント〉		
13	II-1-(2) —② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
〈コメント〉		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1) —① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
15	II-2-(1) —② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2) —① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3) —① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
18	II-2-(3) —② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
19	II-2-(3) —③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
〈コメント〉		

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
〈コメント〉		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（2）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—（2）—② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—（2）—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（3）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—（3）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

### Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		



43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
〈コメント〉		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉		

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
〈コメント〉		
A②	A—1—(1)—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a・b・c
〈コメント〉		
A③	A—1—(1)—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(2)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		

A⑤	A—1—(3)—① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑥	A—1—(4)—① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

## A—2 支援の質の確保

A—2—(1) 支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A—2—(1)—② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑨	A—2—(1)—③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—2—(2) 食生活		
A⑩	A—2—(2)—① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—2—(3) 日常生活等の支援		
A⑪	A—2—(3)—① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑫	A—2—(3)—② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑬	A—2—(3)—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を	a・b・c

	支援している。	
〈コメント〉		
A-2-(4) 健康管理		
A⑭	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑮	A-2-(4)-② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑰	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑱	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 学校教育、学習支援等		
A⑳	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a・b・c
〈コメント〉		
A㉑	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A㉒	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通し	a・b・c

	て自立に向けた支援に取り組んでいる。	
〈コメント〉		
A⑳	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(10) 通所による支援		
A㉒	A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

## 第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

### ① 第三者評価機関名

### ② 評価調査者研修修了番号

### ③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

### ④ 理念・基本方針

### ⑤ 施設の特徴的な取組



## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		



II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

### Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
〈コメント〉		
45	Ⅲ—2—(3)—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉		

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(2) 権利侵害への対応		
A②	A—1—(2)—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・b・c
〈コメント〉		
A③	A—1—(2)—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・b・c
〈コメント〉		
A④	A—1—(2)—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c

〈コメント〉		
A-1- (3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑤	A-1- (3) —① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1- (4) 主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A-1- (4) —① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑦	A-1- (4) —② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1- (5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A-1- (5) —① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

## A-2 支援の質の確保

A-2- (1) 支援の基本		
A⑨	A-2- (1) —① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2- (2) 入所初期の支援		
A⑩	A-2- (2) —① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2- (3) 母親への日常生活支援		
A⑪	A-2- (3) —① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

A⑫	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑬	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑭	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑮	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑯	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑰	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑲	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・c

〈コメント〉		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A⑳	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉑	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉒	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(9) 就労支援		
A㉓	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A㉔	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		



## 第三者評価結果の公表事項(自立援助ホーム)

### ① 第三者評価機関名

### ② 評価調査者研修修了番号

### ③ 事業所の情報

名称：		種別：	
代表者氏名：		定員（利用人数）：	名
所在地：			
TEL：		ホームページ：	
【施設の概要】			
開設年月日			
経営法人・設置主体（法人名等）：			
職員数	常勤職員：	名	非常勤職員
有資格 職員数	（資格の名称）	名	
施設・設備の 概要	（居室数）		（設備等）

### ④ 理念・基本方針

### ⑤ 事業所の特徴的な取組



(別紙)

## 第三者評価結果（自立援助ホーム）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント>		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
〈コメント〉		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
〈コメント〉		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
〈コメント〉		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
〈コメント〉		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
〈コメント〉		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ－２－（４）実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

### Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ－３－（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

### Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ－４－（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ－４－（２）－① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ－４－（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

27	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ－１－（１）利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ－１－（２）福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ－１－（２）－③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ－１－（３）利用者の満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ－１－（３）－① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ－１－（４）利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機	a・b・c

	能している。	
<コメント>		
35	Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・b・c
<コメント>		
36	Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<コメント>		
Ⅲ－１－（５）安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<コメント>		
38	Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		
39	Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント>		

### Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ－２－（１）提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ－２－（１）－① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが実施されている。	a・b・c
<コメント>		
41	Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント>		
Ⅲ－２－（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c



<コメント>		
43	Ⅲ－２－（２）－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<コメント>		
Ⅲ－２－（３）福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<コメント>		
45	Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント>		

## 内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A－１ 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A－１－（１）利用者の尊重		
A①	A－１－（１）－① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。	a・b・c
<コメント>		
A②	A－１－（１）－② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<コメント>		
A③	A－１－（１）－③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。	a・b・c
<コメント>		
A④	A－１－（１）－④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。	a・b・c

〈コメント〉		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A⑤	A-1-(2)-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1-(3) 主体性、自立性を尊重した日常生活		
A⑥	A-1-(3)-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア		
A⑦	A-1-(4)-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A-1-(4)-② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

## A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑨	A-2-(1)-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑩	A-2-(1)-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑪	A-2-(1)-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切に、利用者が自ら判断し行動することを保障している。	a・b・c
〈コメント〉		

A⑫	A-2-(1)-④ 生活の営みを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(3)-① 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) 健康管理		
A⑯	A-2-(5)-① 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 行動上の問題への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

A-2-(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）		
A⑳	A-2-(9)-① 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉑	A-2-(9)-② 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉒	A-2-(9)-③ 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉓	A-2-(9)-④ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	a・b・c
＜コメント＞		
A-2-(10) 家族とのつながり		
A㉔	A-2-(10)-① 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		

## 令和2年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

### 1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、73都道府県市（都道府県、20指定都市、6児童相談所設置市）及び3国立施設（令和2年度末現在）を対象に、令和2年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 令和2年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は389件であった。令和2年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（令和元年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市等において虐待の事実が認められた件数は121件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が67件（55.4%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が20件（16.5%）、「障害児入所施設等」が11件（9.1%）、「児童心理治療施設」が8件（6.6%）、「児童自立支援施設」が6件（5.0%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が62件（51.2%）、「心理的虐待」が36件（29.8%）、「性的虐待」が16件（13.2%）、「ネグレクト」が7件（5.8%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は215人であった。児童の性別は、「男子」が125人（58.1%）、「女子」が82人（38.1%）である。就学等の状況は、「小学校等」が92人（42.8%）、「就学前」が47人（21.9%）、「中学校等」が39人（18.1%）、「高等学校等」が31人（14.4%）、「就労・無職等」が2人（0.9%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

## 2 令和2年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

### (1) 各都道府県市への届出・通告について

#### ① 届出・通告数

- 令和2年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は389人であり、届出・通告の受理件数は372件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が150人(38.6%)、「児童本人」が108人(27.8%)、「家族・親戚」が25人(6.4%)、「児童本人以外の被措置児童等」が20人(5.1%)、「学校・教育委員会」が9人(2.3%)等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	児童家庭支援センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	108	20	25	150	5	14	9	5	6	0	6	3	28	10	389
割合	27.8	5.1	6.4	38.6	1.3	3.6	2.3	1.3	1.5	0.0	1.5	0.8	7.2	2.6	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数372件と一致しない。

#### ② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が234件(62.9%)、「都道府県市の担当部署」が133件(35.8%)等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	234	133	1	0	4	372
割合	62.9	35.8	0.3	0.0	1.1	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例 386 件（令和元年度以前からの継続事例 14 件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は 379 件、「事実確認を行っていない事例」は 7 件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は 121 件（31.3%）であった。

(単位:件、%)

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	121	217	41	379	1	6	386
割合	31.3	56.2	10.6	98.2	0.3	1.6	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例 121 件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が 67 件（55.4%）、「里親・ファミリーホーム」が 20 件（16.5%）、「障害児入所施設等」が 11 件（9.1%）、「児童心理治療施設」が 8 件（6.6%）、「児童自立支援施設」が 6 件（5.0%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設 67 件のうち、ユニットケア（8 人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、32 件であった。

ア 施設等種別内訳

(単位:件、%)

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所 (一時保護委託含む)	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	5	67	8	6	20	11	4	121
割合	4.1	55.4	6.6	5.0	16.5	9.1	3.3	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	20	1	5	8
13人～19人	1	0	1	2
12人以下	4	3	1	0
本園内ユニット(8人以下)	32	2	1	0
地域分園型ユニット(8人以下)	10	0	0	0
合計	67	6	8	10

② 自治体等別

○ 73自治体中、40自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	8	1	京都府	1	1	千葉市	1	0
青森県	1	1	大阪府	21	4	横浜市	11	5
岩手県	0	0	兵庫県	5	3	川崎市	6	0
宮城県	2	0	奈良県	0	0	相模原市	0	0
秋田県	0	0	和歌山県	8	3	新潟市	1	0
山形県	3	2	鳥取県	3	0	静岡市	1	0
福島県	3	3	島根県	7	0	浜松市	0	0
茨城県	0	0	岡山県	0	0	名古屋市	1	1
栃木県	4	4	広島県	3	0	京都市	4	1
群馬県	3	1	山口県	11	4	大阪市	53	4
埼玉県	6	3	徳島県	0	0	堺市	4	2
千葉県	8	3	香川県	3	0	神戸市	3	0
東京都	56	34	愛媛県	6	1	岡山市	1	1
神奈川県	7	3	高知県	14	1	広島市	2	0
新潟県	2	2	福岡県	0	0	北九州市	3	1
富山県	1	0	佐賀県	7	2	福岡市	5	0
石川県	1	1	長崎県	9	2	熊本市	3	0
福井県	1	1	熊本県	7	4	横須賀市	0	0
山梨県	2	1	大分県	7	1	金沢市	1	1
長野県	6	5	宮崎県	2	1	明石市	0	0
岐阜県	6	4	鹿児島県	5	0	世田谷区	1	0
静岡県	12	0	沖縄県	3	3	江戸川区	0	0
愛知県	10	3	札幌市	1	0	荒川区	0	0
三重県	3	0	仙台市	5	1	国立	0	0
滋賀県	0	0	さいたま市	5	2	合計	379	121

※ 令和2年度に確認等を行った事例の件数(令和元年度以前の届出・通告事例を含む)である。



③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	62	7	36	16	121
割合	51.2	5.8	29.8	13.2	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた121件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は215人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	不明	合計
人数	125	82	8	215
割合	58.1	38.1	3.7	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	33	70	67	45	0	215
割合	15.3	32.6	31.2	20.9	0.0	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	47	92	39	31	1	2	3	215
割合	21.9	42.8	18.1	14.4	0.5	0.9	1.4	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた121件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、121件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は150人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「衝動性」、次いで「怒りのコントロール不全」や「養育技術の低さ」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	37	41	35	29	6	2	150
割合	24.7	27.3	23.3	19.3	4.0	1.3	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	その他	合計
人数	62	43	34	4	6	1	150
割合	41.3	28.7	22.7	2.7	4.0	0.7	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人、%)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	66 (44.0%)	44 (29.3%)	59 (39.3%)	27 (18.0%)	45 (30.0%)
なし	32 (21.3%)	42 (28.0%)	32 (21.3%)	34 (26.7%)	45 (30.0%)
不明	52 (34.7%)	64 (42.7%)	59 (39.3%)	89 (59.3%)	60 (40.0%)
合計	150 (100.0%)	150 (100.0%)	150 (100.0%)	150 (100.0%)	150 (100.0%)

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い」で、55件であった。
- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「十分でなかった」又は「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた」で、7件であった。
- 日課の面では「娯楽・テレビの時間」、「就寝時間」が多い。  
発生場所については、居室（個室）や居室（ホール等）において多く起きている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合計
特定の職員が子どもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	17	16	15	36	17	101
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図られ、 施設の風通しが良い	15	20	11	39	16	101
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	17	17	40	14	13	101
第三者委員の活用がなさ れ、子どもたちにその役割 を周知している	16	28	39	10	8	101
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	22	32	15	24	8	101
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	17	19	31	26	8	101
子どもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	19	24	28	18	12	101
自立支援計画策定時の子ど もの意向や意見の確認して いる	18	22	52	6	3	101

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらも言えない	十分でなかった	なされていない	合計
里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている	2	7	8	3	0	20
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた	2	2	10	4	2	20
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	4	6	5	3	2	20
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた	3	9	6	0	2	20
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	0	4	11	4	1	20
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	0	7	10	3	0	20
子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	0	2	11	4	3	20
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して養育がなされていた	0	4	12	4	0	20

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～( 5:00)	8
5:00～( 6:00)	1
6:00～( 7:00)	2
7:00～( 8:00)	10
8:00～( 9:00)	3
9:00～(10:00)	6
10:00～(11:00)	6
11:00～(12:00)	3
12:00～(13:00)	1
13:00～(14:00)	2
14:00～(15:00)	7
15:00～(16:00)	2
16:00～(17:00)	4
17:00～(18:00)	9
18:00～(19:00)	9
19:00～(20:00)	9
20:00～(21:00)	5
21:00～(22:00)	5
22:00～(23:00)	2
23:00～(24:00)	4
合計	98

※回答なし 23

エ 日課

日課	件数
食事時間	9
配膳・後片付けの時間	12
登校から下校までの時間	1
運動・スポーツ時間	3
娯楽・テレビの時間	36
行事・イベント時	0
外出時	1
無断外出時	0
清掃時間	3
自由時間	11
就寝時間	24
合計	100

※回答なし 21

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	42
居室(ホール等)	51
調理室(台所)	2
浴室	1
トイレ	1
医務室	1
静養室	1
相談室	2
スタッフルーム(職員室)	5
宿直室	0
施設等内の他の建物	2
施設等内の庭・運動場等	5
施設等の外	10
合計	114

※回答なし 7

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は64件(52.9%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は16件(13.2%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は57件(47.1%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は17件(14.0%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	64	3	21	16	17	121
割合	52.9	2.5	17.4	13.2	14.0	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	57	5	6	3	4	1	1	0	1	17	26	121
割合	47.1	4.1	5.0	2.5	3.3	0.8	0.8	0.0	0.8	14.0	21.5	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、121件中35件(28.9%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された35件において、学識者をメンバーとしているのは82.9%、医師をメンバーとしているのは71.4%、弁護士をメンバーとしているのは74.3%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置している	設置していない	合計
件数	35	86	121
割合	28.9	71.1	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県市	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
件数	8	13	14	35
割合	22.9	37.1	40.0	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	13	8	2	5	0	2	1	0	0	0	4	35
割合	37.1	22.9	5.7	14.3	0.0	5.7	2.9	0.0	0.0	0.0	11.4	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県市職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	5	5	2	29	25	26	17	18	35
割合	14.3	14.3	5.7	82.9	71.4	74.3	48.6	51.4	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・当該職員を怖いと訴える児童がいたが、児童の声が汲み取られることはなく、児童の意見を聴取する仕組みも未整備だった。
- ・職場の風通しや雰囲気が悪いため、組織による統一した支援が行いにくく、適切な支援の基準が曖昧になっていた。
- ・全職員で虐待や適切な関わり方に関するチェックリストを実施していたが、加害職員の言動に対しての認識の甘さがあった。
- ・加害職員は、上司の目の届かないところで、不適切な対応を行っていた。また、同僚も加害職員の行動を注意することができなかった。
- ・施設が職員の虐待を認知していながらも、当該職員への指導のみで事態を収束させ、通告をしなかった。
- ・リーダー職も人材不足で、当該職員が入職後数ヶ月でリーダー職を担っていた。
- ・地域小規模児童養護施設であり、本園と比べ、職員体制が手薄かった。
- ・施設で、職員の指示に従わなければ、ゲーム禁止にしたり、脅したりするといった対応が容認され、改善のための取組や指導がなされていなかった。
- ・経験年数の浅い職員の多くは、当該職員の関わりについて不快に感じていたが、ベテラン職員ほど肯定的に捉えていた。
- ・人材不足もあり、欠員の出たところに新規採用職員を充て、結果、当該寮に若手職員が集中してしまった。
- ・業務の引継ぎにおいてカバーで入る職員への児童の情報や支援方法の伝達が不十分であった。ベテラン職員には、相互の支援方法について「暗黙の了解」があったが、引継ぎの重要性の認識が欠如していた。
- ・施設には身体接触が伴う児童へのかかわりについての統一したマニュアルやルール等がなかった。
- ・子どもの意見を反映し、改善する仕組みが不十分であった（意見箱を設置していたが、意見に対する答えは掲示していなかったり、職員と入所児童の意見交換の場で児童が意見を言いにくい等）。
- ・子どもに力づくで言うことを聞かせるという施設文化が残っていた。
- ・児童相談所により養育指導等が行われていたが、里親の独自の養育観があり、里親とのレベル合わせができていなかった。
- ・本件の発覚後、すぐに職員Aを出勤停止、全児童への聞き取りを行っており、必要な体制が整えられていた。
- ・常勤職員については被措置児童等虐待の防止について周知がされているが、非常勤職員には十分に周知がなされていなかった。
- ・施設の運営規程に「利用児の人権擁護及び虐待防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する」とあるが、定期的に研修が実施されていなかった。
- ・コロナ禍においては里親宅への訪問を控え、電話確認に留めていたが、結果的に家庭内のストレスが増大していることへの把握が遅れた。

- ・被虐待児や発達障害児を受入れ、対応が難しい特性のある児童への関わりの中で、里親の負担が大きくなっていた。
- ・定期的に職員会議や事例検討会を実施しているものの、限られた時間内では上がらないケースもあり、職員の困り感を共有できない場面があった。
- ・当該児童から他の職員へ身体的虐待の相談があったものの、そのことを施設内に報告・共有ができていなかった。
- ・当該施設は、養育スキルについて定評があったため、対応が難しい児童が複数名入所していた。結果、常日頃から職員には負担がかかり、事案の発生に至った。
- ・職員同士のよりよい処遇を目指すための議論等が十分に行えず、一部の職員の独善的な姿勢や考え方が、(特に経験の浅い)他の職員に影響を与えてしまった。
- ・休校やコロナ禍で支援会議の開催が減り、職員同士が話す機会が極端に減っていた。

## ② 職員等

### (感情の問題)

- ・加害の事実を認めたが、「児童は守られるが、職員はやられっぱなしで守ってくれるのか」等の発言があった。言葉づかいの荒さ等を注意しても「なぜ自分ばかり注意するのか」「そんなことを言われると士気が下がる」と被害感を示す。
- ・虐待を認め、反省の弁もあったが表面的で反省の様子は見られない。また、施設からの指導についても真摯に受け止めている様子も見られない。施設への不満を訴える場面が多く見られ、感情を抑えきれず、一方的に発言したり不満をぶちまけたりと感情のコントロールがうまくいかない状態であった。
- ・感情的になりやすく、時々かっとなり、攻撃的になることがあった。
- ・職員は精神的にまいっていて病院に通っていた。
- ・せかせかするタイプで、仕事が重なるとパニックを起こす。
- ・怒っている時に言葉遣いが荒くなる。
- ・新人職員への指導やフォローに入らなければならない、強くプレッシャーを感じる状況にあった。
- ・本件以前から、電話の内容を覚えられないことや、眠れない等のメンタルの不調が続いていた。
- ・職員の不自然な行動について指摘すると、自らの性的欲望を満たすという積極的な理由があったことを認めた。
- ・里母は、「自分が主体で養育しなければならない」「(里父)は体調が悪いから、怖いから刺激してはいけない」といったプレッシャーを感じながら養育にあたっていた。
- ・新人職員であり、児童との関係性ができていなかった。手順の覚えが悪く、ミスも目立ち、児童から批判的となっていた。当該児童からも横柄な言動で職員に指示をするなど、イライラしている状況であった。
- ・リーダー的な役割を果たそうと人一倍責任を感じていた。
- ・パニック障害の診断を受け、月1回程度の精神科通院を継続していることを確認。被害児童の将来に関して悲観的なイメージを持つようになり、感情的になる場面が増えていた。
- ・被虐待児は加害職員に対し、ため口で話したり軽んじるような態度であったため、注



- 意をしたが聞き入れられず、不満を持っていた。
- ・児童の養育に熱心な反面、指導が行き過ぎる面があった。また、熱心さから児童との距離感が過剰に近づく特徴もある。
  - ・里母の実子が思春期にさしかかり、里母との関係性が変化してきたことに加え、コロナ禍の休校期間中、里母と実子、委託児童で過ごす時間が長くなり、里母が抱えるストレスが増大していた。
  - ・被害児童とのやり取りで、イライラして怒鳴ったり壁を叩いたりした。
  - ・里父は「本児が過去に性被害に遭ったことは知っていたが、触りたい気持ちが強かった」と話す。性的欲求のコントロールに困難さがあったと考えられる。
  - ・怒りのコントロール等のスキルを十分に身に着けていなかった。
  - ・里母は、本児が特別支援クラスでの対応が望ましいと指摘されたことにショックを受け、本児が普通クラスで継続できるよう話をしようとしたが、本児がふざけたりしたため、叩いてしまった。
  - ・児童の面前で、里母が里父に対して感情的に接し、お互いの不満をぶつけあうことが多かった。また、里父は感情的に児童と接することが多かった。
  - ・若手職員に負担をかけまいというプレッシャーから、強引な問題解決方法やパワーを用いた指導方法に陥った。
  - ・被害児童からの暴力をあおるような発言に耐えかねて、職員は威圧的になり、ついには暴力に及んでいる点から、冷静さを失い、職員としての感情コントロールが十分にできなくなったと思われる。

#### (養育姿勢の問題)

- ・障がい特性の理解不足、専門的知識の不足、支援技術の未熟が見られた。
- ・人権意識及び職業倫理が不十分であった。
- ・加害職員らに、児童に対して友達感覚で発する言葉が不適切であり、児童虐待に当たる可能性もあるという認識がなかった。
- ・高圧的な言動により施設内の用心棒的な役割を自認し、周囲の職員もそれに頼っていた側面がある。
- ・上司の指導もあったが、子どもとの距離の取り方を改めることはしなかった。支援の方法や職員側のルールについても怠ることがあった。
- ・私的感情から、施設で禁止されているにもかかわらず被害児童と連絡先を交換し、やりとりをしていた。職員の日常的な支援場面についても、同僚職員や他の専門職種も指導をしていたが、自らの対応を改めることはしなかった。
- ・里父は、会社を病気療養するなど不安定な体調であった。また、主体的に養育に参加している様子は見られなかった。
- ・勤務時間中のネットへの投稿、同僚職員の支援方針を誹謗中傷するような書き込みもあり、施設から勤務時間中のスマートフォンの所持・利用を禁じられていたが、それ以降も利用を続けていた。
- ・夜勤帯における飲酒疑惑や酒気帯び状態で勤務に従事したり、喫煙のために児童から目を離し、本施設の敷地を抜け出すなど、就業規則に抵触する勤務実態も認められた。
- ・当直室の施錠のルールを徹底せず、指導されることがあった。

- ・職員は、当直室内で自慰行為をすることについては、「人に見えないところ なの  
いいのかなと思っていた。」等、勤務に従事していることの自覚が欠落してしまっ  
ており、意識の希薄さが認められた。
- ・過去に身体的虐待該当の判断がなされた経歴があり、自らの不適切養育を改めるよ  
う意識していたが十分でなかったと認める。
- ・子どもに対し、独自の食事ルールなどを課すなどし、「直接叩かなければよいと認  
識していた」との弁明をしていた。
- ・職員間の打ち合わせや引継ぎをせずに、寮のルールを自己判断で緩めてしまうこ  
とが頻繁にあった。
- ・不衛生な住環境で、また里父母とも安全配慮に欠ける不適切な養育状況等もあつた。  
子どもへの対応について、保育所からの指摘もあつたが、前向きに改善する姿勢を見  
せなかった。
- ・支援上の配慮が必要な児童に対する理解に努める様子は確認されたが、適切な声かけ  
等の専門性に欠ける面が確認された。
- ・被害児童の委託措置後に里父母が離婚、同居の祖母の協力を得ながら里母による養育  
が継続されていた。被害児童の中学校進学後、不登校の問題が出現し、被害児童と衝  
突する機会が増えていた。
- ・当該職員は児童、職員に関わらず人との距離感が近く、何度も注意するが、改まらな  
かった。
- ・専門的知識が豊富である反面、他者の意見を聞き入れない等があつた。
- ・児童への処遇経験が乏しく、児童のパニックに適切に対処ができなかった。
- ・児童に求める要求水準は高く、児童に負担になることもあつた。
- ・養育姿勢は優しい職員であり、適切な対応を行っていたが、反面でスキンシップを目  
的とした距離の近さがあつた。
- ・里親家庭では食事や生活を楽しむことよりも、「指導する」ことに重点がおかれ、体  
罰のような形で手が出ており、また、体罰も虐待になるという認識が不足していた。
- ・当該職員らの対応について、一部の職員は、威圧行為であるとの認識はあるものの、  
大半が虐待行為や不適切な行為ではないと否定し、子どもの「怒り役」となっている  
との容認するような認識。
- ・子どもへの関わりが少し熱く、視野が狭まることがある。
- ・本児の問題行動に関して効果的な説諭ができなかったほか、良好な関係性の構築に困  
難が見られた。
- ・里父の性加害への意識の不足が考えられる。
- ・里母一人での養育となっていたため介入する家族がおらず、虐待のエスカレートを止  
める者がいなかった。
- ・児童相談所や他の里親支援機関の介入を拒む傾向があつたり、里親同士のつながりも  
なく相談相手がいなかった。
- ・他の職員からの批判もなかったため、独善的な認識を有するようになった。
- ・自身の対応を有効な手法であると信じ、子どもの権利擁護や被措置児童虐待禁止の認  
識が希薄であつた。
- ・被害児童の立場や思いに寄り添えず、養育姿勢の未熟さを感じる。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応 (③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。)

① 施設の体制等の改善に向けた対応 (重複あり)

	委員会を設置し議論 (検証委員会・再発防止委員会)	権利擁護等の研修への職員派遣や施設内での研修を増やし、専門性の向上を図る	職員会議又はケース検討会議の回数を増やし、入所児童及び職員の情報共有を図る	第三者評価又は自己評価を年度内に複数回行い、施設運営の改革を図る	S V体制等の施設内のチームアプローチ態勢を整える
件数	27	91	60	42	77
割合	26.7	90.0	59.4	41.6	76.2
	子どもの意見を汲みあげる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ替え、異動等を行う	職員のストレス等の状況調査を行う	職員の勤務体制の改善を行う	
件数	52	45	31	40	
割合	51.5	44.6	30.7	39.6	

※割合は101件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応 (重複あり)

	各種研修への参加	S V等の指導体制の充実	嚴重注意	配置転換	継続的な面接	被害児童との関係再構築	心理治療等
件数	52	35	62	46	32	30	12
割合	51.5	34.7	61.4	45.5	31.7	29.7	11.9
	勤務負担の軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
件数	24	37	16	7	8	15	
割合	23.8	36.6	15.9	6.9	7.9	14.9	

※割合は101件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

③ 被害児童・保護者への対応状況

虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、対応していない事例が121件のうち8事例あった。

(単位:件(%))

	加害職員が対応	施設長が対応	加害職員・施設長以外の職員(児相を含む)が対応	対応していない	被害児童、保護者のどちらに対しても対応していない事例
被害児童	34(28.1%)	53(43.8%)	89(73.6%)	18(14.9%)	8(6.6%)
保護者	17(14.0%)	54(44.6%)	79(65.3%)	19(15.7%)	

④ 具体的対応例 (回答のうち主なものの要旨を記載)

【職員、体制面への対応】

(検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等)

- ・法人内において、ケース検討会議が開かれたが、その後職員が全員離職、施設が閉鎖となったため、その後の対応はなし。
- ・院内虐待防止委員会へ通報。その後、障害者虐待防止委員会を設置。
- ・第三者委員が参画する虐待防止委員会を設置。
- ・地域小規模児童養護施設の児童ケアに関して、心理士や主任がグループで検討し、現場に入りながら対応方法の見直しをした。
- ・施設内に運営改善検討チームを設置し、施設の全職員、全児童を対象として実態調査を実施。改善すべき課題や解決策などについて検討を進める。
- ・事故検証委員会を設置し、事故の原因究明及び再発防止を行い、検証結果を報告。
- ・不定期開催であった課内会議を月1回の定期開催に変更。
- ・全国児童養護施設協議会の人権擁護・人権侵害防止及び「性的虐待」防止のための点検チェックリストに沿った年3回の自己点検を徹底。各人の評価結果について、施設長または養育適正化委員が全職員に聞き取りを実施。改善が必要な点については同委員会において検討し、指導などの改善を行う。
- ・児童虐待問題に精通した有識者を委員として選任し、児童虐待等対策委員会の組織改善を行った。
- ・外部臨床心理士アドバイザーを含む全職員で再発防止のための、ワークショップを実施。施設内虐待について、リスクや具体例など、防止策を検討した。また過去10年間の暴力問題（児童から児童、児童から職員、職員から児童）をケース記録から洗い出し、なぜ暴力が継続したか、検討ワークショップを実施し、過去の事例を通して、再発防止について話し合った。
- ・施設内において、自分の感情のコントロールについてのグループ討議を開催。
- ・施設の若手職員・中堅以上の職員による検討協議の場をそれぞれ設け、再発防止のため、改善策の検討を行なった。
- ・ホーム内においてミーティングを実施。また、同事業者の運営する他の援助ホームとも経緯を共有。
- ・里親のため、組織的な対応はない。
- ・施設内暴力・虐待に係る事案について施設職員、小中学校の校長や児童相談所と連携して、施設全体で取り組む「安全委員会方式」を実践しており、委員会の場での共有や意見聴取を行っている。(SV体制、職員支援体制、自己点検等)・SV体制を強化するとともに、必ずチームを組んで複数で対応するようにする。また、年2回施設長との面談を行い、意思疎通、意見交換を図り、風通しの良い組織づくりに努める。
- ・管理監督者による支援現場の確認や職員との定期的な個別面談を実施。
- ・より良い支援方法や支援のポイントを整理した「事例集」を整備。
- ・再発防止を図るために『体罰等によらない子育てを広げよう』(厚労省リーフレット)、県作成の『被措置児童等虐待対応マニュアル』、施設作成の『施設内虐待防止・対応マニュアル』について周知。
- ・加害職員に対する再教育プログラムの実施。週ごとの目標設定、1ヶ月ごとのレポート

ト作成を行い、先輩職員による指導を受ける。

- ・倫理規定及び行動指針等を新たに策定し、少人数でのワークショップを実施。
- ・法人職員や施設OB等からSVを委嘱して、SV体制の構築。
- ・新人職員が偏らないような人員配置への配慮。
- ・指導・監督する役割を担う職員が、別の寮の現場に入っており、十分に機能していなかったため、別にその役割を担う職員を配置。
- ・新たな人事評価制度の整備を検討し、「職員の支援に係る知識や習熟度などを適切に評価」する仕組みを構築。施設全体の具体的な人材育成目標「職場研修実施要綱」を策定。新任職員（入職から3年目）が習得すべき項目を定めて育成する。
- ・里親に対する児童相談所からの支援に関して、県社会福祉審議会を活用して、里親養育にかかる支援上の留意点等について通知を行った。
- ・新人職員研修の他、数か月から1年程度をかけてOJT担当育成員を中心とした育成プログラム研修を実施。
- ・施設だけではなく、法人も加わり新人教育を実施する体制を構築。
- ・主任、心理士、ユニットリーダーにおける中堅職員のリスクマネジメント強化を図るため、毎週リーダー会議を実施。また、リスク点検のため、各ユニットからリスク報告書を毎月提出。
- ・既存の「障害者虐待防止チェックリスト（職員セルフチェックリスト）」を年1回実施していたが、活用できていなかったため、新たに法人独自の「虐待の芽チェックリスト」を作成し、月に一回実施することとした。
- ・日勤から夜勤者への引継ぎ時、夜勤責任者が各フロアの状況を把握し、夜勤帯の職員配置等を日々検討し支援体制を構築。
- ・心理担当職員によるカウンセリング（アンガーマネジメント、アサーション トレーニング等）を実施。
- ・地域小規模化に伴い、人員増員による負担軽減、職員の役割（例：ユニットリーダー）を新設し、職員の人材育成と職員・子どもへのフォローの徹底を行う。
- ・非常勤医師を活用し、施設内研修、個別ケースへのスーパーバイズ、職員のメンタルケア等を検討。
- ・運営会議に外部SV担当者を導入し開かれた会議態勢を構築。
- ・児童相談所心理司と施設内心理司の意見交換会の実施
- ・医療機関との頻回な情報交換、入所児童カンファレンスへの積極的な参加
- ・職員同士の関係性に溝が生じていたため、施設全体として認識の共有ができる体制づくりのための取組を実施する。
- ・長期に固定化した職員の異動を行い体制を刷新するとともに、法人内の経験豊富な心理職をスーパーバイザーとして兼務配置し、心理治療班のアセスメント機能の充実に向けた取組を開始。

（勤務体制、リスクマネジメント等）

- ・事故、ヒヤリハット、児童からの苦情や要望等の意見を集約・分析し、予防に努めるとともに、対応や支援の標準化を図る。また、防犯カメラの設置箇所を増加した。

- ・人権侵害に繋がる恐れのあるヒヤリハットに高い見積もりを立てるリスク評価への修正作業と実施。
- ・施設長・主任会議を月 1 回開催し、組織から逸脱した行動や支援方法に疑問がある職員を感知し、その職員への対応の方針を決定し、その後の進捗状況を評価する（PDCAの実施）。主任が各小舎の会議に出席し、心配な職員に対して個別の指導ができる体制を整える。
- ・宿直職員のみで対応困難な事態に陥った際の、他の宿直者への応援を求めるツールの見直しや、園内研修の計画などに取り組む。
- ・分園の小舎における夜間 1 人対応への配属については、入職後の経過期間だけでなく、職員の能力、適性等のほか、本人の意向も含め慎重に判断する。
- ・これまで、ユニット・個人単位で行っていた引継ぎを施設全体の会議での引継ぎに変更し、伝え漏れを防ぐとともに、多様な意見を得ることができるよう改めた。
- ・日課や当番制の考え方を見直し、子ども個人の思いに寄り添った視点へ改めた。
- ・個人面談、法人サポートセンター面談の機会を設定し、各職員のメンタル面の早期把握を行った。
- ・ユニットが孤立しないよう本体施設職員や地域小規模児童養護施設職員が応援、連携できる職員体制を構築。
- ・各ユニットが 2～3 ホームでチームを組み、チームリーダーを中心に月 1 回のチーム会議を行い、各ホームにおける課題などを情報共有できる体制を構築。
- ・ミーティング時間をこれまで以上に確保し、職員の困り感等を共有。
- ・児童と職員の関係性を日誌のみではなく定期面談を実施し把握。
- ・ファミリーホームにおいて業務分担を明確にすることで、これまで一人に偏っていた業務負担を軽減する。
- ・タイムアウト室使用の判断の組織的共有化、可視化(確認簿の設置・活用、運用の随時見直し)
- ・緊急対応が必要な場面において、経験の少ない職員でも、1 対 1 で対応しなくて済むようなバックアップ体制として、各ホームと管理職への PHS 配置により、事務所や他ホームとの緊急連絡体制を構築する。(研修体制等)
- ・職員間のコミュニケーションを円滑にするための研修を実施（外部講師）。
- ・個人別育成（研修）計画を策定する。全ての職員に対しての子どもの権利擁護意識向上の研修の実施。新任職員研修会にて、被措置児童等虐待・こどもの人権擁護についての学習を実施する。
- ・虐待防止や人権擁護関係の研修は、職種に関わらず必ず受講。施設内研修でも、ロールプレイを取り入れ、実践的な内容とする。外部講師を招き、事例検討会を開催。
- ・CAP 等の研修の取組。CAP プログラムの研修導入
- ・障害のある児童に対する対応方法等の研修実施。
- ・中堅職員に対するマネジメント研修を実施。また、暴力の聞き取りに関するマニュアルとロールプレイを全職員で実施。
- ・虐待防止研修によりユニット単位及びユニット合同でのグループ協議により目標を設

定し、一定の実践期間後、他職員から評価を受けた。

- ・施設担当児童相談所と連携し、子どもの権利擁護についての研修を実施。
- ・リモートによる外部研修へ参加。認知行動療法等を取り入れたコグトレ（認知作業トレーニング）を実施。
- ・性に関する園内研修を実施。
- ・全職員へのCAP研修の実施や当該職員への虐待関連研修への参加を義務付け。
- ・里親会等の実施するオンライン等を積極的に受講し、共有。
- ・嘱託医による精神科薬の扱い方研修を実施。
- ・児童精神科医師による「特性のある児童への対応方法、留意点(全2回)」研修の実施。
- ・各部門から他部門への研修を実施、お互いの業務の「見える化」を推進。
- ・職員一人一人のスキルアップと支援の透明性の確保を図るために、「安全委員会方式」「アンガーマネジメント」「アタッチメント」「CARE」の研修を受講する。アタッチメント理論に基づいた傾聴を中心としたアプローチへの変革を進める。（記録、自立支援計画、マニュアル等の整備）
- ・今回の事例を踏まえた記録・マニュアルの検証を行い、見直しを検討。
- ・自立支援目標に性に関する課題への支援目標を掲げ、具体的な支援を実践し評価を行うこととした。
- ・形式的だった自立支援計画を改め、策定時に児童の意向や意見を取り入れられるよう改善を図る。
- ・『個別支援プログラム』の運用について、子供一人ひとりの状態に見合ったプログラムとして運用を徹底して行く。
- ・日課について、小学生から高校生まで全員が同じ日課を過ごすといった画一的なものではなく、子供の発達や個々の状態像に合わせた支援ができるよう日課の小グループ化をして行く。
- ・夜間、宿直職員のみで対応困難な事態に陥った際の、他の宿直者への応援を求めるツールの見直し等。
- ・全職員が参画し、施設内虐待防止マニュアルを全面的に見直した。
- ・入所時に児童に配布する資料について、児童の理解を促すために、権利擁護に関するものと施設内でのルール等を記載したものに分けて作成。
- ・ケアプランに身体拘束に関するガイドラインに則った対応を位置付け。
- ・ヒヤリカード（ヒヤリとした場面の情報を共有することで事故防止へつなげる）、ほっこりカード（ほっこりした場面の情報を共有することで職員間的话题を増やし、円滑なコミュニケーションへつなげる）を新たに作成した。パソコン入力により対応可能とし、データ管理、集計の省力化を図ることとした。
- ・施設の基本構想、中長期計画、事業計画、目指すべき職員像の改正。
- ・各部門が作成する個別支援計画及び自立支援計画を連動させ、見直しの機会を増やす。
- ・内部の情報共有を適切に行うため、新たな記録ソフトを導入。

【児童、保護者等への対応】

- ・施設長、施設職員が家庭訪問し、保護者に謝罪した。また、他の入所児童に説明し、事案発生について謝罪した。
- ・不安や悩みを抱える児童の声を聴く取組み、児童の声の発信の場づくりとして、臨床心理士によるカウンセリングを定期的実施。
- ・児童を地域小規模グループへ移動。
- ・外部から児童の様子を見てもらうため、児相による定期面接を依頼すると共に、児童の意見表明のための意見箱の復活を図る。
- ・被害児童への心理的ケアを実施した。
- ・全児童を対象として実態調査を実施。
- ・職員が、病院の入院患者を介して、本児と電話、手紙のやりとりを継続していたことが発覚したため、施設長が厳しく指導。しかし、本児と職員がLINE でつながっていること等が再び発覚したため、LINE の連絡先をそれぞれに消去させた。
- ・児童自身もルール違反に関し、自分たちとしてもやりすぎだったことを認め職員に謝罪。職員も謝罪し、和解した。
- ・全児童に対して生活状況の聞き取りを実施した。
- ・第三者委員と児童の顔合わせを行い、児童から直接第三者委員に相談できる仕組みを構築。
- ・ファミリーホーム辞退届、里父の里親辞退届の提出があり、受理する。保護者への謝罪等は児童相談所が対応。
- ・被害児童を一時保護して、事実を調査。児相職員同席の上、施設長らが被害児童と面会し、施設長、該当職員から説明と謝罪。
- ・権利ノートを用いて、全児童に対して権利擁護の説明を行う。
- ・子どもの会議であるトークデイを必要に応じて開催。
- ・児童への対応を複数職員で行うことやグループワークの充実により職員との信頼関係を構築する。
- ・児童への謝罪をすぐに行ない、当該職員については、配置転換を行なった。
- ・全児童に対し、子どもの権利、SOS の出し方について学ぶ機会を提供した。また、全児童に対する聞き取りを外部機関が行った。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

**【職員、体制面への対応】**

(改善状況の確認等)

- ・施設へ赴き調査を実施。検討・改善事項について施設で聴取し、確認。
- ・改善計画の実施状況報告を指示し、毎月報告を求めた。
- ・指導監査等において、施設の勤務体制を確認するとともに、施設より改善に向けた計画の提出を求める。
- ・寮ごとに実施している児童支援のチェックリストの運用について、感情コントロールや身体接触を伴う支援についての項目を新たに加えるなど、チェックの効果を更に高



- め、改善すること。
- ・施設の所管児童相談所が、研修計画や人権擁護の取組を確認。
  - ・社会福祉審議会での意見を踏まえて、児童相談所へ結果通知を発出。児童相談所からの改善策報告を求めた。
  - ・臨時の施設監査の実施から文書指導を行い、改善結果報告を提出させた。
  - ・定期的な面接により養育支援を実施。（発覚時、既に特別養子縁組成立のため、里親委託を解除していた）
  - ・障害者虐待主管課により状況確認。
  - ・児童相談所及び障害部局（障害者支援課、保健所福祉課）による改善報告の確認を行った。
  - ・里父を里親登録解除。里母に対しては、文書にて本事案に関する検証及び再発防止についての検討結果を提出させた。
  - ・第三者委員会を設置しての再発防止策の検討を指示し、検討の進捗状況について報告を求める。
  - ・過去に発生した被措置児童虐待事案に対する改善状況の取組状についても継続的に行政指導監査等の機会において確認。（S V体制、職員支援体制の整備等）
  - ・危機管理体制の整備と風通しの良い組織運営の確保を求めた。
  - ・子どもの行動を制御・支配しようとする現状について、健全な成長を阻害することを全ての職員が認識できるよう徹底的に意識改革を行う。既存ルールの見直しを始め、体罰は絶対に行わないようにするなど組織運営体制の改善を指示。
  - ・担当養育者の意向ばかりを優先するのではなく、専門職やチームの意見も踏まえた上で養育が行われるよう、児童一人ひとりに対するカンファレンスを適時適切に行える組織運営体制を指示。
  - ・支援に心配な点や不安がある職員を従事させる場合には、管理監督者の責任において、当該職員に注意を払い、何かあった際には直ちに介入・指導できる体制を整える。
  - ・勤務している職員の応援体制が実効性のあるものとして機能できるよう、全職員向けに児童支援の介入時の役割分担、心得や手順を周知するとともに、応援に入ることが想定される事務所の専門職等が、職員体制が手薄になりやすい時間帯に積極的に気に掛ける体制づくりを行う。
  - ・被措置児童等虐待につながりかねない日常の様々な支援場面における不適切な職員の関わりや予兆を適時適切に拾い上げ、予防的介入ができるようなガイドラインを作成し、それが実効性のあるものとなるような組織運営体制に見直すこと。
  - ・幹部職員、SV、ホーム長、児童相談所で、特性のある職員への人材育成を含めた話合いの機会を設けていく。
  - ・人員不足解消に向けて児童相談所との協議を継続、人員確保を図った。
  - ・新人職員及び児童養護施設の未経験職員等に対しては、育成や資質の見極めにより、適した配置先や他の職員の配置のあり方等を再考するとともに、チーフ1名を主とした育成体制ではなく、主任保育士や研修委員等とも連携した、より組織的な体制を構築するよう求めた。

- ・里親支援専門相談員や民間フォスタリング機関と連携し、里親家庭の養育状況について適宜把握。
- ・SV体制及び職員への支援体制の充実を図るため、求人による人員確保の努めるように指導を行った。
- ・児童精神科医療との連携、心理治療計画の策定や日常的な情報共有を行うとともに、定期的に職員の判断や治療経過に関して検討し、速やかに適切な支援に修正することが可能となるよう、組織的な治療体制の構築に取り組むことを指導した。
- ・興奮した児童等に対して複数の職員が対応するような体制整備を指示。(研修等)
- ・研修において、被措置児童等虐待や児童の権利擁護について周知を図る。
- ・児童からの暴言等を受けた際の職員のセルフコントロールについて演習形式の研修を行うなど効果的な取組について検討すること。対応が難しい児童について、トラウマインフォームドケアの考え方を取り入れた研修を検討すること。
- ・子どもからの誘惑や距離間が近い場合の回避方法や支援方法について、すべての職員に徹底されるよう、演習型の研修を行うなど効果的な取組を検討するよう指導する。
- ・管理監督者自らが、子供を権利の主体とする子供の権利擁護意識を向上させるための研修に参加すること。
- ・集団からの分離やホールディングの適切な対応方法等について、職員間での話し合いや演習形式の研修の機会を通じて再確認すること。
- ・発達障害、愛着障害、アンガーマネジメント等職員の対応スキルの向上に資する研修を実施すること。
- ・課題のあるベテラン職層の職員に対し、チームアプローチの重要性を個別の指導や研修を通じて明確に伝え、自らのこれまでの経験で培ってきた支援方法についても振り返らせる。
- ・中途採用の非常勤職員についても、トラウマインフォームドケアなど被虐待児童の特徴に対する理解を深めるために必要な研修を課す。
- ・児童相談所職員が、施設内において講師として研修を実施した。
- ・県主催の障害者虐待防止・権利擁護研修に参加。
- ・定期的な研修が実施されていなかったため、具体的な研修計画を立案するよう指示。
- ・里親に対して、里親が行う養育に関する最低基準や児童の権利擁護について学ぶため、認定前研修の受講を義務づけた。
- ・里親養育包括支援機関による里親の養育スキルの向上や里子との良好な関係構築を目指した研修を実施。
- ・新たに子どもの委託を受ける際の研修を新設し、子どもの権利擁護などについて、改めて認識を持っていただく機会を設けている。
- ・再発防止策として、アンガーマネジメントやタイムアウト等の施設内研修を行った。(その他)
- ・職員のストレス緩和への取組を推進し、積極的に利用を促すようにする。
- ・職員に対しては、今後本児に一切接触しないことや本施設に近づかないことなどを誓約させる。

- ・職員については、被措置児童等虐待を繰り返した職員であるため、直接処遇の業務に従事させるのであれば、心理カウンセリングへ通所をさせるなど、認知・行動の改善を図るための対策を講じた上で、慎重に判断すること。

#### 【児童、保護者等への対応】

- ・児童相談所による全児童への面接により、被害状況を確認するとともに、心理面談により必要なケアを実施。
- ・施設心理職が児童相談所心理職と連携して職員の対応の不適切さを伝え、子ども自身の愛着の問題に向き合うような働きかけを行うこと。
- ・本児について、行動観察と心理診断を行った上で、他の養育家庭へ委託措置とするか児童養護施設へ入所措置とするか検討していく。
- ・児童に、グループホームや本園内で職員や他児童の不適切な行為があった際に職員に報告・相談ができるよう、権利擁護の視点を入れた性教育を実施すること。
- ・被害児童を他の児童養護施設に、通告した児童をファミリーホームに一時保護委託し、児童に対する聴き取りを実施。被害児童は一時保護委託先をファミリーホームに変更後、同ファミリーホームに措置変更。通告した児童は、ファミリーホームに一時保護委託、精神科病院に入院後、元の施設に戻る。
- ・一時保護を予定したが、本児が里母からはなれることを強く拒んだため一時保護はせずに、里父とは会わせないことを条件に里母実家宅で過ごすこととし、児童相談所への来所時に本児の様子をフォローすることとした。
- ・里親養育包括支援機関に心理訪問支援員を1名配置し、子どもの心理的ケアや里親への専門的助言を行うとともに、里親等相談支援員を1名増員し、訪問支援の充実を図っている。
- ・全ての里子に対し、少なくとも年2回、児相との面接機会を設け、年齢が低い里子以外については、できる限り里子が話をしやすいように、面接場所を児相や学校に設定している。
- ・所管課職員が被害児童及び加害職員、及び同施設入所児童及び職員全員の聴き取りを行い、事案発生時の状況及びその他の状況等について確認を実施した。

### 3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は58（79.5%）であり、行っていない自治体は15（20.5%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は44（60.3%）であり、していない自治体は29（39.7%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は39（53.4%）であり、していない自治体は34（46.6%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は70（95.9%）であり、していない自治体は3（4.1%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が71（97.3%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が47（64.4%）、連絡先の電話番号を教えている自治体が71（97.3%）、意見箱を設置している自治体が44（60.3%）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が28（38.4%）、定期的なアンケートをとっている自治体が12（16.4%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、42（57.5%）であり、実施していない自治体は31（42.5%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、57（78.1%）であった。

	73 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	58	15
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	44	29
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	39	34
4	施設・里親への周知	70	3
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	73	0
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	71	
②	児童相談所職員が入所前に周知	67	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	58	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	58	
⑤	掲示物等で周知	25	
⑥	その他	6	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡す	47	
②	届出先の電話番号を教える	71	
③	意見箱の設置	44	
④	第三者委員の連絡先を教える	28	
⑤	定期的なアンケート	12	
⑥	その他	10	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	42	31
8			
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	47	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	13	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	32	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	57	
⑤	その他	16	

## (別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

### 1. 身体的虐待

#### 【乳児院】

- ・子どもが食事中に部屋から飛び出したため、追いかけてお尻の部分叩き、その後は、手を引き、部屋まで連れ戻した。別の子どもがコップを投げようとした際にも、子どもの手を叩き、他の子どもに対しても、食事中に子どもの手を叩いたこと、寝かしつけのために厳しく寝るように迫ったことも認めた。さらに別の子どもについても、なかなか寝ないため、寝かしつける際にも叩いた。
- ・居室内を走り回っていた子どもを捕まえて、頬を叩いた。食事中にふざけてスプーン等を落とす子どもに対して、スプーンやフォークで頭を叩くといった報告もあった。

#### 【児童養護施設】

- ・絵本で頭を叩かれた、頬を叩かれた、背中を強く押さえたとの訴えがあった。注意する場面で頭を叩いたり、背中を押して部屋に入れたことなどを認めた。
- ・子どもを雑巾のように扱って床をひきずる。別の子どもに鍋の蓋を投げつけたり、風呂場に閉じ込める等の行為があった。その他、複数の子どもに対し、暴言や、胸ぐらを掴み壁に押しつけるなどの暴力を振るった。
- ・施設として、虐待に該当する行為を行っていた職員であることを把握しつつ、迅速に届出機関への届出をしなかったり、被害を受けた子どものユニット担当を継続させるなど、必要な対応をとらずに放置していた。被措置児童等虐待通告を逃し、結果として、職員の虐待が繰り返された。
- ・子どもに対して医務室内で暴行を加え、顔面に痣が残る怪我を負わせた。また、子どもに対してソフトボールのキャッチャーが膝に装着するレガースを装着させた状態で、少なくとも複数日に渡って、講堂内で生活をさせていた。他にも、子どもが他の職員の注意に対して言うことを聞かず、暴言を吐いたり叫ぶなどしたため、頭を叩くといったことが2～3回あった。
- ・職員が子どもに対して叩く、髪をつかむ、蹴るなどの行為を行った。
- ・学習に取り組むよう、職員が促しをするが、子ども本人の反抗や他児への妨害がエスカレートする。対応中、子どもから暴力が出たため、自身がやっていることを分からせる意図で、子どもに対し叩き返す、蹴り返すといった暴力を加減しながら繰り返した。職員が対応の限界を感じたため、他の職員に報告し、仲裁される。
- ・子どもが暴れ出したため、複数職員で取り押さえるよう試みるが、抑えることが出来ず、加害職員が子どもの背中を踏みつけた。
- ・子ども間のトラブルを仲裁する際、子どもの暴言にカッとなった職員が昼食用の食材を手あたり次第に投げ、別の子どもの頭に当たった。また、その後も暴言を続け、職員に詰め寄る子どもに対し、下駄箱にあった靴を投げつけた。
- ・職員が子どもに対して、こぼしたスープを器に戻して食べさせた。また別の職員による他の子どもに対する暴言の疑いがあったり、さらに別の職員は、運転中の子どもによる運転の妨げになる危険行為に対して拳骨をするということがあった。
- ・3階の屋外階段の柵の外側に出て遊んでいた子どもに対し、子どもの腕を強く引き、居室に戻した。子どもの胸あたりの服をつかみながら布団の上に押し倒し、両肩を押さえながら、大きい声で叱責をした。職員が駆けつけたときには、すでに柵の内側に戻っていたが、再度滑落する危険性と、直後の指導

に効果があると判断に基づき行った。

- ・職員2名について、反発する児童を押さえつけ、子どもの上着の首の後ろの襟元をつかんで居室に引っ張っていくなどといったことが何度かあった。  
また、別の職員は、子どもが意地をはって他児の誕生日のケーキを「食べない」と主張したケーキを食べてしまい、泣かせた。
- ・子どもと職員と口論になり、互いに喚き合っていたが、子どもの手首を掴み、空中に持ち上げたり、わざとマスクを外して顔近づけて大きい声を出してきたとの報告があった。  
また、別の職員についても、複数の子供から、幼児に対する言葉が威圧的との訴えもあった。暴れた子どもに対して、別室に引っ張っていき、怒鳴って怖がらせたりすることもあったという。また、ある子どもは、居室にいるよう命じられ、トイレに行けず便失禁させるといったことがあった。
- ・寮でのパソコンの使用に関して、ルールを勘違いして指導した職員に対し、子どもが殴りかかるような素振りをした。それを押さえつける職員に対し、足で蹴るなど激しく抵抗したため、職員が強く腕を握ってしまい、内出血を負わせた。
- ・子どもに対し、蹴ったり殴ったりした。また同児童を布団でぐるぐる巻きにし、脅した。
- ・子どもの泣き叫ぶ様子を私物スマートフォンに撮影し、家族に報告すると言って子どもに見せ、泣き止ませようとするのがあった。本児が他児を叩いたりすると、職員が持っていた工具を見せながら「指を切る」と子どもを脅かすことが数回あった。他児に手出しした本児らに対し、地面に円を描いてその中にでないよう指示した。また道職員の指導の際、語気を強めて命令口調で指示することや、児童の感情を害するような言葉を発することがしばしば見られた。  
他の職員についても、言うことをきかない児童の服や腕をつかんで力づくで引きずって廊下に出して怒鳴ったり、他児が夕食を食べているのに廊下に放置させたり、子どもを見下したり馬鹿にする発言などがあった。
- ・職員が、子どもが「痛い」と訴えるまで指で突いたり、また他児らに対し、遊びの中で泣かせてしまうほどのパンチやキックをしたほか、玩具の包丁で児童の身体を刺すといった不適切な行為をした。また、指導に従わない子どもら暗い部屋やユニットバスに閉じ込めた。
- ・壁を叩くなどして暴れた児童に対し、押さえるなどしたが治まらなかった。それに苛立った職員が感情的になり、壁を叩いた。
- ・職員と子どもとでトラブルになり、室内でもみ合いになり、双方とも感情的になってしまう。逃げようとする子どもの腕をつかみ、壁に押し付けたり、顎や頬の部分を掴み、大声で叱責する等の行為に及んだ。
- ・日頃から他の職員への横柄な言動が目立つ児童に対して注意をしたことが発端となり、加害職員が暴言とともに児童を壁に押し付けたり、腕を背中に回し、床に押し倒し、倒れた状態で背中を何度も押した。
- ・他児をけなしたり、学校で問題を起こす等を戒める理由から、子どもの肩や頭、尻を職員が蹴った。
- ・子ども間のトラブルを指導しようとしたところ、子どもが職員の指導を聞き入れなかった。そのため、本児を移動させようとした際に当該職員が本児の腕をつねり、首を掴んだ。
- ・職員が子どもの口元にマスキングテープを×字に貼りつけて笑い、「こうしたら静かになるんじゃない?」と言っていた。また、本児に対し、「あなたとは関わりたくない」と言ったり、歩行の指導の中で、かかとを踏みつけるということがあった。
- ・子どもがお皿を出してほしい旨を職員に伝えたが、言葉遣いが悪いとして、頬を叩いた。
- ・他児の物を何回か盗んでいた児童について、再度同様のことが発覚した際、本児の襟首を引っ張ってベ

ッドから引きずり出し、大声で注意した。

- ・子どもの頭を叩いたり、平手で強く背中などを叩く、注意の際に服や腕を掴んで、無理やり引っ張られる、威圧的な言動などがあり、そういった指導が肯定的に行われていた。
- ・職員によりげんこつ等行為が行われていたり、日頃から厳しい口調で怒る等威圧的な対応を行っていたことで、子どもが委縮する状態にあった。
- ・窓から飛び出そうとした子どもを職員が引っ張り、掴んで叩いた。
- ・子ども間のトラブルを指導する際に、職員と口論になる。職員が本児に別室への移動を促すが、本児が動かないため、本児の腕を引っ張った。
- ・子どもが騒いでいる様子があり、注意する際、本児の座っている椅子の足を握って取ると、本児が倒れ込み、仰向けのまま倒れ、椅子の脚を握って上に向けたまま抱えて離さないで、右足太もも、膝上上部付近を3秒ほどつねった。それでも椅子を離さなかったが力尽くで椅子を取り上げた。
- ・子どもへの指導の際、居室に入れようとして手を引っ張り、後ろから身体を押した。当該職員は、前年度も当該児童に対し不適切な関わりがあり、改善勧告を受けていた。
- ・きょうだい間でトラブルがあり、職員が仲裁したが、一方の子どもから職員に対し暴言があり、衝動的に本児の頬を叩いた。
- ・子どもと職員が言い合いとなり、本児が当該職員の頬を叩き、反射的に当該職員も本児の頬を叩いてしまった。
- ・子どもの行動を注意する際、本児の態度がよくなかったため、顎を片手でつかんでしまった。
- ・本児の学習態度について職員が注意するが、本児がそれに反発し、口論となった。職員が被害児童の左顎あたりを1回こぶしで殴打した。本児は興奮状態を止めようと壁に頭を打ち付けたりしたが、職員は「落ち着くように」と声をかけるだけで、体に触れて止めることはしなかった。
- ・職員と子どもとで言い合いとなり、興奮して乱暴な言葉遣いとなった本児が職員の胸を押して突き飛ばした。職員が体で押し返して本児の首を少しの時間片手で押さえた。
- ・子どもの行動がトイレにゴミを流し何度も詰まらせたことや、他児の入浴用品を勝手に使うことが続いたことで、施設職員からトイレと風呂はドアを開けてするよう指導をした。また、子どもの態度が悪かったことで、職員が頭を一発平手でたたき、胸を押した。

#### 【児童心理治療施設】

- ・子ども間で言い争いをしたことから、本児の首根っこを後ろから押さえたところ、おでこが床に擦れた。また、苦手な具材の入ったスパゲティが食事として出た際、洗って（具材の部分流して）食べるように言った。
- ・他児にカードを交換するよう強要していた本児に対し、職員がその際胸ぐらを掴み本児は勢いで転倒。転倒した際顔面を床で擦り、鼻出血があった。また、当該職員について、児童に対し強く指導する場面において暴力的、威圧的な対応を取っていた。
- ・子ども間で性問題が発生したため、本児と他児を別室に分離した。職員が手薄であったため、本児と他児の接触を防ぐ目的で、本児の同意を得た上で、本児の部屋（静養室）に30分ほど施設を行った。
- ・子どもの学習態度について、職員が個室で指導していたが、職員が児童の言動に対して冷静さを失い、頭部をげんこつで叩いた。
- ・職員とのトラブルから朝食を食べないと言って居室に閉じこもった児童について、職員が強制的に連れ



て行こうとし、児童の服を引っ張ったり、抵抗して寝転児童の足を2メートルほど引っ張った。

#### 【児童自立支援施設】

- ・子どもが無断外出し、職員の財布を持ち出し、金銭を使い、財布を捨てた。帰寮後、当該職員と話し合いの最中、職員が本児の頭部を平手ではたき、本児の頭部を拳及び水筒で殴る、本児の髪の毛を掴んで頭部を前後に揺する、膝から下を足の裏で蹴るなどし、怪我を負わせた。
- ・施設でのクラブ活動中にゆっくり走っていた本児に対し、職員が後ろから背中を押したため、転倒してしまう。その後、倒れたまま起き上がらなかった本児に対し、当該職員が立ち上がって走るよう指導し、顔面に蹴りを入れた。またランニング終了後に行ったストレッチ体操で、真剣に取り組まなかった本児に対し、当該職員が顔面に蹴りを入れた。
- ・教室で興奮状態となって暴れる子どもを注意する際、本児が当該職員の顔を引っ掻いてしまい、職員が反射的に本児の首を横から掴み持ち上げ、すぐに離すといったことがあった。その後、当該児童からさらに挑発的な言葉の投げかけがあり、当該職員はその場から離脱しながら足元にあったゴミ箱を蹴ってしまった。

#### 【里親】

- ・里子兄弟たちが虚言、大事な物を壊す、落書きしても黙っているなどの行動があり、里母が叱る際に手を出した。きょうだい間の揉め事があり、弟を30分ぐらい戸外に閉め出した。
- ・里父が子どもに対して、足で頭を押さえたり、拳骨をすることなどが何度もあった。里父による過度な考えの押し付け、日常生活での暴力、勉強の強要等に苦しんでいた。
- ・子どもが言うことをきかなかったり、ぐずって泣き喚くなどすると里母が怒鳴ることがあった。本児が追いかけてくると、里母が別室に15分くらい閉じこもり、対応しないことがあった。里父母とも、本児を引きずって道路まで出て、(寺院の) 鬼のところに行くぞと言って、脅かし、従わせようとするこももあった。また、里母が子どもを叱っていた際に、里父がどちらにも怒鳴り、里母も子どもも泣いてしまうこももあった。
- ・里母の知人の子どもを噛んでしまった本児を厳しくしつけるため、里母が本児の腕を噛み跡がつくほど噛んだ。
- ・子どもの生活態度のことで話をしている際に、里親が児童の顔面を2～3回拳で殴った。
- ・落ち着きがない本児に対し、話をしようとした際にもふざけや他児へのちょっかいを出したりしたことでカッとなり、おもちゃのバットで太ももや背中、脇腹等を叩いた。
- ・里子2名のトラブルを里父が注意する際、一方の子どもについては、うずくまった状態から起こそうとしてそのまま持ち上げようとしたが、子どもが抵抗したため、膝から落ちたり、顔面から落ちて怪我をさせた。もう一方の子どもについては、顔を近づけて大きな声で叱った。
- ・里母が、調理の手伝いの際に愚図った子どもの頬を叩いた。

#### 【ファミリーホーム】

- ・他の児童に対して手を出した児童に対し、注意しても聞かないため、加害職員が当該児童の頭を平手で叩いたり、手で被害児童を押しつけた。また、被害児童に対し、「一緒に暮らさないという選択肢もある。」などと発言し、泣き止まない被害児童をホームの外に出した。

- ・里父が在宅学習時や食事などの態度、子ども間の小競り合いなどを注意していたが、言うことを聞かなかったため、里父が児童の手や肘、足を中指で弾いて分からせようとした。
- ・問題行動が多かった本児に対し、トラブルを起こした際に養育者が3回程平手で頬を叩いた。

#### 【障害児入所施設】

- ・子どもへの指導中、離れようとした児童を追いかけ、背中を手の平で強く叩く。職員が出勤した際など、挨拶と称して両手で頭部を揺さぶったりする。子どもが食堂入室する際、挨拶を注意し、入室させず食堂の入口に立たせる。子どもに対し、大声で叫んで接する、など。
- ・浴室で頭を壁に打つなどの自傷行為を行った子どもに対し、職員が本児を抱きかかえその場から動かそうとした際、うまく抱えられず、あおむけになった本児の足を持ち廊下に2～3m引きずり、腰や肩に内出血を負わせた。
- ・他の子をつねろうとした子どもについて、職員が子どもの腕を引っ張り自分の前で座らせ、両手で挟むような形で顔を叩いた。

#### 【児童相談所一時保護所】

- ・食後の歯磨き時に子ども同士がふざけていたところを怒鳴って叱り、子どものフラッシュバックの再燃につながった。別の職員が、縄跳びの回数をカウントする器具を止めてしまった子どもに対し、「アホ」と言った。また、別の子どもへの聴き取りで、『個別支援プログラム』において、廊下の雑巾がけを13往復させられたことが確認された。
- ・便失禁をした子どもに対し、殴る、顔を蹴るなどしたとの訴えがあった。また別の子どもについても、走り回ったりふざけたりして注意をしても言うことを聞かなかったため、5分以上カーテンを閉めたまま明かりも付けない暗い居室に一人ぼっちで閉じ込めるなどした。他職員から指摘されたものの、取り合わなかった。さらに別の子どもにも、性器を切ると脅し、ハサミを持ちだした。

## 2. ネグレクト

#### 【乳児院】

- ・一歳児の右前腕に不自然に骨折があり、明らかに人為的な強い力によって生じたものであると診断された。受傷機転と考えられる本児らの散歩外出に3名の職員が関わっていたが、職員の虐待行為によるものか、事故に起因するものか特定は困難と判断。施設の監護下で起きた出来事であり、原因が説明できないという状況は適切な業務が行われていたものとはいえないため、監護者である施設長のネグレクトであると判断された。
- ・明け方に乳児が泣きはじめたため、職員は他児を起こさないようにと考え児童をベビーラックに乗せ、居室外の個室に移動させた。その後、泣いていた乳児を個室に残し、しばらく放置した。

#### 【児童養護施設】

- ・中高生の児童3名の間でのトラブルの際、うち1人の態度に職員が感情的になり調味料の容器を机に叩きつけたり、子ども間で暴力を振るうことがあったが、職員がその暴力を容認した。
- ・入所児童間の性的問題に対して、施設において指導を実施していたが、記録が残されておらず、指導内容や進捗について施設内で共有がされていなかった。また、加害児の思考や行動の変容が期待できる性

加害プログラムの導入もなく、生活場面面接の実施に止まるなど、組織としての対応が不十分だったことから、加害児はその後も加害行為を継続させた。

#### 【里親】

- ・里親と養育補助者が夜間中も含めて不在だった際に、同居親族の男性が一時保護中の女兒に対し、筋トレルームで洋服の中に手を入れられ、胸などを触られたとの訴えがあった。同居人は訴えの内容を否定したが、一時保護委託中に里親が不在となり、適切な対応をとらず、監護が及ばない中で、同居人と二人だけで生活させたことが「ネグレクト」に該当。
- ・里親宅にて、里子の両腕・背中・両足に痣、左手足の怪我、おでこにたんこぶ等が確認される。両腕の痣は里母が掴んだときのもの、それ以外は本児が転倒したときのものと推測される。

#### 【障害児入所施設】

- ・車いすから転落した児童を看護師が抱き上げてベッドに寝かせるが、本児への処置をすることなく、そのまま退室。その後、看護師が再度居室に戻るが、本児がまるでベッドで鼻血を出していたかのように寝具を整えていた。翌日、額の膨張、顔面内出血の症状が確認された。

### 3. 心理的虐待

#### 【児童養護施設】

- ・職員が被害児童に対して、「君たちは税金で暮らしている」、「君たちは管理下にある」といった著しい暴言をした。
- ・職員が幼児を一人で入浴させた上、風呂掃除をさせた。また、本児が午睡時にトイレに行きたがったが、行かせず、そのため漏らしてしまうが、汚れた衣類を本児に洗わせた。別の幼児について、朝食を食べ終わらなかったため、行事に参加させず寮舎に残し、1時間弱の時間をかけて食べさせた。また、別の退職した職員についても、おむつを替えずに放置するというネグレクトが見られた。
- ・子どもとのトラブルから、職員が「自分で全部やれば良い」と言い、リビングに職員室の鍵を放置して去る。鍵を使用し、職員室から勝手にゲームを持ち出し、遊んでいた本児に腹を立て、「てめえ」と怒鳴り、ドアの壁を叩く、蹴るという行為をした。  
指示に反し、騒ぎ立てた児童に対し腹を立てた職員が怒鳴る。本児は怖くなり部屋に逃げたが、追いかけられ、床にトイレトーパーを投げつけられた。
- ・見回りにきた職員が居室に入ってきて、寝ている児童の胸をなでたりした。最初は服の上からだったが、下着の上に手が入ってきたりしたとの訴え。
- ・職員が、ゲームの使用に関して約束を守れない児童について、ゲームで使用しているインターネットの有線を制裁的な意図でハサミにより切断した。職員は子どもには説明せずこの行動をとったため、子どもは不安定になり、他児とのトラブルを起こした。
- ・子ども間のトラブルの際に、職員の注意を聞き入れられなかった一方の子どもに対し、そばの壁や椅子を蹴飛ったり、怒鳴るなどの行為があった。この場面を目撃していた別の子どもにも動揺がみられた。
- ・子どもから職員への暴言があり、職員もこれに応じて言い返してしまった。これまで同寮職員からの適切な指導は行われず、当該職員の不適切支援に係る予兆に適切に対応できていなかった。
- ・夜中に中高生男児が一室に集まっていたのを発見した職員が注意し、自室に戻るよう促した際に、腕を

引っ張ったり、「施設から出ていけ」と言ったりした。

- ・子どもへの指導の際に口論となり、職員が怒鳴り、椅子を強く引いて転がったところ、子どもが泣いてしまう。
  - ・行動等に特性のある児童の指導において、当該職員が暴言を吐いたり、リネン庫において長時間叱るといったことがあった。
  - ・職員について、日常的に暴言があり、指導しても改めない。アトピーがある児童に「かきむしって死んでしまえ」と言ったり、性的なことや「頭悪い、バカ」と言うなど。
  - ・寝室で子どもを寝かしつける際、職員が小学生男児4名に対し、頬や口にキスをする行為、頬を後ろから手で触る行為があった。
  - ・学習時間帯に児童間でトラブルから言い合いに発展した際、児童3人に対し、職員が暴言を吐き叱りつけた。
  - ・掃除の時間に起きてこなかった児童に対し、職員が指導の際に口論となった。職員が椅子に手をかけて子どもに投げつけようとし、追いかけるなどした。
  - ・子ども間の問題があったとき、職員が仲裁に入ったが、その際に壁を殴って穴を開けた。
  - ・子ども本人からの相談文書の報告に基づき聴取すると、他児に対し就寝前に廊下に響くほど大きな声で注意したり、他職員への当たりが強いなどのことが把握された。
  - ・職員が子ども（高校女子）に対して全ての支援をしたくないという気持ちが強くなり、食事の配膳、片付けをしない、他児との指導の仕方が違うなどの対応をした。
  - ・食事中に子どもが片手で食事をしていたことに対し、職員が注意を促すが、子どもが聞きいれなかったため、包丁をちらつかせつつ指導した。
  - ・子どもを叱る際に怒鳴るという行為が多々あった。指導の際に机を叩いたり、子を蹴るなどの不適切な対応があった。また、本児に対し、何らかの身体的な暴力があったと推察される。
  - ・子どもへの指導の際に、本児が反抗的な態度を取ったことから、職員のうち一人が人を傷つけることの重みを知ってほしいとの思いから、自らの顔面を殴り、本児にそれを見せつける等の対応を行った。
  - ・職員が児童を指導するため、自分の荷物をまとめさせたうえ、2日間施設外に連れ出した。1週間、他児との会話を禁止するとともに、私物を没収する対応を行った。
- また、職員が児童を指導する際に壁をドンドン叩く、風呂の時間を守らなかった児童に対して「早く出てこい」などと風呂のドアを叩く、児童が家に帰りたくいと発言した際に「CWを呼ぶから帰ったらいい」と発言した。

この他、職員が児童への指導のやり取りの中で、服を引っ張ったほか、児童への指導の際にベッドに投げた。

#### 【児童心理治療施設】

- ・職員3名が指導場面において、強く怒鳴ったり、壁を殴る、机を叩くことがあった。
- ・日常的に、感情の起伏や好悪によって子どもに対して拒否的な言動を取ったり、また、児童の前で他職員を攻撃することで児童たちを委縮させるなどした。

#### 【児童自立支援施設】

- ・職員が冗談のつもりで手に持った包丁の刃先を子どもに向けるといった不適切な行為があった。
- ・授業妨害を指導する際、子どもが反発。子どもに移動するよう指示するが、従わない本児に対し、職員

が「今この教室にとって必要ない存在」、「邪魔でしかない」と発言する。

- ・部活動練習中、ふざけていた中学3年及び中学2年児童に対し、胸ぐらをつかんだり、手を振りかざし児童の帽子をはたくなどした。小学生も目撃し、怯えていた。

#### 【自立援助ホーム】（全体の集計値には含めていない）

- ・子どもにとって誰にも知られたくない入院歴について、職員が配慮なく大声で発言した。また当該職員を含め、子どもに対し、喫煙していると決めつけたような発言をしたり、「お前」というような言葉遣いがあったことも認めた。
- ・子ども間のふざけ行為があり、施設長が注意をしようとしたが、子どもが部屋に閉じこもって扉をふさいでいたため、「ふざけるな」と強い口調で怒鳴った。施設長が入室した際、子どもがその様子をスマートフォンで録画したり、煽る行動があり、施設長が子どもの私物を蹴る行為があったため、子ども本人が110番通報をした。

#### 【里親】

- ・子どもと里母との間で不登校に関して口論となり、里母が子どもに対して「一緒に死のう」と発言し、包丁を持ち出した。
- ・本児の面前で里母が里父に手を凍ったペットボトルで数発叩かれ、里母と本児の二人で近隣の交番へ駆け込んだ。また、本児が里親宅の家金を無断で持ち出したことについて、里父が本児を問いただす際に、竹刀を持ち出して椅子を叩いたため、里母が本児を連れて家から避難した。

#### 【ファミリーホーム】

- ・ホーム補助者による不適切な関わりとして、「子どもに対しスマートフォンを投げる」、「意図的に食器を割る」等の行為があった。

#### 【障害児入所施設】

- ・職員が私物の携帯電話で子どもの写真を撮ったりした。「ぶっとばしたい」、「殺すぞ」などとの暴言がある。また、児童の足を持って回すなどの行為や怖がる児童を威嚇することもある。
- ・汚い言葉を使う子どもに対し、反省を促すため、子どもを座位保持装置に乗せたまま部屋に連れて行き、照明もつけずに置き去りにしたり、また、かなり強い口調で責めることもあった。
- ・職員と子ども2名とで、就寝時間帯に他者に秘密で距離の近い個別的な話しをしていた。本児らにとって、それを口止めされていたことが心理的な重圧となり、苦しめていた様子。職員は性的な関わりについては否定するが、子どもとの距離の近い個別的な関わりについては記録には残していなかった。
- ・男性職員から女兒に対し、「手を握ろう」と言い、子どもが断れずに手を握られた。
- ・子ども間のトラブルの際、子どもを叱責し、寝具を居住スペース廊下に蹴り放り出し、15～20分程度寝かせた。

#### 【児童相談所一時保護所】

- ・子どもに対して怒鳴ったり、生活上のわからないことに対する子どもからの質問に対しても、「自分で考えろよ」との発言があった。別の職員についても、同様に突然怒鳴られるとの訴えもあった。

- ・子どもが職員に対して「ブス」と言ったことに対して、加害職員が「ブスはあなただ」と発言。

#### 4. 性的虐待

##### 【乳児院】

- ・職員が男児に対し、キスをしていた。また本児に対しては、積極的に抱きしめたり身体接触は多かったが、他児に対しては、乱暴に扱ったり、泣いたまま1時間以上放置するといったことも報告された。

##### 【児童養護施設】

- ・中3女兒から職員に好意を寄せる言動が見られ、夜間二人で会い、キスしたり抱きしめたりするようになる。職員が夜勤中、施設内のリビングで性行為に至る。深夜、職員が施設に女兒を迎えに行き、職員の自宅で性行為を行う。また外出した女兒と待ち合わた際にも同様の行為あり。
- ・職員と本児とで SNS の連絡先を交換。その後、職員の勤務時に、本児の求めに応じてキスをした。以降、夜勤の都度、ホール、公務室、居室などでキスや抱き合うなどの身体接触を繰り返す。休みの日にも複数回にわたって施設の外でデートをした。職員の勤務時に、職員の性器を本児に触らせる、本児の口内に射精する、本児の性器を触り、指を挿入するなどの行為をした。
- ・職員が宿直の日に、児童が生活するグループホームにおいて、本児とキスや性交渉及び性交類似行為、わいせつな行為をした。当該職員が宿直の都度、深夜に行われており、性器挿入行為については、他の入所児童らが登校後の午前中に行われた。
- ・職員が子どもに対し性器挿入するなどの性行為、わいせつ行為をした。他児が就寝した時間帯に、公務室内の和室及び本児の居室等において、複数回に渡って行った。

本事案に先立ち、当該職員による別の児童に対する身体的虐待、心理的虐待と思われる行為も報告されていたが、厳格な指導が行われていなかった。”

- ・子どもの入院時に、病室内において本児を抱きしめるといった性的な身体接触があった。それ以上の性的な接触は否定。職員は、自らに妻子がありながらも、手紙、電話、SNS など多様な通信手段を用いて、本児に対して、「付き合ってほしい」などといった交際を求めるようなメッセージを送信していた。
- ・職員が、小学校高学年女兒に対し、いけないことだと理解しつつも、本児がマッサージをしてほしいと思っているのだと解釈し、内腿をさするといった性的な身体接触をしていた。
- ・高校男子児童が、夜間に眠れなかったため、服薬を求めて当直室をノックして呼びかけたが、反応がなかった。部屋を覗いたところ、職員が下着を下げて男性器が見える状態のまま、携帯電話で性的なサイトを閲覧しながら一時的に寝てしまっていたところを目撃した。
- ・職員が被害女兒とその弟を就寝させるため、3人で布団に入っていた。その際、下着の中に手を入れられ、お尻や陰部を触られたとの女兒からの訴えがあった。

##### 【児童心理治療施設】

- ・職員が性教育目的でUSBメモリスティックにアダルト動画データを入れて被害児童に渡していた。

##### 【自立援助ホーム】（全体の集計値には含めていない）

- ・入居する2名の女兒に対し、「お風呂に一緒に入るか」との発言がある。うち1名に対し、食事中に、性的描写のあるテレビ番組を見せ、児童が不快な気持ちになった。

### 【里親】

- ・本児が就寝中に、里父が本児の胸を触り、へそや陰毛、乳首を舐める、陰部へ指を挿入する等の行為を5回ほど行っていた。
- ・里父と被害児童が2人きりのとき、里父から抱きつかれたり、頬ずりや口にキスされることなどが10回以上あった。

### 【ファミリーホーム】

- ・学校でのアンケートにより、就寝後に里親の部屋に行き、性被害を複数回受けたことが把握された。別の児童は、里親の質問に答えない等があり、里親から体罰を複数回受けた。また別の児童については、他児と争いをしている際に、里親から体罰を受けた。他の児童についても、学校等で課題行動があった際に、里親から体罰を複数回受けた。
- ・高校女子が寝ている部屋に、里父が起こす際の行為として頬にキス、服の上から胸を触る、服をめくって、股間を触ることが数日間あった。

### 【障害児入所施設】

- ・別の子どもを寝かしつけていた職員が、高校女兒に対し、「散髪した髪がかわいいね」と頭をなでて、耳たぶを触った。

### 【指定医療機関】

- ・当該施設に入院している児童に対し、理学療法士がリハビリ中にベッドで仰向けの児童にまたがるような姿勢で、自分の顔を近づけキスを求める発言した。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～令和2年度)

○届出・通告者

(単位:件、[ ]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員・受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.9]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
令和元 年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和2 年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	42 [10.8]	10 [2.6]	389 [100]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件、22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件、30年度:246件、令和元年度:290件、令和2年度389件

※児童家庭支援センター及び児童委員はその他に含む



## ○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
21年度	59 [27.6]	121 [56.5]	18 [8.4]	198 [92.5]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]
令和2年度	121 [31.3]	217 [53.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[ ]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.3]	9 [15.3]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
令和元 年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和2 年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]

## ○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.8]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和2年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]

**児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉**

（被措置児童等虐待）

**第33条の10** この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

**第33条の11** 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

**第33条の12** 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通

告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

**第33条の13** 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

**第33条の14** 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第1項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第1項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

**第33条の15** 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福

社審議会に報告しなければならない。

- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

**第33条の16** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

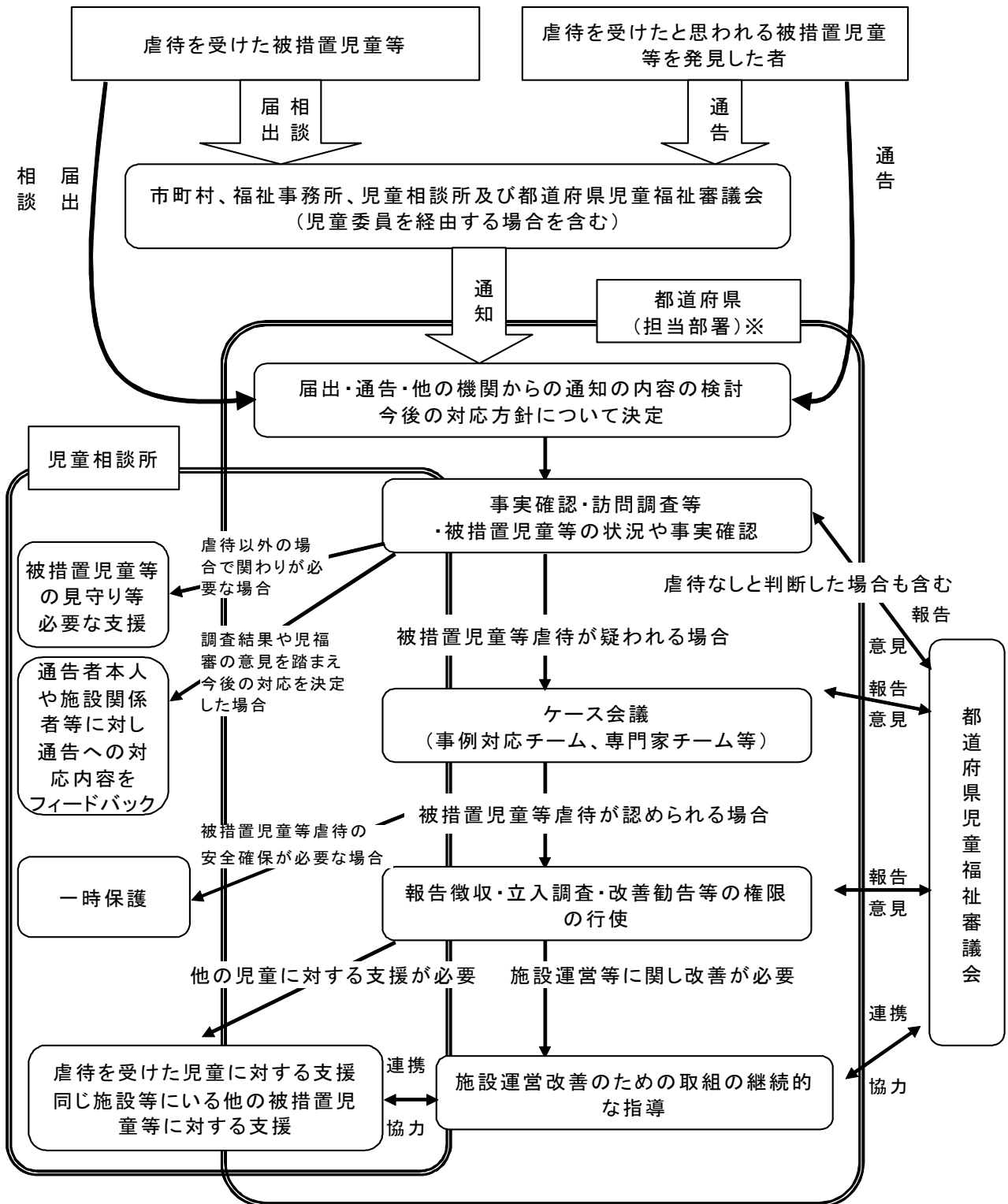
**第33条の17** 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

#### 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

**第36条の30** 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

### 被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

事務連絡  
令和4年6月2日

各 都道府県 民生主管部局 御中  
市区町村

厚生労働省  
社会・援護局保護課  
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
子ども家庭局家庭福祉課

#### 高等教育の修学支援新制度の周知等について

平素より生活保護行政、生活困窮者自立支援行政及び児童福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

被保護世帯の子どもに対する大学等進学支援については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正により、新生活の立上げ費用を支給する進学準備給付金を創設するなど、支援策の充実を図ってきたところです。更に、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、令和2年4月から、真に支援が必要な低所得者世帯の者（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生）に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度も実施されています。

今般、虐待等により保護者の元から避難した大学生等が、一時的に生活に困窮し、修学を継続することが困難となる場合があることを踏まえ、文部科学省において、高等教育の修学支援新制度の運用が見直されたことに伴い、別添のとおり事務連絡が発出されたところです。

これらを踏まえ、下記のとおり、虐待等により保護者の元から避難し、一時的に生活に困窮する大学生等や、大学等進学を希望する生徒のいる生活保護世帯への支援に当たって留意いただきたい事項をお示ししますので、御了知の上、管内の保護の実施機関、自立相談支援機関及び児童相談所への周知徹底をお願いします。



また、高校生世代の子どもがいる被保護世帯等、支援を必要とする世帯に幅広く情報が伝わるよう、市町村関係部局、子どもの学習・生活支援事業の実施者、自立相談支援機関、家計改善支援事業の実施者、生活福祉資金の貸付窓口その他の関係機関に対しても周知をお願いします。

## 記

### 1 虐待等により保護者の元から避難した大学生等への支援について

#### (1) 高等教育の修学支援新制度等の運用の見直しの概要

大学等に在学中の学生が、虐待等により保護者の元から避難した場合、一時的に生活に困窮し、修学を継続することが困難となる場合がある。

高等教育の修学支援新制度では家計基準が設けられており、上記の場合は、独立生計者として学生・生徒本人の所得・資産のみで判定した上で、基準を満たせば支援対象となるものである。一方で、在学中に採用申込みを行うことができる時期は、虐待等により保護者の元から避難した場合、春と秋の定期採用の募集に限られていた。

今般、支援の更なる充実の観点から、文部科学省において運用を見直し、高等教育の修学支援新制度の利用について、春と秋の定期募集に加え、家計急変による随時採用も併せて利用できることとした上で、貸与型奨学金についても同様に家計急変による随時採用を認めることとされた。

#### (2) 虐待等により保護者の元から避難した大学生等への支援

虐待等により保護者の元から避難した大学生等から保護の実施機関、自立相談支援機関及び児童相談所に対して支援を求める相談があった場合、本人からの相談内容に応じ、まずは各機関において、病気を理由とする休学等を伴う保護の開始、家計改善支援事業や一時生活支援事業の利用、自立援助ホームへの入所のあっせん等、活用が可能な支援を着実に実施されたい。併せて、本人に修学継続の意欲がある等、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金の利用が可能と見込まれる場合は、本人に対して速やかにこれらの制度の随時採用等の申込みを大学生等の通っている大学等に行うよう促されたい。(参考1及び2参照)

また、高等教育の修学支援新制度による給付型奨学金の振込みや、貸与型奨学金の振込みまでの間の生活費が不足する場合は、緊急小口資金の活用も考えられることから、学生等本人の相談内容に応じ、本人が当該貸付の申請を市区町村社会福祉協議会に行うことも併せて促されたい(参考3参照)。

なお、家計急変による随時採用は、虐待等により保護者の元から避難した場合に加え、災害、生計維持者の死亡、事故、病気による就労困難及び非自発的失業の場合に利用が可能であることから、これらの事由により生活に困窮する大学生等から相談があった場合にも同様に対応されたい。

## 2 大学等進学を希望する生徒のいる被保護世帯への支援について

### (1) 子どもの大学等への進学に向けた関心を高めるための支援

子どもの大学等進学を促進するためには、高校生及びそれ以前より、高校卒業後の進路の一つとしての大学等進学を周知し、子どもの大学等進学についての関心を高めるよう働きかけることが重要である。このため、日々の家庭訪問等の機会において、高校生及びその保護者に対する大学等進学に関する様々な情報提供や、高校卒業後の進路に関する早期からの相談及び助言等の支援に努められたい。

あわせて、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する支援を効果的に行うため、子どもの学習・生活支援事業の積極的な実施に努められたい。

同事業では、高校中退防止や進路選択に向けた情報提供等（公的支援や奨学金など）を実施している自治体もあることから、事業の実施に当たって参考にされたい。

### (2) 高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金等の積極的な周知等

高校生及びその保護者等に対して、改めて、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金、国の教育ローンを積極的に周知するとともに、大学等進学を希望する者に対しては、これらの活用を促されたい（参考1及び2参照）。

また、上記の制度の周知に当たっては、高等教育の修学支援新制度による給付型奨学金の支給が決定されるまでの間のつなぎとして、貸与型奨学金や国の教育ローンを利用することができる点について留意されたい。

### (3) 大学等進学に要する費用の確保の支援

大学等進学に要する費用の確保を支援するため、高校生のアルバイト代並びに国の教育ローン及び各種奨学金に関する収入認定除外について、子どもが中学校や高等学校等に就学中の間から、子ども及びその保護者に対し積極的に周知した上で適切に実施されたい（参考4及び5参照）。

あわせて、より効果的な支援を行う観点から、大学等への進学を検討している被保護世帯に対する被保護者家計改善支援事業の積極的な実施に努められたい。

(参考1) 高等教育の修学支援新制度の概要

高等教育の修学支援新制度は、低所得者世帯（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）の学生に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置する制度であり、生活保護世帯出身の学生の場合は、原則として父母及び本人の所得及び資産により判定し、父母が生活保護を受けていれば制度の対象となる。

支援対象者の学業成績・学修意欲に係る要件として、大学等への進学前は、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認することとしている。一方で、大学等への進学後は、その学修状況について、成績が学部等の下位4分の1の場合に警告、2年連続して警告に該当した場合には支援を廃止する等の厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしている。

採用方法としては、高校3年生等向けの予約採用及び大学等の在学生向けの在学採用の2種類がある。

(参考2) 貸与型奨学金（第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子））

給付型奨学金に加え、学力基準・家計基準に照らし幅広い世帯の者を対象に、奨学金の貸与を受けることが可能。

貸与月額は、学校の種類や通学形態等によって異なるが、第一種奨学金の最高月額は64,000円、第二種奨学金の最高月額は120,000円。

(参考3) 緊急小口資金の概要

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行うもの。対象者は低所得世帯等。貸付上限額は10万円以内。申し込み後には、各都道府県社会福祉協議会による審査がある。

(参考4) 高校生のアルバイト代に関する収入認定除外の取扱い

勤労控除（基礎控除・未成年者控除等）とは別に、大学進学に係る以下の費用を収入認定しないこととできる。

- (a) 学習塾費等、高等学校就学費の支給対象とならない学習費（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の問58）
- (b) 事前に必要な受験料（交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。）及び入学金（課長通知第8の問58-2）
- (c) 就学に伴って直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居費用（課長通知第8の問58-2）

(d) 国の教育ローンの償還金（課長通知第8の間58-2）

なお、上記の(b)から(d)までについては、以下の点が求められる。

- 本人の意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること
- 自立支援計画を策定の上、収入認定除外によって生じた金銭を別に管理し定期的に報告を行うことが可能であること

(参考5) 国の教育ローンや各種奨学金に関する収入認定除外の取扱い

当該金銭の受領者が高校生の親である場合であっても、自立更生計画を策定の上、以下の費用を収入認定しないこととできる（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2の(3)のイ、課長通知第8の間40の(2)）

(e) 学習塾費等、高等学校就学費の支給対象とならない学習費

(f) 大学等への就学後に要する費用として、大学の授業料や生活費その他就学のために必要と認められる最小限度の額

なお、上記の(f)について、その償還金を親の収入から控除することはできないが、当該高校生が大学進学し被保護者でなくなった後に、償還金に充てるための金銭を出身被保護世帯に恵与した場合、その金銭は収入認定除外できるとしている。（局長通知第8の4の(3)、課長通知第8の41-2）

(参考6) 世帯内就学に伴う世帯分離の取扱い

大学等への進学にあたって、生活保護世帯の出身者が大学に通学する場合は、局長通知第1の4の(2)の要件を満たした場合に世帯分離の対象となる。

この場合、本人への扶助は行われなくなるが、給付型奨学金やアルバイト等の収入については、生活保護制度の制約を受けずに使用することができる。さらに、この場合において、住宅扶助費は減額されないこととしている。（課長通知第7の間52）

(別紙参考資料)

1. 虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する大学生等の生活費の支援について
2. 家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

高等教育の修学支援新制度において、学生等が家庭内暴力から避難するために父母と別居した場合、家計急変による随時採用の申請対象とする取り扱いの変更を行いました。経済的に厳しい状況にある生徒が進学を断念することがないよう、周知への御協力をお願いいたします。

事務連絡  
令和4年5月31日

各 国 立 大 学 法 人  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
各 学 校 法 人  
放 送 大 学 学 園  
大学を設置する各学校設置会社

高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

#### 高等教育の修学支援新制度の取扱いの変更等について（周知）

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年4月から、生活保護世帯や住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象に、大学・短期大学・高等専門学校（4年生及び5年生）・専門学校に通う際の授業料等の減免と返済不要の給付型奨学金の支給を行う「高等教育の修学支援新制度」を実施しております。

さて、本制度では、原則として父母を生計維持者として家計基準の判定を行いますが、家庭内暴力から避難するために父母と別居している場合、独立生計者として学生・生徒本人の所得・資産のみで判定し、家計基準を満たせば支援対象となります。ただし、現状、春と秋の年2回の定期採用において申請対象としているものの、家計急変による随時採用の申請対象としてはおりません。

そのため、在学中に避難した場合、避難の時期によっては長期間支援を受けられず、修学の継続が困難になることも考えられることから、この度、令和4年7月1日（金）より、家計急変による随時採用においても申請対象とすることとしました。

つきましては、添付のとおり関係資料について送付しますので、本取扱いの変更に関する学生等への周知等について、よろしくお願い致します。

また、本取扱いの変更に伴う給付奨学金の家計急変における申請方法など詳細については、後日、改めて日本学生支援機構から確認大学等に直接通知いたします。

なお、令和4年6月30日（木）以前に、当該事情による学生等から申請の相談があった場合については、現在、日本学生支援機構において定期採用の申請を令和4年6月30日（木）まで受け付けていることを踏まえ、定期採用で御推薦いただくよう御対応をお願い致します。

(送付資料)

1. 高等教育の修学支援新制度の概要
2. 家計が急変した学生等への支援について
3. 授業料等減免事務処理要領（第3版）巻末資料  
参考資料4「家計急変時の支援に関する学生等への案内（詳細版）」
4. 公的機関による保護証明書（証明書様式【随時採用専用】）

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課  
高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3505）

e-mail: [gafutankeigen@mext.go.jp](mailto:gafutankeigen@mext.go.jp)

※ お問合せは、メールにてお願いします。

# 2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！



## 対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校に通う学生が支援を受けられます。



## どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



進学先で学ぶ意欲がある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

## 世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)

上限額



上限額の2/3



上限額の1/3



進学資金シミュレーター



自分が支援の対象になるか調べてみよう。

年収目安

～270万円  
住民税非課税世帯  
〈第Ⅰ区分〉

～300万円  
〈第Ⅱ区分〉

～380万円  
〈第Ⅲ区分〉

注) 年収目安は、兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

## 給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。  
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

### 給付型奨学金の支給額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約35万円	約80万円
	私立	約46万円	約91万円
高等専門学校	国公立	約21万円	約41万円
	私立	約32万円	約52万円



## 授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。  
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

### 授業料等の免除・減額の上限額(年額)

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



# 家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度  
～授業料等減免・給付型奨学金～)

送付資料 2

## 趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

## 家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

**父母等による暴力等からの避難（※1）、**  
生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、  
**失職（※2）、災害等**（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）  
**（※1）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付**  
**（※2）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。**



## 原則

## 家計急変の場合の特例

申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） <b>※申請日の属する月の分から支給開始</b>
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の <b>見込額</b> を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

## 支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。



## 家計急変時の支援に関する学生等への案内（詳細版）

予期できない事由（下表該当事由）により、家計が急変した場合は、授業料等減免及び（日本学生支援機構が実施する）給付型奨学金の緊急支援を申し込むことができます。

## 1. 家計急変の事由と証明書類

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、緊急支援を申し込むことができます。

事由（※注1）	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票の除票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（若しくは両方）又は本人が <u>事故若しくは病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・（被雇用者の場合）雇用主による病気休暇（休職）等に係る証明書（※注2）
C：生計維持者の一方（若しくは両方）又は本人が <u>失職</u> （非自発的失業（※注3）の場合に限る。）	下記の <u>いずれか</u> ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者又は本人が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ②被災により、生計維持者の一方（若しくは両方）が生死不明若しくは行方不明又は生計維持者の一方（若しくは両方）若しくは本人が就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書
E：本人が父母等による <u>暴力等から避難</u> するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（※注4）	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）

## 【注】

- (1) 本制度は、低所得世帯の学生等に限って支援の対象とするものであり、家計が急変する事由が生じたことにより、収入が減少していることが前提となります。このため、収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、本制度の緊急支援の対象としては想定していませんが、年2回実施する定期的な申し込みや、貸与型奨学金緊急・応急採用への申込は可能です。（審査の上、要件を満たす場合はこれらの支援の対象となります。）
- (2) 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書（様式又

はこれに準ずる書面)の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。

- (3)「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の離職理由コード【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】に該当する場合をいいます。

1A(11) 解雇(3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む)
1B(12) 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21) 雇い止めによる解雇(期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき)
2B(22) 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C(23) 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合)
2D(24) 契約期間満了により退職(更新について、更新なしと明記があった場合等で、労働者、事業主同意のもとに計画期間満了となり退職)
2E(25) 定年退職、移籍出向
3A(31) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32) 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33) 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヵ月以上)
3D(34) 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヵ月未満)
4D(40) 正当な理由のない自己都合退職
4D(45) 正当な理由のない自己都合退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2ヵ月以上)
5E(50) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職
5E(55) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2ヵ月以上)

上記の「非自発的失業」に該当しない、下記の事由については、被災した場合(前頁表中Dに該当する場合)を除いて、授業料等減免及び給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはなりませんが、年2回実施する定期採用への申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能です。(審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となります。)

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業(次頁(3)参照)に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者(会社経営者等)の 離職

- (4) この事由の対象となるのは、

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第36条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者(避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む)

です。

なお、父母がもう片方の父母から暴力等を受け、これから退避するために同伴されて上記の施設等において保護又は一時保護を受けることとなった者も対象となり得ます。また、本人が自身

の配偶者から暴力等を受けた場合にもこの事由の対象となり得ます。

(5) 本人の事由によるものであっても、生計維持者と同様の証明書類が必要になります。

## 2. 支援対象者の要件（基準）

- (1) 所得：年間所得の見込額（家計急変後の所得を基に推計）が、基準を下回ること
- (2) 資産：家計急変以外の場合と同じ（申込・届出時点で当該基準を下回ること）
- (3) 学業その他：家計急変以外の場合と同じ

## 3. 申込に必要な書類（提出書類）

申込時、下記の書類全てを提出する必要があります。

- ① 申請書（様式）
- ② 事由に関する証明書類（1. の表に掲げる証明書類）
- ③ マイナンバー提出書類（学生本人 及び 全ての生計維持者（ただし、死亡の場合、当該生計維持者の分は提出不要））  
※所属の学校を経由せず、学生本人から日本学生支援機構に直接送付します。
- ④ 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の事由発生後の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡の場合かつ生計維持者に変更がない場合、提出不要）
  - ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）  
※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要
  - ・その他の所得がある場合、それを証明する書類  
※住民税の課税対象となる全ての所得を含みます。（住民税の課税対象とならない収入は申告不要です。）
- ⑤ 学生本人及び全ての生計維持者の最新の所得（課税）証明書（ただし、死亡の場合、当該生計維持者の分は提出不要）

#### 4. 申込・支援開始までの流れ

##### ① 事前相談

予期できない事由（1. の表に掲げる事由）により、家計が急変した場合、その事由が発生したときから3カ月以内に（進学前に家計が急変した新入生については入学後すぐに）、所属する大学等に、「事前相談」を行ってください。この事前相談において、必要な書類や今後の手続きについて、詳しい説明を受けてください。

##### ② 申請

予期できない事由の発生から3か月以内に3. に掲げる書類を、所属大学等に提出してください。（あわせて給付型奨学金を申し込む者については、所属大学等からまとめて、日本学生支援機構に提出されます。）

##### ③ 審査

所属大学等及び日本学生支援機構において、提出書類等を確認の上、審査を行います。

##### ④ 採用・支援開始

③の審査の結果を受けて、採用された者については、速やかに支援を開始します。

#### 5. 支援中の届出（必須）

支援開始月から3カ月毎（事由発生から15カ月経過後は、事由発生の翌々年10月までの間1年毎）に、下記の書類を提出する必要があります。書類の提出の遅れや不備によって、当該期間の支援が中断される場合があります。

##### ① 家計急変現況届《給付奨学金》、継続願《授業料減免》

##### ② 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡の場合は、再婚等による生計維持者の変更がない限り提出不要）

- ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）

※申込時に提出したものに追加して提出

※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要

- ・その他の所得がある場合、それを証明する書類

#### 6. 支援中の額の変更等

5. で提出された資料に基づき、3カ月毎（事由発生から15カ月経過後は、事由発生の翌々年10月までの間1年毎）に審査を行い、支援区分（第Ⅰ区分（満額支援）、第Ⅱ区分（2/3支援）、第Ⅲ区分（1/3支援））を判定します。判定の結果、支援額が変更になったり、支援が停止されたりすることがあります。

なお、家計急変の場合に限らず、本制度においては、学業の基準を満たさないと判定された場合は支援の打ち切りになることがありますので、しっかり学業に励むことが重要です。学校から懲戒処分を受けた場合なども支援の打ち切りになることがあります。

◎ 手続の時期と内容

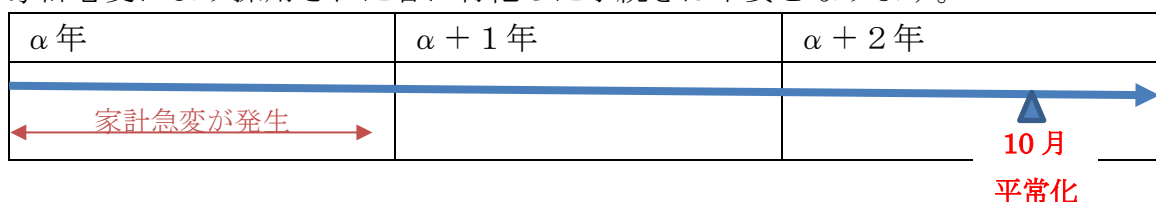
時期 (例)	手続内容
N月 (例: 5月)	★家計急変の事由発生 (例: 5月3日)
N+1 ~ N+3 月 (6月~8月)	【学生→大学等】 事前相談、申請手続き (例: 5/3 に事由発生であれば、8/3 が申請期限) 【学生等→大学等 (→機構)】 ※ (N+1月~N+3月) の所得証明等を提出
N+4 月 (9月)	【(機構→) 大学等→学生等】 認定、結果通知、支援開始 ※申請を行った月分からの支援となります。
N+7 月 (12月)	【学生等→大学等 (→機構)】 家計急変現況届等 ※ (N+1月~N+6月) の所得証明等を提出 【(機構→) 大学等→学生等】 適格認定、結果通知、(要すれば) 支援区分変更
N+10 月 (3月)	【学生等→大学等 (→機構)】 家計急変現況届等 ※ (N+1月~N+9月) の所得証明等を提出 【(機構→) 大学等→学生等】 適格認定、結果通知、(要すれば) 支援区分変更
N+13 月 (6月)	【学生等→大学等 (→機構)】 家計急変現況届等 ※ (N+1月~N+12月) の所得証明等を提出 【(機構→) 大学等→学生等】 適格認定、結果通知、(要すれば) 支援区分変更
N+25 月 (6月)	【学生等→大学等 (→機構)】 家計急変現況届等 ※ (N+13月~N+24月) の所得証明等を提出 【(機構→) 大学等→学生等】 適格認定、結果通知、(要すれば) 支援区分変更
平常化	【機構】 マイナンバー情報連携で所得情報を取得し、適格認定 【(機構→) 大学等→学生等】 結果通知、(要すれば) 支援区分変更

三カ月スパンで確認

一年スパンで確認  
平常化までの間、

(※) 平常化

α年1月から12月に家計急変事由が発生した場合、α+2年の10月分から平常化し、家計急変により採用された者に特化した手続きは不要となります。



## 7. 留意事項

### (1) 虚偽申告について

申込及び届出において申告した内容に虚偽があるなど不正が判明した場合、それまでに支援した額の最大1.4倍の額の返還を求めることがあります。申告内容の正確性を期すようにしてください。

### (2) 返還

虚偽申告の場合に限らず、学校から懲戒処分を受けたり、学業成績等が著しく悪いと判定されたりした場合、支援が打切りになるだけでなく、それまでに支援を受けた額の全部又は一部の返還等を行うことになる場合があります。

令和 年 月 日

## 証 明 書

下記の者については、父母等からの暴力等を理由として保護したことを証明する。

証明対象者氏名

証明対象者生年月日 年 月 日

保護施設への入所年月日 年 月 日

所 在 地

証明機関名称及び代表者氏名

電 話 番 号

公的機関が、公的機関以外の民間の保護施設（自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルター等）において保護されていることを証明する場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地（※）

保護施設名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

〔注意事項〕

- 1 「証明書欄」は、自治体等の公的機関が記入すること。
- 2 この証明書は、父母からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び婦人相談所、障害者虐待に関する相談・通報窓口、自治体等の公的機関が発行するものであり、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」）の奨学金に係る家計急変採用又は緊急・応急採用に申請する際、必ず申請者本人（学生等）から機構へ提出すること（機構の奨学金に申し込まず、授業料等減免のみ申請する者の場合、所属する学校へ提出すること）。
- 3 なお、この証明書は、申請者に対し父母からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意すること。

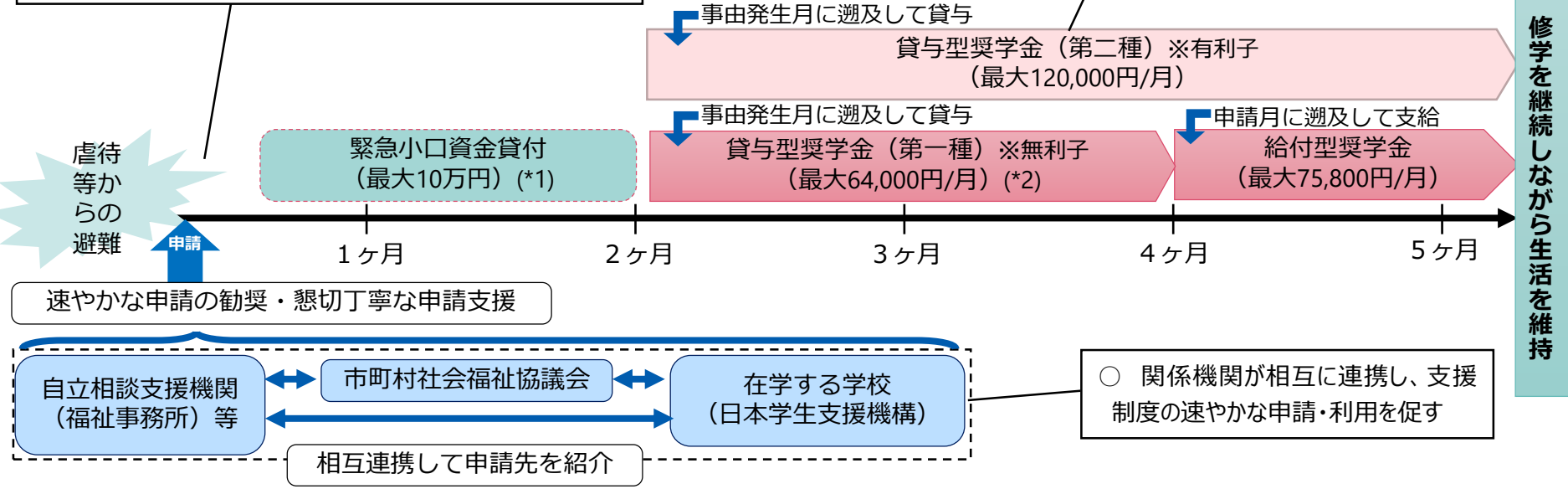
# 虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する大学生等の生活費の支援について

○ 大学生等が虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する場合の対応として、修学支援新制度（授業料等の減免・給付型奨学金）や、貸与型奨学金の速やかな活用が重要。奨学金の振込みまでの間の生活費が不足する場合には、緊急小口資金貸付の活用も考えられる。

## 生活費に関する支援の枠組み

○ 速やかな申請につなげるため、家庭内暴力（DV）により父母と別居している学生自身を生計維持者として取り扱う際の、証明書類の様式例を策定（父母等からの暴力等を理由として保護したことの証明書等）

○ 家庭内暴力を受けた場合、家計急変時の特例（随時申込み）が可能  
（申請から支給までの期間が、従来の2～3ヶ月から、貸与型で最短1ヶ月半まで短縮される）



\*1 申請から支給まで最短で約1週間程度。  
 \*2 給付型奨学金の受給中は無利子奨学金の貸与が受けられない（併給制限）。  
 \*3 現行制度上も、家庭内暴力を受け避難した場合、定期採用（4月/10月）は利用できる。

※ 生活費だけでなく当面の居場所も確保できない場合は、一時生活支援事業、自立援助ホーム、民間シェルター等の利用も考えられる。  
 （一時生活支援事業は、住居のない生活困窮者に対し、宿泊場所や衣食の供与等を実施。自立援助ホームは、義務教育終了後の児童等に対し、日常生活上の援助や生活指導を実施。）



# 家計が急変した学生等への支援について (貸与型奨学金)

別紙参考資料 2

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。(平成11年度創設)

## 緊急採用 (無利子) 奨学金

## 応急採用 (有利子) 奨学金

対象学校種	大学・短大、大学院 (修士課程・博士課程)、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院 (修士課程・博士課程)、 高等専門学校 (4・5年生)、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	<b>家計急変 (失職、災害等) 後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定</b>  (基準) 一定年収 (700~1,290万円※) 以下 ※子ども 1人~3人世帯の場合	<b>家計急変 (失職、災害等) 後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定</b>  (基準) 一定年収 (870~1,670万円※) 以下 ※子ども 1人~3人世帯の場合
採用時期	<b>随時</b>	<b>随時</b>
貸与月額	通常の第一種奨学金 (無利子) と同額	通常の第二種奨学金 (有利子) と同額

**貸与月額** ※貸与月額は学生等が選択 (下表の通り上限額あり)

### 第一種奨学金 (無利子)

	大 学				短期大学・高等専門学校 (4・5年生)・専修学校 (専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額				50,000円				50,000円
	30,000円	40,000円	40,000円	40,000円	30,000円	40,000円	40,000円	40,000円
	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

### 第二種奨学金 (有利子)

2万円~12万円 (1万円単位)

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可  
※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

(参考) 【第二種奨学金 貸与利率 (令和3年3月現在)】

- ・利率見直し方式 : 0.004%
- ・利率固定方式 : 0.268%

※ 家計収入 (年額) が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 児童福祉主管部局 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

里親名簿の登録等に係る通知の利便性の向上について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

里親として児童の養育を行う際、様々な機会において、里親とその委託児童の関係性を明らかにしなければならない場面があり、そうした場面において里親が円滑に対応できる方策を講じることが重要です。

こうしたことは以前から指摘されており、自治体によっては、独自に作成した携帯用の証明書の発行を行うなど、里親の負担軽減のための方策が講じられているところですが、今年度、公益財団法人全国里親会より、全国統一の里親身分証明書の導入について、当省に要望があり、改めて必要な方策の検討を行いました。

既存の仕組みを踏まえつつ、速やかに対応することができる方策として、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の42に基づき行われている養育里親希望者等への里親名簿の登録に関する通知について、これまでと同様に通知を行うほか、当該通知を容易に携帯できる大きさ（一般的に用いられている名刺と同様の大きさや、児童福祉法施行規則に定める各種証明書（同規則第3号様式等）と同じ大きさ（縦10センチメートル、横8センチメートル））にしたものを用意することが考えられます。この際、携帯用のものは、通知の原本ではなく、通知の写しとして発行することも考えられます。

また、身分を証明する機会において、顔写真が入ったものの提示を求められることもあることから、携帯用のものについては、顔写真を付けることにより、利便性が向上することが考えられます。既に、独自に里親の身分証明書を発行している自治体においても、こうした点を含め、改めてご検討下さい。なお、全ての里親の類型（養育里親、専門里親、養子縁組里親及び親族里親）に対して同様の対応を行うことが適当です。

里親の登録に関する事務を行っている自治体においては、別紙の例を参考にして、上記の方策の実施について検討していただき、里親家庭における児童の養育がより円滑に行われるよう、積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

Mail: [shakai-yougo@mhlw.go.jp](mailto:shakai-yougo@mhlw.go.jp)

TEL: 03-5253-1111 (内線 4878、4860)

(参考)

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（抄）

第三十六条の四十 法第三十四条の十九に規定する養育里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 住所、氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態
- 三 同居人の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態
- 四 養育里親研修を修了した年月日
- 五 一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨
- 六 専門里親の場合にはその旨
- 七 その他都道府県知事が必要と認める事項

2 法第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 住所、氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態
- 三 同居人の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業及び健康状態
- 四 養子縁組里親研修を修了した年月日
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

第三十六条の四十二 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の申請書を受理したときは、当該養育里親希望者が第一条の三十五に規定する要件（専門里親希望者については、第一条の三十七に規定する要件）に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと（専門里親については、専門里親として登録し、又はしないこと）の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前条第三項の申請書を受理したときは、当該養子縁組里親希望者が次のいずれにも該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養子縁組里親名簿に登録し、又はしないことの決定を行わなければならない。

- 一 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること。
- 二 経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）。
- 三 養子縁組里親研修を修了したこと。

3 都道府県知事は、前二項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者、当該専門里親希望者又は当該養子縁組里親希望者に通知しなければならない。

養育里親名簿への登録に関する通知（携帯用）の例

養育里親名簿登録通知書				
顔写真		年 月 日		
		様		
都道府県知事（市長）				
申請者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
登録番号			登録年月日	年 月 日
			有効期間満了日	年 月 日

(※) 本通知書は、養育里親の場合の例示であり、養育里親以外の里親についても同様に対応すること。

養育里親名簿への登録に関する通知（携帯用）の例

養育里親名簿登録通知書

年 月 日

顔写真

様

都道府県知事（市長）

申請者	氏名		生年月日	年	月	日
	住所					
登録番号			登録年月日	年	月	日
			有効期間満了日	年	月	日

(※) 本通知書は、養育里親の場合の例示であり、養育里親以外の里親についても同様に対応すること。